

第35期 第1回 横浜市児童福祉審議会（総会）

開催日時：令和6年11月5日（火）午後6時30分～

開催方法：ハイブリット開催（みなと1.2.3会議室）

次 第

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 委員の紹介
- 3 審議会の概要説明
- 4 議題
 - (1) 正副委員長の選出
 - (2) 部会所属委員の指名
- 5 報告事項
 - (1) 各部会からの報告
 - (2) 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告
 - (3) 令和5年度 被措置児童等虐待について
 - (4) 横浜市こども・子育て基本条例について
 - (5) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）素案の検討状況について
 - (6) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画素案の検討状況について
 - (7) その他

資料1	第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・臨時委員名簿
資料2	第35期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿
資料3	児童福祉審議会の概要、横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料4	部会報告 里親部会
資料5	部会報告 保育部会
資料6	部会報告 児童部会
資料7	部会報告 障害児部会
資料8	部会報告 放課後部会
資料9	「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告
資料10	令和5年度 被措置児童等虐待について
資料11	横浜市こども・子育て基本条例について
資料12	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）素案の検討状況について
資料13	第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画 素案の検討状況について
参考資料1	令和5年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書
参考資料2	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）素案
参考資料3	第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画 素案

第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	あかし よういち 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	【新】 いしうち あきら 石内 亮	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
5	【新】 いしかわ まさみ 石川 正美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事
6	【新】 いなだ りょうた 稲田 遼太	一般社団法人ラシク045
7	【新】 おおぞの ひろこ 大園 啓子	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
8	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
9	おぎぞ ひろし 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
10	くぼその ゆうこ 久保蘭 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
11	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
12	こばやし おさむ 小林 理	東海大学健康学部 教授
13	さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
14	さかもと こういち 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
15	しがや まさし 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
16	たかはし あつし 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
17	たなべ ゆうじ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
18	パング きえ パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
19	【新】 ひろない ちあき 廣内 千晶	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター助教
20	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
21	もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授

第35期横浜市児童福祉審議会 臨時委員名簿

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等
保育部会	おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
	おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
児童部会	もりやま なおと 森山 直人	東京経営短期大学 非常勤講師
放課後部会	【新】かねふじ 心ゆ子 金藤 心ゆ子	文教大学人間科学部・大学院人間科学研究科 教授
	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国士舘大学文学部 教授
	たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	ほしな ゆうこ 保科 優子	横浜市小学校校長会 副会長
	まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
	みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会	かわごえ りか 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
	きむら あきこ 木村 明子	保育者の専門性研究会 世話人
	【新】しもたけ けいし 下竹 敬史	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 保育部会長
	【新】たかはし けいこ 高橋 慶子	全国国公立幼稚園・こども園長会会長/ 目黒区立みどりがおかこども園園長
児童虐待対応調査委員	むらた ようこ 村田 陽子	神奈川県弁護士会所属弁護士
	いずみ みちよ 泉 路代	神奈川県弁護士会所属弁護士
	【新】きむら ゆりこ 木村 ゆり子	横浜市人権擁護委員
児童虐待による重篤事例等検証委員会	【新】やまぎし あつし 山岸 敦志	神奈川県弁護士会所属弁護士
	ありもと あずさ 有本 梓	横浜市立大学大学院医学系研究科看護学専攻・医学部看護学科 地域看護学分野 教授
	かわさき しみひこ 川崎 二彦	子どもの虹情報研修センター センター長
	【新】ほしもと ようこ 橋本 陽子	神奈川県弁護士会所属弁護士
児童相談所一時保護所外部評価委員会	ふじた じゅんいち 藤田 純一	横浜市立大学附属病院 児童精神科医
	いちかわ やすひろ 市川 泰広	済生会横浜市東部病院 こどもセンター長
	おおつか ちあり 大塚 ちあり	横浜市教育委員/元小学校長
	【新】すえおか たかのり 末岡 隆則	神奈川県弁護士会所属弁護士
	おきの まさみ 沖野 真砂美	横浜市民生委員児童委員協議会 南区主任児童委員連絡会 代表
まつざか ひでお 松坂 秀雄	横浜市教育委員会事務局人権教育・児童生徒課カウンセラー統括/ 元東京福祉大学心理学部専任講師	

横浜市児童福祉審議会〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部 長	総務部長	武 居 秀 顕
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	総務部担当部長	白 井 正 和
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	片 山 久 也
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
	こども福祉保健部担当部長	柴 山 一 彦
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	保育・教育支援課長	大 槻 彰 良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八 木 慶 子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	槇 村 瑞 光
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	須 山 次 郎
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	野 澤 裕 美
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥 津 秀 子
	こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	障害児福祉保健課長	高 島 友 子
中央児童相談所支援課担当課長	木 村 知 香 枝	

事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課担当係長	生 野 元 康

横浜市児童福祉審議会の概要

1 趣旨

児童福祉法及び地方自治法施行令に基づき、里親の認定、家庭保育福祉員の認定、児童の施設入所の措置決定など、横浜市の児童福祉に関する事項を調査審議する附属機関として「横浜市児童福祉審議会」を設置しています。

2 権限

- (1) 市長の諮問に答えること
- (2) 関係行政機関に意見を具申すること。
- (3) 関係行政機関に対し、その職員の出席説明や資料の提出を求めること。
- (4) 個々の児童福祉行政に関し意見を述べること。

3 調査・審議事項

- ・ 里親等への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、及びこれらの措置を解除、停止、変更する場合、児童やその保護者の意向と一致しないときの意見（児童福祉法第27条第6項）
- ・ 被措置児童等虐待への市の措置に係る報告への意見（児童福祉法第33条の15）
- ・ 児童福祉施設の設備又は運営が条例で定める基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害であると認められるときの意見（児童福祉法第46条第4項）
- ・ 無認可児童福祉施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見（児童福祉法第59条第5項）等

4 委員

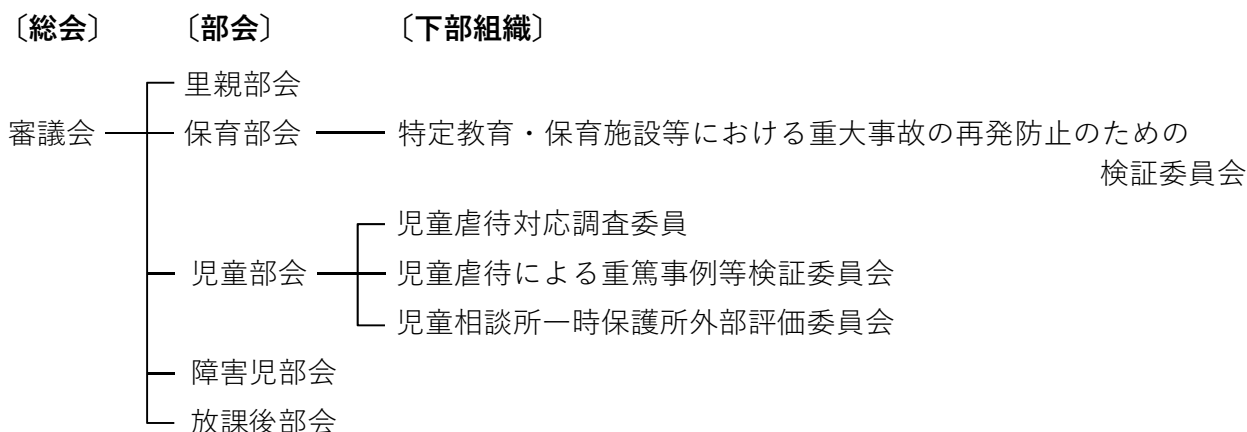
委員については、会議で審議していただく分野が多岐にわたるため、関係する様々な分野から委員にご就任をいただいています。

また、特定の分野を専門的にご審議いただくため、部会を設置しています。部会の委員には、本会議委員をはじめ、臨時委員にもご参加いただいています。

5 組織構成

審議会には、里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会の5つの部会を設置しています。

また、保育部会及び児童部会においては、専門的な検証、評価等を行うために下部組織を設置しています。



6 部会・下部組織について

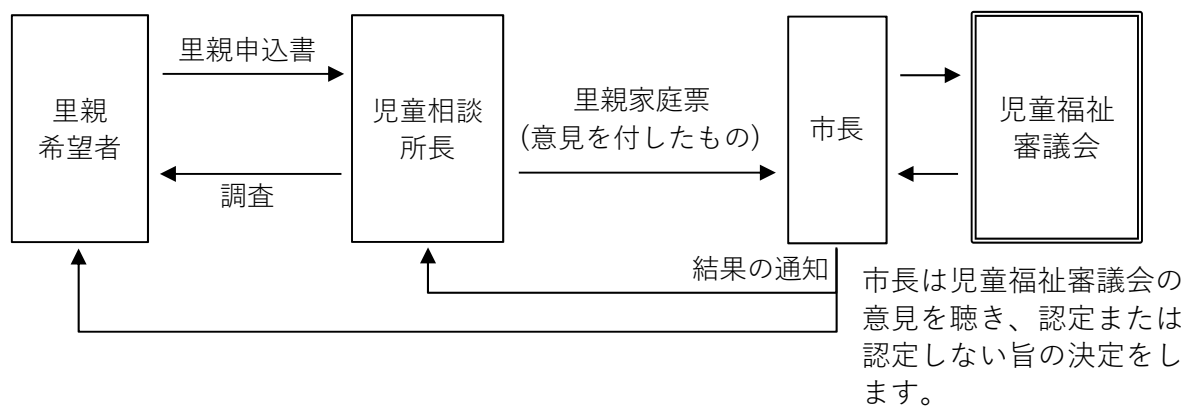
(1) 里親部会（委員5人・随時開催）

里親の認定、その他里親に関することを審議します。

ア 里親の認定

児童福祉法（第6条の4）で定義されている制度であり、この制度の意義は、家庭での養育に欠ける児童に、その全人格を養護し育成するための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、児童の健全な育成を図ることにあります。

【里親の認定方法】



イ その他、里親に関すること

里親認定の取消や登録更新等の報告、その他、里親に関することについて審議します。

(2) 保育部会（委員7人、臨時委員3人・随時開催）

保育所、家庭的保育事業等の認可に関すること、家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること、その他保育に関することを審議します。

ア 保育に関すること

家庭的保育事業等の認可に関すること、保育所の設置認可に関すること、家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること、その他保育に関すること（他の附属機関が所掌するものを除く）を審議します。

イ 下部組織（特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会）

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における子どもの死亡事故等の重大な事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な発生防止策を検討します。

(3) 児童部会（委員4人、臨時委員1人・月1回開催）

児童相談所の措置等にあたっての意見聴取、児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること、その他児童の援助に関することを審議します。

ア 児童福祉審議会への意見聴取の趣旨

児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようという趣旨によるものです。

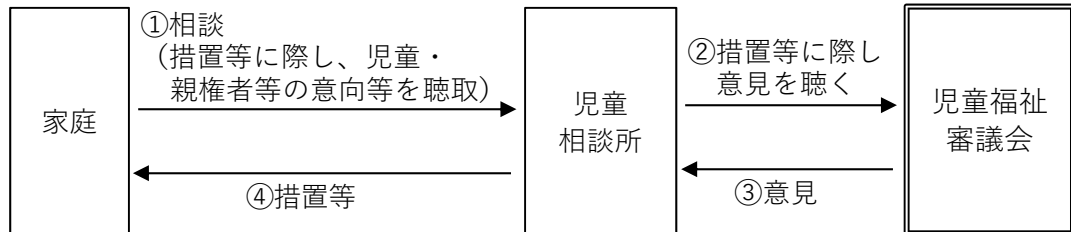
イ 児童福祉審議会の意見を聴く場合

児童相談所が相談に応じた事例について、以下の要件に該当する場合は児童福祉審議会に意見を聴かなければなりません。

(ア) 子ども若しくは親権者等の意向が児童相談所の措置と一致しない場合

(イ) 児童福祉法第 28 条に基づく申立て又は親権停止により施設入所した児童が家庭復帰する場合

(ウ) その他、児童相談所長が必要と認めるとき



ウ 被措置児童等虐待の児童福祉審議会への報告

横浜市被措置児童等虐待防止対応事務取扱要領（平成 24 年 1 月 12 日制定）に基づき、被措置児童等の虐待状況等について、児童福祉審議会に報告します。

エ 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先を審査します。

オ 下部組織

(ア) 児童虐待対応調査委員

主に施設内虐待について、第三者機関として調査を行います。

(イ) 児童虐待による重篤事例等検証委員会

児童虐待による重篤事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。

(ウ) 児童相談所一時保護所外部評価委員会

一時保護所の入所児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、居住環境や援助内容について、外部の有識者による評価を実施します。

(4) 障害児部会（委員 3 人・随時開催）

障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事、その他障害児の福祉に関する事を審議します。その他、障害児の福祉に関する制度改正や主要事業などについて意見交換を行います。

(5) 放課後部会（委員 2 人、臨時委員 8 人・随時開催）

放課後児童健全育成事業者への行政指導又は行政処分を行うにあたっての意見聴取、その他設備及び運営の基準に関する事を審議します。

ア 児童福祉審議会への意見聴取の趣旨

放課後児童健全育成事業者に対して、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号、以下「基準条例」という。）を遵守し、その設備及び運営を向上するように行政指導又は行政処分を行う際に、専門性や客観性の確保を担保するために意見聴取を行います。

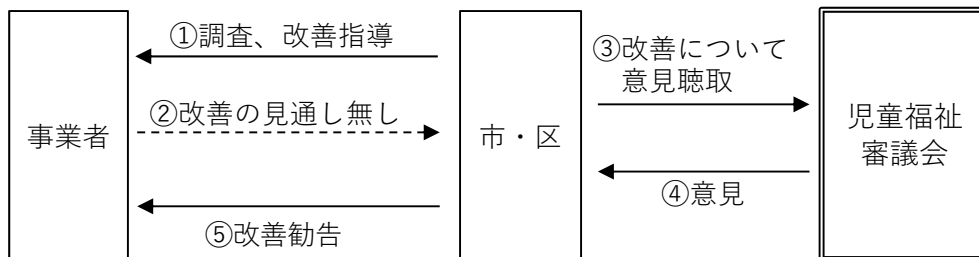
イ 児童福祉審議会の意見を聴く場合

放課後児童健全育成事業者に対して、基準条例に基づき、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるため、次のようなときに意見を聴きます。

- (ア) 基準条例を満たさない場合に行う指導の後、改善の見通しがなく、改善勧告を行うとき(※)
- (イ) 改善勧告を行ったにも関わらず改善の見通しがなく、事業の制限又は停止を命ずるとき(※)
- (ウ) その他、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の向上のために必要なとき

※ 児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、意見聴取を行わずに事業者への措置を講ずることがあります。

《意見聴取のイメージ図》



○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和4年4月1日 こ企第32号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関すること。（第8項第1号関係） 2 その他、里親等に関すること。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関すること（第8項第5号関係） 2 保育所の設置認可に関すること（第8項第6号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第8項第7号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第8項第11号関係） 5 その他、保育に関すること。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第8項第9号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第8項第2号関係） 3 児童虐待等の調査に関すること（第8項第12号関係） 4 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（第8項第13号関係）

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第14号関係) 6 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第8号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第10号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び第4号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
 - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (5) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (6) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)第4条第1項に規定する事項
 - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関する事

(12) 児童虐待等の調査に関すること

(13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係）

(14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかつて定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【里親部会】

資料4

(期間) 令和6年3月1日～令和6年10月31日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第6回	令和6年7月8日 14:00～17:00 (中央児童相談所 Giverny Minamiビル 2階会議室)	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 5件 養子縁組里親 2件 計7件 (2) 審議結果 7件承認 2 報告事項 (1) 里親認定登録種別変更報告 (2) 里親認定状況報告

回数	開催日時	主な審議内容等
第7回	令和6年10月9日 14:00～16:30 (西部児童相談所 複合棟4階研修会議室)	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 4件 専門里親 1件 計5件 (2) 審議結果 5件承認 2 報告事項 (1) 里親認定登録種別変更報告 (2) その他

2. 主な報告事項

第6回	
審議事項	(1)里親の認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された7件を承認した。
主な意見	特になし。
第7回	
審議事項	(1)里親の認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された5件を承認した。
主な意見	特になし。

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【保育部会】

資料5

(期間) 令和6年3月1日～令和6年10月31日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第9回	令和6年3月27日 18:00～20:55	1 審議事項 (1)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について (2)保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について (3)既存施設連携型1・2歳児園に係る小規模保育事業の認可及び整備費補助金交付先法人の審査について (4)横浜保育室の設置者変更及び移行に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (5)民間保育所等老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について (6)認可保育所及び家庭的保育事業の設置者変更に伴う認可について 2 報告事項 (1)令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

回数	開催日時	主な審議内容等
第10回	令和6年4月30日 19:30～21:12	1 審議事項 (1)保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
第11回	令和6年5月27日 18:00～19:17	1 審議事項 (1)小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について (2)事業採択した内装整備費補助金交付先法人への条件の追加について 2 報告事項 (1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
第12回	令和6年7月9日 19:30～21:35	1 審議事項 (1)小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について
第13回	令和6年9月2日 18:00～19:45	1 審議事項 (1)小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について (2)認可保育所及び小規模保育事業の設置者変更に伴う認可について

2. 主な報告事項

第9回	
審議事項	(1)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(2)保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された5件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(3)既存施設連携型1・2歳児園に係る小規模保育事業の認可及び整備費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

第9回	
審議事項	(4)横浜保育室の設置者変更及び移行に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(5)民間保育所等老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件を採択し、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(6)認可保育所及び家庭的保育事業の設置者変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された3件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

第9回	
報告事項	(7)令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について
報告内容	令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について報告を受けた。
主な意見	特になし
第10回	
審議事項	(1)保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された2件のうち1件を認可対象とするとともに、補助金交付先とすることを承認した。なお1件については継続審議とした。
主な意見	今後実施予定の近隣説明会での地域意見等の結果について報告いただいたうえで、改めて判断したい。

【添付資料】第34期横浜市児童福祉審議会 第9回～第10回保育部会の審議結果

第11回	
審議事項	(1)小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された4件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(2)事業採択した内装整備費補助金交付先法人への条件の追加について
報告内容	審議の結果、付議された1法人へ条件追加することを承認した。
主な意見	近年の資材高騰や建設業界の労働環境の改善の取組を踏まると、この条件を課すまでの必要性があるのか検討の余地があると思うが、令和7年4月の確実な開所をするため、この条件を課すことは承認する。
報告事項	(1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	第10回で継続審議となった1件について、申請の取り下げの報告を受けた。
主な意見	特になし

【添付資料】第34期横浜市児童福祉審議会 第11回保育部会の審議結果

第12回	
審議事項	(1)小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	開所に向けて計画的に保育士確保に努めてほしい。
第13回	
審議事項	(1)小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件を認可対象とし、そのうち自主財源整備の1件を除いた2件を補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(2)認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第34期横浜市児童福祉審議会 第12回～第13回保育部会の審議結果

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 9 回保育部会の審議結果

令和 6 年 3 月 27 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について

審議の結果、付議された 2 件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港南	風の丘・上大岡東保育園	(福) 将友会	82	令和 6 年 4 月 1 日
2	金沢	かまりや保育園	(福) 大慈会	65	令和 6 年 4 月 1 日

(2) 保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 5 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	緑	スターチャイルド《鴨居駅前ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	60	令和 7 年 4 月 1 日
2	磯子	スターチャイルド《洋光台六丁目ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	60	令和 7 年 4 月 1 日
3	港北	スターチャイルド《日吉本町駅前ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	60	令和 7 年 4 月 1 日
4	港北	ミアヘルサ保育園ひびき綱島	ミアヘルサ(株)	50	令和 7 年 4 月 1 日
5	港南	ベネッセ 上大岡保育園	(株)ベネッセスタイルケア	60	令和 7 年 4 月 1 日

(3) 既存施設連携型 1・2 歳児園に係る小規模保育事業の認可及び整備費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 1 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港南	横浜大谷保育園	(学) 横浜大谷学園	19	令和 7 年 4 月 1 日

(4) 横浜保育室の設置者変更及び移行に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された1件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	クルミ保育園	(福)愛	60	令和7年4月1日

(5) 民間保育所等老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された3件を採択し、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	瀬谷	下瀬谷保育園	(福)不易創造館	78	令和8年4月1日
2	鶴見	生麦保育園	(福)尚徳福祉会	90	令和8年4月1日
3	保土ヶ谷	和田愛児園	(福)ピアツァ	142	令和8年4月1日

(6) 認可保育所及び家庭的保育事業の設置者変更に伴う認可について

審議の結果、付議された3件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	種別	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	磯子	認可保育所	杉田幼児園	現在：三浦 武 変更後：(株)杉田 幼児園	127	令和6年4月1日
2	保土ヶ谷	家庭的 保育事業	たしろ保育室	現在：田代 悦子 変更後：田代 順子	5	令和8年4月1日
3	都筑	家庭的 保育事業	どんぐり保育室	現在：園田 弘子 変更後：宇田 佳菜	5	令和7年4月1日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 10 回保育部会の審議結果

令和 6 年 4 月 30 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 2 件のうち 1 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	港南	にじいろ保育園上大岡	ライクキッズ（株）	60	令和 7 年 4 月 1 日

次の案件については、継続審議を行うこととなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	戸塚	おれんじハウス戸塚保育園	（特非）おれんじハウス	50	令和 7 年 4 月 1 日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 11 回保育部会の審議結果

令和 6 年 5 月 27 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 4 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港南	港南中央サンフラワー保育園	(株) サンフラワー	19	令和 7 年 4 月 1 日
2	南	弘明寺なぎさ保育園	(株) センター	12	令和 7 年 4 月 1 日
3	磯子	新杉田りあん保育園	(株) センター	10	令和 7 年 4 月 1 日
4	港北	新横浜めぶき保育園	(株) センター	19	令和 7 年 4 月 1 日

(2) 事業採択した内装整備費補助金交付先法人への条件の追加について

審議の結果、付議された 1 法人へ下記の条件を追加することとなりました。

	所在区	整備予定地 (最寄駅)	法人名 (保育所名)
1	緑	鴨居一丁目 (鴨居駅)	ヒューマンスターチャイルド (株) (スターチャイルド《鴨居駅前ナーサリー》)
2	磯子	洋光台六丁目 (洋光台駅)	ヒューマンスターチャイルド (株) (スターチャイルド《洋光台六丁目ナーサリー》)
3	港北	日吉本町六丁目 (日吉本町駅)	ヒューマンスターチャイルド (株) (スターチャイルド《日吉本町駅前ナーサリー》)

令和 6 年 3 月 27 日第 9 回児童福祉審議会保育部会にて審議し、認可対象及び補助金交付先とされた法人です。

追加する条件

令和 6 年度中に工事が完了し、令和 7 年 4 月 1 日から滞りなく開所できるよう、工事事業者に対して工事工程の進捗状況等を常時把握すると共に定期的に本市に報告を行うこと。
令和 6 年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 12 回保育部会の審議結果

令和 6 年 7 月 9 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 3 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	戸塚	グロウアップモンテッソーリ子どもの家(戸塚園)	(特非)こもれび福祉の会	19	令和 7 年 4 月 1 日
2	栄	大船わかば保育園	(一社) H & P	19	令和 7 年 4 月 1 日
3	瀬谷	瀬谷駅前保育園	(一社) 保育アートラボ	19	令和 7 年 4 月 1 日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 13 回保育部会の審議結果

令和 6 年 9 月 2 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 3 件を認可対象とし、そのうち自主財源整備の 1 件を除いた 2 件を補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
自主	1 磯子	根岸第二サンフラワー保育園	(株) サンフラワー	19	令和 7 年 4 月 1 日
	2 瀬谷	preschool COCO ALICE	(株) Gice	19	令和 7 年 4 月 1 日
	3 戸塚	アップルミントとつか保育園	(同) グローアップ	12	令和 7 年 4 月 1 日

(2) 認可保育所及び小規模保育事業の設置者変更に伴う認可について

審議の結果、付議された 2 件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	種別	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	認可 保育所	白楽あいいく 保育園	変更前: (福) 母子育成会 変更後: (福) ハートフル記念会	90	令和 6 年 10 月 1 日
2	金沢	小規模 保育事業	すくすくキッズ とらまる保育園	変更前: ウスイホーム (株) 変更後: (特非) とらまる保育園	16	令和 7 年 4 月 1 日

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【児童部会】

資料 6

(期間) 令和6年3月1日～令和6年10月31日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第14回	令和6年3月28日 15:00～16:55	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係) (3) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係) (4) 里親逮捕事案に対する振り返りについて (こどもの権利擁護課養護支援係) (5) 被措置児童等虐待の受付(報告)(障害児福祉保健課)

回数	開催日時	主な審議内容等
第15回	令和6年4月25日 15:00～16:45	1 審議事項 (1) 児童相談所の支援方針について(意見聴取)(西部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 「児童虐待による死亡事例検証報告書(令和4年度発生分)」の提出について(こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)
第16回	令和6年5月23日 15:00～16:00	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 2 報告事項 (1) 児福法第33条の7に基づく親権停止の申立ておよび同法第33条の8に基づく未成年後見人選任申立ての請求について(西部児童相談所) 3 その他 なし

回数	開催日時	主な審議内容等
第17回	令和6年6月27日 15:00～16:50	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (2) 児童福祉法第33条の7及び民法834条の2に規定される親権停止の申立てについて (北部児童相談所) 2 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市社会的養育推進計画「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針 (令和2年度～11年度)」の見直しについて (こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について (こどもの権利擁護課養護支援係) (3) 令和5年度 横浜市における児童虐待の対応状況について (こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)

回数	開催日時	主な審議内容等
第18回	令和6年8月22日 15:00～16:10	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議事項 なし 2 報告事項 なし 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被措置児童等虐待の受付 (報告) (こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 被措置児童等虐待の受付 (報告) (こどもの権利擁護課養護支援係) (3) 被措置児童等虐待の受付 (報告) (こどもの権利擁護課養護支援係)
第19回	令和6年9月26日 15:00～16:25	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議事項 なし 2 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所) 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会的養育推進計画の検討状況について (報告) (こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 被措置児童等虐待の受付 (報告) (障害児福祉保健課)

回数	開催日時	主な審議内容等
第20回	令和6年10月24日 15:00～17:25	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法施行令第32条に基づく児童福祉法第27条1項3号の措置解除の意向が一致しない中での措置解除について (中央児童相談所)</p> <p>(3) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 児童虐待事例等内部検証委員会（令和5年度発生分）実施報告 (こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)</p> <p>(2) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係）</p>

児童部会

まとめ（令和6年3月1日から令和6年10月31日まで7回開催）

【事例審議 8件】

- ・児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 4件
(保護者から同意が取れない場合の施設入所の申立て)
- ・児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて 1件
(保護者から同意が取れない場合の入所期間更新の申立て)
- ・児童福祉法第33条の7及び民法834条の2に規定される親権停止の申立てについて 1件
- ・児童相談所の支援方針について（意見聴取） 1件
- ・児童福祉法施行令第32条に基づく児童福祉法第27条1項3号の措置解除の意向が一致しない中での措置解除について 1件

【報告事項 7件】

- ・児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てに係る案件 6件
(一時保護から2カ月を超えて保護する場合で、保護者から同意が取れない場合の申立て)
- ・児童福祉法第33条の7に基づく親権停止の申立ておよび同法第33条の8に基づく未成年後見人選任の申立てについて 1件

まとめ（令和6年3月1日から令和6年10月31日まで7回開催）

【その他 16件】

- ・被措置児童虐待の受付（報告）（施設などで生活するこどもへの虐待があった場合の報告）9件
- ・里親逮捕事案に対する振り返りについて
- ・「児童虐待による死亡事例検証報告書（令和4年度発生分）」の提出について
- ・横浜市社会的養育推進計画「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度～11年度）」の見直しについて 2回
- ・一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について
- ・令和5年度 横浜市における児童虐待の対応状況について
- ・児童虐待事例等内部検証委員会（令和5年度発生分）実施報告

2. 主な報告事項

第14回	
審議事項	なし
報告事項	<p>報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所）</p> <p>その他 (1) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係） (2) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係） (3) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係） (4) 里親逮捕事案に対する振り返りについて（こどもの権利擁護課養護支援係） (5) 被措置児童等虐待の受付（報告）（障害児福祉保健課）</p>
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	<p>報告事項の意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。</p> <p>その他の(1)(2)(3)(5)の意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。</p> <p>その他(4)里親どうしでのグループスーパービジョンが行われるといい。地域のこどもとして一緒に育てていくという考え方を広げていく必要があるのではないか。</p>

第15回	
審議事項	(1) 児童相談所の支援方針について（意見聴取）（西部児童相談所）
報告内容	委員からの意見を聴取。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	その他 (1) 「児童虐待による死亡事例検証報告書（令和4年度発生分）」の提出について（こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係）
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	0歳0か月0日の死亡事例について、妊娠する・しないの前に中高生やそれ以上の自立支援の際に公的な機関に安心して相談ができる枠組みが必要。家庭と学校の課題が混在している自死の事例の支援についても取り組んでほしい。

第16回	
審議事項	(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所） (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（西部児童相談所）
報告内容	(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	(1) 児福法第33条の7に基づく親権停止の申立ておよび同法第33条の8に基づく未成年後見人選任の申立てについて（西部児童相談所）
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第17回	
審議事項	(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (2) 児童福祉法第33条の7及び民法834条の2に規定される親権停止の申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第17回（続き）	
報告事項	その他 (1) 横浜市社会的養育推進計画「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針 (令和2年度～11年度)」の見直しについて (こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について (こどもの権利擁護課養護支援係) (3) 令和5年度 横浜市における児童虐待の対応状況について (こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	その他(1) 代替養育のあり方を決める大事な計画になると思う。また、代替養育以外にも様々な内容が盛り込まれており、良いものにしてほしい。 その他(2) こどもたちの意見も聞いて現実的な計画にしてほしい。通学・進学 の支援が加わっているのがいい。安全が保たれているこどもについては一時保護 委託で社会で生活できるよう、方針の中に盛り込めるといいと思う。 その他(3) 特になし

第18回	
審議事項	なし
報告事項	<p>その他</p> <p>(1) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係）</p> <p>(2) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係）</p> <p>(3) 被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課養護支援係）</p>
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第19回	
審議事項	なし
報告事項	<p>報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて（南部児童相談所）</p> <p>その他</p> <p>(1) 社会的養育推進計画の検討状況について（報告） （こどもの権利擁護課養護支援係）</p> <p>(2) 被措置児童等虐待の受付（報告）（障害児福祉保健課）</p>
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	<p>報告事項とその他(2)の意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。</p> <p>その他(1) 里親は充足しているのか。里親登録は一定数いるが、マッチングがで きず委託に至らないことが多い。一時保護委託の依頼もお願いできるといいか。 支援者が多くなると、ケースの統括がわかりにくくなる。関係機関との情報共 有含め、適切に実施してほしい。</p>

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【障害児部会】

資料7

(期間) 令和6年3月1日～令和6年10月31日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和6年3月25日 18:30～20:00	Ⅰ 審議事項 (1) 児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書（案）について

2. 主な報告事項

第2回	
審議事項	(1) 児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書（案）について
報告内容	これまで小児から成人への移行期の課題に係る意見書作成に向けて議論してきましたが、意見書（案）の内容を確認し、意見交換を行いました。
主な意見	・ 意見書の内容は、案のとおりで確定とし、障害児部会事務局に提出する。 ・ トランジションの支援の充実について、意見書の内容を踏まえ、市で必要な取組を推進してほしい。

【添付資料】 児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書

児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書

令和6年3月25日

横浜市児童福祉審議会 障害児部会

1 児童から成人への移行期（トランジション）支援とは

障害のある人の支援について、特に、学齢期から成人への移行期における医療機関や各種支援機関への円滑な移行が難しく、積年の課題となっています。成人期になっても、児童を支援対象としている福祉施設や医療機関等が対応しているケースもあり、本人及びその家族だけでなく、支援者にも負担がある状況が続いています。

令和4年に施行された民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に変わりましたが、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、以前より18歳未満を障害児、18歳以上を障害者と規定しており、障害のある人にとって「18歳」を契機として様々な移行がなされるため、その前後が移行期となります。障害児・障害者ともに利用できるサービスも多く存在しますが、児童のみ、又は成人のみが利用可能なサービス等もあり、また、申請者が保護者から本人に、利用者負担上限額の設定が保護者の所得（税額）から本人の所得（税額）によるものへと変わる時期でもあります。

このように、児童期と成人期とでは利用する制度が異なるため、児童から成人に移行する際に制度利用に係る問題が生じることがないように、そして必要なサービス利用に滞りが生じないように、地域における様々な機関が支援を行う必要があります。しかし、当事者にとっては、この移行期に必要な支援を受けることができない場合に、多くの「はざま（切れ目）」を感じることであり、利用できる制度やサービス、活用できる社会資源等について差異が生じ、本人による適正な選択が困難な状況となる場合もあります（家族や支援者にとっても困難な状況となることもあります）。このような児童から成人への移行期に生じる「はざま」に伴う課題により、本人の生活に支障が生じることがないように、移行期における必要な支援を充実させる必要があります。

2 移行期支援の課題～5つのはざまからの考察～

移行期において、「はざま」のない支援を目指していくことが求められますが、本人を取り巻く制度や人・機関等は変わっていかざるを得ず、「はざま」は必然的に生じうるものと考えられます。そのため、「はざまをつなぐ機能を強化していく」という視点の導入が必要となってくると考えます。

ここでは、移行期に生じることが想定される「はざま」を5つの分野に整理し、現在生じている課題や強化していくべき視点を明確化することとします。なお、具体的な「はざま」の考察にあたっては、当事者団体や医療機関等からのヒアリングを行っており、その他、横浜市をはじめとする行政機関に寄せられた声等を参考にしています。

(1) 医療のはざま

障害をもつ本人の医療に対するニーズは多様です。比較的生活が安定していて頻繁に診察等が必要でない場合には医療とのつながりが希薄になることがあります。心身の健康や生活上の大きな破綻を未然に防ぐ予防的介入の観点から、本人のことをよく知っている「かかりつけ医」の存在は重要です。また、年金の手続きや障害者手帳の更新のために最低でも数年に1回は診察が必要ですし、18歳以降で障害福祉サービスを利用する場合、障害支援区分認定を受ける必要があります。その際に医師の意見書が必要となります。移行期を境にこうした診断を行う「かかりつけ医」が替わることで、本人（保護者）にとってはその後も継続的、あるいは長期的に診察を続けてもらうことができる「かかりつけ医」を新たに探す必要がありますが、小児期を主に担当する医療機関と成人期を主に担当する機関の間で治療内容や支援方針にかんする意思の共有が難しく、医療の円滑な移行が進まないケースが多くあります。

一方で、濃密な医療による支援が継続して必要なケースもあります。例えば、強度行動障害がある児童や小児慢性特定疾患により継続的に治療を受けてきた児童の場合、児童期は専門医療機関（市内では神奈川県立こども医療センターや小児療育相談センターなど）が診療を行っていますが、成人期になるとこうした専門医療を行える医療機関が不足している上に療育的観点を持って支援を継続することが難しいことが多く、移行期に到達してもその後のつなぎ先に困ることが多くなります。そのため、児童期から成人期への移行にあたり、主治医の個人的な繋がりなど、個の力に頼って対応している現状があります。

これらの課題を解決するためには、医療機関同士の地域におけるネットワークづくりが重要となるとともに、日頃から専門医療機関と地域の医療機関との連携を構築し相互に理解を深め、必要な情報や知識を共有できる場づくりが求められます。

(2) 福祉のはざま（制度、サービス等）

福祉サービスの根拠となる法律が年齢によって区切られていることに伴い、必然的に生じるはざまが問題となることがあります。例えば、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数は年々急増していますが、移行期になるとこれらが利用できなくなる、いわゆる“18歳の壁”が存在することとなり、その後の年齢においても夕方以降の支援サービスが受けられるよう求める声が多くなる事態を招いています。これまでも、学校卒業後に本人が希望する障害福祉サービス等の利用が困難であるケースが生じることが課題となってきましたが、子ども本人よりも保護者のニーズを満たすことの方に比重が傾いてしまうこともあり、本人の自己決定の尊重・自立支援の観点からも、18歳以降の生活を念頭においた上で移行期のサービス利用のあるべき姿を再考すべき局面がやってきたのかもしれない。

また、障害児入所施設に入所する児童について、特に福祉型障害児入所施設に在籍する児童は、成人期以降は障害者支援施設やグループホーム、単身生活を送ることになります。児童福祉法が改正され、こうした児童期から成人期の生活への移行調整を早期に進めていくことなどが定められたものの、実際の移行調整を進めるうえでは、入所児童たちが利用することとなる障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の社会資源の理解が不可欠です。

行政や相談支援機関、福祉サービス事業所等は、成人期における自立支援の観点を踏まえつ

つ、移行期における障害福祉サービスへのニーズに応じていく必要があります。

併せて、放課後等デイサービス事業所や障害児入所施設等が作成する個別支援計画は、切れ目のない支援の観点からいえば、児童期に策定すべき計画に加えて将来にわたる生活をも視野に入れた計画を策定する必要があり、長期的な視点に立った計画を作成できる人材を育成していくことが求められます。

(3) 教育・労働等領域ごとのほざま

医療的ケア児への看護師配置や通級制度の実施など、障害のある子にとって、就学時に受けられる必要な支援が充実しつつあります。また、横浜市においても、重度訪問介護利用者大学修学支援事業が実施され、義務教育課程だけでなく、障害の有無に関わらず、教育を受ける機会が幅広く保障されつつあることは、とても重要であると感じています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正に伴い、令和6年4月より民間法人が運営する大学等においても合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。しかし、大学等への進学を希望する障害のある人たちのニーズを十分に叶えることができているとはいえない状況があると思われます。

また、障害者雇用制度等の充実により、障害のある人が働く環境も整備されてきていると思いますが、本人にとって働きやすい環境で働き続けるための環境及び必要な配慮については、十分に提供されているとは言えません。

大学等への進学や就労の時期は、移行期と重なることとなるため、移行期の生活の充実を目指すうえで、医療・福祉に加えてこうした教育や就労に関わる「ほざま」にも触れる必要があります。教育と雇用の場の連携は重要であり、例えば大学を卒業後、あるいは在学中に就労移行支援を利用するケースも増えつつあり、これまで以上に多様な経過をたどり児童期から成人期へ至るようになり、児童期の段階から子どもたちの進路や将来の可能性を阻むことがないよう留意していく必要があります。

(4) 当事者・民間事業者・行政等立場の違いによるほざま

計画相談支援及び障害児相談支援が導入され、横浜市においてもこうした相談支援サービスの利用が充実しつつあります。また、基幹相談支援センターなど地域の相談支援機関が役割を果たしながら、福祉サービス事業所等と連携しながら移行期支援を行っています。

一方、相談支援機関が充実することにより、当事者にとっては、区福祉保健センターなどの行政機関との違いや役割分担が見えづらくなっている側面があります。それぞれの役割がより整理されれば、移行期に生じる困りごとに対して、「いつ」「どこに」「何を」相談することができるのが明確になり、民間事業者と行政がそれぞれの強みを活かしながら連携を強化していくことで、移行期支援の充実が図られていきます。

(5) その他のほざま（家族間における関係性等）

児童期には総じて、保護者が本人の意向を確認しながら本人の成長につながるために必要な支援を保護者が選択し、各機関の支援者の協力を得ながら支援を受けるために必要な調整を図

ることとなります。一方、成人期になると、本人による自己選択・自己決定を中心に据えて、それが合理的配慮のもとで実現できるようにサポートしていくことが各機関の支援者に求められるようになります。即ち、移行期は親子の関係性が変化する中、保護者を介した意思決定から本人を中心に据えた意思決定へと転換していく重要な転換点に位置します。そのためには、本人・保護者・各機関の支援者の三者が互いに信頼関係を構築しながら、移行期支援を提供できるよう配慮していく必要があります。

ところが、移行期には、このようなプロセスが円滑に進まず、しばしば対応が保護者頼みとなってしまうことがあります。そのため、適切な親離れ・子離れが進まずに本人の成長が妨げられることもあります。また、本人にとって保護者は最も身近な理解者ですが、時に本人と保護者の意思疎通が図られていなかったり、利害が不一致となったりすることさえあります。結果的に本人の意向を抜きにして物事が進められてしまうこともあり、本人・保護者のそれぞれが移行期に本人の障害特性を踏まえた必要かつ適切な情報を得られるように配慮していくことも重要です。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）においては、子どもは自分にとって「影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保」され、その意見は、「年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と規定されています。

また、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等については、その責務として、障害者総合支援法において「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない」と規定されています。

これらの規定に基づき、移行期の支援においては、関わる全ての機関等がその責務を果たすべく、本人と保護者双方の意向を尊重しつつ調整していくことが求められます。まさしくその責務を果たすことが求められています。

3 移行期支援の充実にに向けた課題解決の視点

移行期支援における「はざま（切れ目）」について述べてきましたが、そこに共通する課題としては、人材の確保・育成、支援の継続性を担保する仕組みづくり、主に児童期を担当する人・機関と主に成人期を担当する人・機関間に存在する認識の乖離や情報の不足などがあげられます。そこで、こうした課題を踏まえ、「はざま（切れ目）」のない移行期を目指すために、以下の視点で課題解決を図ることが求められます。

（1）移行期支援への理解を深める

まずは、移行期に起こりうる課題について、障害をもつ本人・保護者・各機関の支援者が共通理解を持つことが重要です。そのうえで、移行期支援における課題の解決に向けて、医療・

保健・福祉・教育・労働等の機関が移行期支援の課題を共有し、必要な情報を常に収集しながら知識や経験を積み重ねていく必要があります。

(2) 移行期支援に関わる機関同士の連携を深める

移行期支援の充実に向けて、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関同士が、また、児童期の支援を行う関係機関と成人期の支援を行う関係機関とが十分な連携を図る必要があります。こうしたタテ・ヨコ・ナナメの関係性構築を通じて、移行期支援に携わる機関がチームとして連携を深めていく必要があります。

4 移行期支援の課題解決に向けた必要な取組

3において、移行期支援の充実に向けた課題解決の視点を示しましたが、これらの視点を踏まえながら、横浜市として移行期支援の課題解決に取り組んでいただくことを求めます。

その実現のために、当委員会では、以下に明記する3つの取組が必要であると考えています。横浜市においては、移行期支援の重要性と必要性をしっかりと認識し、障害児者支援施策のベースとなっている「横浜市障害者プラン」等の行政計画に、今後、移行期支援の重要性を盛り込んでいただくことを要望します。

(1) 移行期支援に係る課題の議論を行う場づくり

移行期支援の課題について、継続的に、当事者・関係機関・行政で議論し、課題解決に向けた取組内容等を検討・協議する場が必要です。構成員については、特に課題となっている医療を切り口としつつ、児童から成人への移行期の課題に関わる保健・福祉・教育・労働等の関係機関から広く参加を募る必要があると考えます。

また、議論を行う際には、特に障害をもつ本人の視点をもつことが重要でありこども自身が何を考え、何を望んでいるかということ議論の念頭に置き、本人が参画したり、本人の意見が反映されたりするような議論の場を作ることを強く求めます。

【具体的な取組のイメージ】

- ・横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会（当事者やその家族、医療・保健・福祉、教育等に関する業務を行う者により構成される会議の例）
- ・横浜市で実施する、働きたい！わたしのシンポジウム（当事者を主体とするシンポジウム）
- ・横浜市が実施する障害児入所施設入所児童の地域移行推進に係る取組（当事者の意向を確認しながら支援者が協議する場に加えて、政策的な議論を行う場を創設し、重層的に議論の場を設ける取組の例）

(2) (移行期支援に係る) 制度・施策への理解を深めるためのツールづくり

児童期及び成人期それぞれで利用できる制度・サービス・社会資源等が異なることに加え、内容も多岐にわたるため、その理解を深めるためのツール（例：移行期支援に特化したもので、当事者及び関係機関向けリーフレット等）が必要です。

なお、作成にあたっては、障害当事者の考えや意向を踏まえたうえで、移行期支援の関係機関の意見を広く取り入れることが望ましいと考えます。

【具体的な取組のイメージ】

・オレンジガイド（横浜市版認知症ケアパスガイド）【若年性認知症版】（状況の移行に応じて、利用できる制度やサービス等を整理したリーフレットの例）

(3) (移行期支援に関わる関係機関を対象とする) 人材育成の場づくり

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で移行期支援に関わる者に対して、必要な知識や共通理解を得るための研修・勉強会等の実施が必要です。特に、同一分野においても児童期と成人期で支援機関が異なる場合には、その双方の支援機関が参加するなど、異なる立場の者同士が同じ研修の場で学びあうことを通じて、必要な知識を得るとともに、場への参加を通じて、連携を深められるようにしていくことが望ましいと考えます。

【具体的な取組のイメージ】

・横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修（多職種が参加でき、医療・福祉・教育等に関する知識及び関係者との連携について学習できる研修の例）

【横浜市児童福祉審議会障害児部会 委員名簿】

現職名	氏名（敬称略）
横浜市西部地域療育センター センター長	岩佐 光章
社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 施設長（令和4年11月1日～）	坂本 耕一
社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長（～令和4年10月31日）	多田 純夫
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

【ヒアリングにご協力いただいた皆様】

(1) 横浜障害児を守る連絡協議会

【日時】 令和4年2月4日（金） 13:00～14:20

【場所】 横浜ラポール 3階会議室1

(2) 横浜発達クリニック（宇野副院長）

【日時】 令和4年3月8日（火） 19:00～20:30

【場所】 横浜市総合リハビリテーションセンター 4階会議室

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【放課後部会】

資料 8

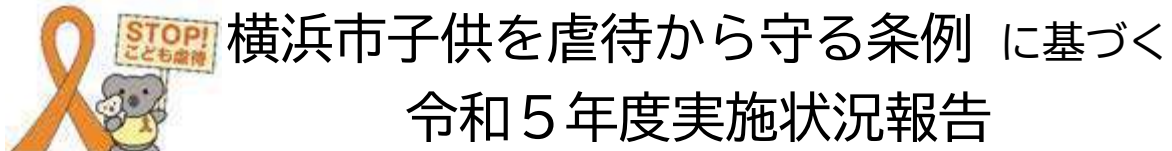
(期間) 令和6年3月1日～令和6年10月31日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和6年6月17日 19:23～19:55	1 報告事項 令和5年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について

2. 主な報告事項

第3回	
審議事項	令和5年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について
報告内容	<ul style="list-style-type: none">・ 監査の位置づけ・手法について説明・ 令和5年度の監査結果について、適合していない件数が多い項目については、令和5年3月31日に改正された放課後児童健全育成事業の基準条例に合わせ、監査項目を追加した影響が大きいと考えられる。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ 全ての監査項目が適合している事業所の割合は低いとのことだったが、ほとんどの事業所は大半の項目は適合していると思うので、その内訳もわかるといい。・ 監査項目について、生命や財産、アレルギー、病気といったところに重点を置いていただければと思う。



横浜市子供を虐待から守る条例 に基づく 令和5年度実施状況報告



平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和5年度の実施状況を報告します。(15条)

1 横浜市の体制（4条関係）

通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。(P.2~4)

- (1) 区役所及び児童相談所の職員の適正配置
- (2) 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修
 - ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実践を学ぶ実地研修の実施
 - ・区子ども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣

2 市の責務（4条関係）

市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。(P.5~18)

- (1) 子育て支援事業の充実
 - ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問して情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」
- (2) 児童虐待の予防・早期発見
 - ・母子保健コーディネーターによる妊娠届時から産後4か月までの継続した支援
 - ・妊娠等に悩む方々が電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」
 - ・妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書等を活用した情報提供」
- (3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援
 - ・「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」での虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討等
- (4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化
 - ・協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催
- (5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備
 - ・精神科医による産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を7区で実施
- (6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供
 - ・子ども本人向けの啓発動画を配信し、子ども本人からの相談先の周知
 - ・「子ども虐待防止市民サポーター講座」の開催
- (7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化
 - ・区子ども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議して対応
- (8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施
 - ・小・中学生等を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施
 - ・重篤事例等検証委員会を開催し、令和4年度に発生した虐待による死亡事例3例の検証を実施

3 市民の責務（5条関係）・関係機関等の責務（7条関係）

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取組が行われました。(P.19~23)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組

4 通告及び相談に係る対応等（8条関係）

通告受理機関（児童相談所、区子ども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。(P.24~26)

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数（総数14,035件：区役所4,429件、児童相談所9,606件）※別紙資料1
- ・よこはま子ども虐待ホットライン（24時間365日、フリーダイヤル）での相談・通告の受付（受付件数：3,545件）
- ・かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付（受付件数：2,266件）



5 情報の共有等（9条関係）

市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。(P.27~28)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有（4,810件）
- ・進行管理台帳への登録（5年度末5,175人）
- ・個別ケース検討会議の開催（1,942回開催）

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（10条関係）

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。(P.29~31)

- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援（18か所63,515件）
- ・里親・ファミリーホームへの委託（5年度末委託児童数 里親110人、ファミリーホーム30人）

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（11条関係）

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。(P.32~33)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための「家族再統合事業」の実施
- ・児童虐待等の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施
- ・医療機関委託による、保護者に対する「カウンセリング強化事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（12条関係）

健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。(P.34)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料受診券交付による受診勧奨
- ・就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施

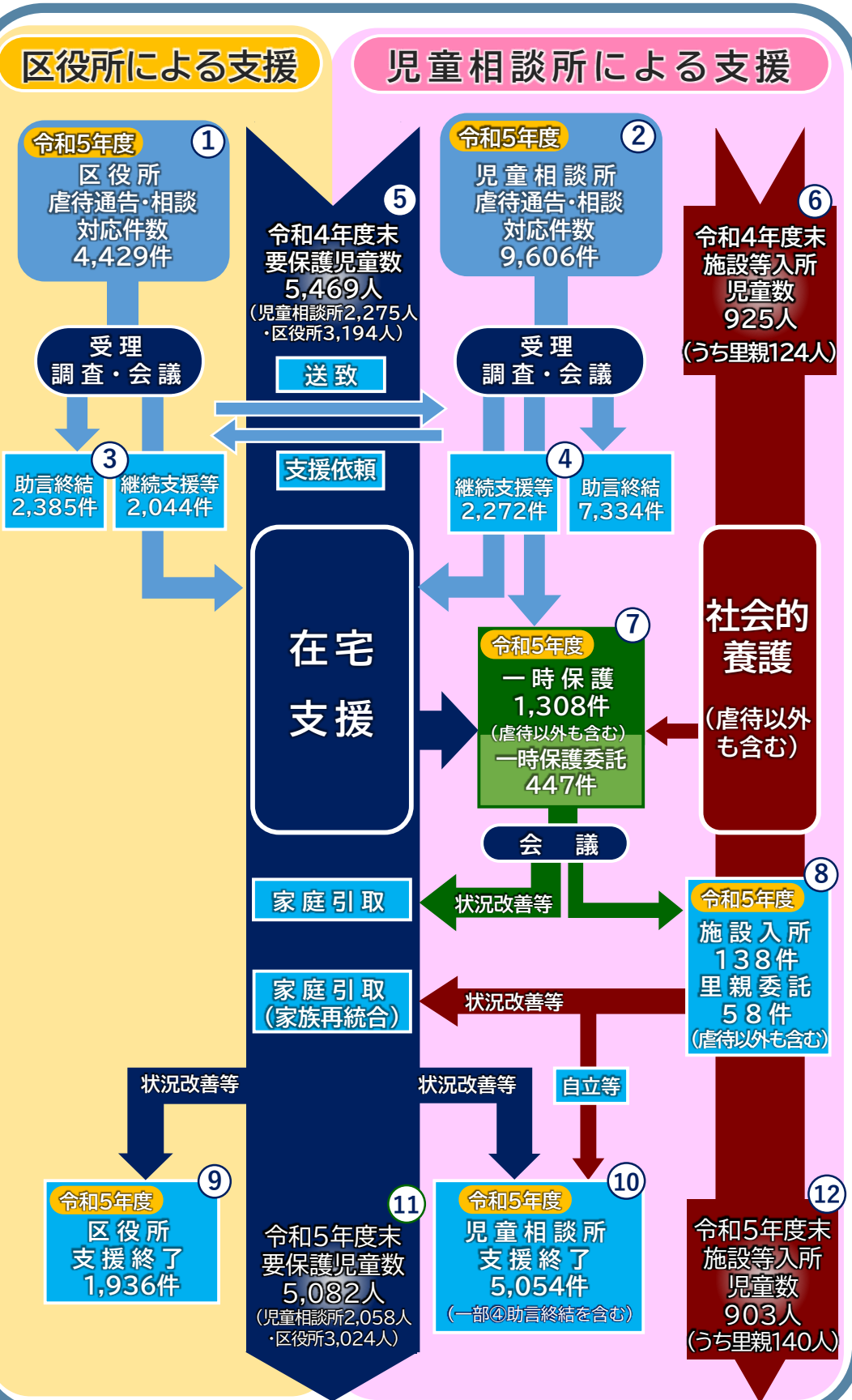
9 子供虐待防止の啓発（13条関係）

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を実施しました。(P.35~37)

- ・区民向けイベントでの啓発、講演会等の実施
- ・体罰等によらない子育てと子ども本人向けの啓発動画を配信し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報啓発を実施
- ・「子ども虐待防止市民サポーター講座」の開催
- ・包括連携協定の取組の一環として、企業と連携したオレンジリボンキャンペーン等の実施



令和5年度 区役所と児童相談所における児童虐待対応・支援のながれ



- ① ② 令和5年度の区役所と児童相談所の虐待通告・相談対応件数は、区役所が4,429件、児童相談所が9,606件です。
- ③ ④ 区役所の2,385件、児童相談所の7,334件は、助言等を行い、支援を終了し、区役所の2,044件、児童相談所の2,272件は、継続的な支援等を行っています。
- ⑤ ⑥ 令和4年度末の、在宅支援中の要保護児童は5,469人、施設等に入所している児童が925人でした。施設等入所児童のうち、里親委託児童は124人でした。
- ⑦ 令和5年度中に、在宅支援等から一時保護となった件数は、虐待以外も含め、一時保護所で1,308件、一時保護委託として施設等で保護になった件数は447件でした。
- ⑧ 令和5年度中に、一時保護の後に施設入所となった件数は、虐待以外も含め、138件、里親委託は58件でした。
- ⑨ ⑩ 在宅支援、施設入所等の児童のうち、区役所の1,936件、児童相談所の5,054件が令和5年度中に支援終了となりました。
- ⑪ ⑫ 令和5年度末時点で、在宅支援中の要保護児童は5,082人、施設等入所児童は903人、うち里親委託児童は140人でした。

※⑤以降の数値は令和5年度以前からの継続支援ケースを含む

令和5年度 被措置児童等虐待について（報告）

令和5年度に横浜市が対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

	被措置児童等虐待の状況	施設等の種別	施設職員の職種	本市の講じた措置
事例A	身体的虐待 心理的虐待	児童養護施設	保育士	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では職員向けの人権研修や定期的なカウンセリングを実施。
事例B	心理的虐待	児童自立支援施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では児童への年3回の定期的なアンケート、第三者委員による児童面接、職員への人権研修を定期的実施。
事例C	身体的虐待	里親	里親	事実確認のための聴取。里親資格取り消し。里親認定・マッチング・委託後支援・虐待が疑われる際の対応について改善点の検討実施。
事例D	身体的虐待	障害児入所施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では第三者を交えた再発防止策の検討を実施しているほか、障害理解等についての研修の充実等を図る。
事例E	身体的虐待	障害児入所施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設ではすでに設置している第三者委員会において、本事例について報告し、再発防止策等の検討を実施。
事例F	心理的虐待	児童養護施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では小規模グループケアの職員同士が連携して課題を共有できるよう見直しを実施。

	被措置児童等虐待 の状況	施設等の種別	施設職員の 職種	本市の講じた措置
事例G	身体的虐待	里親	里親	事実確認のための聴取。 里親委託措置解除。 必要に応じた児童への委託前医療 受診、児童相談所内の心理職との 連携の必要性を確認。
事例H	身体的虐待	ファミリーホー ム	補助員	事実確認のための聴取。 ホームの職員会議に本市の行政医 師も含めた職員が参加し、研修を 実施。
事例 I	身体的虐待 心理的虐待	障害児入所施設	児童指導員	事実確認のための聴取を実施。 施設では再発防止のため、児童相 談所等関係機関との連携を強化す るとともに、行動障害のある入所 者等への職員の対応力を高めるた めの研修等を実施。

【参考】

「児童福祉法」抜粋

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（中略）における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 （中略）

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

「児童福祉法施行規則」抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 被措置児童等虐待を行つた施設職員等（法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行つた措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について

1 趣旨

令和6年第2回市会定例会において、議員提案により、「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について議案が提出され、6月5日（水）に議決されました。概要について報告します。

2 条例の概要

(1) 名称

横浜市こども・子育て基本条例

(2) 構成・趣旨

前文及び全15条で構成

こども・子育てについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び学校等の「育ち学ぶ施設」の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容

(3) 各条文について

条項	概要
前文、第1条～第3条	目的、用語定義（こども、保護者、育ち学ぶ施設）、基本理念 等
第4条（こどもの意見の尊重等）	全てのこどもは、年齢及び発達に応じて意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される
第5条（市の責務）	市は、こども・子育て施策の総合的な推進、施策へのこどもの意見の聴取と反映、学校教育等へのこどもの参加の環境整備、こども・子育て関連分野でのこどもの視点の重視に努める
第6条（市民・事業者の役割）	市民・事業者は、こどもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な配慮を行うよう努める
第7条（育ち学ぶ施設の役割）	育ち学ぶ施設は、こどもの意見・提案を実現するための環境整備、主体的に考えること等ができるよう、必要な支援に努める
第8条（計画等の策定）	市は、条例を踏まえてこども計画等を策定する
第9条（子育て支援）	市は、こども・子育てに関する施策を、妊娠の段階から切れ目なく総合的に進める
第10条（こどもの養育）	保護者はこどもの健全な養育に努める
第11条（広報・啓発）	市は、こども・市民等に対し、こどもの最善の利益が考慮されること等について広報・啓発に努める
第12条（体制の整備）	市は、こどもの意見表明の機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努める
第13条（財政上の措置）	市は、必要な財政上の措置に努める
第14条（市会への報告）	市長は、施策へのこどもの意見の反映の状況等について、毎年市会に報告し、公表する
第15条（主権者教育）	市は、市政及び市会の役割等に対するこどもの理解と関心を深める主権者教育を推進する

(4) 施行日

令和7年4月1日

3 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画との関係

条例第8条では、「市は、こども計画及びこども・子育てに関する施策について、この条例を踏まえて策定するものとする。」とされています。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、一体的に推進していく予定ですので、条例第8条に基づく計画としても位置づけていきます。

横浜市こども・子育て基本条例

こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。

しかしながら、急速な少子化の進展その他の社会の大きな変化の中で、こどもを取り巻く環境はめまぐるしく変わっており、このような状況の下、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、こどもが、愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として、その年齢及び発達^{さん}の程度に応じて、意見を表明し、多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。

また、このような経験は、こどもが、自立心を養い、自ら研鑽^{さん}に努め、多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身に付けながら成長し、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。

そして、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者を始めとしたこどもを取り巻く社会全体の責務である。

ここに、こども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務並びに市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もってこども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達^{さん}の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護す

るものをいう。

(3) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うものをいう。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校その他の施設のうち、こどもが入所し、通所し、通学し、又は交流するものをいう。

(基本理念)

第3条 全てのおとなは、こども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとする。

(こどもの意見の尊重等)

第4条 全てのこどもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、こども・子育てに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、こどもが社会を構成する一員としてその年齢及び発達に応じて学校教育、地域社会等における多様な活動に積極的に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

4 市は、こども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、こどもの視点を重視するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第6条 市民及び事業者は、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、こどもとの対話

の機会の確保、居場所づくりその他の必要な取組を行うよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の整備に努めるとともに、こどもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(こども計画等の策定)

第8条 市は、こども計画(こども基本法第10条第2項の市町村こども計画をいう。)及びこども・子育てに関する施策について、この条例を踏まえて策定するものとする。

(子育て支援)

第9条 保護者が安全で安心な環境の中でこどもを育てることができるよう、市は、こども及び保護者の意見を尊重しつつ、子育てしやすい社会の実現のために、こどものある家庭に対する支援を始めとした様々なこども・子育てに関する施策を、学童期から、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて切れ目なく総合的に推進するものとする。

2 市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者は、前項の施策に協力するよう努めるものとする。

(こどもの養育)

第10条 こどもの養育は家庭を基本として行われるとの認識の下、父母その他の保護者は、こどもを育むための第一義的責任を有する者として、こどもが、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、健全な養育に努めるものとする。

2 市は、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、こどもに対し、その年齢及び発達の程度に応じて、自らが社会を構成する一員であること等について広報及び啓発に努めるものとする。

2 市は、こどもの最善の利益が考慮されること等について市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告等)

第14条 市長は、毎年、こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況等について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(主権者教育)

第15条 市は、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、市政及び二元代表制における市会の役割等に対するこどもの理解と関心を深める主権者教育を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画) 素案の検討状況について

1 趣旨

現行の第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)が令和6年度で終了となることから、今年度、第3期事業計画(令和7年度～11年度)を策定します。

第3期事業計画策定にあたり、本市附属機関である「横浜市子ども・子育て会議」において素案の検討を進めてまいりましたので、検討状況を報告します。

2 第3期事業計画策定にあたっての基本的な考え方

第2期事業計画の基本理念や施策体系を踏まえつつ、横浜市中期計画等の関連計画との整合を図るとともに、新たな課題への対応や取組(子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法及びこども大綱を踏まえた対応、支援の量的拡充を踏まえた質の向上等)について盛り込みます。

3 素案(案)の概要

第1章 計画について

(1) 趣旨及び位置づけ

本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置づけに加え、こども基本法及び横浜市子ども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(3) 対象

心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。

また、若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

(1) 人口や少子化の状況

○令和6年の本市の18歳未満人口は約51.4万人で、平成26年と比較して約1割減少

(2) こども・家庭の状況

- 母親の就労、共働き世帯の割合が増加
- 日中の定期的な教育・保育事業を利用しているこどもが増加
- 妊娠中や出産後半年くらいまでの間の子育てに対する不安感が高い状態が継続
- こどもの安全・安心で身近な居場所へのニーズが増加
- 不登校やいじめ、虐待、自殺企図、ひきこもり、無業状態、こどもの貧困等様々な課題
- 児童虐待相談対応件数は令和5年度には14,035件と過去最多

(3) 地域・社会の状況

- 地域とつながる場や機会、子育てに対する周囲の理解に対する期待の高まり
- 子育て支援サービスの利用等におけるデジタル活用に対するニーズの高まり

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

(1) 目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

(2) 計画推進のための基本的な視点

- ①こどもの視点に立った支援
- ②すべてのこどもへの支援
- ③それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- ④こどもに内在する力を引き出す支援
- ⑤家庭の子育て力を高めるための支援
- ⑥子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- ⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

第4章 施策体系と事業・取組

第3期事業計画は、こども基本法に基づく最初の「こども計画」となることや、横浜市中期計画の基本戦略において「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえ、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として新たに重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進していきます。

<概要については後述（「4 重点テーマ・各基本施策の概要」）>

(2つの重点テーマ及び3つの施策分野と9つの基本施策)

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す
施策分野1 すべてのこども・ 子育て家庭への 切れ目のない支援	基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策2 地域における子育て支援の充実
	基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野2 多様な境遇にある こども・子育て 家庭への支援	基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野3 社会全体でのこども・ 子育て支援	基本施策9 社会全体でこども・若者を大切に する地域づくりの推進

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

事業計画では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（確保量）を定めることとされています。

国の基本指針等に基づき、令和5年度に実施した「利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めます。

第6章 計画の推進体制等について

第2期計画に引き続き、様々な主体により計画を推進するとともに、計画の着実な推進のため、「横浜市子ども・子育て会議」において実施状況の点検・評価を実施します。

また、こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成やこども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を推進します。

第3期事業計画では、新たにこどもの意見を施策へ反映するための体制整備を行い、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映の取組を進めます。

4 重点テーマ・各基本施策の概要

重点テーマⅠ・Ⅱ

重点テーマⅠ すべてのこどものウェルビーイングを支える

【方向性】

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

指標	直近の現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 (①将来の夢や目標をもっていますか/②自分のことが好きですか/③自分にはよいところがあると思いますか)	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

【方向性】

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感」の軽減
- (2) こどもの「預けやすさ」の実感
- (3) 「小一の壁」の打破
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感」の軽減
- (5) 子育ての困りごと、「精神的負担感」の軽減
- (6) 情報へのアクセス向上と、子育ての見通しを持てるための支援
- (7) 親子の「身近な遊び場・居場所」の創出

【指標】

子育て家庭がゆとりを実感している割合

<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>

施策分野1 すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「4か月健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

基本施策2 地域における子育て支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみで子ども・子育てを温かく見守る環境づくり

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (令和10年度)

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

【目標・方向性】

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
待機児童数	5人(令和6年4月1日)	0人
子どもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合(※)	＜今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映＞	

※「(仮)『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

【目標・方向性】

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかと言うと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496 回	3,500 回
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

【目標・方向性】

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目のない支援を実現するための関係機関等の連携

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539 人/年	7,700 人 (累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998 人/年	6,000 人 (累計)

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

【目標・方向性】

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (累計)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答した子どもの割合	68.1%	70.0%
DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【目標・方向性】

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
児童虐待による死亡者数	2人	0人
①子ども家庭センター設置数	①3か所	①18か所
②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、子ども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	(令和6年度) ②—	②30,000件
①里親委託率	①20.7%	①36.3%
②里親登録者数	②277組	②324組
③ファミリーホーム設置数	③8か所	③10か所

施策分野3 社会全体での子ども・子育て支援

基本施策9 社会全体で子ども・若者を大切にする地域づくりの推進

【目標・方向性】

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育ての推進
- (2) 子どもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 (※)
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年10～11月	事業計画素案公表、パブリックコメント実施（※）
12月	第4回市会定例会において、パブリックコメントの実施結果及び事業計画原案にかかる検討状況を報告
令和7年2～3月	第1回市会定例会において、事業計画原案を説明
3月	事業計画策定

※パブリックコメント実施にあわせて、こどもからも意見を募集します。

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画素案の検討状況について

1 趣旨

現行の第4期「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」（以下、「自立支援計画」という。）が令和6年度で終了となることから、今年度、第5期自立支援計画（令和7年度～11年度）を策定します。第5期自立支援計画策定にあたり、素案の検討状況を報告します。

2 第5期自立支援計画のポイント

（1）社会的背景や国の動き等を踏まえた取組の推進

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき実施されている、国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充を踏まえて、ひとり親の就業支援・自立支援の強化や養育費確保支援の強化などを計画に位置付けます。

また、令和6年5月に民法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえて、共同親権の導入、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向に進むよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めることとしています。

（2）こどもへのヒアリングやアンケート結果の反映

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を踏まえて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親家庭のこどもにヒアリングやアンケート調査を行い、こどもにとっての課題や必要とする支援等について把握し、計画に盛り込みます。

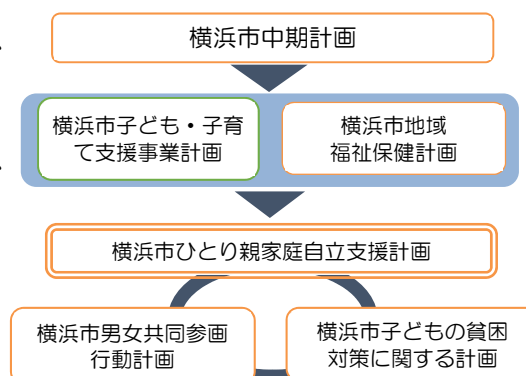
また、ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくこととしています。

3 計画素案（案）の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本理念や具体的事業・取組を定めるものです。



2 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

原材料価格の上昇や円安の影響などによる食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要です。

2 ひとり親家庭の現状と課題

「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」結果及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

(1) 子育てや生活支援

ア 稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっています。

イ ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親またはこどもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。

(2) 就業の支援

ア 本市のひとり親の就業率は高く、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%となっていますが、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたと考えています。

イ 子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援など、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

(3) 経済的支援

- ア 家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。
- イ 児童扶養手当の支給に加えて、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

(4) 養育費確保の支援

- ア 離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「養育費の取り決めをしている」割合は、母子家庭が52.3%、父子家庭が36.3%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。
- イ 相談・啓発の取組や養育費確保支援事業等の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。

(5) 相談・情報提供

- ア 「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。
- イ SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援及び交流支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

(6) こどもへのサポート

- ア 国の調査によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。
- イ こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

社会的背景やひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、ひとり親家庭の支援の基本方針を定めます。

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

- (1) 自立を支援する視点
- (2) こどもの視点
- (3) 地域支援の視点

3 支援における取組の方向性

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための生活・学習支援や養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもへの支援を進めます。

第4章 支援の具体的事業・取組

支援の基本方針を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策に取り組みます。

取組の柱	主な事業・取組
1 子育てや生活支援 ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援事業（ヘルパー派遣） ・横浜子育てサポートシステム ・市営住宅申込時の優遇 ・セーフティネット住宅 ・母子生活支援施設
2 就業の支援 雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況に合わせた、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等自立支援給付金事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・ジョブスポット
3 経済的支援 児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・就学援助 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・特別乗車券交付事業
4 養育費確保の支援 養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 ・養育費についての広報・啓発 ・養育費確保支援事業
5 相談機能や情報提供の充実 ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所等における相談及び情報提供 ・離婚前相談 ・当事者同士の交流や仲間づくり
6 こどもへのサポート こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親のこどもの相談支援 ・生活・学習支援事業 ・親子交流支援事業 ・こども食堂など地域の取組支援 ・こどもの意見を聴く取組の推進

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定予定の次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】 就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により 就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (5か年累計)

【指標2】 こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで 「将来の夢や就職について目標がある」と 回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】 横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率 （「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

4 今後のスケジュール

令和6年10～11月	計画素案公表、市民意見募集実施
12月	第4回市会定例会において、市民意見募集の実施結果及び 計画原案にかかる検討状況を報告
令和7年2～3月	第1回市会定例会において、計画原案を説明
3月	計画策定



令和5年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和6年9月

横浜市

目次

はじめに	1
1 横浜市の体制（第4条関係）	2
（1）通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）	3
（3）専門的な職員の育成（第4条第4項）	4
2 市の責務（第4条関係）	5
（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	5
（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	8
（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	10
（4）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	14
（5）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）	15
（6）子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項）	15
（7）配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）	16
（8）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）	16
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	19
（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）	19
（2）虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）	23
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	24
（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	24
（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	25
（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	25
5 情報の共有等（第9条関係）	27
（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）	27
（2）要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底（第9条第2項）	28
6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	29

(1) 関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第 10 条第 1 項）	29
(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援に ついての市への協力（第 10 条第 2 項）	29
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項）	29
(4) 警察への援助要請（第 10 条第 4 項）	30
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項）	30
7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係）	32
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項）	32
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項）	32
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係）	34
(1) 妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性とその 配偶者及び同居者への支援（第 12 条第 2 項）	34
9 子供虐待防止の啓発（第 13 条関係）	35
(1) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条）	35
(2) こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条）	35
10 資料	38

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

平成28年の児童福祉法の改正、令和元年の児童虐待防止法の改正を踏まえ、本市全体で子供を虐待から守るための取組を推進することを目的に、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子供の品性を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。

また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを受け、本市では、令和3・4年度の2か年で「子ども家庭総合支援拠点」機能を全区のこども家庭支援課に整備しました。拠点機能の一環として、児童虐待通告・相談に迅速かつ適切に対応し、区が主担当の要保護児童等の進行管理等に専従する担当として「こどもの権利擁護担当」を配置しました。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、こどもの最善の利益を実現するために、児童相談所としての役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和5年度は、関係機関等の御協力のもと、地域との連携や協働をより一層推進させ、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組むとともに、こどもを虐待から守り、体罰によらない子育てを広げるための虐待予防にも取り組み、広報啓発や関係機関ネットワークの更なる強化を図りました。

以下、本報告書では、令和5年度の条例に関する取組について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

令和5年4月現在の職員数は職員499人です。

【参考】その他職員 計151人（短時間再任用1人 月額会計年度任用職員150人）

令和5年度には児童心理司10人、一時保護担当係長4名、一時保護所児童指導員2名、一時保護所保育士2人、合計18人を増員し、相談支援体制の強化を図りました。

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	2,611.22㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 〔保護所〕	4,476.47㎡ ※保護所含む	7,129.36㎡（内児相分6,310.65㎡） ※保護所含む	961.65㎡ 〔1501.74㎡〕	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 〔997.48㎡〕
組織図	<p>令和5年4月13日現在</p> <p>所長 (児童相談所統括担当係長)</p> <p>副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 4 事務(1) 運転者(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 10 保育士 29 係長 保健師 2 心理療法担当(2) 学習指導員(8) 栄養士(1) 虐待対応・相談連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 事務 3 担当係長 社会福祉 1 担当係長 保健師 1 連携対応専門幹(1) 心中心相談員(9) 虐待対応専門員(13) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 7 保健師 1 係長 相談調整員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 児童福祉司 20 相談指導担当係長 保健師 1 相談指導担当係長 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 21 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(2) 担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 32 保健師 2 担当係長 事務(1) 担当係長 組織対応専門員(1) 業務支援家庭訪問員(4) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 法務担当課長 医師担当課長 <p>正規職員 160人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 68人 計219人（注か委嘱医師4人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 4 保健師 1 相談調整員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 13 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 24 保健師 2 事務(1) 業務支援家庭訪問員(3) 組織対応専門員(1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 15 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(2) 一時保護担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 保育士 20 係長 調理員(3) 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) 自立支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 3 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(2) <p>正規職員 114人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 36人 計150人（注か委嘱医師4人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 6 保健師 1 相談調整員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 16 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 24 保健師 2 事務(1) 業務支援家庭訪問員(3) 組織対応専門員(1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 16 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(1) 医師担当係長 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 保育士 19 係長 保育士(8) 保健師 2 心理療法担当(2) 学習指導員(6) 栄養士(1) <p>正規職員 114人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 26人 計140人（注か委嘱医師4人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 7 保健師 1 相談調整員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 19 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 28 保健師 2 事務(1) 業務支援家庭訪問員(3) 組織対応専門員(2) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 14 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(3) 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 15 係長 保育士(11) 保健師 1 看護師(1) 心理療法担当(2) 学習指導員(4) 運転者(1) 医師担当課長 <p>正規職員 111人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 30人 計141人（注か委嘱医師6人）</p>

（ ）内は月額会計年度任用職員 （ ）内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 650人 [正規職員 499人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員150人] (ほか委嘱医師 計17人)

■ 総職員数の内 児童福祉司 240人(国配置基準 232人) 児童心理司 71人(国配置基準 76人)

※配置基準について

児童福祉司：児童相談所の所管人口3万人に1以上配置することを基本とし、その他加算があります。

児童心理司：令和5年度までは経過措置があり、児童福祉司3人につき1人以上とされていますが、令和8年度からは児童福祉司

2人につき1人以上配置することとなっています。

イ 区子ども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」

令和4年度までに、「子ども家庭総合支援拠点」機能が全区に整備されました。こどもの権利擁護担当には、担当係長や保健師、社会福祉職のほか、子ども支援員を配置し、通告受理機関としての機能を担いました。

表 令和5年度 区子ども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」の職員数

		職種	人数 (人)
正規職員		担当係長（社会福祉職）、保健師、社会福祉職	54
会計年度 任用職員	子ども支援員 （支援・虐待担当）	保健師、社会福祉職、保育士、 教員免許所持者等	67
	子ども支援員 （心理担当）	公認心理師等	18
合計			139

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区子ども家庭支援課と児童相談所職員の实地研修

平成24年度から実施している实地研修は、区子ども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区子ども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区子ども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 实地研修実績

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区子ども家庭支援課職員（人）	23	25	10	19	23
区子ども家庭支援課責任職（人）	9	9	8	5	12
児童相談所職員（人）	22	29	13	19	20
児童相談所責任職（人）	3	2	1	9	4

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
児童相談所 職員研修	231	4,086	361	5,343	466	8,333	293	4,290	253	4,961
区職員研修 (局主催)	9	525	10	453	26	2,033	26	1,501	21	876
区職員研修 (区主催)	65	1,431	74	1,884	94	2,291	80	2,186	84	1,416

イ 法定研修

児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられています。

表 法定研修実施状況（年度ごとの研修修了者数）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童福祉司任用前講習会（人）	51	85	45	67	29
児童福祉司任用後研修（人）	43	67	61	72	36
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）	5	4	6	6	6
調整担当者研修（人）	24	21	27	13	22

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和5年度 33回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、実効性のある助言や指導を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和5年度 40回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

(1) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問件数（件）	22,691	25,279*	23,203*	22,431	22,564

*新型コロナウイルス感染症流行下での対応（インターホン越しの訪問等）を含む

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問員人数（人）		917	910	901	887	877
新任者 研修	実施回数（回）	2	—*	—*	1	1
	参加者数（人）	70	—*	—*	86	107
現任者 研修	実施回数（回）	3	—*	—*	—*	1
	参加者数（人）	746	—*	—*	—*	587
合計	実施回数（回）	5	—*	—*	1	2
	参加者数（人）	816	—*	—*	86	694

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任者研修については、2年度及び3年度は資料配布としました。現任者研修については、2年度～4年度は研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	412	385	457	381	383
	訪問回数（回）	3,582	3,852	4,122	2,667	2,933
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	61	78	69	67	62
	訪問回数（回）	1,829	2,962	1,815	1,747	2,216

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的なこどもの預かりを行うことで、こどもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ショートステイ（件）	830	729	569	566	646
トワイライトステイ（件）	2,512	2,742	3,125	3,082	3,339
休日預かり（件）	2,610	2,252	1,784	1,494	1,493

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	23 (23)	24 (23)	25 (24)	26 (25)	26 (26)
延べ利用者数（人）	467,858	300,554	399,167	483,091	547,417
延べ相談件数（人）	59,090	50,282	62,500	71,287	72,536

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間と団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	66	67	67	70	74
延べ利用者数（組）	96,538	67,720	83,935	91,711	100,922

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・認可保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施園数（か所）	37	38	38	38	38
延べ利用者数※（人）	46,937	16,314	17,094	21,214	28,658

※ こどもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施園数（か所）	31	36	35	35	37
延べ利用者数（組）	38,432	27,869	32,823	33,380	18,323

※令和5年度から在園児を除く

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたい時など保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	23	25	29	34	36
延べ利用者数（人）	85,716	56,423	69,025	88,916	96,796

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
民間 保育 所等	実施施設数 （か所）	423	437	444	478	479
	利用者数（人）	109,886	74,322	82,362	83,000	92,367
市立 保育 所	実施施設数 （か所）	43	42	40	38	38
	利用者数（人）	8,391	4,875	4,826	4,683	6,388
横浜 保育 室	実施施設数 （か所）	39	30	22	17	10
	利用者数 （日分）	2,877	1,056	717	481	1,133

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中でこどもを預かってほしい人とこどもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとにこどもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区支部（拠点）事務局（か所）	18	18	18	18	18
会員数（人）	14,935	14,376	14,701	15,640	17,361
活動援助実績（件）	60,908	36,896	45,114	46,586	66,619

（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談への対応に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ショートステイ	利用実人数（人）	268	298	591	832	790
	利用延日数（日）	1,428	1,489	3,037	4,034	3,662
デイケア	利用実人数（人）	188	176	352	529	482
	利用延日数（日）	720	682	1,304	1,925	1,563
訪問型	利用実人数（人）	843	917	1,272	1,098	1,097
	利用延件数（件）	1,592	1,685	2,408	2,090	2,000

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
妊娠の届出者数（人）	28,749	27,121	26,142	25,218	24,216
個別面談実施率（％）	96.8	98.9	98.4	99.1	99.6

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末現在）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定妊婦登録人数（人）	125	137	112	122	93

ウ 母子保健コーディネーターによる支援

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターが主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がないこどもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

オ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

（相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題等）

表 相談実績数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談実績数(件)	509	549	409	364	583

カ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数(回)	202	170	196	194	205
参加者実人数(人)	262	203	221	241	237
参加者延べ人数(人)	820	590	618	593	583

キ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
2週間健診（件）	15,103	13,612	14,757	14,222	13,938
1か月健診（件）	22,019	21,660	21,818	20,485	20,016
合計	37,122	35,272	36,575	34,707	33,954

ク 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的（原則、産前8週、産後8週間）な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者（助産師）が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入所人数（人）	6	6	6	7	9
訪問指導者派遣回数（回）	62	49	49	63	62

ケ 医療機関における情報提供書等を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱ガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携を深めています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は要養育支援者情報提供書を再掲）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数 （件）	3,042 (957)	3,121 (953)	3,534 (952)	5,259 (941)	4,789 (773)

（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こどもの権利擁護課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修（令和5年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
32	1,284	157	259	0	868

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修（令和5年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
106	2,650	418	302	713	1,217

(ウ) 局こどもの権利擁護課が実施した研修（令和5年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）			
			民生・ 児童委員	教育 関係	保育園・ 幼稚園	区・児 相等
こどものトラウマ～傷ついた心と向き合うということ～	菊地 祐子氏	403	85	69	96	153

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられています。令和5年度は、医療機関が行った虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討と、CDR（Child Death Review）関連部会、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を開催し、CPT（Child Protection Team）の運営や多機関・多職種連携について検討しました。また、研修として、横浜市医師会に委託し、医療機関向け虐待対応プログラム（BEAMS）*Stage 1を開催しました。

*日本子ども虐待医学会が認定する医療機関向けの虐待対応プログラム。Stage 1は児童虐待の定義、対応時の基本的な考え方を学ぶ。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R5.7.24	標準化部会	【事例提供機関】 ① 済生会横浜市南部病院 ② 神奈川県立こども医療センター	68人
R6.3.8		【事例提供機関】 ① 昭和大学横浜市北部病院 ② 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	63人
R5.11.27	情報交換部会	CPTの運営や多機関・多職種連携について/ 重症度の分類評価 【当番病院】 ① 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 ② 横浜市立市民病院	41人
R5.11.6	CDR関連部会	「こどもの不審死検証会」 CDRミニレクチャー、事例紹介と模擬CDR	53人
R6.1.22	研修会 (横浜市医師会委託)	医療機関向け虐待対応プログラム (BEAMS) Stage 1 【講師】 聖マリアンナ医科大学病院 小児科 栗原 八千代 氏	27人

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和5年度）

開催日	対象病院	主催(病院 or 区)	区
令和5年			
4月8日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
5月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
6月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
7月3日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
7月10日	堀病院	区	旭区、保土ヶ谷区、 泉区、瀬谷区
7月21日	済生会横浜市南部病院	病院・区	港南区
8月5日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
8月16日	東條ウィメンズホスピタル	区	港南区
8月17日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
8月21日	藤が丘こころのクリニック	病院	青葉区
8月30日	汐見台病院	病院・区	港南区

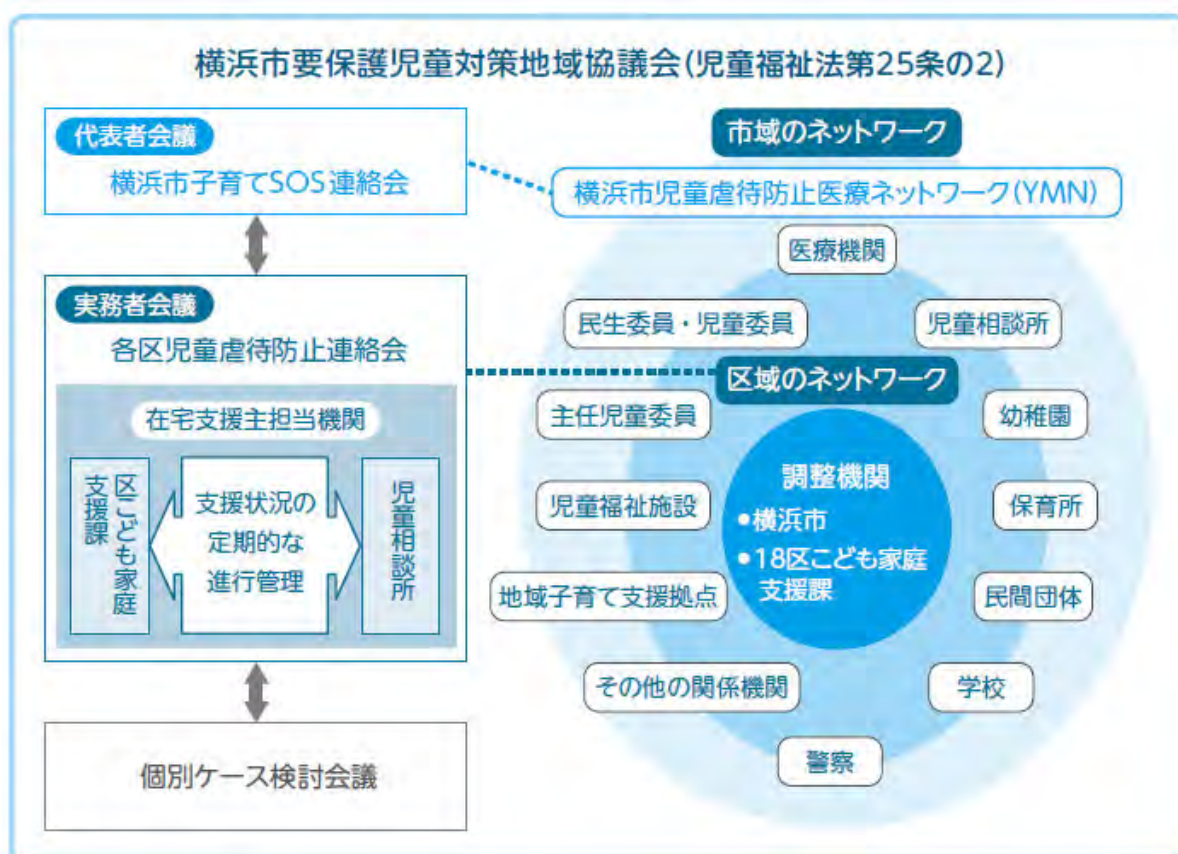
9月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
9月29日	横浜市立大学附属病院、横浜南共済病院、 山本助産院	区	金沢区
10月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
10月11日	平塚市民病院	区	中区
10月26日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
10月27日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	中区	中区
11月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
11月24日	みなと赤十字病院	区	中区
12月6日	昭和大学横浜市北部病院	区	都筑区
12月9日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
12月14日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
12月21日	仲町台レディースクリニック	区	都筑区
12月26日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	区	中区
令和6年			
1月5日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	区	中区
1月12日	小児療育相談センター	区	中区
1月22日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
1月25日	済生会横浜市南部病院	病院・区	港南区
1月26日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	区	中区
1月30日	神奈川県立こども医療センター	病院	神奈川区
2月3日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
2月21日	横浜労災病院	区	港北区
2月22日	横浜医療センター、戸塚共立レディースクリニック、 あおのウイメンズクリニック	区	戸塚区
2月28日	横浜市総合リハビリテーションセンター	区	港北区
2月29日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
3月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
3月6日	神奈川県立こども医療センター	区	中区
3月12日	堀病院	区	瀬谷区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【令和5年度開催状況 第1回：令和5年6月15日、第2回：令和5年12月7日】

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区を単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など計844回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組

実施区	事業名	実施回数(回)	参加人数(人)
鶴見区	専門相談	18	30
南区	親カウンセリング	60	71
金沢区	個別カウンセリング	17	26
緑区	ママのハートバランス事業	18	22
都筑区	コアラの相談	10	15
戸塚区	個別カウンセリング	24	37
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談	12	29
瀬谷区	母親のためのカウンセリング	16	17

イ 妊産婦メンタルヘルス対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る連絡会を開催しました。

ウ およこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「およこの心の相談事業」を7区(神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、戸塚区)で実施しました。

(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供(第4条第7項)

ア リーフレット「子どもの権利を守ろう!STOP!子ども虐待」

こどもを虐待から守り、体罰によらない子育てを推進するため、リーフレットを作成し、地域の関係機関へ配布しました。

イ こども本人向け相談チラシ「そうだんするキミはすごいよ」

こども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、相談チラシを作成し、区役所や児童相談所、母子生活支援施設での個別支援で活用しました。

ウ こども本人向け啓発動画「あなたの権利を守るために(令和4年度作成)」「ほんとうはちがう(思春期向け)(令和5年度作成)」

こども本人向けの啓発動画を活用し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報を行い、こども本人からの相談先を周知しました。

エ 「こども虐待防止市民サポーター講座」の開催

横浜市民や、地域でこどもの支援を行っている方を対象に、こども虐待の基本やこどもの権利、体罰によらない子育てに関する講座を行いました。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）

子ども家庭総合支援拠点機能の整備に伴い、区役所子ども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備し、連携強化に取り組んでいます。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）

ア 親になるための準備

区子ども家庭支援課において、小・中学校等と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和5年度の実施状況

内容	実施区	参加延人数 (人)
小・中学生等を対象にした思春期健康教育	17	8,266

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和5年度は、令和4年度に発生した児童虐待による死亡事例3例について検証を行いました。令和5年7月～令和6年2月に6回の検証委員会を開催し、令和6年4月に児童福祉審議会から報告書が提出されました。また、令和6年6月より、令和4・5年度等に発生した重篤及び死亡事例について検証を開始しています。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和5年度の実施状況

内容	実施区	参加人数 (人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業	3	326
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	6	475

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察[※]等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

[※] 性的虐待を受けたこどもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア(児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減)に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所職員 [※] (人)	16	8	3	13	2

[※] 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。
令和4年は港区児童相談所と共同開催研修。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受講者数(医師等)(人)	9	11	9	15	14

(イ) 健全育成事業

児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援しているこどもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、こどもの活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和4年度まで事業実施を中止していましたが、令和5年度から再開しました。コロナ以前は1泊2日でキャンプを実施していましたが、日帰りのレクリエーションとして2回に分け、各所2回ずつで計8回実施しました。事業実施の中でこどもの成長がみられたり、こどもの新たな面を発見し保護者と共有することでこどもの自己肯定感をはぐくむことにつながったり、様々な面でこどもの養育改善・こどもの成長につながりました。

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭(全小学校339校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー(4方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する49人の巡回型担当、OJTを担当する4人のトレーナースクールソーシャルワーカー、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計57人を配置。教育委員会事務局人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当1人と、定時制高校や夜間中学校を担当するユーススクールソーシャルワーカー1人、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人を配置。)

- ・スクールカウンセラー（小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和5年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R5.9月	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (109人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、こども青少年局放課後児童育成課の巡回相談員8人が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和5年度の実績

内容（講師）	実施日	参加人数 (人)
児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R5.9.20	123
	R5.12.13	101

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和5年度）

<p>横浜市医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年9月11日に横浜市との共催により、令和5年度横浜市乳幼児健診研修会を開催。 ○ 令和6年1月22日に横浜市からの委託を受け、日本子ども虐待医学会が実施するBEAMS研修のStage1（※1）を開催。 地域の医療従事者等に対して児童虐待防止の意識啓発に向けた取組を実施。 ※1 虐待の早期発見と通告の意義を理解し、虐待の見張り番として医療機関等が適切な行動を取れるようになることを目標とするもの
<p>横浜市産婦人科医会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科医会と合同で講演会を企画・開催し、相互の連携を推進している。精神疾患を抱える妊婦の診察や治療に有効。 ○ 身体に外傷や痣を認める児童を同伴した母親を見かけた場合の通告対応について、会員に伝達。
<p>横浜市精神科医会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児ストレスによるうつ状態の患者の治療に取り組んでいる。 ○ 産婦人科医会と連携し講演会を実施。 ○ 「おやこの心の相談事業」への協力。
<p>横浜市歯科医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策連絡会地区担当者協議会開催。 ○ 新規学校歯科医研修会での児童虐待対策についての説明。
<p>神奈川県弁護士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体からの推薦依頼に対する対応 神奈川県内の児童相談所設置自治体から当会に対し、児童相談所の常勤・非常勤・嘱託弁護士、児童福祉審議会委員及び第三者委員等の推薦依頼があった際に、推薦者を選定して回答した。 ○ 子どもの相談（対面、電話）、無戸籍相談（電話）の運営 子どもからの相談窓口として、子ども人権相談窓口（対面相談）及び、子どもお悩みダイヤル（電話相談）を運営し、相談内容等の統計を行っている。また、子どもの無戸籍問題について、無戸籍ダイヤル（電話相談）を運営している。 ○ 研究会や勉強会の開催 全国の児童福祉に関わる弁護士が参加する「合同福祉勉強会」において、研究発表を行った（テーマ：親権停止の事例報告・検討）。 子どもの権利・全国イベントとして、6月に子どもの意見表明に関するシンポジウム（「いまこそ学ぼう！子どもアドボカシー」）を企画・実行した。 ○ 児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員へのサポート 児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員から、守秘義務に配慮したうえで相談があった場合に、経験を共有し、知恵を出し、議論し、意見交換することにより、相談者をサポートした。

<p>神奈川県 警察本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待事案への対応では、児童の安全確保を最優先とした必要な措置を組織一体になって講じている。 ○ 児童虐待が疑われる事案は、児童の安全を直接確認し、事案の危険性・緊急性を総合的に判断し、被害児童の保護や児童相談所への通報など、必要な措置を講じている。 ○ 児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定に基づき、児童虐待事案に関する情報共有を図っている。 ○ 児童相談所との連携した取組として、管轄警察署、警察本部関係課との連絡会や、臨検・捜索合同研修を開催した。
<p>横浜地方 法務局 人権擁護課 横浜市 人権擁護委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「こどもの人権 110 番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 平日午前 8 時 30 分から午後 7 時まで 法務局職員及び人権擁護委員が対応 ○ 「こどもの人権 110 番」強化週間の実施 令和 5 年 8 月 23 日から同年 8 月 29 日までの相談時間延長 （平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日・日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで開設） ○ こども人権 SOS ミニレターの配布 県内全ての小中学生に対し、学校を通じて 5 月から 6 月にかけて配布。 令和 5 年度から児童相談所、フリースクールなどの 54 施設にも配布。 ○ インターネット人権相談 法務省 HP に専用フォームを設け人権相談を受け付けている。 ○ LINE による人権相談 LINE 公式アカウント「SNS 人権相談」を友達登録してもらい、人権相談を受け付けている。 <p>上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施。</p>
<p>横浜市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員 連絡会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区開催の要保護児童対策地域協議会の会議に参加 ○ 関係機関との連携（児童支援、生徒指導専任教諭協議会への参加、SSW との交流、区役所との命の授業、子育てネットワーク会議への参加、保育園長会との交流、保育園・小学校・中学校と情報交換、こんにちは赤ちゃん訪問事業・こども食堂・寄り添い型学習支援事業等への協力など） ○ 子育て家庭への支援（子育てサロン、ひろばなど） 子育ての中での不安や心配事を気兼ねなく話してもらい、安心して相談できる機関があることを伝える。 ○ 啓発活動として、オレンジリボンたすきリレーでは、ゴール会場でブース展示し、虐待防止のチラシや手作りおもちゃを配付
<p>よこはまチャイルドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ フリーダイヤルで月、水、木曜日の 16 時から 21 時まで 18 歳までの子どもの電話相談を受けている。ジャッジすることなく子どもたちの声を受け止め寄り添うことを軸として対応している。 ○ 二次元コード付きカードにリニューアルしたことで、フリーダイヤルやチャットを利用しやすくなった。 ○ SOS を出す練習の電話としても活用してほしい

<p>横浜市社協 児童福祉部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度中に、次期都道府県社会的養育推進計画の策定を迫られている。 ○ 依然として、児童相談所の虐待対応件数が多く、対応体制の整備が遅れている。 ○ 要対協に登録された「要保護児童」「要支援児童」「特定妊婦」への支援体制が具体的に見えない。早期支援による一次予防体制づくりが不十分。
<p>横浜市 幼稚園協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業推進検討会（横浜市こども青少年局との定例会議）で情報提供を受けて、運営委員会（協会内の役員会等）で報告をしたうえで、各区の園長会等で伝達するとともに、加盟園（247 園）全園にメール配信も併用して情報発信（虐待の報道があった場合を含む）を行っている。 ○ 教職員を対象に、カウンセリングマインド研究会、研究講座等を各 4 回程度開催する中で、保護者の立場に立って話を聴ける教職員の育成に努めている。 ○ 月に 6 回程度、電話による「子育て教育相談」を実施し、臨床心理士が保護者・教職員からの相談を受けている。また、希望により、加盟園への訪問相談も実施している。 ○ 区役所の行う虐待に関する研修会や実務者会議に代表者が参加し、園長会でフィードバックしている。 ○ 園長等向けにメール配信を行っている協会内の「ぷちニュース」に連絡会への参加報告を掲載している。
<p>横浜市 私立保育園 こども園 園長会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体測定や水遊びなど、子どもたちが服を脱ぐ機会に職員が視診を行い、不自然な傷などの確認をする。 ○ 職員が子どもたちに向けてご飯を食べてきたかさりげなく聞く ○ 職員が子どもたちの昼ごはんの食べ方や量を確認する。 ○ 子どもたちの準備物がそろっているかや汚れていないかを職員が見る。 ○ 子どもたちの口腔の状態やからだの清潔さを職員が確認。 ○ 保護者の方の様子の変化や、話した時の対応に不自然さがないかを確認。 ○ 家で子どもがけがをしたときに、説明に不自然な点がないか保護者に確認し、こどもにもさりげなく確認する。
<p>横浜市立 小学校長会 中学校長会</p>	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初に保護者向け通知発出（学校の通告義務についてのご理解・ご協力） ○ 日頃からの児童生徒の見守り観察（外傷、体格、衛生状態、感情のコントロール不全、対人関係の不安定さ）及び、発見時の迅速な通告/情報提供 ○ 就学児健康診断における虐待の早期発見（未受診家庭も含む） ○ 日常的な情報共有及びそれが可能となるようなネットワークづくり <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全校生徒を対象とした定期的な教育相談及び日常的な教育相談（スクールカウンセラー含む） ○ 全家庭を対象とした定期的な保護者面談 ○ 区役所や児童相談所、警察署との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会を活用した定期的な情報交換 ・ 各区児童支援・生徒指導専任共有協議会での情報交換 ・ 小学校校長会児童指導研究会及び中学校校長会生徒指導部と児童相談所長との意見交換会

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等から提供いただいた支援事業や制度等のパンフレットを活用した保護者への啓発
<p style="text-align: center;">教育委員会事務局 人権教育・ 児童生徒課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初、全保護者あてに児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願いを配付した。 ○ 児童相談所との人事交流を継続するとともに、局内プロジェクトにて教育と福祉の相互理解を検討し、連携促進に努めている。 ○ 全専任教諭に研修を実施し、児童虐待に関する対応力の向上を図っている。 ○ 就学時健康診断の実施要領、児童虐待の手引き及びチェックリストを全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めた。あわせて、就学時健康診断におけるSSW（スクールソーシャルワーカー）の学校支援を実施している。 ○ SSWが全ての学校を定期的に訪問する巡回型でSSW活用事業を実施している。学校との情報共有や校内巡回等により、気になる児童生徒の早期発見に努めている。 ○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしんSOSよこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。 ○ SSWが要保護児童対策地域協議会における学校と区役所・児童相談所との情報連携を支援しており、要保護児童等の見守りに必要な情報を確実に区・児童相談所に提供できるように努めている。
<p style="text-align: center;">市民局人権課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式（11月）において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、子どもの人権を尊重していくよう発信。
<p style="text-align: center;">政策局 男女共同参画推 進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市DV相談支援センター等相談窓口の周知（通年実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市関連施設、医療機関等を通じたカード配布 ・ SNS（X、LINE）による情報発信 ○ DV等「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発（毎年11月） <ul style="list-style-type: none"> ・ こども青少年局と連携し、児童虐待防止と女性に対する暴力をなくす運動の周知を一体的に実施（令和5年度は、当課においては、市内施設におけるパープルライトアップ、みなとみらい線各駅のホームドアや新横浜駅内のデジタルサイネージでの広告掲出等を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所等で啓発タペストリーやポスター展示等のキャンペーンを展開 ・ 市内在住の10代～30代に向けてSNS（Instagram）にてデートDV防止に関する広告を掲出 ○ デートDV防止モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防教育、相談、被害者・加害者向けの回復プログラム、広報啓発を総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく実施 <p>※令和5年3月からは、横浜市民向けのデートDVチャット相談窓口「Yちゃっかる」を開設</p>

(2) 虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務(第5条第3項、第7条第3項)

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数(令和5年度)

前年度に比べて増加が多かった主な経路は、「学校」からの通告が463件増(27.9%増)、「福祉保健センター」が191件増(13.4%増)、「警察等」が159件増(3.7%増)でした。

(単位:件、%)

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		4年度	5年度		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	構成比
福祉保健センター ※1	984	1,123	139 (14.1%)	438	490	52 (11.9%)	1,422	1,613	191 (13.4%)	11.5%
他都道府県市町村	204	223	19 (9.3%)	0	0	0 (—)	204	223	19 (9.3%)	1.6%
児童相談所	164	207	43 (26.2%)	757	797	40 (5.3%)	921	1,004	83 (9.0%)	7.2%
保育所	369	362	▲7 (▲1.9%)	88	122	34 (38.6%)	457	484	27 (5.9%)	3.4%
児童福祉施設等	61	81	20 (32.8%)	103	132	29 (28.2%)	164	213	49 (29.9%)	1.5%
警察等	3	5	2 (66.7%)	4,289	4,446	157 (3.7%)	4,292	4,451	159 (3.7%)	31.7%
医療機関	184	189	5 (2.7%)	169	175	6 (3.6%)	353	364	11 (3.1%)	2.6%
幼稚園	38	41	3 (7.9%)	30	56	26 (86.7%)	68	97	29 (42.6%)	0.7%
学校	628	841	213 (33.9%)	1,034	1,284	250 (24.2%)	1,662	2,125	463 (27.9%)	15.1%
教育委員会等	23	23	0 (0.0%)	12	7	▲5 (▲41.7%)	35	30	▲5 (▲14.3%)	0.2%
児童委員	54	17	▲37 (▲68.5%)	0	4	4 (—)	54	21	▲33 (▲61.1%)	0.1%
家族・親戚	515	566	51 (9.9%)	1,016	901	▲115 (▲11.3%)	1,531	1,467	▲64 (▲4.2%)	10.5%
近隣・知人	306	370	64 (20.9%)	598	568	▲30 (▲5.0%)	904	938	34 (3.8%)	6.7%
児童本人	19	37	18 (94.7%)	173	165	▲8 (▲4.6%)	192	202	10 (5.2%)	1.4%
その他 ※2	397	344	▲53 (▲13.4%)	321	459	138 (43.0%)	718	803	85 (11.8%)	5.7%
合計	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

※1: 区子ども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2: 継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や、児童の状況確認ができず調査や支援等を行った案件等を含む。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、こどもの安全確認を行います。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所（件）	3,947	3,701	3,821	3,949※	4,429
児童相談所（件）	7,051	8,853	7,659	9,028※	9,606
合計（件）	10,998	12,554	11,480	12,977※	14,035

※ 令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、公表時から件数を修正しています。

イ 相談種別件数（令和5年度）

市全体では心理的虐待の割合が大きく、50.8%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトが411件増加しており、児童相談所では心理的虐待の割合が大きく、197件増加しています。

（単位：件、%）

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		件数	構成比		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比		件数	件数	前年度比
身体的虐待	852	787	▲65 (▲7.6%)	2,177	2,247	70 (3.2%)	3,029	3,034	5 (0.2%)	21.6%
性的虐待	7	6	▲1 (▲14.3%)	107	118	11 (10.3%)	114	124	10 (8.8%)	0.9%
心理的虐待	1,271	1,406	135 (10.6%)	5,526	5,723	197 (3.6%)	6,797	7,129	332 (4.9%)	50.8%
ネグレクト	1,819	2,230	411 (22.6%)	1,218	1,518	300 (24.6%)	3,037	3,748	711 (23.4%)	26.7%
合計※	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和5年度）

市全体では「1歳から6歳」の割合が多く、39.6%となっています。区役所は、「7歳～12歳」が216件、「13～15歳」88件と学齢児が増加しています。児童相談所は、「0歳児」の件数の増加率が16.1%と大きくなっています。

（単位：件、%）

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		4年度 件数	5年度		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比		件数	件数	前年度比
0歳	328	349	21 (6.4%)	367	426	59 (16.1%)	695	775	80 (11.5%)	5.5%
1～6歳	2,150	2,267	117 (5.4%)	3,105	3,291	186 (6.0%)	5,255	5,558	303 (5.8%)	39.6%
7～12歳	1,105	1,321	216 (19.5%)	3,204	3,447	243 (7.6%)	4,309	4,768	459 (10.7%)	34.0%
13～15歳	286	374	88 (30.8%)	1,482	1,534	52 (3.5%)	1,768	1,908	140 (7.9%)	13.6%
16歳以上	80	118	38 (47.5%)	870	908	38 (4.4%)	950	1,026	76 (8.0%)	7.3%
合計	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（令和5年度）

市全体では実母によるものの割合が大きく、56.0%となっています。区子ども家庭支援課は実母が377件増加しており、児童相談所でも実母が495件増加しています。

（単位：件、％）

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		4年度	5年度		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	構成比
実父	1,107	1,206	99 (8.9%)	4,188	4,246	58 (1.4%)	5,295	5,452	157 (3.0%)	38.8%
実父以外の父	50	48	▲2 (▲4.0%)	282	314	32 (11.3%)	332	362	30 (9.0%)	2.6%
実母	2,754	3,131	377 (13.7%)	4,227	4,722	495 (11.7%)	6,981	7,853	872 (12.5%)	56.0%
実母以外の母	10	14	4 (40.0%)	39	33	▲6 (▲15.4%)	49	47	▲2 (▲4.1%)	0.3%
その他	28	30	2 (7.1%)	292	291	▲1 (▲0.3%)	320	321	1 (0.3%)	2.3%
合計	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

表 令和5年度の実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受付件数（件）	3,218	3,413	3,340	3,183	3,545

（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談 LINE

令和2年7月1日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運用を開始しました。

令和5年度の横浜市民からの相談件数は2,266件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は677件、子ども本人からの相談は763件となっており、それぞれ全体の3割程度となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談 LINE 受付件数 (単位：件)

	2年度 (7月から)	3年度	4年度	5年度
総件数	1,535	2,043	1,671	2,266
(児童虐待の相談件数)	(304)	(471)	(516)	(677)
(子ども本人からの相談件数)	(557)	(779)	(488)	(763)

※ () は総件数のそれぞれの内数

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所から警察に提供（件）	937	765	701	805	1,304
警察から児童相談所に提供（件）	592	1,585	2,810	4,098	3,506
合計（件）	1,529	2,350	3,511	4,903	4,810

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区子ども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
要保護児童（人）	4,604	4,662	5,265	5,469	5,082
特定妊婦（人）	125	137	112	122	93
合計（人）	4,729	4,799	5,377	5,591	5,175

ウ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、こどもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和5年度は1,942回開催し、延べ3,290人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数(回)	1,785	1,540	1,681	1,856	1,942

(2) 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていたこどもが転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数(令和5年度)

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区こども家庭支援課(件)	214	209	186
児童相談所(件)	354	256	347
合計(件)	568	465	533

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（令和6年4月1日現在）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象児童数（人）	34	32	38	44	39

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

表 設置数及び相談件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
設置数（か所）	15	17	17	18	18
相談件数（件）	41,191	44,508	47,908	55,078	63,515

（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.19～22参照

（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和5年度、児童相談所では1,755件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,093件で、全体の62.3%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家門訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和5年度は立ち入り調査が0件、出頭要求も0件でした。それ以外にこどもの安全を守るために警察への援助要請を11件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合計（件）	2,007	1,831	1,679	1,844	1,755
一時保護所	1,537	1,443	1,304	1,407	1,308
委託	470	388	375	437	447
うち児童虐待（件）	1,176	1,133	1,064	1,189	1,093

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
立入調査（件）	1	1	0	0	0
出頭要求（件）	2	0	2	0	0
再出頭要求（件）	0	0	0	0	0
臨検・捜索（件）	0	0	0	0	0

ウ 弁護士相談

平成6年度から、こどもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使(立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等)に関する助言、相談を委託弁護士に依頼しています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

(4) 警察への援助要請 (第10条第4項)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
援助要請件数(件)	8	6	6	18	11

【参考】

- ・ 出頭要求等(児童虐待の防止等に関する法律第8条の2)
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求)ことができる。
- ・ 再出頭要求等(児童虐待の防止等に関する法律第9条の2)
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求)ことができる。
- ・ 臨検、捜索等(児童虐待の防止等に関する法律第9条の3)
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮 (第10条第5項)

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳[※]までとなっています。施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

※ 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳の年度末まで延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。施設等退所者、入所児童の居場所として「B4S PORT よこはま(ビーフォーエス ポート よこはま)※」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。※令和6年8月1日によこはま Port For から名称変更

表 居場所利用実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居場所利用者数(人)	551	428	702	708	602

・利用登録者数(累計)487人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後に、進学や就労等により社会で自立した生活を安定して送れるよう、資格取得資金や就学資金の助成を行いました。

表 給付実績

	元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	3		3		8	3	4
専門学校・大学等への 初年度納入金（人）	13		15		20	19	24
大学進学等自立生活資金 （家賃補助）（人） ※令和3年度から実施	-		-		0	2	5
大学進学等自立生活資 （カナエール）（人） ※令和2年度事業終了	新規	継続	新規	継続	-	-	-
	-	6	-	2			

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定里親数（組）	196	191	221	246	277
委託里親数（組）	63	75	72	87	101
委託児童数（人）	77	89	86	102	110

表 スキルアップ研修の実施状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数	2	0	2	0	0
受講世帯数	22	0	10	0	0

表 ファミリーホームへの委託状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ホーム数（か所）	5	5	5	6	7
委託児童数（人）	23	21	21	22	30

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
委託児童数（人）	34	28	29	33	58

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりを通して、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。こどもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築とこどもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、こどもや養育者と共有しながら支援を進めました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族再統合件数（件）	192	266	216	282	327

イ 区 の 取 組

こどもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.15参照）

（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和5年度実数 248世帯

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央児童相談所（回）	752	1,068	1,184	1,397	1,318
西部児童相談所（回）	651	911	989	1,059	831
南部児童相談所（回）	809	733	826	735	805
北部児童相談所（回）	794	909	849	669	771
合計（回）	3,006	3,621	3,848	3,860	3,725

表 ヘルパー派遣実績 令和5年度実数 106世帯

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央児童相談所（回）	2,223	2,719	2,989	3,140	2,781
西部児童相談所（回）	1,738	1,189	1,152	1,536	1,901
南部児童相談所（回）	661	796	752	756	837
北部児童相談所（回）	2,205	2,922	2,956	2,327	3,056
合計（回）	6,827	7,626	7,849	7,759	8,575

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
カウンセリング回数（回）	30	53	46	21	50
実人数（人）	7	11	10	6	10

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

こどもの面前での夫婦喧嘩やDVがこどもに及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
補助券利用述べ数（件）	323,591	307,475	304,048	288,440	279,828

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受診者数（人）	10,342	9,796	10,705	10,367	10,221
委託歯科医療機関数（か所）	1,440	1,448	1,486	1,474	1,480

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P. 9 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、個性ある区づくり推進費自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数
母親（両親）教室 （局事業）	657	6,726	548	4,425	682	4,939	682	5,043	683	5,379
土曜両親教室 （区づくり事業）	98	3,455	82	1,929	124	2,873	235	5,057	178	3,820
合計	755	10,181	630	6,354	806	7,812	917	10,100	861	9,199

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

こどもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンと共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を実施しました。

（1）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和5年度 広報等実績

	回数（回）	取組内容
区民向けイベント	22	区民まつりでオレンジリボン・啓発グッズ配布、キャッピー缶バッジづくり、虐待防止啓発パネル掲示等
区民向け講演会	42	体罰によらない子育て講座、こどもの権利を守るために地域でできること、こどものしつけについて等
区民向け広報・啓発 その他	212 35	こども向け啓発動画・しおり作成、商店街店舗でのオレンジリボン横断幕掲示、虐待予防のぼり旗展示、乳幼児健診で虐待予防リーフレット配付、窓口での啓発物品・チラシ配布等
合計	311	

（2）こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

こども虐待の防止と体罰等によらない子育てを啓発する動画を活用し、インターネットやSNS、公共交通機関における広報啓発や、神奈川県、川崎市、相模原市、及び横須賀市と共同運用しているSNS（LINE）での虐待相談「かながわ子ども家庭110番相談LINE」について、さらなる周知を図るなど、こどもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

また、横浜市民や地域でこどもの支援を行っている方を対象に、こども虐待の基本やこどもの権利、体罰によらない子育てに関する講座「こども虐待防止市民サポーター講座」を実施しました。

11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では、神奈川県内自治体で協力し、合同ライトアップを実施しました。

さらに、「地域活性化に関する包括連携協定」を締結している、日本KFCホールディングス株式会社と連携し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配付、オレンジリボンキャンペーン等を行いました。

また、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の実行委員として、運営及び中継拠点のサポートや、ゴール会場での啓発ブースの出店を横浜市主任児童委員連絡会と協働して行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（令和5年度）

こども青少年局が、令和5年度に実施した広報・啓発活動は以下の事業一覧のとおりです。

表 令和5年度児童虐待防止広報・啓発一覧（こども青少年局）

	実施期間・日	実施（予定）事項の具体的内容
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告を掲載
2	通年	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配付
3	通年	令和5年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載
4	8月1日～ 1月15日	「かながわ子ども110番相談LINE」のInstagram広告を実施
5	8月1日～ 1月15日	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のLINE広告を実施
6	9月27日～ 1月15日	「かながわ子ども110番相談LINE」のYouTube広告を実施
7	10月20日	オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発を実施
8	10月16日～ 11月30日	Instagram広告、Facebook広告、Google広告で体罰等によらない子育てに関する啓発動画を掲出
9	10月30日～ 11月12日	相鉄線、横浜市営地下鉄で体罰等によらない子育てに関する啓発動画を掲出
10	11月4日	神奈川県内自治体で合同オレンジライトアップ
11	11月 1日～5日	よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」のオレンジライトアップ
12	11月	横浜市庁舎で児童虐待防止オレンジライトアップ
13	11月	横浜市公式YouTubeで思春期向け啓発動画を公開
14	11月	横浜市公式X（旧Twitter）アカウントで思春期向け啓発動画を発信
15	11月	みなとみらい線ホームデジタルサイネージで青少年向け動画を配信
16	11月4・5日	プロバスケットボールチーム「横浜エクセレンス」試合会場で広報啓発としてオレンジリボン等を配付
17	2月	Instagram広告、Facebook広告、LINE広告で青少年向け動画を掲出
18	2月2日	「こども虐待防止市民サポーター講座」を実施

◇ こども本人向けの啓発動画を
活用し、インターネットやSNS、
公共交通機関を活用した広報を行い、
こども本人からの相談先を
周知しました。



<思春期向け啓発動画> 「ほんとうはちがう」

◇横浜市民や、地域でこどもの
支援を行っている方を対象に、
こども虐待の基本やこどもの権利、
体罰によらない子育てに関する
講座「こども虐待防止市民
サポーター講座」を行いました。



◇11月の「オレンジリボン・
児童虐待防止推進キャンペーン」
に合わせて、神奈川県内自治体で
協力し、11月4日(土)に
合同ライトアップを実施しました。

また、本市経営責任職以上の
オレンジリボンの着用と、職員の
名札用バナー着用の協力を依頼
しました。

【名札バナー】



横浜市こども虐待防止のキャラクター
名前は、キャッピー (CAPY) です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、横浜市の子育てを
応援しています。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。
- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。
- 9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努め

なければならない。

- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）又は転居（同法第23条に規定する転居をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。

5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。



こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画)

素案

計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

横浜市

目次

第1章 計画について	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 本市における他計画との関係	3
第2章 こどもや子育てを取り巻く状況	4
1 人口や少子化の状況	4
2 こども・家庭の状況	7
3 地域・社会の状況	19
4 第2期計画の振り返り	22
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	28
1 目指すべき姿	28
2 計画推進のための基本的な視点	29
第4章 施策体系と事業・取組	30
1 施策体系図	30
2 指標一覧	31
3 施策分野・基本施策とその目標・方向性	35
4 重点テーマ	36
【重点テーマⅠ】すべてのこどものウェルビーイングを支える	36
【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	45
5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性	51
施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	52
基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	52
基本施策2 地域における子育て支援の充実	64
基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	74
基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進	88
基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実	104
施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	114
基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実	114
基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援	125

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進	138
施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	148
基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	148
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	159
1 量の見込み・確保方策について	159
2 保育・教育に関する施設・事業	160
3 地域子ども・子育て支援事業	166
第6章 計画の推進体制等について	198
1 様々な主体による計画の推進	198
2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備	198
3 計画の点検・評価等	199
4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進	199
5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進	200
参考資料	201
1 利用ニーズ把握のための調査	201
2 こども本人へのヒアリング調査	202
3 子育て中の方によるグループトーク	203

【こどもと子ども表記について】

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

第1章 計画について

1 計画の趣旨

本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。

また、こども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域こども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。

2 計画の位置付け

こども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進します。

2023（令和5）年4月、新たにこども基本法が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。

また、本市では、2025（令和7）年4月に、横浜市こども・子育て基本条例が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。

こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定する」こととしています。

こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、こどもの貧困対策に資する教育、福祉、こども・子育て支援等の施策の方針や取組を、より詳細にまとめたうえで、丁寧に進めていくことを目的とした計画であるため、引き続き個別の計画として推進します。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が2024（令和6）年6月26日に公布され、子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められています。

3 計画の期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4 計画の対象

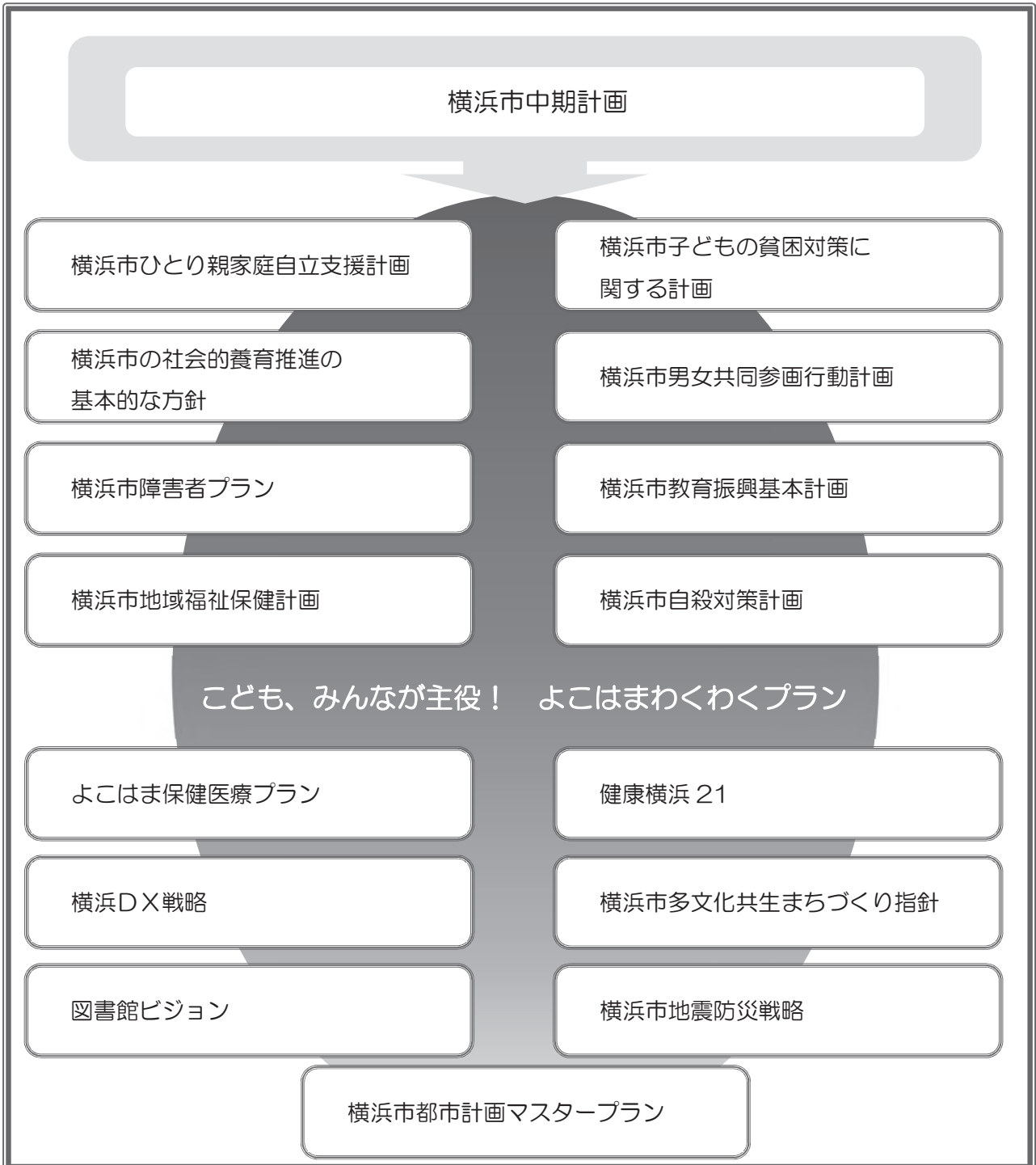
心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

- 主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。
- 若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5 本市における他計画との関係

横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

<関連する主な計画等>



第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 人口、出生数、合計特殊出生率の推移

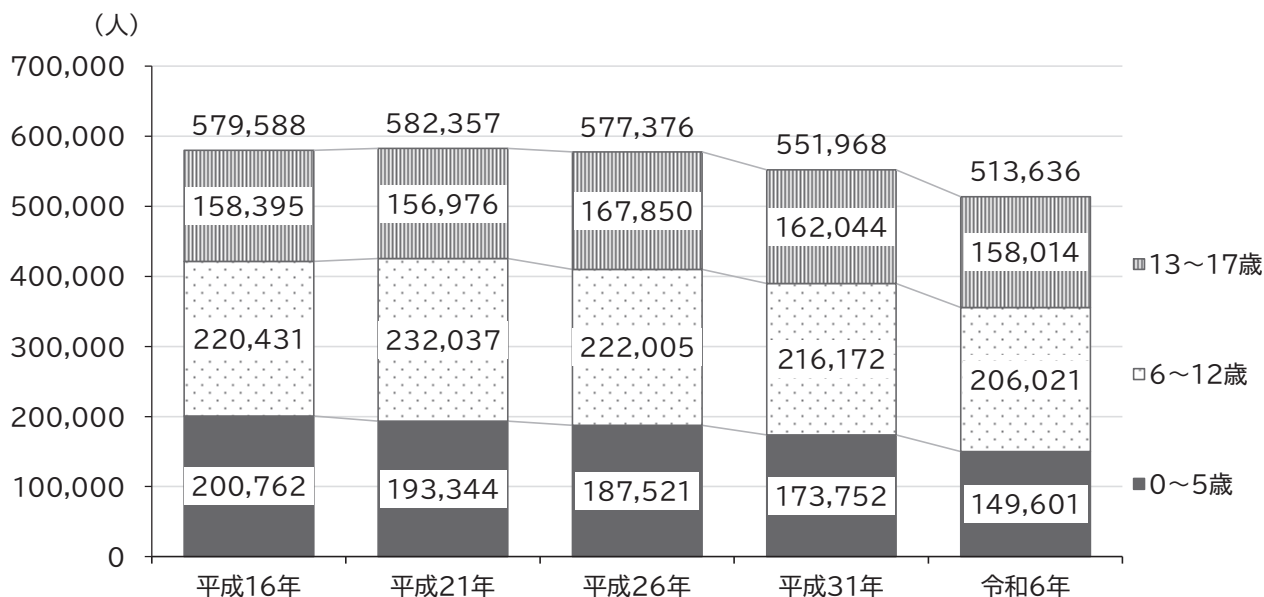
○本市の人口は、2021（令和3）年の約377.6万人をピークに減少に転じました。なお、2021（令和3）年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人となっています。

○「横浜市外転出者・市内転入者意識調査」によると、2021（令和3）年度中に市内から東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、他方、東京圏から転入した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は16.1%でした。

○2021（令和3）年から約50年後の2070（令和52）年の将来人口推計によると、本市の人口は約2割減少して、301.3万人と推計されています。

○本市の18歳未満の人口をみると、10年前の2014（平成26）年の57.7万人から約1割減少し、2024（令和6）年は51.4万人となっています。

図表 2-1 こども（0～17歳）の人口推移

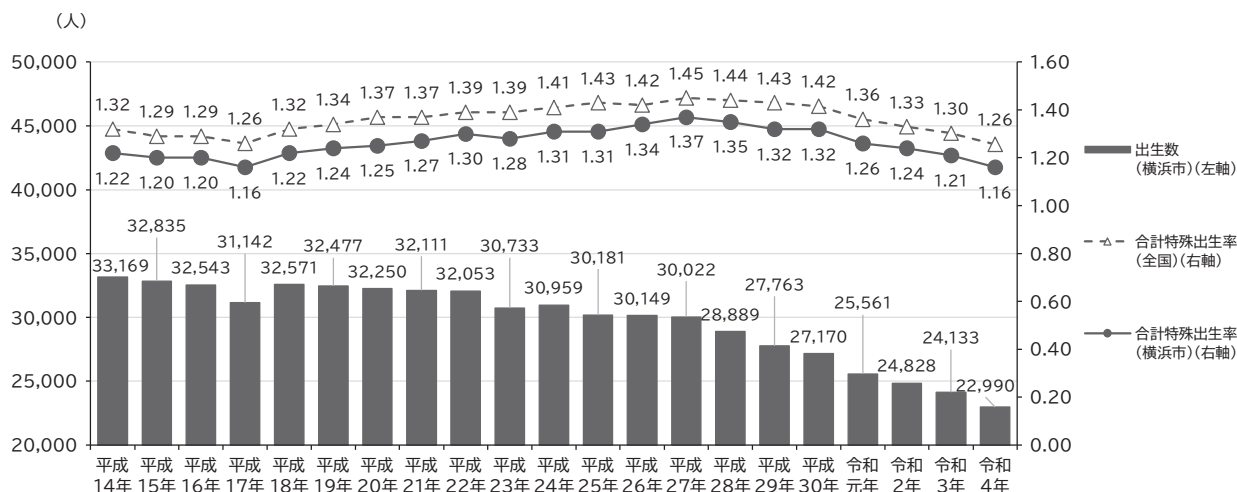


(出典) 横浜市「横浜市統計書」(各年1月1日時点)

○本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成 28）年には 3 万人を割り、2022（令和 4）年時点で約 2.3 万人となっています。

○本市の合計特殊出生率は 2005（平成 17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成 27）年には 1.37 となりましたが、その後低下し、2022（令和 4）年時点で 1.16 となっています。また、全国（2022 年時点で 1.26）と比較すると、低い水準で推移しています。

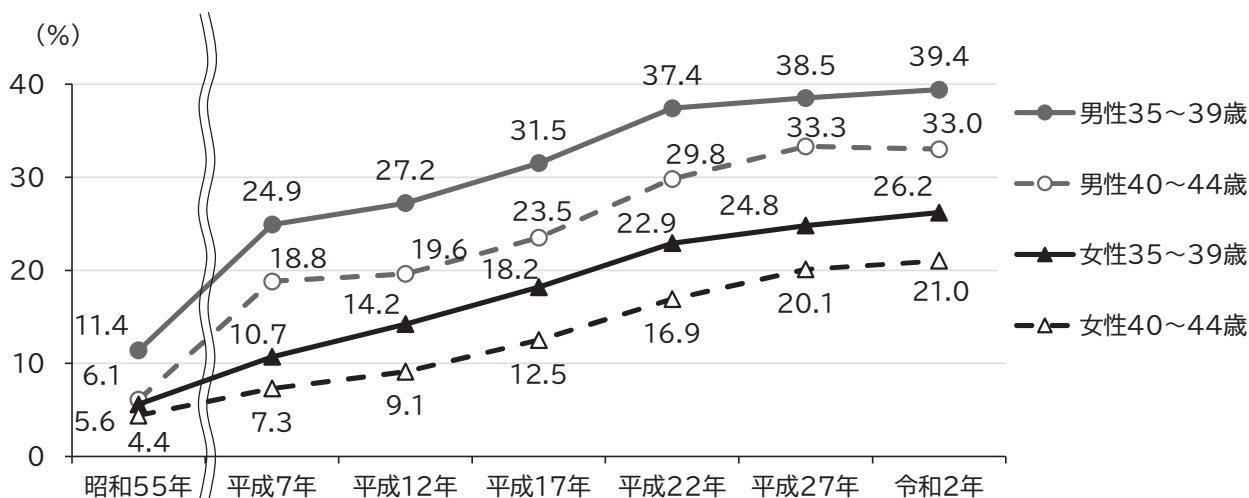
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移



（出典）横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「人口動態統計」

○本市の未婚割合は上昇傾向にあります。2010（平成 22）年における 40～44 歳の未婚割合は、男性は 29.8%、女性 16.9%でしたが、2020（令和 2）年における未婚割合は、40～44 歳では、男性 33.0%、女性 21.0%に上昇しています。

図表 2-3 未婚割合の推移



（出典）横浜市「国勢調査人口等基本集計 横浜市の概要」

※ 令和 2 年及び平成 27 年は不詳補完値による。平成 22 年は配偶関係「不詳」を除く総数から算出。

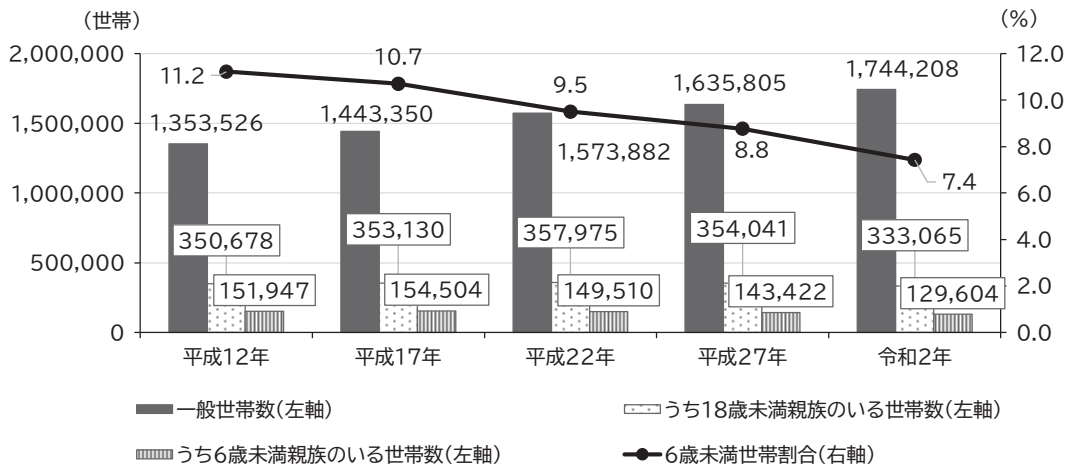
- 少子化により、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、こども同士や子育て中の保護者同士の交流の機会の減少など、こどもの育ちをめぐる環境も変容しています。
- こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会や、地域とこども・子育て家庭の交流機会が減少しているとの指摘もあります。
- 出産や子育てが個人の選択であることを前提としながら、希望する人が安心してこどもを生き育てることができる環境づくりを進めると共に、すべてのこどもの健やかな育ちを支える必要があります。

2 こども・家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

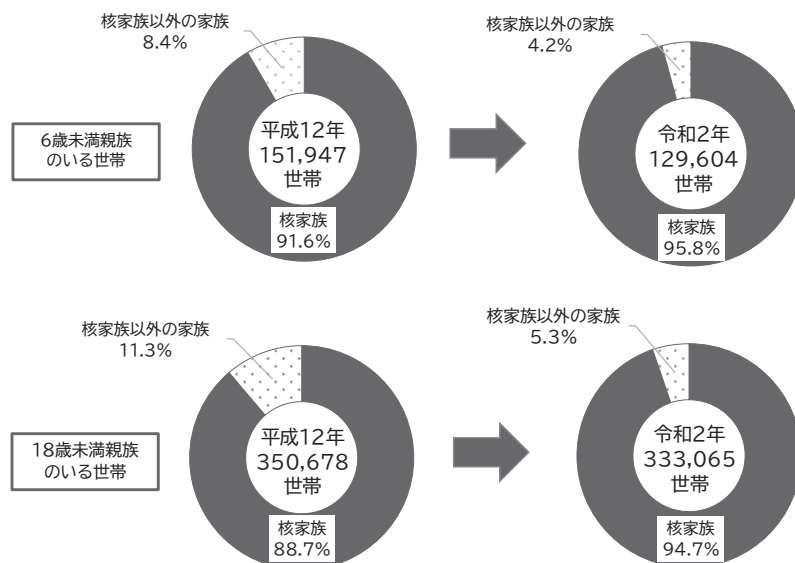
- 本市の6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。
- 2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯のうち95.8%が核家族世帯となっています。子育て世帯の減少や核家族化は、地域の住民が子どもや子育て世帯と接する機会の減少につながり、地域の中で子育て家庭の状況を把握しづらくなっています。

図表 2-4 世帯数の推移



(出典) 総務省「国勢調査」

図表 2-5 こどものいる世帯の世帯類型の変化



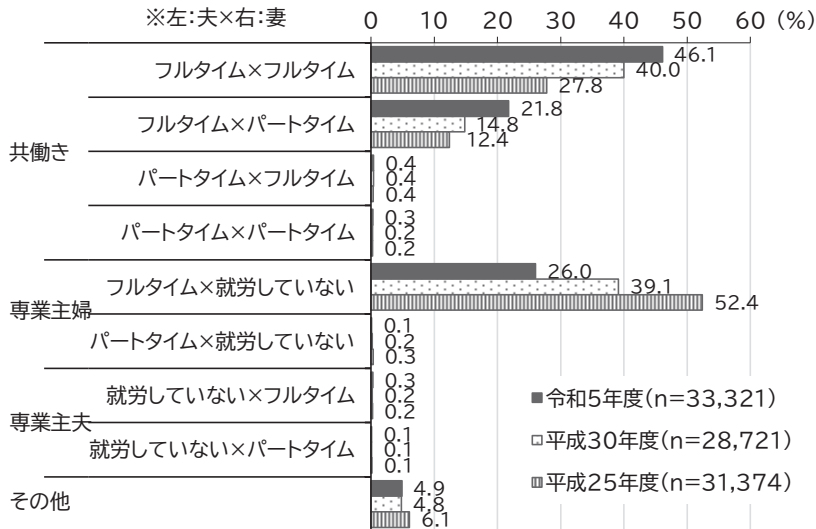
(出典) 総務省「国勢調査」

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(以下、「ニーズ調査」という。)(未就学児保護者)では、子育てに対する周囲からの支えがない人の割合は、2013(平成25)年度は16.2%でしたが、2023(令和5)年度は22.0%となっており、祖父母等の親族や、友人・知人・近所の人など、周囲から子育てに対する支えが得られない家庭が増加しています。

(2) 就労状況等の変化

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると、父母共に就労している共働き世帯の割合は、2013(平成25)年度の40.8%から2023(令和5)年度には68.6%に上昇しています。

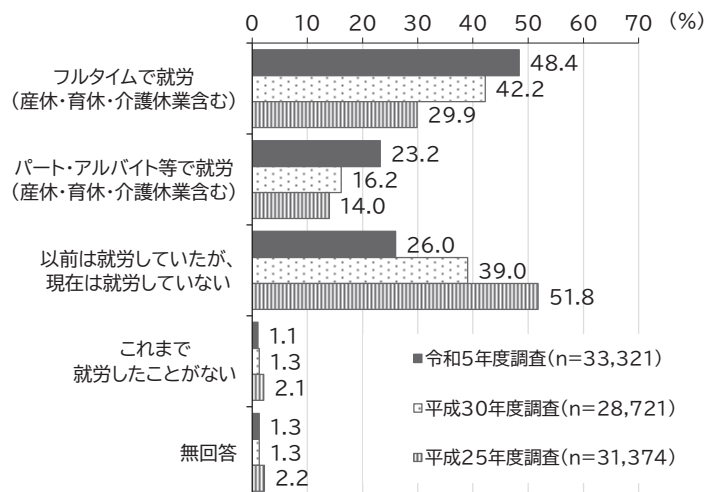
図表 2-6 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者)

- 母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している割合やパート・アルバイト等で就労している割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答した未就労の母親が減少傾向にあります。2023(令和5)年度における母親の就労形態は、フルタイムが48.4%、パート・アルバイト等が23.2%、未就労が27.1%となっています。

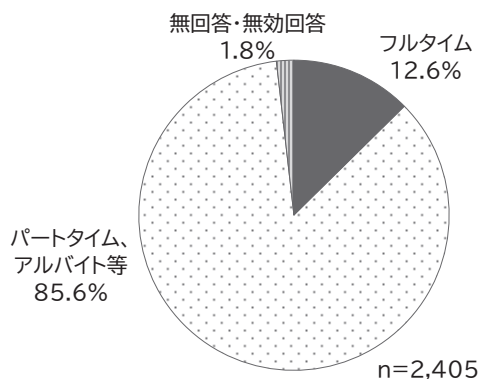
図表 2-7 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者)

○未就労の母親のうち、就労意向がある割合は 80.2%となっています。このうち、「今年度中」または「来年度中」に就労したい人が希望する就労形態はパート・アルバイト等が 85.6%となっています。

図表 2-8 就労したいと回答した母親が希望する就労形態

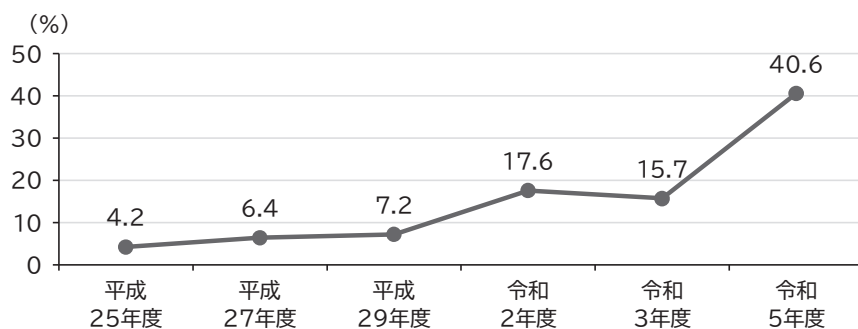


(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者)

※ 「今年度中に、就労したい」または「来年度中に就労したい」と回答した方のみ集計。

○父親が育児休業を取得した割合は、2013(平成25)年度の4.2%から2023(令和5)年度は40.6%に増えました。市民意見交換会では、参加者の実感として、5年前に比べて「父親の育児参加が増えたと思う」との意見も出されており、家庭での子育て事情に変化が見られます。

図表 2-9 父親の育児休業取得状況



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する事業所調査報告書」

○新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、テレワークやワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が一層推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。

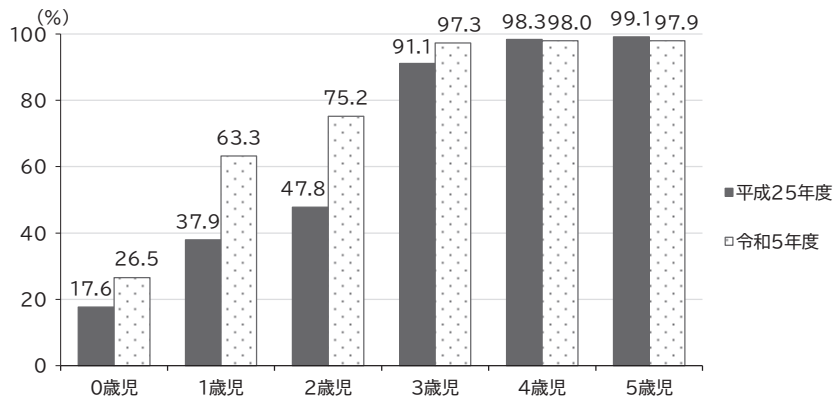
○以上のように、フルタイムやパート・アルバイト等の就業形態に加え、働く場所や時間の多様な働き方など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育・教育の基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) こどもの状況

(ア) 子育て家庭の教育・保育事業利用状況

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、2013(平成25)年度の0歳児17.6%、1歳児37.9%、2歳児47.8%から、2023(令和5)年度には0歳児26.5%、1歳児63.3%、2歳児が75.2%と、大きく上昇しています。

図表 2-10 定期的な教育・保育事業の利用割合



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者)より作成

- 共働き世帯の増加に伴い、低年齢から長期間保育所等を利用しているこどもが増えてきています。
- 保育・教育現場の実感として、父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用することも増加しているとの声があります。
- 保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育施設等が両輪でこどもの育ちを支えていけるよう、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要です。一方で、定期的な教育・保育事業を利用しておらず、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ないと考えられる在宅で子育てを行う家庭への支援も必要です。

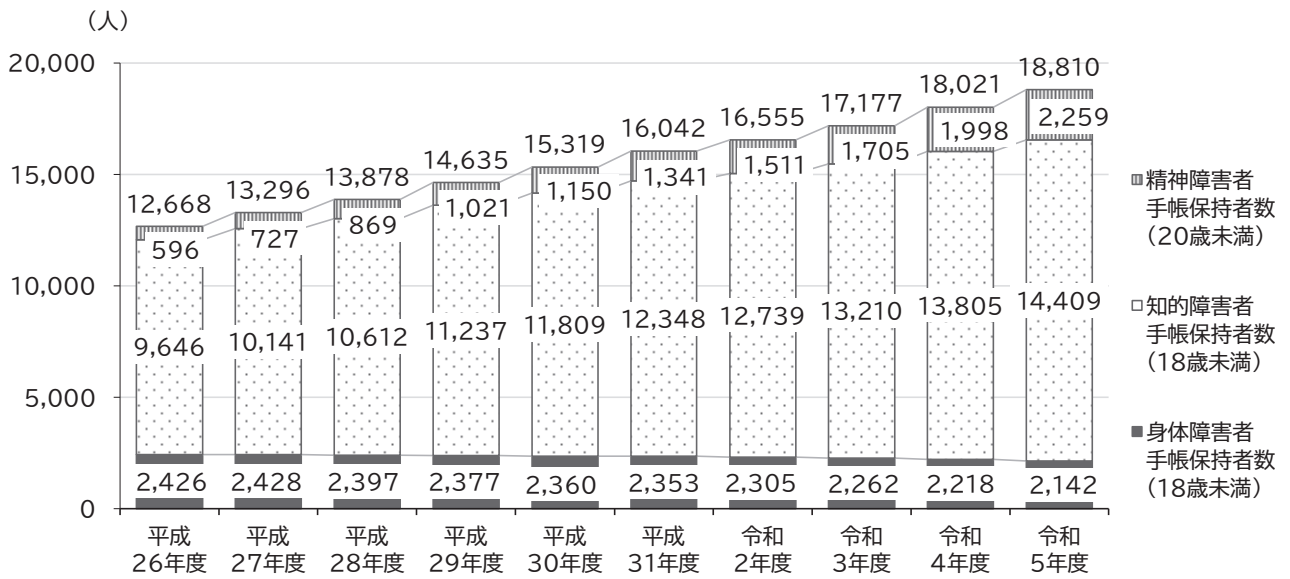
(イ) 保育・教育施設外や学校外の過ごし方や外遊び

- 「ニーズ調査」(小学生保護者)では、小学生の居場所の利用を促す方法として「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」、「自然の中で遊べる」の割合が高くなっています。また、学校の授業や行事以外での自然体験を「していない」割合は約3割となっています。
- 夏の暑さが増している中で、季節を問わず安全・安心に活動できる環境が求められます。保育・教育現場の声として、新型コロナウイルス感染症拡大や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で実年齢より幼いこどもが増えているとの指摘があります。
- 市民意見交換会の中では、こどもの居場所に関する事として、雨の日の遊び場を求める声や、公園や既存公共施設の利用方法、学校以外の居場所の充実などに関する意見が出されています。

(ウ) 発達や障害等の状況

- 「ニーズ調査」(小学生保護者)によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は12.7%で、10年前の7.4%から増加しています。
- 手帳保持者数は2014(平成26)年度の12,668人から2023(令和5)年度には18,810人と約1.5倍となり、増加傾向にあります。手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳と愛の手帳(療育手帳)保持者数が特に増加しています。

図表 2-11 手帳保持者数

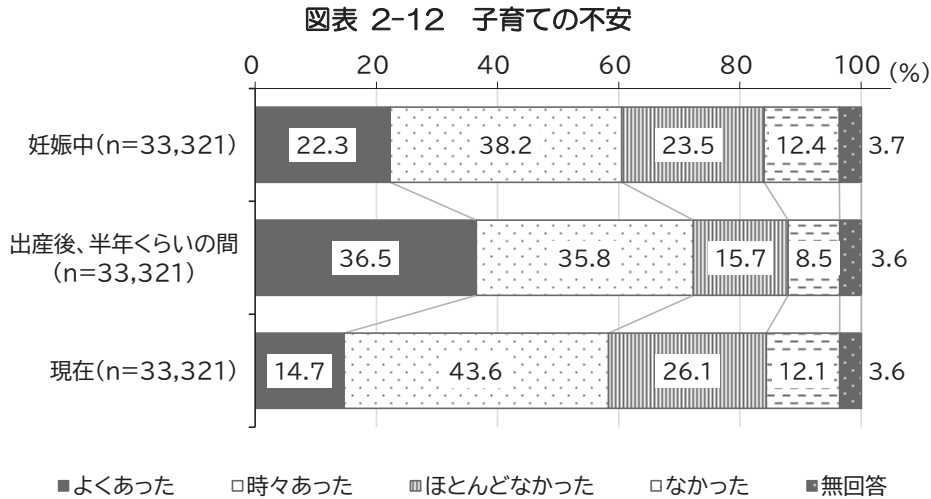


(出典) 横浜市「第4期横浜市障害者プラン」、横浜市資料

- 放課後等デイサービス支給決定人数は2018(平成30)年の6,468人から2022(令和4)年には9,886人と約1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されています。
- 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病のこどもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加しています。
- 疾病や障害の有無にかかわらずすべてのこどものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められています。

(4) 子育て家庭が抱える不安感・負担感

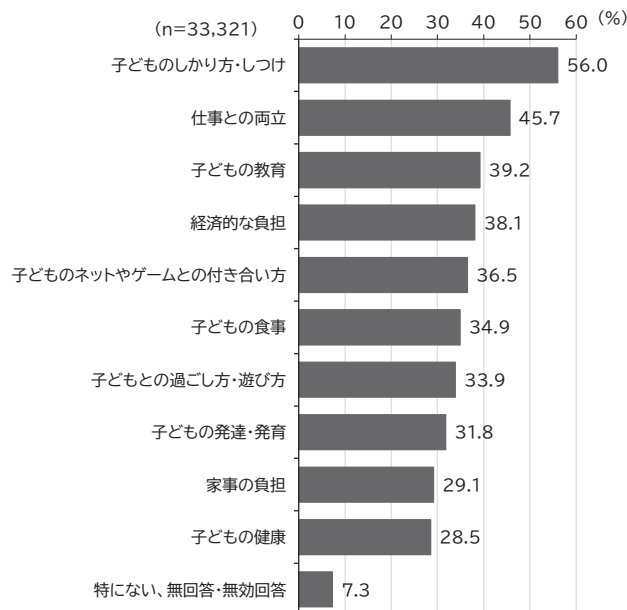
○「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.5%（「よくあった」「時々あった」の合計）、「出産後、半年くらいまでの間」では72.3%（「よくあった」「時々あった」の合計）があったと回答しています。



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者)

○「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると、子育てに関しての困りごとでは、「子どものしかり方・しつけ」が56.0%、「仕事との両立」が45.7%、「子どもの教育」が39.2%、「経済的な負担」が38.1%など、子育てに関して何らかの困りごとを抱えている人が92.7%となっています。

図表 2-13 子育てをしていて感じている困りごと(上位10位、複数回答)



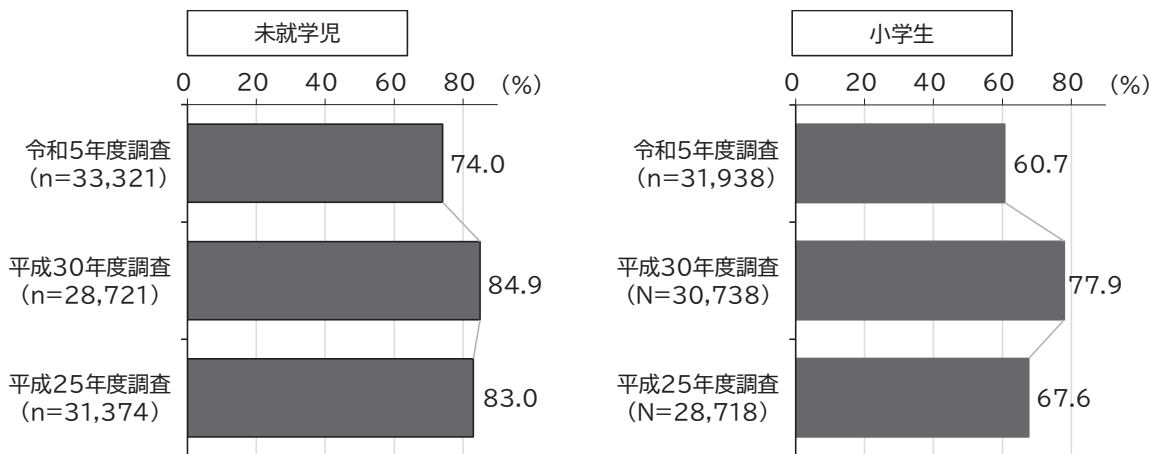
(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者)

- 市民意見交換会の中で出された子育ての悩みやニーズは、5年前と比較して多様化している傾向が見られます。中でも、「行政手続や公的支援に望むこと」として、経済的支援の充実や手続のオンライン化などを求める声が多く出されています。
- 子育て家庭が抱える様々な不安や負担感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が必要です。

(5) こどもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング¹

- 「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」と回答した割合は、本市の小学校（公立）の児童で91.1%、中学校（公立）の生徒で88.1%となっています。
- 「ニーズ調査」（こども本人向けの質問）によると、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で思いきり遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思いきりできる場所」が49.3%となっています。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「こどもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出されています。また、「親自身の居場所」に関する声も多く聴かれ、子連れイベントなど、親同士が知り合う機会や場を求めている実態が分かりました。
- 「ニーズ調査」（未就学児保護者・小学生保護者）によると、こどもを育てている現在の生活満足度は5年前と比較して低下しています。相談相手がいる人や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した人は、満足度が高い傾向となっています。

図表 2-14 こどもを育てている現在の生活の満足度

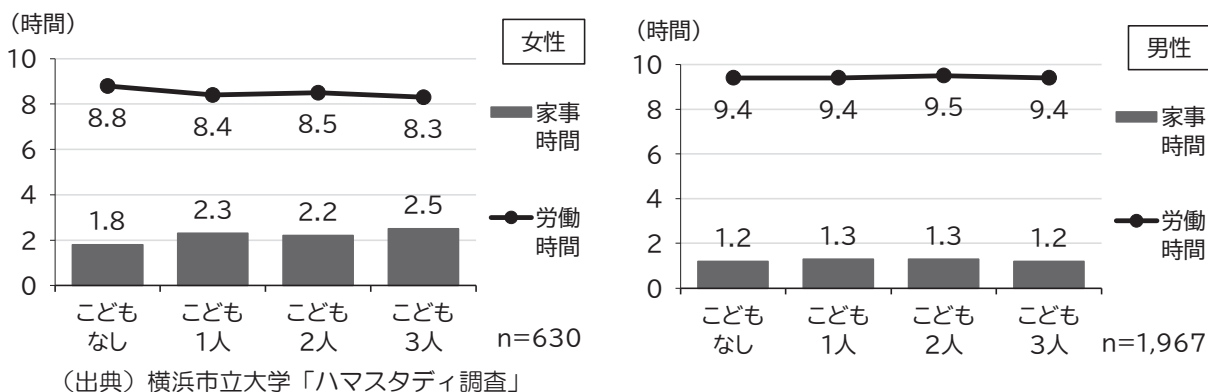


(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者、小学生保護者)

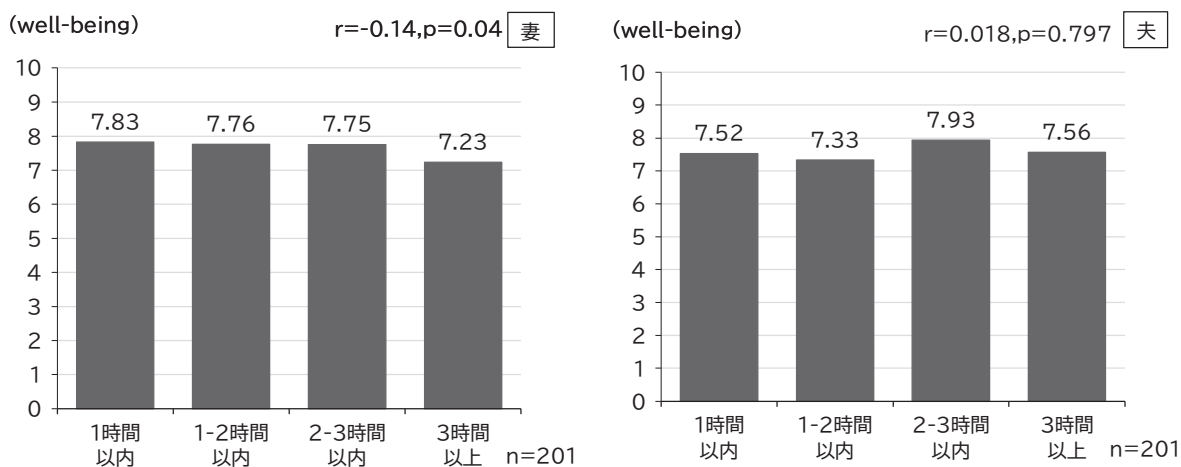
¹ ウェルビーイングは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

○横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」によると、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の 1.8 時間に対し、子どもがいる家庭は 2.2～2.5 時間となっています。夫は子どもの数と家事時間に関連が見られず、妻の家事時間のおよそ半分となっています。また、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが悪化する傾向があり、妻の家事時間とウェルビーイングには負の相関が見られます。

図表 2-15 フルタイム勤務者の性別・子ども数別の平日家事時間と労働時間



図表 2-16 家事時間と Well-being の関係

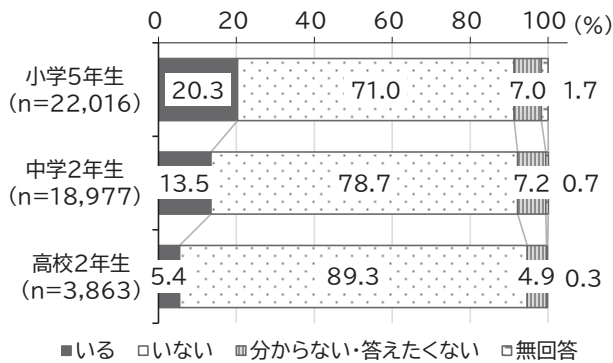


※ 本報告での Well-being は、主観的幸福感と呼ばれる指標を使用しており、現在の幸福感を0点から 10 点までで選択してもらったものである。

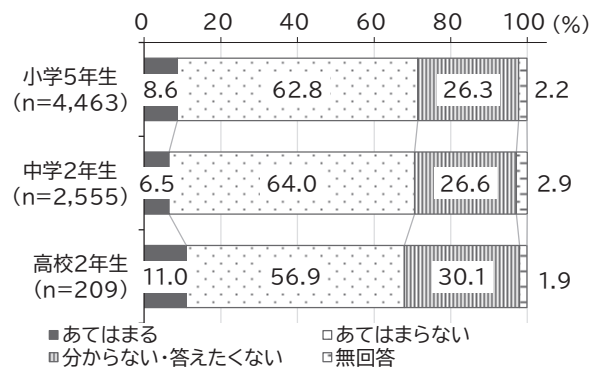
(6) 様々な状況にあるこども・若者

- 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。「いる」と回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%となっています。

図表 2-17 家族のお世話をしているこどもの割合



図表 2-18 世話をしている家族がいると回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思う割合



(出典) 横浜市「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」

- 「横浜市子ども・若者実態調査」の推計によると、2022（令和4）年度のひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1.3万人となっています。

図表 2-19 15～39歳のひきこもり推計人数

調査実施年度	2012 (平成24)年度	2017 (平成29)年度	2022 (令和4)年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%
15～39歳推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人
ひきこもり群の推計値	約8,000人	約15,000人	約13,000人

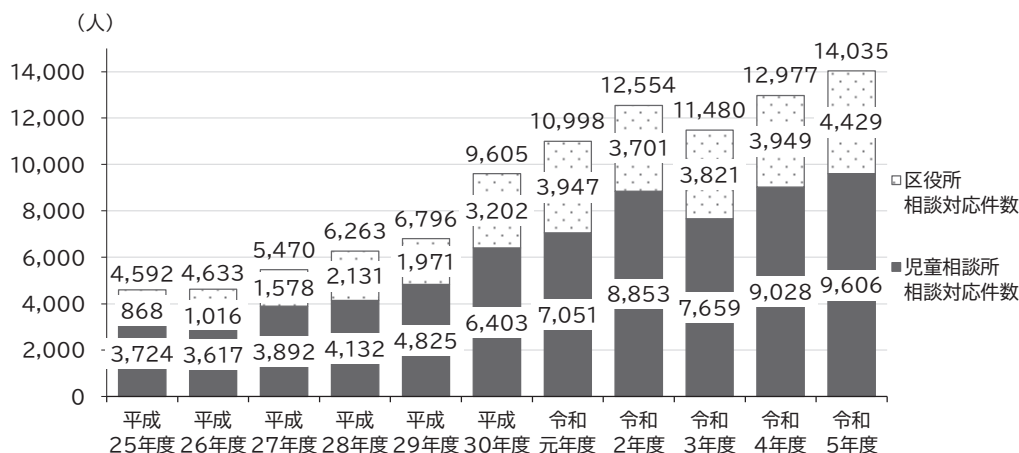
(出典) 横浜市「横浜市子ども・若者実態調査」(令和4年度)

※ 令和4年度調査におけるひきこもり群の定義は、過年度調査と異なるため、比較するには留意が必要である。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられる。

○2021（令和3）年度の内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書²によると、若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害に遭っています。身体接触を伴う被害は12.4%（女性15.0%、男性5.1%）、性交を伴う被害は4.1%（女性4.7%、男性2.1%）となっています。

○児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、2023（令和5）年度には14,035件と過去一番多い数となりました。

図表 2-20 児童虐待相談対応件数



（出典）横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課、こども青少年局中央児童相談所資料

※ 令和4・5年度の児童虐待相談の対応件数については、令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、児童虐待の通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース（虐待非該当ケース）を除外し修正・精査した件数。それ以前については、虐待非該当ケースを含む件数を参考数値として掲載している点に留意。

○文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、横浜市の不登校児童生徒数は8,170人、暴力行為の発生件数は4,939件となっています。

○こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されています。

○「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべてのこどもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要です。

○居場所を持っていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要です。どのこどもも分け隔てなく過ごせるよう、身近な地域で、こども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要があります。

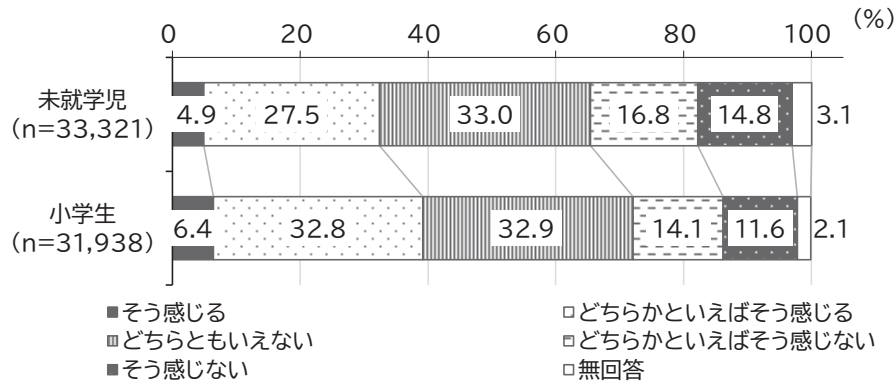
² アンケートの回収率が全体で2.8%であって、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が48.3%となっています。
- また、地域社会から見守られている、支えられていると感じない人(「そう感じない」「どちらかといえばそう感じない」の合計)は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%います。そのような方は生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくるうえでも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要となっています。

図表 2-21 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者・小学生保護者)

- 市民意見交換会では、「こどもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や居場所を求める意見が多く寄せられています。
- 本市のNPO法人に関して、2023(令和5)年12月時点で1,498の認証法人が設立されています。そのうちこどもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、こども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。
- コミュニティサロンやこども食堂・地域食堂など、市内のこどもや子育て家庭を支える地域の居場所には多世代交流の拠点として幅広い年代を対象とした取組も行われています。地域福祉保健計画と連動して、分野を超えた身近な地域のつながりづくりの取組に対する支援のあり方を考えていく必要があります。

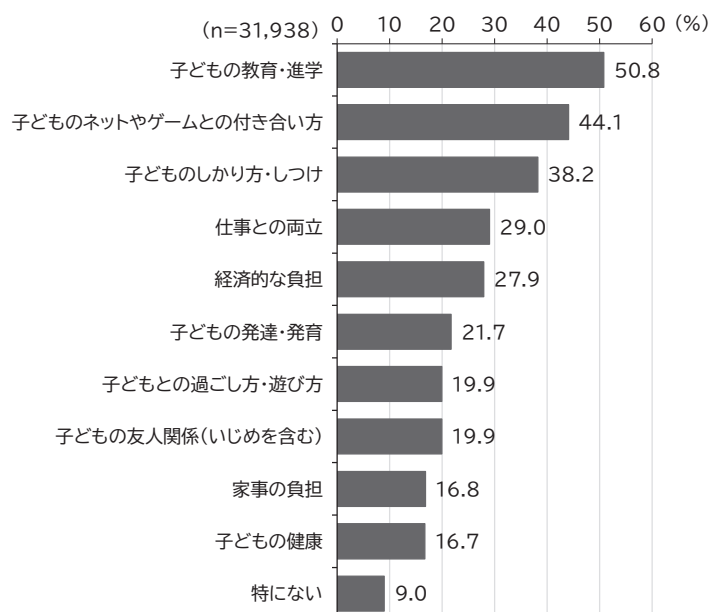
(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

(ア) こどものインターネット等の利用実態

○2023（令和5）年度のこども家庭庁の調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のこどものうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.8時間、中学生では約4.7時間、高校生では約6.2時間となっています。

○「ニーズ調査」（小学生保護者）では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げています。

図表 2-22 子育てをしていて感じている困りごと【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（令和5年度、小学生保護者）

○インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されています。

○こどもにとって安全・安心な多様な居場所が確保されることで、SNSやインターネットの長時間利用によるトラブルなどを防ぐことも期待されます。

(イ) 子育て支援サービスのデジタル活用に対するニーズ

○「ニーズ調査」（未就学児保護者・小学生保護者）では、子育て支援の電子化に期待することとして、「区役所等に行く頻度が減ること」「作成する必要のある書類が減ること」「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められています。

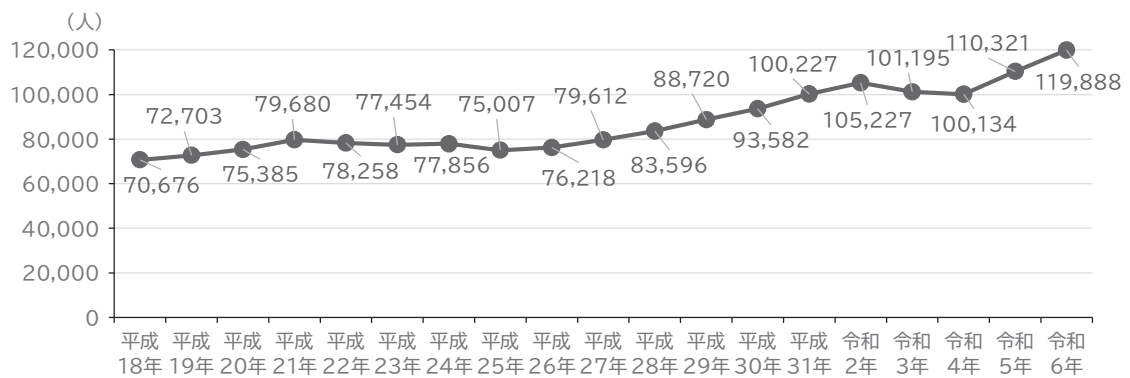
○市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まっ
ていてほしい」などの意見が出されています。

○いわゆるデジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の更なる展開が求められます。

(3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は 2021・2022（令和3・4）年に一時減少しましたが、2024（令和6）年には約 12 万人となり、近年で最も多くなっています。日本語指導が必要な児童生徒数は、2024（令和6）年には約 4,200 人と、2014（平成26）年の約 1,400 人から約 3 倍に増加しています。
- 外国につながる子育て家庭からは、書類や行政手続のデジタル化により、多言語化や母国語への翻訳が行いやすくなるなどの声もあります。
- こども・子育て支援を推進するうえでも、言葉や文化の違いへの配慮、地域でつながる機会の工夫など、多文化共生の視点が重要となっています。

図表 2-23 外国人人口の推移



(出典) 横浜市「横浜市統計書」(各年4月末時点。2012(平成24)年までは外国人登録者数)

4 第2期計画の振り返り

第2期計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）の取組状況については、毎年度、横浜市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。

第2期計画では、目指すべき姿として「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』」を掲げ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進しました。また、新型コロナウイルス感染拡大により、市民生活や経済活動に大きな影響が生じ、中止や縮小を余儀なくされる事業がある中で、こども・子育て支援の分野においても暮らし・経済対策に力を入れて取り組んだほか、オンラインの活用等、事業手法の見直しを進めました。

2023（令和5）年度までの4か年における、各基本施策の主な取組状況は以下のとおりです。

※第2期計画の毎年度の点検・評価結果（各基本施策の指標や主な事業・取組の進捗状況）は、横浜市ホームページに掲載しています。

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる （子ども・青少年への支援）

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育所の整備等を進めました。保育所待機児童数は、2024（令和6）年4月時点で5人でした。また、保育士宿舍借り上げ支援事業、就職面接会、園へのコンサルタントの派遣等を実施し、保育士等の確保に取り組みました。
- 幼児教育・保育の質の向上を目的とした園内研修リーダー育成研修の受講園の割合は、2023（令和5）年度時点で累計37%となりました。また、横浜で大切にしたいこどもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す、「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の周知啓発に向け、記念講演や保育・教育施設等向けのブックレットの作成を行いました。
- 通常の保育では対応できない多様なニーズに対する子育て支援として、特別保育事業（一時保育、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）を実施することで、保護者の育児不安や負担軽減に寄与しました。また、事業の拡充や、一時預かりの予約システムの構築等に取り組みました。
- 保育所等における医療的ケア児の受入れ推進のため、新規事業として2023（令和5）年度に、常時医療的ケア児の受入れが可能な12園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定しました。
- 架け橋プログラムリーフレット「Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ」を作成・活用し、幼保小職員がこどもの育ちや学びについて共通の視点を持ち、対話する機会を創出しました。また、「探究心を育む『遊び』研究会」の開催や、幼保小の円滑な接続に向けた横浜版接続期カリキュラム実践事例集（第9集）を刊行するなど、幼保小連携の促進に取り組みました。

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 安全安心な放課後の居場所の提供及び放課後児童健全育成事業の質の向上を図るため、職員向け研修のオンラインやオンデマンド化による受講機会の拡充や、運営主体向け研修の実施等により、人材育成の推進を図りました。また、医療的ケア児を受け入れるための看護師を配置した場合の支援等を拡充し、医療的ケアを必要とする児童の受入れを推進しました。
- 放課後児童健全育成事業の充実に向け、利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めました。また、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブ向けの情報受伝達や一部の補助金申請業務のオンライン手続きをモデル実施し、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブと区役所、こども青少年局等との連携及び将来的な事務負担軽減に向けた取組を進めました。
- コロナ禍では、施設の利用制限下でも実施可能な体験活動やオンラインでのプログラムを実施する等、多様な体験活動の機会を提供し、心身共に健やかに成長できる環境づくりに取り組みました。
- 青少年関係施設では、こども・若者の健やかな成長に向け、様々な人との交流や体験活動の機会を提供してきましたが、コロナ禍においては、施設の利用制限により、参加者数が計画を大幅に下回りました。新型コロナウイルスの感染症法上5類感染症への移行後は、宿泊の人数制限の撤廃など、徐々に通常に近い形で運営や事業を実施し、参加者数が計画を若干下回る程度まで回復しました。
- 青少年に効果的な広報・啓発方法として、高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふぁんみつけ」の運用を開始しました。

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

- 若者自立支援機関（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション）における相談支援や社会体験・就労体験プログラム等を通じて、本人の状態に応じた支援に取り組み、2023（令和5）年度は、80%の方の自立に向けた継続的な利用と社会参加につながりました。
- よこはま型若者自立塾は、2023（令和5）年度から一定の支援期間を定めたくえで効果を図る事業へと見直しました。本人が希望する次の進路を目指せるよう、座学や体力づくり、体験活動等を通じて、自分のありたい姿を支援者と利用者が共に設計することで、82%の方に自立に向けた改善が見られました。
- 来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、LINE相談窓口を2023（令和5）年9月に開設しました。39歳までの方とご家族等を対象に、毎日午後2時から9時の間、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施し、2023（令和5）年度は、2,656件の相談対応を行いました。
- 養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得支援を行う寄り添い型生活支援事業を、2023（令和5）年度は18区21か所で行いました。また、支援者向けの研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。

- ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、特設ウェブサイトの開設や小学4年生以上の生徒への相談カード配付等の広報・啓発を行うと共に、関係機関向けの研修を実施しました。また、ピアサポートやオンラインサロンを実施する2団体へ立ち上げ及び運営費用の補助を行いました。

基本施策4 障害児への支援の充実

- 発達障害児等の増加に伴い地域療育センターの利用希望児童が増加し、利用申込から初診までの期間が長期化していたため、初期支援のあり方を協議しました。利用申込後、早期に支援を開始できるよう、こどもの遊びの場の提供や保護者への助言や相談対応を行うひろば事業等を行い、初期支援の充実に取り組みました。
- 2023(令和5)年度時点で、療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は255か所、放課後等デイサービス事業所は489か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者(保護者)向けに、利用ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施しました。また、関係団体等にご協力をいただき、放課後等デイサービス等を利用する児童を対象として、こどもの意見や声を聴く取組を実施しました。
- 医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを育成し、市内6区に配置しました。2023(令和5)年度には質の向上のための事例検討・研修等を実施しました。また、医療的ケア児・者等の受入れを推進する支援者養成研修やフォローアップ研修及び見学実習も実施しました。
- メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関関係者及びソーシャルワーカーとの会議を開催し、情報共有や意見交換を行いました。また、在宅人工呼吸器を使用しているなどの高度な医療的ケア児・者を事業の対象者に加えました。

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- にんしんSOSヨコハマを運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。2023(令和5)年7月からは、LINEによる相談支援を開始しました。また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境整備のため、おやこの心の相談を実施しました。
- 母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行い、妊婦や養育者の不安の軽減を図りました。出産・子育て応援事業として、妊産婦へアンケートを実施し、必要に応じて電話等による支援を行いました。また、妊産婦や乳幼児等の情報を電子化することで、一元的な把握ができるようになりました。

- こんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問や専門職による訪問指導等により、親子が地域で孤立化せず安心して育児ができるよう支援を進めました。
- 不妊治療の保険適用開始に伴い、不妊症・不育症に関する相談事業を拡充しました。治療に関する専門相談に加え、心理相談を開始し、治療中の方の心のケアにも取り組みました。小児医療費助成事業については、2023（令和5）年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃しました。
- 妊産婦や乳幼児の災害時における避難行動や避難生活で必要となる支援について、こども青少年局、総務局、健康福祉局、医療局が連携して検討を行い、その検討内容を庁内で共有するための職員向けの冊子を作成しました。

基本施策6 地域における子育て支援の充実

- 地域子育て支援拠点事業を全区で実施すると共に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを2023（令和5）年度時点、8区で実施しました。拠点へのアクセスが良くない地域では出張ひろばを実施し、拠点を利用していない家庭への積極的なアプローチに取り組みました。また、オンラインを活用し、外出しづらい利用者に向けた利用者同士の交流や相談支援等を実施しました。
- 親と子のつどいの広場を増設しました。また、親と子のつどいの広場事業に対し、新たに育児参加促進講座休日実施加算を補助したことにより、2023（令和5）年度は全74か所中44か所で講座が実施されました。
- 保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内75か所で実施し、親子の交流の場等を提供すると共に、育児に関する講座等を行いました。
- 子育て支援者事業は、養育者の交流や子育て相談を、2023（令和5）年度は地区センターなどの身近な市民利用施設等177会場で実施しました。
- 親子の居場所（地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場、子育て支援者事業）にかかる事業について、それぞれの強みを活かした連携のあり方の整理を目的に検討会を実施し、連携を進めるための具体的な取組の方向性をまとめました。

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- ひとり親家庭の総合的な窓口である「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供や就労相談、弁護士等による専門相談等を、関係機関と連携して実施しました。ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、支給上限額を引き上げました。また、日常生活支援事業は、利用者負担を無償化しました。
- 中学に進学したこどもを養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。2023（令和5）年度に利用者の定員を80名から100名に増員し、子の学習支援は96名、親の相談支援は73名が利用しました。

- 母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援において、相談助言、その他必要な支援を行う職員を雇用している施設に対して補助を実施しました。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等を対象に、こども青少年局・区役所・男女共同参画センターが一体的にDV相談支援センターの機能を果たし、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施しました。
- 保護施設等において、DV被害を受けた方の緊急の一時保護や生活・育児支援、自立に向けた支援等を行いました。また、シェルターを運営する民間団体へ運営費の補助を行うことで、DV被害者等の一時保護や一時保護中の安全確保、自立に向けた支援を実施しました。併せて、多様化するニーズや背景に対応するため、一時保護施設等の退所後支援事業や、女性のための一時宿泊型相談支援事業等を実施しました。

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる（社会全体での支援）

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 児童福祉法に基づく、こども家庭総合支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点機能）を2022（令和4）年度より全区のこども家庭支援課に整備し、要保護児童等への支援の強化や、こどもや家庭からの様々な相談に専門職が対応することも家庭相談を実施しました。
- 2021（令和3）年10月の横浜市子供を虐待から守る条例の一部改正により明文化した、こどもに対する体罰等の禁止等について、広報・啓発を行いました。また、児童虐待や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り支援できるよう、こども虐待防止市民サポーター講座を開催しました。併せて、児童虐待に対応する職員の人材育成として、児童虐待とDVや、こどもの権利擁護等の研修を実施しました。
- 増加する児童虐待対応と支援強化のため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手しました。新たな児童相談所の開所までの対応として、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、児童虐待への迅速な対応を図りました。
- 里親制度が広く理解され広まるよう、広報動画を作成し制度の認知度向上に取り組みました。また、2023（令和5）年度から新たに里親フォスタリング事業を開始し、制度説明会やリクルートの実施、里親制度講演会の開催、里親研修の開催回数の増加に取り組み、里親確保に努めました。
- 児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営すると共に、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施しました。

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にできる地域づくりの推進

- ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方を実現できる環境づくりに向けて、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス企業」として認定すると共に、企業の経営者や人事・労務担当者を対象にセミナーやワークショップを実施しました。

- 父親育児の気運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設、市内企業において父親育児支援講座を開催しました。
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行うなど、こどもを大切にする社会的な気運の醸成に取り組みました。
- バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面が子育て世帯等にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」として認定するなど、子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世代が安心して子育てできる住まい、まちづくりを推進しました。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く^{ひら}力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来に渡る幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。こども自身の思いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠です。

横浜のこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、誰もがこどもを生み育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち「よこはま」を目指していきます。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 すべてのこどもへの支援

疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、すべてのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にす一貫した支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 こどもに内在する力を引き出す支援

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助³」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

³ 自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。共助＝地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

第4章 施策体系と事業・取組

1 施策体系図

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

目指すべき姿	基本的な視点	重点テーマ／施策分野・基本施策											
<p>すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」</p>	1 こどもの視点に立った支援	<table border="1"> <tr> <td>重点テーマⅠ</td> <td>すべてのこどものウェルビーイングを支える</td> </tr> </table>	重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える									
	重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える											
	2 すべてのこどもへの支援	<table border="1"> <tr> <td>重点テーマⅡ</td> <td>子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す</td> </tr> </table>	重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す									
	重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す											
	3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援</td> <td>基本施策1</td> <td>生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策2</td> <td>地域における子育て支援の充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策3</td> <td>乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続</td> </tr> <tr> <td>基本施策4</td> <td>学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進</td> </tr> <tr> <td>基本施策5</td> <td>障害児・医療的ケア児等への支援の充実</td> </tr> </table>	施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	基本施策2	地域における子育て支援の充実	基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進	基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
	施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策1		生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実									
		基本施策2		地域における子育て支援の充実									
基本施策3		乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続											
基本施策4		学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進											
基本施策5		障害児・医療的ケア児等への支援の充実											
4 こどもに内在する力を引き出す支援	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援</td> <td>基本施策6</td> <td>困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策7</td> <td>ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援</td> </tr> <tr> <td>基本施策8</td> <td>児童虐待防止対策と社会的養育の推進</td> </tr> </table>	施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実	基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援	基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進					
施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策6		困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実										
	基本施策7		ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援										
	基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進											
5 家庭の子育て力を高めるための支援	<table border="1"> <tr> <td>施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援</td> <td>基本施策9</td> <td>社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進</td> </tr> </table>	施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進									
施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進											
6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援													
7 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～													

2 指標一覧

重点テーマ	番号	指標	直近の現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
重点テーマⅠ	1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
	2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケート 「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
	3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか/ ②自分のことが好きですか/ ③自分にはよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上
重点テーマⅡ	4	子育て家庭がゆとりを実感している割合	<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>		

施策分野	基本施策	番号	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
施策分野1	基本施策1	1	4か月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
		2	3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%
	基本施策2	3	親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% 【令和10年度】

施策分野	基本施策	番号	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
施策分野1	基本施策2	4	子育てについて不安を感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% 【令和10年度】
		5	子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをされていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% 【令和10年度】
	基本施策3	6	待機児童の解消	待機児童数	5人【令和6年4月1日】	0人
		7	こどもたちが自分の思いや主体性を尊重された保育・教育を受けている	こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合	＜今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映＞	
	基本施策4	8	クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかという楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
		9	こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
		10	多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757団体	877団体

施策分野	基本施策	番号	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
施策分野1	基本施策5	11	地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図られている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
		12	保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%
施策分野2	基本施策6	13	若者が社会参加している	青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539人/年	7,700人 (累計)
		14	こども・若者の不安や悩みが軽減している	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
		15	ヤングケアラーを社会全体で見守り、支える環境づくりができています	ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人 (累計)
	基本施策7	16	ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (累計)
		17	ひとり親家庭のこどもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
		18	DV等被害者が、適切に相談支援に繋がっている	DVに関する相談件数	4,527件	5,000件
	基本施策8	19	こどもの安心安全が保障されている社会の実現(虐待死の根絶)	児童虐待による死亡者数	2人	0人
		20	こどもと保護者の心理・社会的孤立の解消	①こども家庭センター設置数 ②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	①3か所 【令和6年度】 ②-	①18か所 ②30,000件
		21	こどもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	①里親委託率 ②里親登録者数 ③ファミリーホーム設置数	①20.7% ②277組 ③8か所	①36.3% ②324組 ③10か所

施策分野	基本施策	番号	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
施策分野3	基本施策9	22	男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上
		23	こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

3 施策分野・基本施策とその目標・方向性

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える	
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	
施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援		
基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実 (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実 (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実
基本施策2	地域における子育て支援の充実	(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実 (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供 (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保 (4) 地域における子育て支援の質の向上 (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり
基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	(1) 保育・幼児教育の質の確保・向上 (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続 (4) 保育・幼児教育の場の確保 (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保 (6) 多様なニーズへの対応と充実
基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進	(1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり (2) いわゆる「小1の壁」の打破 (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映
基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実	(1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実 (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実 (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実 (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進 (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実 (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進
施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援		
基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実	(1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実 (3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援	(1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援 (2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供 (3) DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援 (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進	(1) 児童虐待対策の総合的な推進 (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化 (3) 社会的養育の推進 (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進
施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援		
基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にす地域づくりの推進	(1) 多様で柔軟な動き方と共育での推進 (2) こどもを大切にす社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

4 重点テーマ

2023（令和5）年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画で新たに2つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、こどもへの支援、子育て家庭への支援、社会全体でのこども・子育て支援を進めるため、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進していきます。

【ページの見方】

<重点テーマ>

①背景

国の動きや社会の状況をはじめ、重点テーマを設定する背景や現状について記載しています。

②方向性と主な取組内容

重点テーマの中で掲げる方向性と主な取組内容を記載しています。主な取組内容は、基本施策1～9における「主な事業・取組」の中から、重点取組に資するものを抜き出して位置付けています。

③アウトカムと指標

重点テーマについて、アウトカム（達成したい最終的な状態）とその指標（生じた変化・効果を測るための指標）を設定しています。

【重点テーマⅠ】すべてのこどものウェルビーイングを支える

<背景>

(1) こども基本法、こども大綱、横浜市こども・子育て基本条例

- 2023（令和5）年4月、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めると共に、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が施行されました。
- こども基本法に基づく「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

- 「こどもまんなか社会」の実現は、こどもが尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることにつながるとされています。それはすなわち「未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育む」という、本計画で掲げる「目指すべき姿」そのものに通じます。
- また、「こどもまんなか社会」とは、20代、30代を中心とする若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを生き育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会でもあるとされています。
- 「こどもまんなか社会」の実現が、結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたと共に、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにもつながるとされています。
- 2025（令和7）年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例は、こども・子育てについての基本理念を定め、市の責務や市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにし、また、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっています。
- 「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、すべてのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) こども・子育て家庭を包括的に支える地域ネットワーク

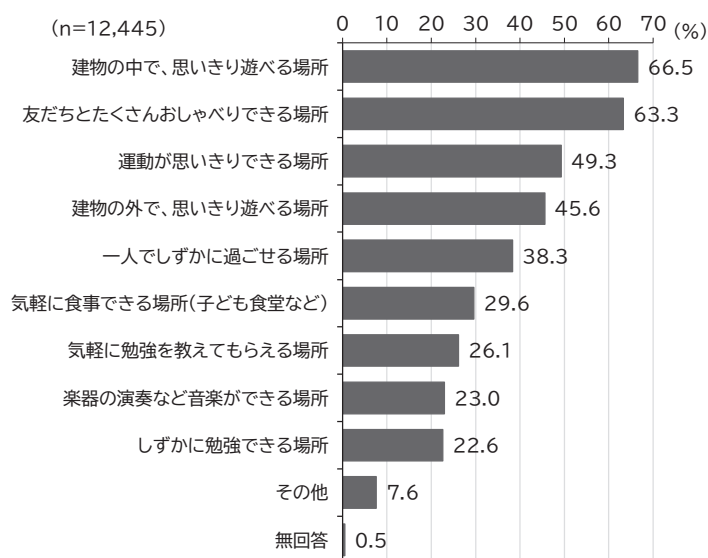
- こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、その課題に直面しているこども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチしていく必要があります。
- また、困難を抱えながらも、SOSを発信できないこどもに対しても、地域における関係機関やNPO等の民間団体、行政が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けていく必要があります。
- 「こども大綱」では、教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- 特に、障害児・医療的ケア児への支援、慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援、児童虐待対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策など、こどもや子育て家庭が抱える困難や課題に対して、ライフステージを通して、支援が行き届くことが必要です。
- また、昨今の課題として、こども・若者の自殺対策、性犯罪対策をはじめ、犯罪・事故からこどもを守る環境整備や、地域連携の中でのいじめ防止等の重要性も指摘されています。
- 「ニーズ調査」のこども本人への質問では、「横浜市がどのようなまちになってほしいか」との問いに対して「安全・安心なまち」と答えた人が最も多く、24.1%となりました。こどもが、安全・安心に過ごし、健やかに育つことができる環境が求められています。

- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、本市として、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めていく必要があります。
- 多様化・複雑化するニーズや課題に対して、きめ細やかに対応していくためには、関係機関が連携し、地域が一体となってこどもとその家庭を支えるためのネットワークを構築していくことが重要であり、こどものウェルビーイング向上のための共通基盤となります。

(3) 居場所・遊び場、体験活動の機会の充実

- 遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。
- 2023（令和5）年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、乳幼児の育ちにとって「愛着」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠であるとされており、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めることがビジョンに盛り込まれています。多様なこどもや大人、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援していくことが必要であるとされています。
- 乳幼児に限らず、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯に渡る幸せにつながっていきます。
- 「ニーズ調査」のこども本人への質問では、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、思いきり遊べる場所」などに多くの回答が集まりました。

図表 4-1 あったらいいなと思う場所



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、小学生こども)

- すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分にとって安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。

(4) こどもの意見表明・施策への意見反映

- こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながっていきます。
- また、幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながることから、こどもの意見を表明する機会の確保は、現在の、そして将来のこどもの幸せにつながるものです。
- 「こども基本法」では、こども施策の基本理念として、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。
- 「横浜市こども・子育て基本条例」においても、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとされました。
- こどものウェルビーイング向上のためには、こうした法や条例の趣旨を社会全体で共有すると共に、こども自身がその内容について理解を深められるようにしていくことが大切です。
- こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見を施策に反映することなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえて、重点テーマⅠ「すべてのこどものウェルビーイングを支える」に向けた3つの方向性を整理しました。

(1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

- こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、こども・子育て家庭を包括的に支える基盤を整備します。
- こども家庭センターでは、妊産婦やこども・子育て家庭からのあらゆる相談を受け止め、関係機関と共に個々のこどもとその家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行います。困難を抱えながらもSOSを発信できないこどもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、多様な関係機関との連携を強化します。
- また、地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うと共に、関係機関等と課題を共有し、解決策を共に検討するネットワークをつくり、不足する地域資源については新たな担い手や地域資源を開拓します。
- さらに、個別の悩みや困りごとを抱えるこども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えます。
- ソフト面・ハード面を問わず、こどもたちの安全・安心を守ることができるよう、地域や関係機関とも連携しながら、こどものSOSに気づくための見守りや、安全・安心につながる教育、まちづくりを推進します。
- これらの取組により、こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることが提供できる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。



主な取組

＜こども・子育て家庭を包括的に支える基盤整備とネットワーク構築＞	
こども家庭センター機能の設置	施策2
＜こども自身が相談・支援につながるができる取組＞	
青少年相談センター事業	施策6
地域ユースプラザ事業	施策6
若者サポートステーション事業	施策6
困難を抱える若者に対するSNS相談事業	施策6
ヤングケアラー支援事業	施策6
不登校児童生徒支援事業	施策6
不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり	施策6
地域等と連携したいじめ等の防止	施策6
外国につながるこどもたちへの支援事業	施策6
日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	施策6
寄り添い型生活支援事業	施策6
寄り添い型学習支援事業	施策6
放課後学び場事業	施策6
思春期・接続期支援事業	施策7
若年女性支援モデル事業	施策7
デートDV防止事業	施策7
＜こどもたちの安全・安心を守る取組＞	
地域防犯活動支援事業	施策9
こどもの交通安全対策の推進	施策9
よこはま学援隊	施策9
安全教育・防災対策の推進	施策9

(2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

各ライフステージを通して、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

主な取組

＜こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実＞	
地域子育て支援拠点事業	施策2
地区センターにおける親子が集う身近な場の創出	施策2
親と子のつどいの広場事業	施策2
保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	施策2
子育て支援者事業	施策2
未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	施策2
こども・若者の居場所づくり	施策4
こども・青少年の体験活動の推進	施策4
プレイパーク支援事業	施策4
安全・安心な公園づくり	施策4・9
こどもログハウスリノベーション	施策4
子どもの文化体験推進事業	施策4
子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業 ・トップスポーツチーム連携事業	施策4
こどもと港とのふれあい機会の創出	施策4
MICE次世代育成事業	施策4
横浜トリエンナーレ事業	施策4・9
フェスティバルによるにぎわい創出事業	施策4
芸術文化教育プログラム推進事業	施策4
文化施設運営事業	施策4
子どもアドベンチャーカレッジ事業	施策4
こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援	施策4
読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	施策9

各事業とライフステージ等の関係

事業	イベント時のみ	種類			主な対象年齢					
		居場所	あそび場		体験活動	乳児期	幼児期	小学校	中学校	青年期
			屋外	屋内						
地域子育て支援拠点事業		○	○	◎		○	○			
地区センターにおける親子が集う身近な場の創出		◎		○		○	○			
親と子のつどいの広場事業		○	○	◎		○	○			
保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場		○	◎	◎		○	○			
子育て支援者事業		○		◎		○	○			
未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	○				◎	○	○			
こども・若者の居場所づくり		◎			○			○	○	○
こども・青少年の体験活動の推進					◎			○	○	○
プレイパーク支援事業	○	○	◎			○	○	○		
安全・安心な公園づくり		○	◎		○	○	○	○	○	○
こどもログハウスリノベーション		○		◎	○	○	○			
子どもの文化体験推進事業	○				◎			○		
子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業	○				◎		○	○	○	○
こどもと港とのふれあい機会の創出	○				◎		○	○	○	○
MICE次世代育成事業	○				◎			○	○	○
横浜トリエンナーレ事業	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○
フェスティバルによるにぎわい創出事業	○		○		◎	○	○	○	○	○
芸術文化教育プログラム推進事業	○				◎			○	○	
文化施設運営事業	○				◎	※	※	※	※	※
子どもアドベンチャーカレッジ事業	○				◎			○		
こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援	○	◎						○	○	
読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実		○		○	◎	○	○	○	○	○

※実施するイベントにより異なる。

(3) 年齢や発達に応じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重され、

「子どもまんなか社会」に生かされる仕組み

各ライフステージを通して、多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達に応じて、子どもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、子どもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

主な取組

＜こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組＞	
「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	施策3
保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進	施策3
子ども・若者の意見を反映した事業の実施	施策4
こどもの意見を聴く取組の推進／子ども・若者の意見を聴く取組の推進 (障害児等、困難を抱えやすい子ども・若者、ひとり親家庭、社会的養育) (その他子どもが関わる施策一般)	施策5 施策6 施策7 施策8 施策9
児童相談所等の相談・支援策の充実	施策8

＜アウトカム指標＞*

指標	直近の現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
	青少年の地域活動拠点等において 利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケート 「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活 ・学習意識調査のうち、生活意識に関する 次の各項目で肯定的に回答した割合	小学生	中学生	維持・向上
①将来の夢や目標をもっていますか／	①86.3%	①71.0%	
②自分のことが好きですか／	②78.6%	②71.7%	
③自分にはよいところがあると思いますか	③81.9%	③78.2%	

※アンケート・調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」こととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

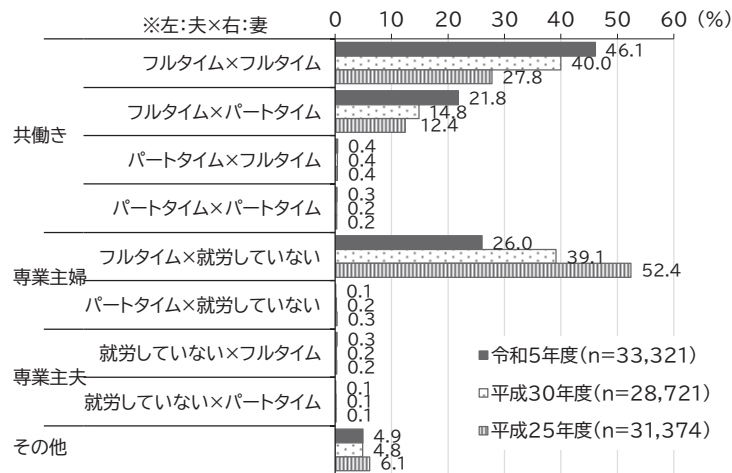
【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

<背景>

(1) 世帯状況の変化、共働き家庭の増加

- 本市の一般世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2020（令和2）年時点で約174万世帯となっています。
- 単独世帯が増加する一方で、第2章7ページにあるとおり、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。
- 三世帯同居世帯が減少し、核家族が増加するなど、世帯の規模が小さくなっており、2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯の約95.8%が核家族となっています。
- 子育て家庭の就労状況については、「ニーズ調査」において、共働き世帯の割合は未就学児調査で68.6%（5年前から13.2ポイント増）、小学生調査で67.6%（5年前から9.5ポイント増）となっており、増加傾向にあります。
- 共働き家庭のうち、夫婦共にフルタイム就労している割合を見ると、未就学児調査で46.1%（5年前から6.1ポイント増）となっており、同様に増加傾向にあることが分かります。

図表 4-2 世帯の就労状況の推移（2章・再掲）



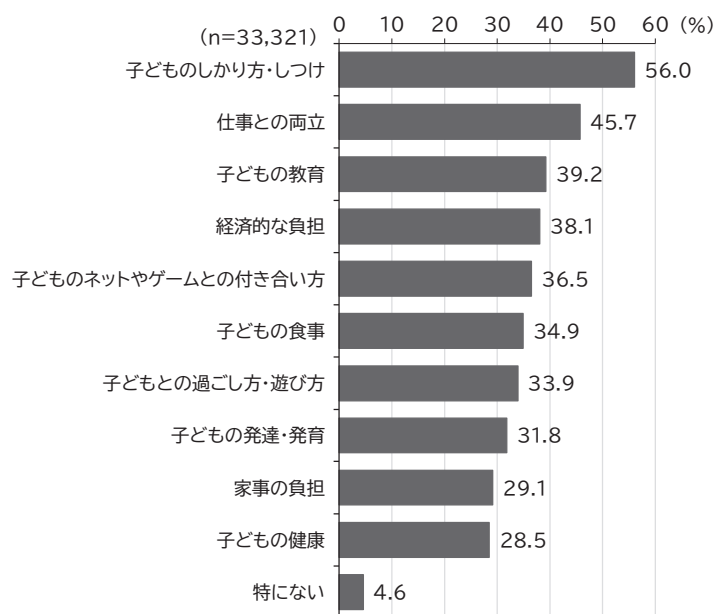
（出典）横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（未就学児保護者）

(2) 子育て家庭が抱える不安・負担の増加

- 世帯状況の変化は、地域の住民が子どもや子育て世帯と接する機会の減少につながっています。加えて、核家族化により、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られにくいことなどが、子育て家庭が抱える不安感や負担感の一因となっているものと考えられます。
- 市内外からの転入が多い地域では、身近に支援してくれる人がおらず、また、自身に土地勘もあまりないために孤立しやすい状況があります。

- 共働き家庭の増加に伴い、女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）が解消に向かう一方で、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。
- 第2章 13 ページ・20 ページにあるとおり、「ニーズ調査」における「現在、子育てをしていて感じている困りごと」で「仕事との両立」を挙げた家庭の割合は、未就学児調査で 45.7%、小学生調査で 29.0%に及んでいます。
- また、市民意見交換会では、経済的な支援の必要性に加えて、親子のコミュニケーションを取るための時間や、リフレッシュを目的とした一人の時間確保の必要性について、多くの意見が寄せられました。
- 仕事や家事、育児に追われ、時間的・精神的にゆとりのない状況が日常的に見られるようになっていきます。
- また、子育てに関する情報はあふれている一方、情報選択の難しさ、行政からの情報がタイムリーに必要な人に届きにくいといった課題が、現場の声として挙げられています。
- 親子の身近な居場所については、地域による偏りや、利用にあたっての物理的・心理的なハードルの高さが指摘されています。

図表 4-3 子育ての悩みや困りごと（上位 10 位、複数回答）（2章・再掲）



（出典）横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（令和5年度、未就学児保護者）

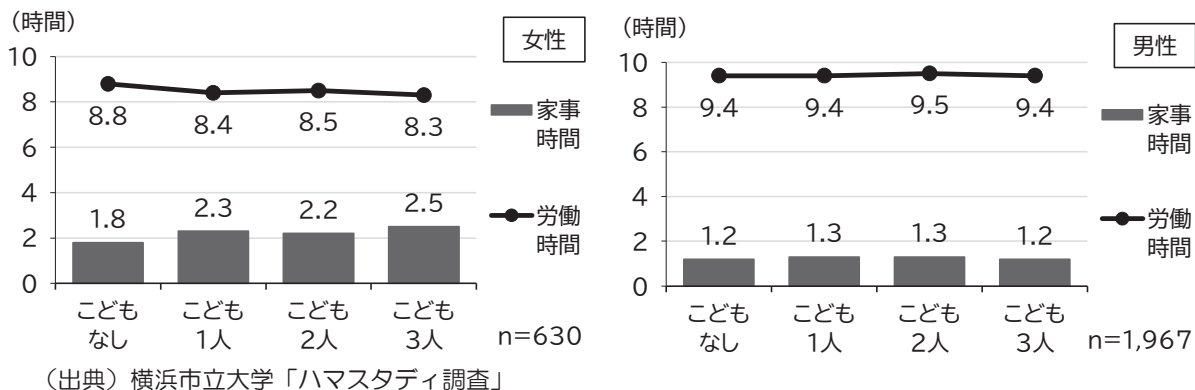
<市民意見交換会で出されたゆとりに関する意見（抜粋）>

- ・ 子どもを産んだ後、「大人と話したい」という気持ちが高まる。
- ・ 子どもを産もうとする時に一番悩む「経済的支援」はやはり大事。
- ・ 家事代行を利用している時間に、子どもに向き合うと決めた。
- ・ 「ちょっと話せる」「ほっとできる」「ぼーっとできる」みたいなことを求めている。
- ・ 夏休みシーズンの子どものご飯問題、送迎問題は非常に共感した。

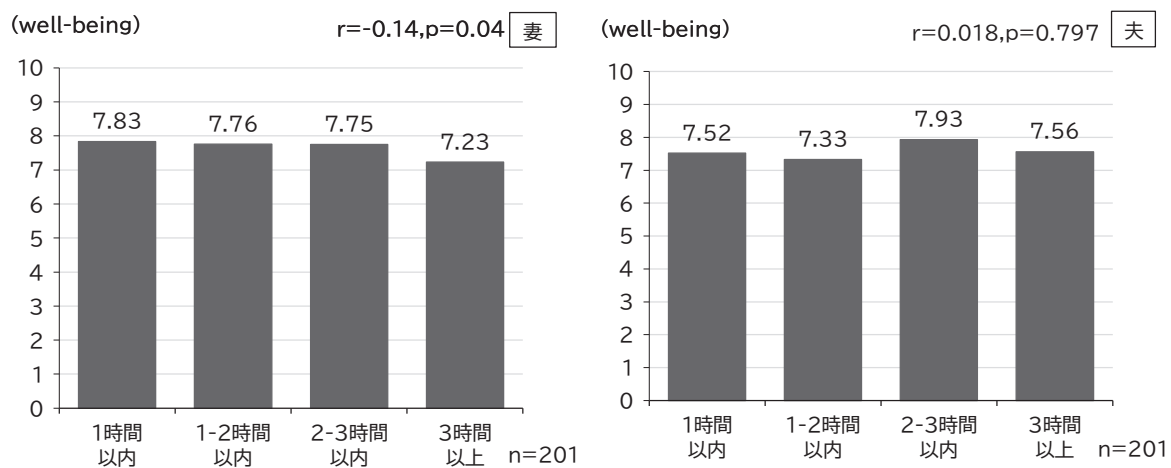
(3) ゆとりある生活の必要性

- 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」では、夫婦が共にフルタイム勤務である子育て家庭の家事時間について、妻に比べて、夫は短い傾向となっており、さらに、妻の家事時間が長くなるにつれて、妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- 「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む」と示されています。
- 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりを持って日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が、子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、本市として子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

図表 4-4 フルタイム勤務者の性別・こども数別の平日家事時間と労働時間（2章・再掲）



図表 4-5 家事時間と Well-being の関係（2章・再掲）



（出典）横浜市立大学「ハマスタディ調査」

※ 本報告での Well-being は、主観的幸福感と呼ばれる指標を使用しており、現在の幸福感を0点から10点までで選択してもらったものである。

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえ、本計画において重点テーマⅡとして「子育て家庭が実感できる『ゆとり』の創出」を掲げました。「子育て家庭が実感できる『ゆとり』の創出」に向けて、7つの方向性を整理したうえで、具体的な取組を「ゆとりへの架け橋プラン（仮称）」として、総合的に推進していきます。

<7つの方向性>

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
- (2) こどもの「預けやすさが実感」できている
- (3) 「小1の壁が打破」されている
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
- (5) 子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
- (6) 子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
- (7) 親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

主な取組

主な事業・取組	7つの方向性	該当する基本施策
子育て応援アプリ「パマトコ」	(1) 時間的負担感の軽減 (6) 情報・子育ての見通し	施策2 施策9
にもつ軽がる保育園事業	(1) 時間的負担感の軽減	施策3
中学校給食事業	(1) 時間的負担感の軽減	施策4
子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成	(1) 時間的負担感の軽減	施策9
横浜子育てサポートシステム	(2) 預けやすさの実感	施策2
保育・幼児教育の場の確保	(2) 預けやすさの実感	施策3
一時預かり事業	(2) 預けやすさの実感	施策3
こども誰でも通園制度の実施	(2) 預けやすさの実感	施策3
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供 小学生の朝の居場所づくり事業	(3) 小1の壁の打破	施策4
妊婦健康診査事業	(4) 経済的負担感の軽減	施策1
小児医療費助成事業	(4) 経済的負担感の軽減	施策1
妊婦のための支援給付	(4) 経済的負担感の軽減	施策1
出産費用助成事業	(4) 経済的負担感の軽減	施策1
断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進	(4) 経済的負担感の軽減	施策9
妊産婦・こどもの健康医療相談事業	(5) 精神的負担感の軽減	施策1

主な事業・取組	7つの方向性	該当する基本施策
妊娠・出産相談支援事業	(5) 精神的負担感の軽減	施策1
地域子育て相談機関の設置	(5) 精神的負担感の軽減	施策2
地域子育て支援拠点事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
地区センターにおける親子が集う身近な場の創出	(7) 親子の身近な居場所	施策2
親と子のつどいの広場事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場	(7) 親子の身近な居場所	施策2
子育て支援者事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
安全・安心な公園づくり	(7) 親子の身近な居場所	施策4・9
こどもログハウスリノベーション	(7) 親子の身近な居場所	施策4
読書に親しむ機会の創出と 図書館サービスの充実	(7) 親子の身近な居場所	施策9

<アウトカム指標>

子育て家庭がゆとりを実感している割合

<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>

5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

【ページの見方】

<基本施策>

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた施策の必要性についても記載しています。

②施策の目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

③アウトカムと指標

各基本施策において、「施策の目標・方向性」を評価し、施策の成果を分かりやすく示すため、アウトカム（達成したい最終的な状態）とその指標（生じた変化・効果を測るための指標）を設定しています。

④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

主な事業・取組の見方（例）

各基本施策の主な事業・取組の名称です。
※複数の施策に該当するものは再掲として表記しています。

事業・取組の概要を記載しています。

思春期保健指導事業		
プレコンセプションケアの取組の一つとして、区福祉保健センターや学校等で、思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性等について正しい知識の普及を図り、思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援します。		
想定事業量	直近の現状値	令和11年度
思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年

主な事業・取組に関する事業量について、直近（令和5年度）の現状値や令和11年度の想定値を記載しています（他の年度等の場合は【 】で表記）。

施策分野1 すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

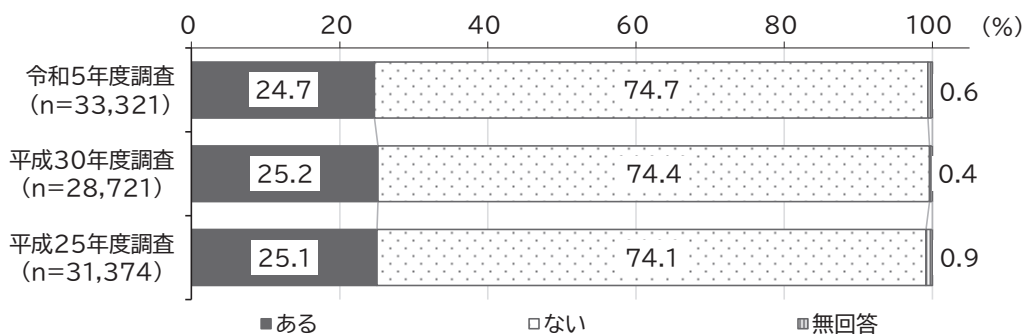
基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

(1) これから妊娠・出産・子育てを迎える若い世代の状況

- 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。低年齢からの性に関する意識付けが必要で、その中でも思春期は、身体面・精神面共に成長・発達による変化が大きい時期であり、性に関する不安や悩み等に対する相談支援の必要があります。
- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)では子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.7%に上り、将来子どもを生き育てることのイメージが持ちにくくなっています。

図表 4-6 自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験



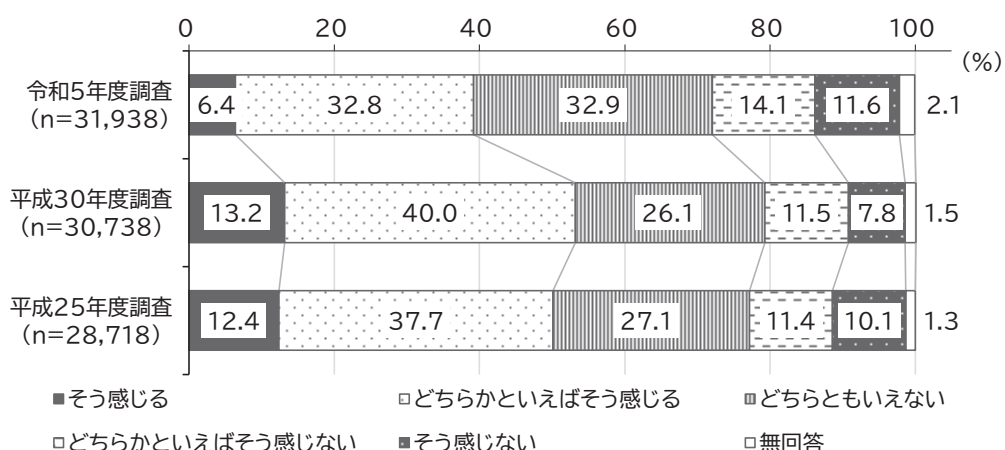
(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者)

- 様々な事情により、妊娠を継続することや子どもを生き育てることを前向きにとらえることができない「予期せぬ妊娠」では、母子の健康に大きな影響を及ぼすばかりではなく、生後間もない頃からの虐待につながる場合もあります。妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制等を充実させることが必要です。

(2) 妊娠・出産・子育て世代の現状と課題

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させると共に、特に産前産後に安定した生活を送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。
- 母子保健事業は、悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するという観点からも重要です。

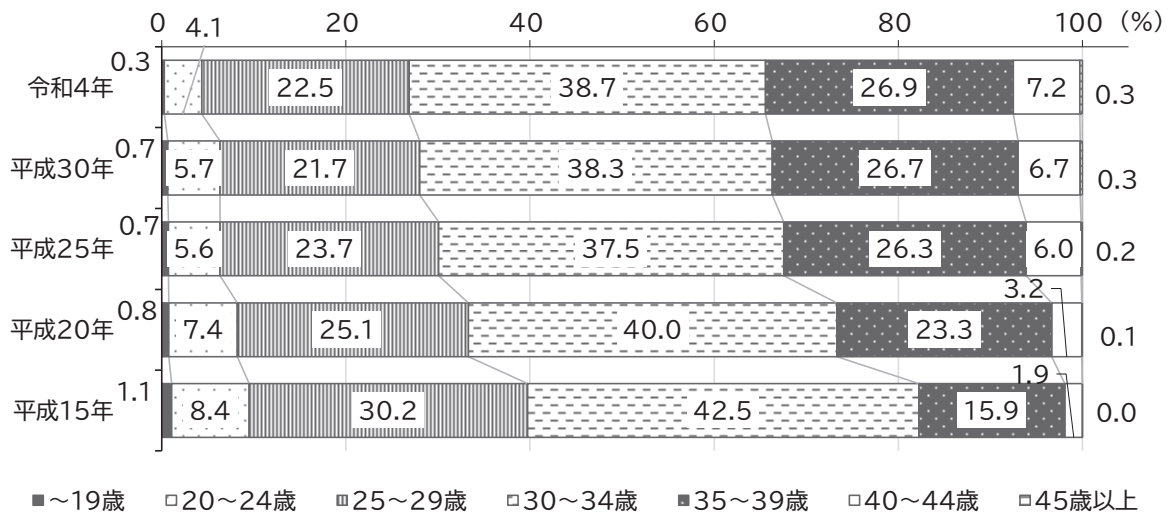
図表 4-7 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(小学生保護者)

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させると共に、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- こどもを生み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による精神的な負担軽減への支援が必要です。
- 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人となっています。出産年齢の高齢化により、産後の母親の心身の不調や育児をするうえでの負担感等に影響が生じ、母体に過重な負担がかかっている状況が伺えます。妊娠・出産後も働き、仕事と家庭の両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要です。

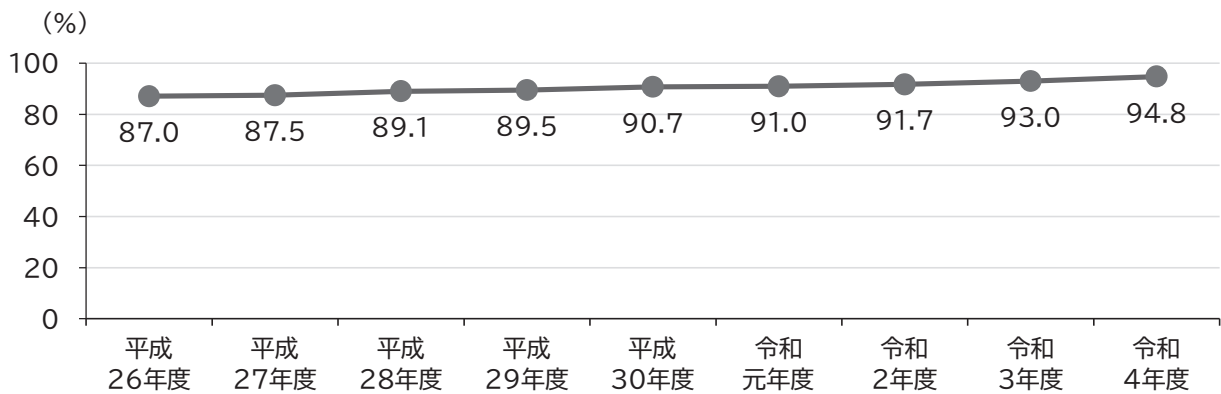
図表 4-8 出生時の母親の年齢の推移



(出典) 横浜市「横浜市保健統計年報」より作成

- 約1割の産婦に「産後うつ」が発症するとされており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要があります。
- 妊婦歯科健診の市内の指定医療機関での受診率は43.6%であり、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要です。
- むし歯がない子どもが増える一方で、一人で多くのむし歯がある子どもが存在し、口腔機能の健全な発育・発達につながる支援等が必要です。

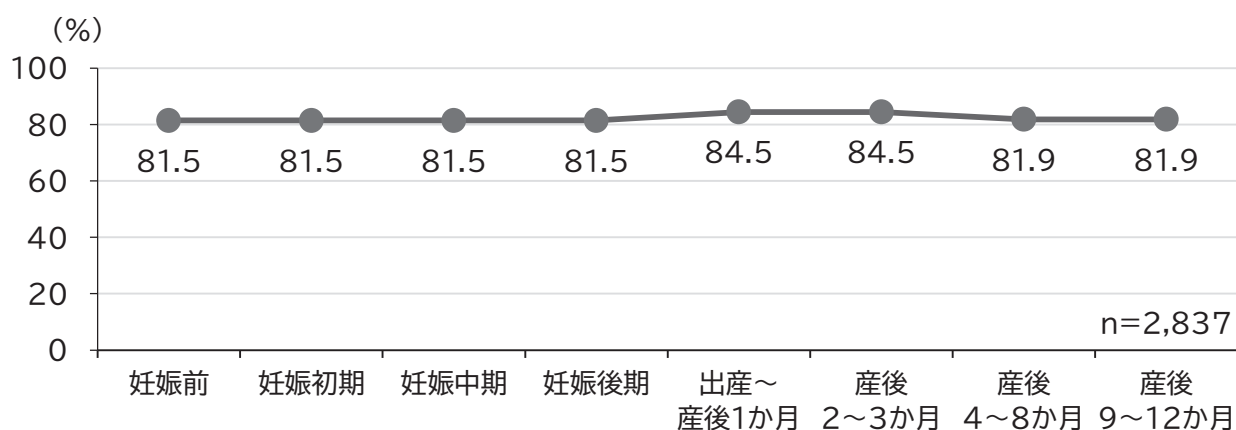
図表 4-9 3歳児でむし歯のない者の割合



(出典) 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

- 本市の調査によると子育て家庭の約8割が妊娠前から産後にかけて経済的な負担を感じており、時期をとらえた経済的な支援が必要です。

図表 4-10 妊娠・出産に関する経済的負担感



（出典）横浜市「出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査」

（3）産科・周産期医療、小児医療の充実

- 出生数は減少傾向にありますが、分娩取扱施設を確保・維持していくと共に、産婦人科、小児科医師の確保に向けた継続的な支援が必要です。また、産科拠点病院などにより、ハイリスク妊産婦、周産期救急の受入れやNICU（新生児集中治療管理室）など周産期病床の充実、地域連携の継続が重要です。
- 小児救急拠点病院は7拠点 24時間 365日体制で運営されていますが、少子化の進展による小児患者の減少も見込まれる中、安定的な医療提供体制を維持していくことが必要です。
- 救急相談センター（#7119）について、サービスを維持していくことが必要です。

施策の目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- プレコンセプションケアの取組の一つとして、将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
 - 妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
 - 様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等が一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、相談支援を充実させます。
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。
 - 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう、両親教室等を充実させます。
 - 妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的な負担を軽減します。
 - 妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させると共に、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。
 - 妊娠中から歯の健康に関する正しい知識を持ち、主体的に予防の取組を行うことで、妊婦だけでなく家族の生涯に渡る健康増進につながるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。
 - 出産後に保健師、助産師等の専門職や地域の訪問員が訪問し、育児に関する不安・悩みの相談に応じ、親子が地域で孤立せずに、安心して育児ができるよう支援を行います。
 - 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に家事・育児の負担を軽減するための支援を行い、安定して生活を送れるよう支援します。
 - 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し支援を行うため、妊娠期から地域の医療機関と連携すると共に、妊産婦やその家族に対し、産後うつに関する知識の普及啓発に取り組みます。
 - 災害が発生した場合でも、妊産婦・乳幼児が心身共に健康に過ごすための、適切な避難行動の啓発や、避難環境の整備に取り組みます。
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し適切な支援を行います。

- 養育者の育児不安を軽減し、見通しを持って子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、こどもの発育・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
- 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師・助産師等による個別相談や家庭訪問において、個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、継続的に訪問し相談支援を行うほか、ヘルパーを派遣するなど、安定した育児ができるよう支援します。

(4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

- 周産期病床の確保と共に、ハイリスク分娩への対応や、産科医の勤務環境改善などにより、将来に渡り安定的に医師を確保し、より安全で安心な出産ができる環境づくりを進めます。
- 小児救急拠点病院について、24時間365日体制を維持するため、需要動向を踏まえた検討を行います。小児の病気やケガの対応方法や救急相談センター（#7119）について、普及啓発を行います。
- 子育て世代の経済的な負担を軽減すると共に、中学3年生までのすべてのこどもが安心して医療機関等で受診できるよう、医療費の自己負担分を助成します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
4か月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

主な事業・取組

思春期保健指導事業

プレコンセプションケアの取組の一つとして、区福祉保健センターや学校等で、思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性等について正しい知識の普及を図り、思春期のこどもの心身の健やかな成長を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年

不妊・不育相談事業

妊娠にかかるプレコンセプション相談の一つとして、不妊や不育に悩む人に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や、相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
不妊・不育専門相談件数	27件/年	40件/年

地域等と連携したこどもの心身の健やかな成長支援

地域にいる健康、医療などの専門家を外部講師として活用し、市立学校の児童・生徒に対して、薬物乱用防止教育、性に関する指導等について正しい知識の普及を図り、こどもの心身の健やかな成長を支援します。

妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた人が、電話やメール、SNSで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させると共に、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件/年	640件/年

妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させると共に、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
妊婦健康診査受診回数	279,828回/年	298,317回/年

産科・周産期医療の充実

産科拠点病院の指定により政策的産科医療提供体制を確保します。併せて、分娩を取り扱う医療機関等の確保と産科医師及び小児科医師の負担を軽減するために支援を行います。

また、周産期等の救急患者を受け入れる医療機関の機能の確保及び診療所等との連携を強化する周産期救急連携病院を指定し、横浜市の母体・胎児及び新生児等の二次救急患者受入れの円滑化を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
産科拠点病院数	3施設	3施設
周産期救急連携病院数	8施設	8施設

小児救急拠点病院事業

小児科医による24時間365日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
小児救急拠点病院数	7施設	7施設

小児医療費助成事業

子育て世代の経済的な負担を軽減し、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、所得制限無く0歳から中学生までのこどもの医療費の自己負担分を助成します。

【令和5年度実績】

対象者数：432,657人／年

養育医療事業

指定医療機関において医師が入院養育を必要と認めた未熟児の医療費の一部及び入院時食事療養費の自己負担分を助成します。

法に基づき医療費の自己負担を公費負担により軽減することで、必要な受療が促され、こどもの健康回復及び維持が期待できます。

【令和5年度実績】

対象者数：601人／年

妊婦のための支援給付

子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠届出後と出生後にそれぞれ給付金を支給することにより、妊娠期から出産後の経済的負担を軽減します。

妊婦のための支援給付を行うにあたっては、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業との支援を効果的に組み合わせて行い、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
支給決定者数	49,858人／年*	49,994人／年

※出産・子育て応援金の支給決定者数

出産費用助成事業

出産費用への経済的な負担の軽減と地域格差の解消を目的として、出産育児一時金に加え、市独自に最大9万円を助成することにより、出産費用を理由にためらうことなく安心して出産できる環境の整備を行います。

【令和6年度新規】

妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業

妊産婦・乳幼児の災害時の対応についての市民向けガイドラインの作成、及びその周知・広報など、災害に対する備えや、災害が発生した際に妊産婦、及び乳幼児がいる家庭が安心して避難行動をとるための啓発を実施します。

また、乳幼児・妊産婦の避難を念頭においた地域防災拠点訓練実施の啓発、必要な備蓄品の拠点への配備など、災害時に妊産婦・乳幼児が安全に過ごすための避難環境の整備・検討を行います。

母子訪問指導事業

妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導や相談支援を行います。

初めて子育てをする家庭に対しては、訪問して母子の健康状態やこどもの成長と一緒に確認し、安心して子育てができるよう支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
第 1 子への訪問率	91.4%	92.7%

こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図ると共に、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、こどもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①訪問件数	22,564 件/年	23,567 件/年
②訪問率	98.3%	100%

産後母子ケア事業

産後の心身共に不安定になりやすい時期（産後4か月未満）に、家族等から産後の支援を受けられず、また、育児不安が強いなど支援を必要とする方を対象に、助産所・産科医療機関でデイケアやショートステイを実施し、心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また、産後4か月未満の外出が困難な方を対象に、授乳トラブルや母乳育児への不安解消を目的として、訪問型の産後母子ケア事業を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①訪問型実利用者数	1,097 人/年	2,256 人/年
②訪問型延べ利用回数	2,000 回/年	4,286 回/年

産前産後ヘルパー派遣事業

家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び生後5か月未満（多胎児の場合は生後1年未満）の乳児がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の負担軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
産前産後ヘルパー派遣世帯数	1,383 世帯/年	1,860 世帯/年

産婦健康診査事業

産婦健康診査（2週間・1か月）の費用の一部助成や受診勧奨を行うことにより、精神的に不安定になりやすい産後間もない母親の身体的機能の回復や授乳状況及び心の健康状態を把握すると共に、支援が必要な産婦に対し、医療機関と区福祉保健センターが連携して適切な支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
1か月健診の受診率	87.2%	90.0%

産後うつ等の早期支援に向けたネットワーク構築

産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に発見し、適切な支援を行うことができるよう、妊産婦メンタルヘルス連絡会等を開催し、産科等の医療機関と行政機関が連携する仕組みづくりや、生活圏において地域の関係機関が相互理解を深め、顔の見える関係性を構築するための取組を進めます。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気づき、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。

乳幼児健康診査事業等

先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
区福祉保健センター 乳幼児健康診査受診率	4か月児健診 97.2%	4か月児健診 97.2%
	1歳6か月児健診 96.2%	1歳6か月児健診 96.7%
	3歳児健診 96.2%	3歳児健診 97.0%

歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防・早期発見・早期治療につなげ、母体と胎児の健康の保持増進を図るために、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児期の口腔状態や生活状況等の養育環境を把握し、こどもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①妊婦歯科健康診査受診率	43.6%	50.0%
②3歳児でむし歯のない者の割合	94.8%	95%以上
③3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	1%	0%

育児支援家庭訪問事業

育児不安や不適切な養育のおそれがある養育者、心身の不調等でこどもの養育に支障がある養育者に対して、過重な負担がかかる前の段階において、不安や負担感を軽減し、安定した養育が可能になるよう、継続した支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①育児支援家庭訪問世帯数	383 世帯／年	407 世帯／年
②育児支援ヘルパー派遣回数	2,216 回／年	2,240 回／年

妊産婦・こどもの健康医療相談事業

子育ての不安を軽減するため、子育て応援アプリ「パマトコ」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、こどもの医療、健康、育児等に関して、無料で医師等に相談できる事業を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
妊産婦・こどもの健康医療相談 延べ利用件数	1,453 件／年 (港北区モデル事業) 対象：妊産婦及び0歳児	約 27,000 件／年 対象：妊産婦及び 未就学児

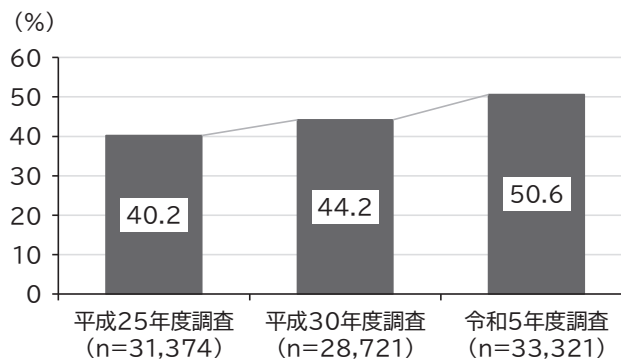
基本施策2 地域における子育て支援の充実

現状と課題

(1) 地域での子育て支援の場と機会の必要性

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)では、地域での子育て支援の場を利用している(令和5年度調査については、「過去に利用していた」含む)親子の割合は、前回調査に比べて増えています。一方で子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがあった(「よくあった」「時々あった」の合計)と6割弱の人が回答しており、支援ニーズは依然高い状況にあります。
- 乳幼児期からこどものウェルビーイングを高めていくうえでは、人や環境との出会いの中で、豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素です。また、自然に触れたり、芸術や地域行事等の文化に触れて感性を育んだり、日常生活における豊かな「体験」を得たりすることも重要です。

図表 4-11 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合

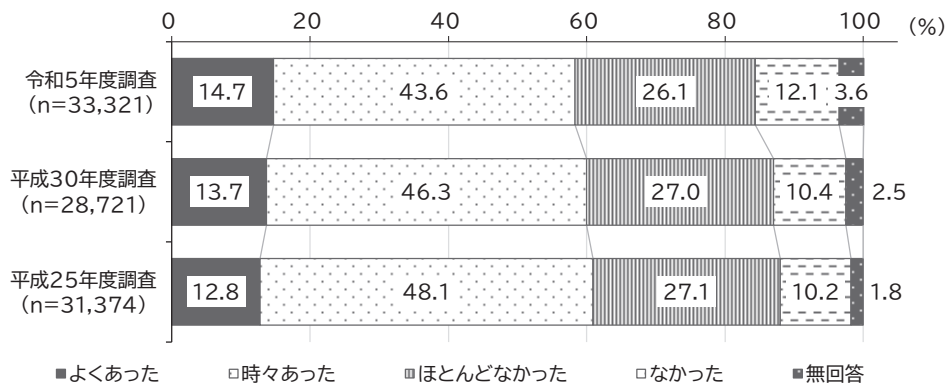


(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者)

※ 平成25年度、平成30年度調査の選択肢は「利用している」「利用していない」だが、令和5年度調査の選択肢は「利用している」「過去に利用していた」「利用していない」に変更されている点に留意。

※ 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場、子育て支援事業のいずれかを利用している親子の割合

図表 4-12 子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすること



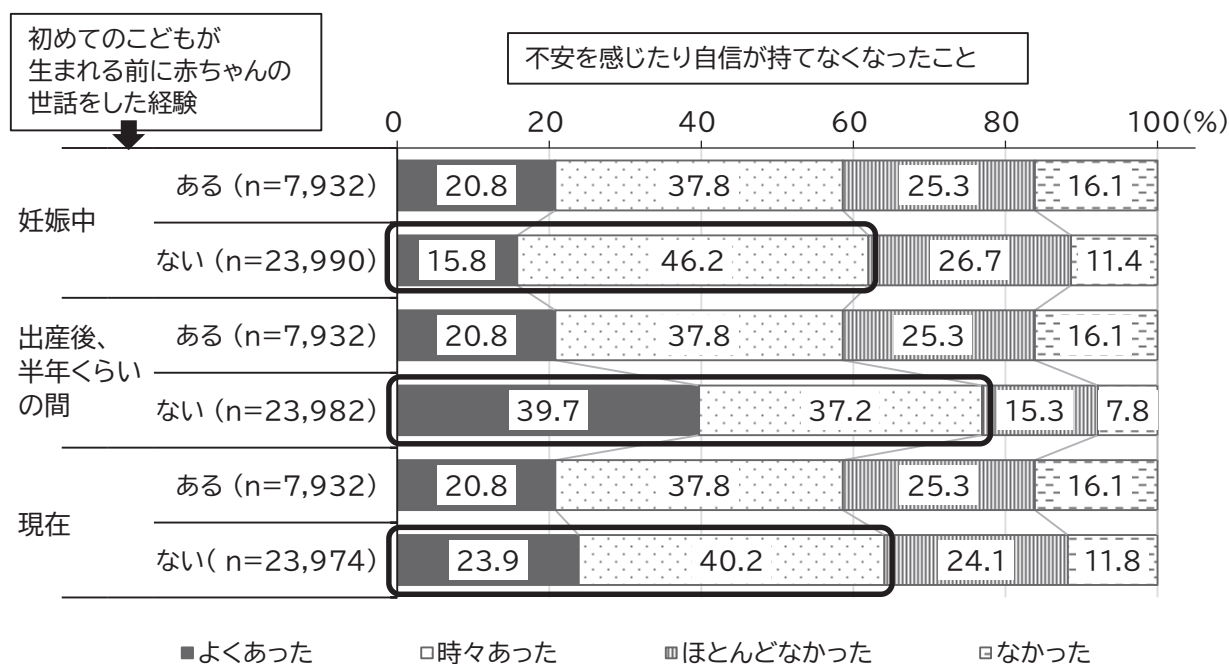
(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者)

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると祖父母や親戚など「子育てに対する周囲の支えがない」と回答している人が、2013(平成25)年度調査から5.8ポイント増えて22.0%となっており、孤立した子育てになりやすい環境にあることが伺えます。
- このような環境の中では、子育て家庭が日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、気軽に相談し解決できる場を、子育て家庭の日常の中の身近な場所に作ることが求められています。

(2) 妊娠期からの支援の重要性

- 初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、74.7%となっており、日常生活の中で子どもと接する機会がなく、子育ての具体的なイメージを持たないまま親になる人が多い状況を示しています。これらの人については、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向にあります。このことから、「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするために大切です。

図表 4-13 赤ちゃんの世話をした経験別の子育ての不安

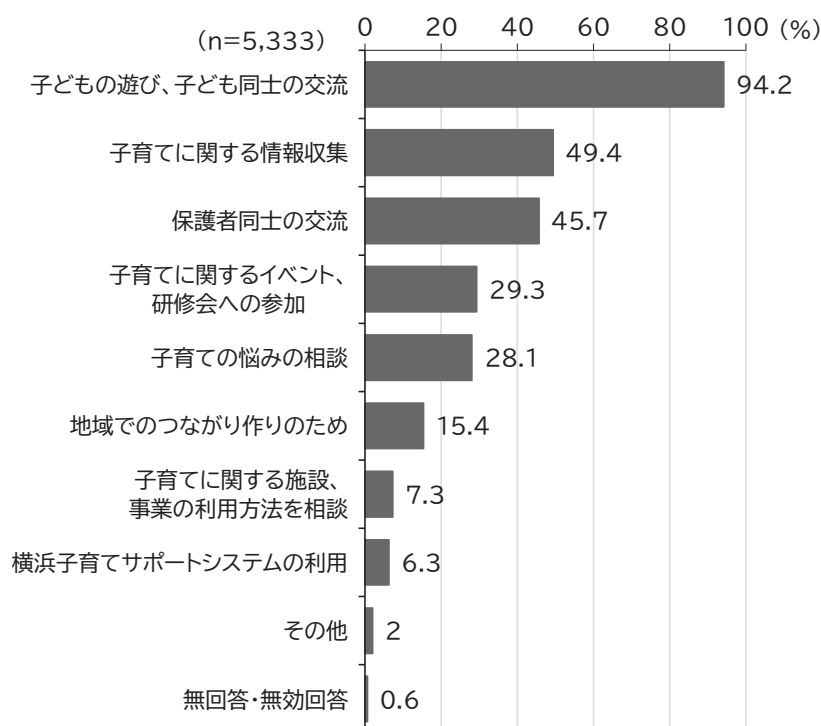


(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者)

- 特に生活が大きく変化する妊娠期からの支援に重点を置き、見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるように支えることが重要です。また、保育所へ入所する児童が増え、地域の親子の居場所を利用する期間が短期化することで、地域とつながりをつくる機会が減少するため、妊娠期間(特に産前休暇期間)から地域の親子の居場所を周知し、短期化に対応する必要があります。

- さらに、親子の居場所の利用目的のうち「子どもの遊び、子ども同士の交流」や「保護者同士の交流」が多くなっており、仲間づくりの場の提供への期待が大きいことにも着目する必要があります。妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援することも、地域での子育て支援に求められる役割と言えます。

図表 4-14 親子の居場所の利用目的・理由



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者)

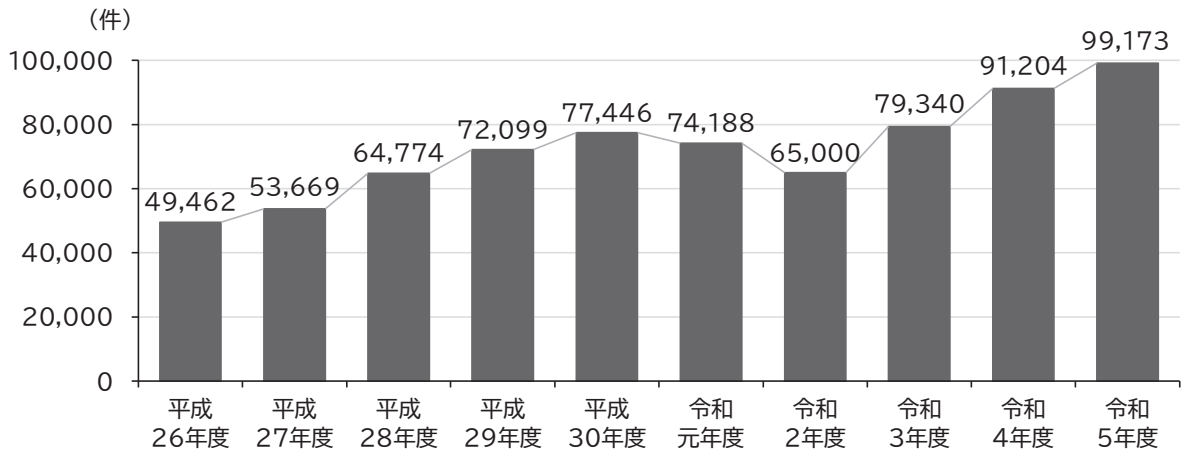
※ 親子の居場所(地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場)を「利用している」方のみ回答

- 地域の子育て支援施設は、妊娠期からの利用や見学が可能ですが、産前の認知度は低いため、認知度を上げるために周知を図ることで、出産後「初めて行く場所」にせず、行くハードルを下げる必要があります。
- 父親の育休・育児参加の増加に伴い、地域の子育て支援施設においても、母親を前提とした支援からの転換が必要です。

(3) 個々の家庭状況やニーズに応じた支援の実施のための、支援の質の維持・向上

- 子育て家庭の置かれる状況が多様化することに対応し、支援のニーズも複合化しています。
- 第1期計画から、それぞれの親子に寄り添った対応や、より個別性の高い相談内容への対応を充実させるために、地域子育て支援拠点で利用者支援事業(基本型)を開始するなど、相談機能の充実を図ってきました。

図表 4-15 地域子育て支援拠点における相談件数



(出典) 横浜市こども青少年局資料、横浜市「横浜市地域福祉保健計画」

- 引き続き、支援の質の維持・向上に取り組むことが重要となります。担い手一人ひとりのスキルアップを図っていくと共に、担い手同士の連携による質の向上も求められます。さらに、これまで地域の支援を利用していなかった、あるいは利用しにくかった方にも利用していただけるよう、支援方法を検討するなどの対応が必要です。

(4) 地域ぐるみで子育てを支える環境づくり

- 少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で、気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域でのつながりが重要と言えます。子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。その中では、「こどもの世話をしたことがないまま親になる人」が減るよう、これから親になる世代に関わってもらうことも、大切な視点です。
- また、時に「支援する側・される側」という枠を超えて、互いに支え合うことを通し、保護者が地域社会に関心を持ち、子育て支援やほかの地域活動の次の担い手になるような働きかけを継続することも、地域づくりには大切です。
- 親子の居場所の利用者からも「居場所に来ることで参加者同士や地域とのつながりができていることを実感する」との声が親子の居場所の事業者に寄せられています。「地域に子育てを助けてくれる人がいる」「近所づきあいが楽しい」と感じ、地域のことを「我がこと」として皆で考えていける気運の醸成に努めることが重要です。そのため、こども家庭センターと地域資源が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

施策の目標・方向性

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

- こどもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と、その認知度の向上を図ります。また、安心して出産・子育てができるよう、家庭の養育力の向上、妊娠期からの支援、及び父親や祖父母等、家族全体への支援の充実に取り組みます。
- これまで地域での子育て支援を利用していなかった親子も、気軽に利用できるよう、出張ひろばやオンラインも活用したアウトリーチの支援の充実を図ります。
- 子育て中の親子の協力を得て、中学生・高校生が子育て中の親子と触れ合うことのできる場や機会を作ることで、若い世代に命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供します。

(2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供

- 日常の子育てを楽しく、安心して行うために、「こどもを遊ばせる場や機会の提供」の充実に取り組みます。
- 多様なこどもや大人、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、こどもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」を提供します。

(3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保

- 区役所や身近な親子の場所など対面での相談場所やインターネット、SNSやメールなど、対象者に応じた相談の場や機会の充実に取り組み、子育ての不安感解消につなげます。
- 情報につながる事が難しい家庭や自らSOSを発信することの少ない家庭への支援を行います。

(4) 地域における子育て支援の質の向上

- 支援を充実させることと併せて「保護者が自分に合った支援を選ぶ」ことも大切です。それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな対応を行います。
- 多様な家庭の支援ニーズに適切に対応するため、支援者を対象に、体系的に研修を実施するなど、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。

(5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

- 子育て支援に関わる人材の発掘・育成に係る取組を継続します。「支援する側とされる側」という枠を超え、親子同士あるいは親子に関わる人が互いに「支えられる安心・支える喜び」を感じることで、子育て家庭が次の支援の担い手となるような丁寧な取組を推進します。

- 子育て家庭に関わる人だけでなく、多くの方が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る気運を醸成する取組を推進します。子育ての現状や支援の必要性を地域の住民が理解できるよう、機会をとらえて働きかけを行うと共に、様々な施設・機関・地縁組織・人が持つ多様な強みを活かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組みます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値
親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% 【令和10年度】
子育てについて不安を感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% 【令和10年度】
子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% 【令和10年度】

主な事業・取組

地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点は、各区に1か所（サテライト設置区は2か所）ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる人のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中でのこどもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①実施か所数	26か所	28か所
②施設外での居場所の実施か所数	3か所	18か所

地域子育て支援拠点における利用者支援事業

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点及び拠点サテライトにおいて、情報提供・相談・援助・助言などを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
実施か所数	26 か所	28 か所

地区センターにおける親子が集う身近な場の創出

地区センターのプレイルームにおいて、絵本や本棚、知育玩具等を充実させるなどのリニューアルを行い、利用促進を図ります。

また、ボランティアによる本の読み聞かせ会などを開催し、本に触れ合う機会を創出するなど、子育て支援に関する活動を展開し、いつでも気兼ねなく立ち寄れる親子のための身近な居場所づくりを進めます。

【令和5年度実績】

地区センター乳幼児利用者数：334,380 人

地域子育て相談機関の設置

利用者にとって、敷居が低く、物理的にも近距離に地域子育て相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことで、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やします。

【地域子育て相談機関とは】

地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
実施か所数	—	28 か所

親と子のつどいの広場事業

マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、主にNPO法人などの市民活動団体が運営しています。親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。

また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方のこどもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
実施か所数	74 か所	87 か所

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業

子育て家庭が抱える不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
実施園数（常設園数）	75園	136園

子育て支援者事業

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
会場数	177会場	190会場

未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供

各親子の居場所（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等）で行われている取組を踏まえて、図書館等の公共施設、プレイパーク、民間企業等と連携し、様々な人や自然・絵本を通じ、子どもの主体的な遊びを親子一緒に体感できる環境・機会を提供します。

【令和6年度新規】

体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成

地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。保護者の子育てに対する不安や相談への対応などの対人支援スキル、地域の子育て支援の資源に対する幅広い知識、こどもの安全や育ちに関する知識などについて、経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。

【令和5年度実績】

研修実施回数：4回、参加者数：130人

子育て応援アプリ「パマトコ」

「子育て応援アプリ『パマトコ』」を通じて、子育てに関する手続きのオンライン化を図ると共に、子育てに必要な情報を集約し、保護者・こども一人ひとりに合わせて提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
対象となるこどもの年齢	未就学児まで 【令和6年度】	中学生まで

横浜子育てサポートシステム

横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「こどもを預かってほしい人」が利用会員として、「こどもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下にこどもの預かりあいを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
延べ利用者数	66,619 人/年	87,730 人/年

子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）

小学生以下のこどものいる家庭の人や妊娠中の人、協賛店で「ハマハグ登録証」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができると共に、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
新規協賛店舗数（5年間累計）	126 件	750 件（累計）

こども家庭センター機能の設置

改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
実施か所数	3か所 【令和6年度】	18か所

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

現状と課題

(1) 保育・幼児教育の質の確保・向上

- 乳幼児期は、生涯に渡るウェルビーイングの土台として最重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。
- 2023（令和5）年に「こども基本法」、「こども大綱」が策定され、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの人権を守り、こどもの主体性や思いを尊重した保育・教育の推進が求められています。
- 「よこはま☆保育・教育宣言」では、すべての保育者の大切にしたい方向性を示しており、研修や動画等を通じて周知を図っています。
- 研修や研究の実施、公開保育への支援等を通じて、各保育・教育施設等での更なる保育実践を充実させ、保育・教育の質向上を図るために、好事例を他園にも展開していくことが必要です。
- 加えて、「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を家庭にも伝え、保護者と保育・教育施設等がこどもの育ちを両輪で支えていく必要があります。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実に向け、幼保小のこども同士の交流や職員同士の連携が進んでいます。今後は「幼保小の架け橋プログラム」の実践を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、幼保小の職員による継続的な対話機会の創出と、地域に応じた接続期カリキュラムの実施・改善が必要です。
- 保育・幼児教育の質向上や連続性のあるカリキュラムの開発を行うと共に、こどもへの効果的な保育・幼児教育等の具体的な手法や取組の研究・開発を行うため、「保育・幼児教育センター（仮称）」の設置に向けた検討を進めています。
- 市立保育所は、こどもの最善の利益を目的とした保育を各保育資源で実践できるよう、保育資源全体の保育の質の維持・向上を図る役割・機能が求められています。
- 市立保育所の民間移管事業については、当初目標をほぼ達成しました。保育ニーズは増加傾向にあるものの地域や年齢によって定員割れが発生しています。また、障害児・医療的ケア児の入所の増加、こども誰でも通園制度の実施が予定されている等、保育所等に求められる役割も変化してきています。こうした役割の変化に加え、建物の老朽化も進んでいることから、改めて今後のあり方を検討する必要があります。
- 保育・教育施設等においては、こどもの成長や発達に応じた健康的な給食提供を行うと共に、食物アレルギーへの対応や集団給食における衛生管理など、安全・安心で質の高い給食提供が求められています。
- 保育所等における園外活動等での置き去り・見失いなどの防止、睡眠中・水遊び中の事故の防止など安全・安心な保育・教育の提供のための取組が求められています。また、虐待や不適切保育については、2023（令和5）年5月に発出された国のガイドライン等を踏まえ、未然の防止及び、発見時の迅速な対応が求められています。

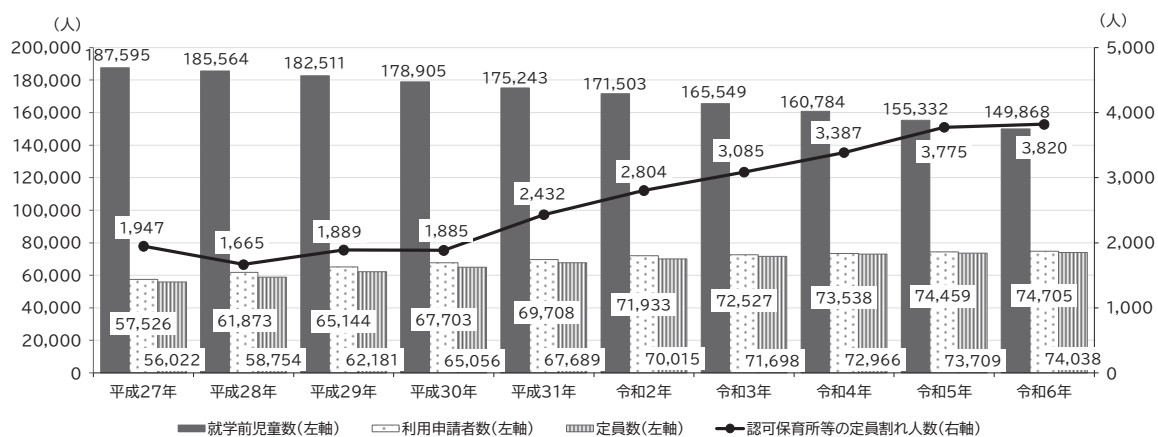
(2) 個別に支援が必要な児童に対する支援

- 市内の保育・教育施設等において、障害のあるこども約 2,410 人、医療的ケアが必要なこども約 50 人を受け入れています（2023（令和5）年4月時点）。
- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど個別に支援が必要な児童に関する入所相談や受入れを調整していくにあたって、こどもや保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応が求められています。
- また、入所後は、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整え、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を保育士・教諭や看護職員など園の職員全体で実施していくことが求められています。
- 障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、外国につながるこどもなど、こどもの育ちと学びの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設等及び関係機関（区役所、地域療育センター及び小学校等）が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- こどもに対する保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育・教育施設等は行政や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止などの観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

(3) 保育・幼児教育の場の確保

- 2024（令和6）年4月の保育所等利用申請者は過去最大の 74,705 人となりましたが、利用者数の伸びは以前と比べ鈍化し、年齢や地域によって定員割れが発生するなど、ニーズの変化に合わせた取組が必要とされています。園選びにおいては保育の質が重視される傾向が強まることが想定されます。保護者や地域に各施設の多様な保育内容が分かりやすく伝わるよう、園の紹介や第三者評価のほか、研修への取組状況など、保育の質に関わる情報の可視化について研究していく必要があります。

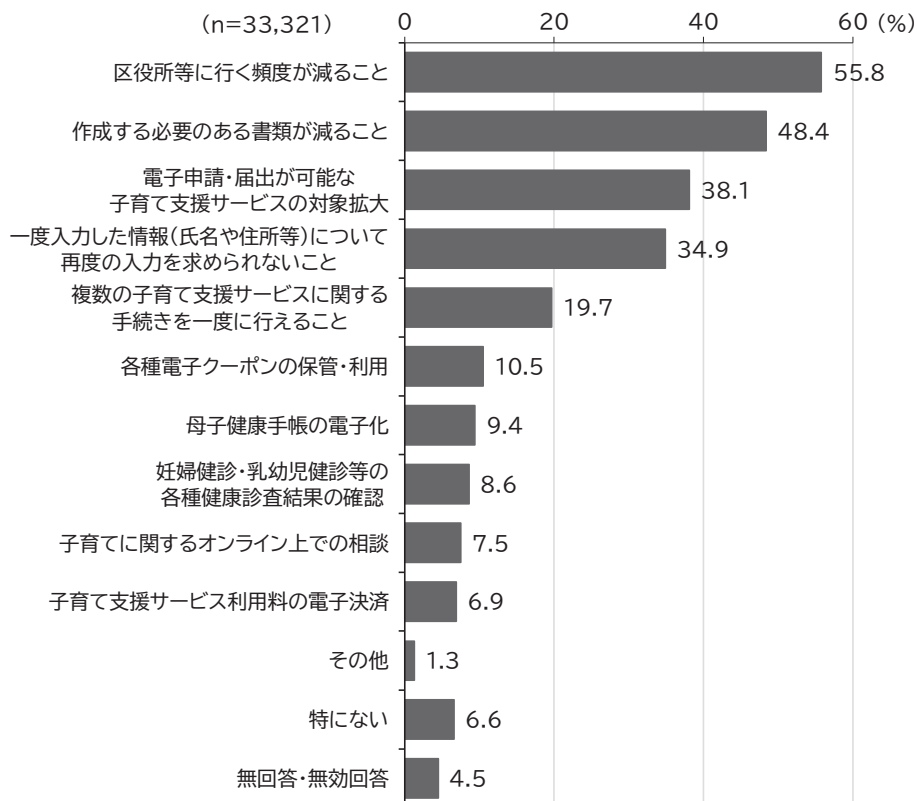
図表 4-16 就学前児童数・利用申請者数等の推移



(出典) 横浜市こども青少年局資料 (各年4月1日時点)

- 横浜DX戦略に基づき、申請数の多い上位 100 手続きに含まれる保育所入所利用申請、現況届、認定変更申請のオンライン申請を順次開始しています。
- 「ニーズ調査」では「子育て支援の電子化への期待」について、区役所に行く頻度の減少や書類作成の手間の削減、電子申請・届け出が可能な手続きの拡大が多く挙げられています。

図表 4-17 今後の子育て支援の電子化に関連して、期待すること

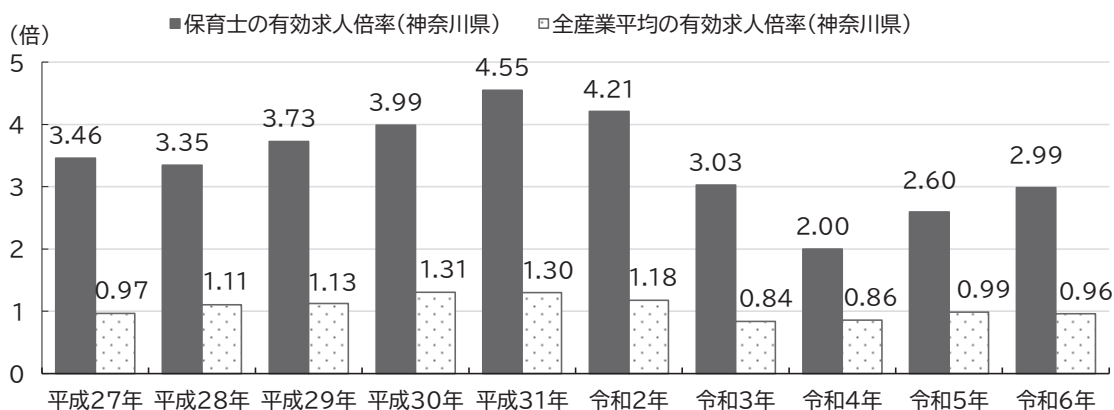


(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、未就学児保護者)

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

- 保育士の有効求人倍率は、神奈川県において 2.99 倍（2024（令和6）年1月）であり、県内の全産業平均の有効求人倍率 0.96 倍と比べて、非常に高い傾向にあります。一方、市内の保育士養成校の入学者数は年々減少しており、2024（令和6）年4月の入学者数は定員の 60.9%となっています。

図表 4-18 保育士及び全産業平均の有効求人倍率



(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（各年1月値）

- 保育・幼児教育を担う人材の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠ですが、現場の事務負担の大きさが依然として課題となっています。ICTの活用により保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげる必要があります。

(5) 多様なニーズへの対応と充実

- 子育て家庭への一時預かり事業については、就労やリフレッシュ等の理由により、特に低年齢児を一時的に預けたいというニーズが増加しています。一方、受入れ枠の問題により、利用したくても断られてしまい、預けることを諦めてしまうケースもあるため、一時預かり施設をさらに拡充していくほか、預けやすさにつながる取組が必要です。また、夜間や休日の預かりについて、一定のニーズがあることから引き続き対応が必要です。
- 2026（令和8）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付「乳児等のための支援給付」が創設され、全国の自治体において、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが月一定時間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要があります。
- 子育て家庭が公的支援に望むこととして、保育料等に対する経済的支援の充実が挙げられており、複数のこどもを育てるうえでの負担感に関するご意見も多くあります。多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を進めると共に、経済的負担軽減に向けた取組が求められています。

施策の目標・方向性

(1) 保育・幼児教育の質の確保・向上

- 「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を持ちながら、一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮しながら自ら幸せな生き方を切り拓く力や共に温かい社会を作る力を育むことができるよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。
- すべての保育者が「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を理解し、日々の保育で実践することで、こどもの良さや可能性に気づき、さらに保育の振り返りに活用することで、保育・幼児教育の質の向上につなげます。また日々の実践やこどもの姿を保護者や地域と共有していきます。
- 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・認可外にかかわらず、実践研修や交流保育等の実施や事例の共有を通じて、保育資源間での情報・ノウハウの共有化を図ります。
- 市内すべての保育・教育施設等を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施し、こどもの思いや主体性を尊重した保育を推進します。また、「園内研修・公開保育ブックレット」を活用した園内研修や公開保育等を通じ、各保育・教育施設等で学びあい、質の向上を図りながら、より良い職場環境づくりにつなげます。
- 「保育・幼児教育センター（仮称）」を新たな教育センターに併せて整備することで、質の高い保育・幼児教育の実現や連続性のあるカリキュラムの開発に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実、市内の保育士・教諭の育成等を行っていきます。
- 保育士や調理担当者などの給食業務従事者に対して、給食提供に関する最新の知識や技術の習得を目的とした研修を実施することで、保育・教育施設等における安全・安心で質の高い給食提供を推進します。
- 保育所等における事故の未然防止を目的として、保育・教育施設等への巡回訪問を行います。また、ICTを活用した見守りサービス等の導入を支援します。
- 2023（令和5）年4月より開設した不適切保育相談窓口や、2024（令和6）年度から開始した外部専門家による改善サポート事業などを活用し、虐待・不適切保育が発生した場合に適切に対処すると共に、児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。

(2) 個別に支援が必要な児童に対する支援

- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの保護者が保育・教育施設等の利用を検討する際、施設の情報を提供するなど寄り添って相談対応します。
- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど個別に支援が必要な児童の特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育士・教諭等や看護職員の専門性の向上を図ると共に、保育・教育施設等に対する制度や環境整備の充実を図ります。
- 医療的ケア児サポート保育園の認定を推進すると共に、医療的ケア児サポート保育園に限らず、ほかの保育・教育施設等においても、医療的ケア児の受け入れが広がるよう普及啓発を行います。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続

- 全 18 区で実施している「幼保小教育交流事業」において、園と小学校のこども同士の交流や職員同士の連携等を通じた相互理解を進めると共に、2023(令和5)年度配布のリーフレット「Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ」を活用した研修の充実を図り、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。
- 2023(令和6)年度作成の横浜版接続期カリキュラム「育ちと学びをつなぐ」を手掛かりに、接続期カリキュラム研究推進地区において、地区に応じた接続期カリキュラムの作成とその運用・改善を、園と小学校が協働して進めます。さらにその成果は、幼保小連携推進地区等を通して全市の取組へとつなげていきます。
- 小学校においては、幼児期の育ちと学びをつなぐ「スタートカリキュラム」の実施を推進し、幼児期に育まれた資質・能力を生かした、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
- 障害の状況やバリアフリーの必要性など、就学するうえで配慮が必要な児童について、教育委員会事務局と連携した支援を進めます。

(4) 保育・幼児教育の場の確保

- 一人ひとりのニーズにしっかりと寄り添いながら、保育の必要性が高い人が保育所等を利用できるよう、待機児童・保留児童対策を推進します。
- 3歳児から5歳児までの幼児教育を担ってきた幼稚園等での長時間の預かり保育や、2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域や年齢ごとに異なるニーズに合わせ、保育所等の定員構成の見直しや、施設の空きスペースを活用した年度限定保育事業の推進、入所が可能な小規模保育事業への送迎支援の実施など、既存施設を最大限活用します。その上で、大規模なマンション開発等により受入枠が不足する地域には、保育所等を整備し、保育・幼児教育の場の確保を進めます。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保にあたっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- 保育・教育を一体的に提供することができる認定こども園は、様々な保育・教育ニーズに対して、ほかの施設類型に比べて柔軟に対応することができます。保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的であるため、3歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への段階的な移行を推進します。また、移行にあたっては、乳児保育について実地研修を取り入れる等、乳児の発達や保育への理解が深まるよう丁寧な支援を行います。
保育所からの認定保育園への移行を含め、移行を希望する施設に対しては、施設種別や希望する類型に応じて個別相談に応じると共に、地域の実情に合った子育て支援事業の展開を支援していきます。
- 地域型保育事業や幼稚園等での長時間の預かり保育など、様々な形態の施設・事業が持つ魅力が保護者に分かりやすく伝わるよう、預け先の選択肢を増やすための情報発信を進めます。

- 保育所等の利用等にかかる手続きについて、オンラインでできる手続きを拡充し、より使いやすく・分かりやすくするための利便性の向上を図ります。

(5) 保育・幼児教育を担う人材の確保

- 宿舍借り上げ支援事業や幼稚園教諭等住居手当補助事業により、保育士や幼稚園教諭の生活を経済的に支援し、人材確保を図ります。
- 保育・教育事業者の直接採用を支援するため、保育士の採用や定着に課題を抱える園に助言などのフォローを行うコンサルタントを派遣することにより、安定的な人材確保につなげます。
- 将来の人材確保を目指した保育士という職業の魅力発信を行います。
- 保育業務支援システム等ICTの活用により、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげます。

(6) 多様なニーズへの対応と充実

- 低年齢児を中心に一時預かりニーズが増大しており、更なる受入れ枠の拡充を図ると共に、休日一時保育や24時間型緊急一時保育、病児・病後児保育事業の充実など、様々なニーズに対応していきます。
- さらに、2026（令和8）年度から「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていきます。
- 多様な保育・教育施設等が対象となる子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑な給付の実施を進めます。
- また特定こども・子育て支援施設としての確認や公示を行うと共に、指導監督を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。
- 複数のこどもを育てる子育て家庭の保育・教育施設等の利用にかかる経済的負担の軽減策について検討を進めます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
待機児童の解消	待機児童数	5人 【令和6年4月1日】	0人
こどもたちが、 自分の思いや主体性を 尊重された保育・教育を 受けている	こどもの思いや 主体性を尊重した 保育・教育を実践して いる施設等の割合※	＜今後、現状値を把握し、 目標値を設定したうえで原案に反映＞	

※「(仮)『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

主な事業・取組

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進

本市として、乳幼児期の保育・教育で大切にしたいことを示す「よこはま☆保育・教育宣言」を活用した保育実践を推進し、保育の質向上、こどもの育ちの理解につなげます。

また、保育の振り返りや、こどもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、自己評価、第三者評価の取組を推進します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」に基づく保育・教育実践の公開事例数（研究発表会または報告書等で公表した事例）	74件/年	270件（累計）

保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進

保育・教育施設等職員向け研修、施設長向け研修、区連携研修等の充実を図り、専門性の向上及び質の向上につなげます。

また、市内の保育・教育施設等において、こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育が展開されるよう、園内研修・研究サポーター及び横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）※の派遣を通して、園内研修・公開保育を推進していきます。

※横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）

横浜市の保育・教育施設等の質向上を推進することを目的とし、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする、地域で活躍する保育士・教諭です。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①研修の理解度	85.0%	93.0%
②派遣したYサポの人数	6人/年	51人/年

「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備

保育・幼児教育の質向上や接続期カリキュラムに関する調査・研究・開発、市内の保育士・教諭の人材育成に加え、相談機能や情報発信機能の充実等となる「保育・幼児教育センター（仮称）」の開設準備を進めます（2029（令和11）年度開設予定）。

保育資源間の連携の推進

市立保育所が地域の保育資源の「つなぎ役」を担うことで、各保育資源間の連携を図り、実践研修や交流保育等の実施や事例の共有を各保育資源で行うことで、保育資源全体の保育の質の維持向上を図ります。

質の高い給食提供の推進

保育士や調理担当者などの給食業務従事者に対して、食物アレルギー対応や集団給食における衛生管理、食育推進など給食提供に関する最新の知識や技術の習得を目的とした研修を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
研修の理解度	74.1%	90%

保育・教育施設等に対する巡回訪問等

保育中の重大事故等の防止や、保育の質の確保を目的に、施設を園長経験者等が訪問し、施設長にヒアリングをしながら、事故防止のための取組や事故発生時の対応について確認し、助言や指導を行います。また、ICTを活用した見守りサービス等の導入を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
巡回施設率	100%（累計）	100%（2巡目）

保育・教育施設等に対する指導監査及び運営指導の実施

保育・教育施設等において、児童の安全、保育・教育の質の確保及び適切な施設運営がなされるよう、年1回以上の指導監査を行います。また、不適切保育相談窓口等で虐待や不適切保育の事案を把握した際は、迅速な事実確認と指導を行い、外部専門家による改善サポートを実施する等、児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。

保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進

障害のあるこどもに関する保育・教育施設等の利用相談において、保護者へ施設の情報を提供するなど、保護者に寄り添った対応を行い、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。また、保育士・教諭等を対象とした障害のあるこどもへの理解を深めるスキルアップ研修等を実施すると共に、障害のあるこどもの受入れ園に対する環境整備等を充実していきます。

保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進

医療的ケアを日常的に必要とするこどもの特性や成長に合わせ寄り添った支援を行えるよう、保育・教育施設等の理解を深める研修を実施すると共に、制度や環境整備の充実を図り、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。

また、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な医療的ケア児サポート保育園の認定を推進していきます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12園	拡充

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

幼保小教育交流事業、幼保小連携推進地区事業、接続期カリキュラム研究推進地区事業の取組を通して、こども同士の交流や大人同士の連携を促進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や接続期カリキュラムの実施・改善を行うなど、円滑な接続に向けた取組の一層の推進を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有するための研修会等を小学校合同で行った園の割合	38.1%	50%
②近隣の園や連携先の園と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する機会を設定した学校数	158校	全小学校

保育・幼児教育の場の確保

待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消、多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で大規模なマンション開発等により受入枠が不足する地域に保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①利用定員（1号）	40,700人 【令和6年度】	24,561人
②利用定員（2・3号）	84,381人 【令和6年度】	78,800人

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

私立幼稚園において、長時間保育を必要とする2歳児を受け入れることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策を推進します。

2歳児から小学校入学までを同一の園で過ごせることで、安定した環境の中で、こどもの育ちに合った保育・教育を提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
実施園数	14園	41園

幼稚園での預かり保育

幼稚園・認定こども園で、在園児を主な対象とした一時預かり保育を実施します。さらに、保護者の就労や病気などで、園の教育時間の前後にご家庭で保育ができない園児について、預かり保育を希望するニーズに対応すると共に、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①延べ利用者数1号	170,720人/年	213,082人/年
②延べ利用者数2号	1,827,672人/年	2,230,713人/年

保育・教育コンシェルジュ事業

各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、保育所や認定こども園などのほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育など多様な保育サービス等について情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結び付けます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
実施か所数	全区	全区

保育所等の利用におけるオンライン申請の推進

保育所等の利用に関連する申請について、区役所に行く頻度の減少や書類作成の手間を削減するため、オンライン申請の対象となる手続きを拡充すると共に、広報や機能改善等によりオンライン申請の利用率の向上を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
保育所等入所申請における オンライン申請の割合	6%	80%

保育士宿舎借り上げ支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
助成戸数	4,324 戸／年	4,514 戸／年

幼稚園教諭等住居手当補助事業

私立幼稚園等預かり保育事業または私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
補助対象者数	291 人／年	483 人／年

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援

事業者による直接採用を支援するため、保育士の採用、定着に課題を抱える保育所等に対して、希望に応じて、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与、勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
コンサルタント派遣件数	23 施設／年	30 施設／年

将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援

将来の保育人材の確保を目指して、小学生、中学生、高校生や養成校の学生を対象に、保育士という職業の魅力を発信し、PRすることによって新たな保育の担い手を確保します。

また、保育士養成校の学生を対象に修学資金貸付事業を実施し、市内保育所等へ就労する新卒保育士の確保に取り組みます。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①保育・教育団体等と連携した 魅力発信の取組	実施	拡充
②修学資金貸付人数	26 人／年	50 人／年

延長保育事業

多様化する就業形態や女性の更なる社会進出に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間（8時間又は11時間）を超える時間帯の保育を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
利用者数（夕延長）	3,902人/月	3,273人/月

実費徴収に係る補足給付事業

低所得世帯等のこどもが保育所等を利用した場合に、保護者が支払う実費（副食費、教材費・行事費等）の一部を保護者や保育所等に補助します。

【令和5年度実績】

私学助成幼稚園に通うこどもの副食費（延べ支給児童数）：7,897人/年

認可保育所等に通うこどもの教材費・行事費等（延べ支給児童数）：2,167人/年

にもつ軽がる保育園事業

保育所等にこどもを通わせる保護者の時間的負担や経済的負担を軽減し、かつ、保育士の負担を軽減するため、紙おむつ・食事用エプロンなどの定額利用サービス（サブスク）の導入や、使用済み紙おむつの処分に取り組む保育所等に補助を実施します。

【令和6年度新規】

一時預かり事業

保育所、認定こども園、小規模保育事業、乳幼児一時預かり施設等で、保護者がリフレッシュや一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できる一時的な預かりを実施します。保育所、乳幼児一時預かり施設等での実施施設の拡大など、受入枠拡大に向けて取り組みます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①保育所等での一時保育事業 （延べ利用者数）	99,888人/年	156,714人/年
②乳幼児一時預かり事業 （延べ利用者数）	96,796人/年	155,952人/年

こども誰でも通園制度の実施

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると共に、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等で預かりを行う、こども誰でも通園制度を2026（令和8）年度から実施します。

【令和6年度試行的事業実施】

休日一時保育事業

日曜、祝日等に勤務、病気、冠婚葬祭、リフレッシュ等の事由により保護者が保育を必要とする場合に、保育所で一時的な預かりを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
延べ利用者数	229 人／年	409 人／年

24 時間型緊急一時保育事業

保護者の突発的な病気や仕事などで緊急にこどもを預けなくてはならない場合に対応するため、保育所で 24 時間 365 日対応する一時的な預かりを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
延べ利用者数	959 人／年	1,484 人／年

病児保育事業、病後児保育事業

病気又は病気回復期（ケガを含む）で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と、病気回復期（ケガを含む）の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①病児保育実施か所数	25 か所	30 か所
②病後児保育実施か所数	4 か所	4 か所

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、本市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【令和 5 年度実績】

給付人数：380 人／年

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業（基本施策 2 の再掲）

子育て家庭が抱える不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
実施園数（常設園数）	75 園	136 園

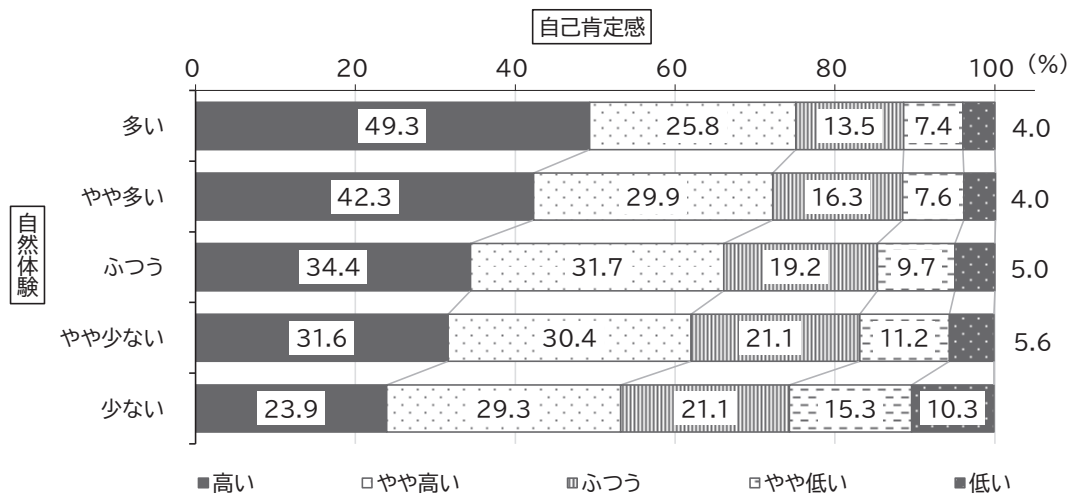
基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

現状と課題

(1) こども・若者を取り巻く環境の変化

- 学齢期は心身共に大きく成長する大切な時期であり、多様な人々との出会いや様々な経験を重ねながら、自己肯定感や社会性などを育み、社会との関わりの中で、自己の価値・役割を考え、アイデンティティを形成していきます。また、青年期は、進学や就職など環境の変化に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる重要な時期です。
- この時期に社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向があると言われています。

図表 4-19 自然体験と自己肯定感の関係



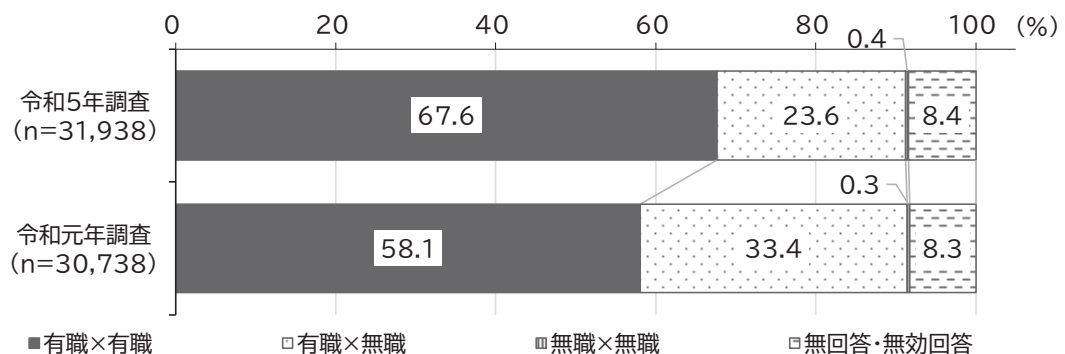
(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）報告書」

※ 小学4～6年生、中学2年生、高校2年生の回答を合計した値

- こども・若者を取り巻く環境は、地域のつながりの希薄化、少子化の進展、こども・若者を取り巻く生活環境の変化等により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、こども・若者の創造性・自主性・社会性を育てていく必要があります。
- 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。低年齢からの性に関する意識付けが必要で、その中でも思春期は、身体面・精神面共に成長・発達による変化が大きい時期であり、性に関する不安や悩み等に対する相談支援の必要があります。

- 不登校の増加、ネット社会の影響、薬物や特殊詐欺の問題、こどもの自殺の増加、貧困問題など、こども・若者を取り巻く環境は一層厳しさを増すと共に、課題も複雑化しており、複合的な対策が求められています。
- 共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、すべてのこどもたちにとって安全・安心で豊かな時間を過ごすことができる放課後等の居場所の確保が必要となっています。また、放課後の時間は、多くの人との関わりや体験を通して、こどもたちが協調性や主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。
- こどもの小学校入学を機に保護者に新たな負担が生じる、いわゆる「小1の壁」の問題に表れるように、保護者が過度な負担を抱くことなく、子育てと仕事の両立に向き合うことができる時間的・経済的なゆとりの創出が求められています。

図表 4-20 保護者の就労状況

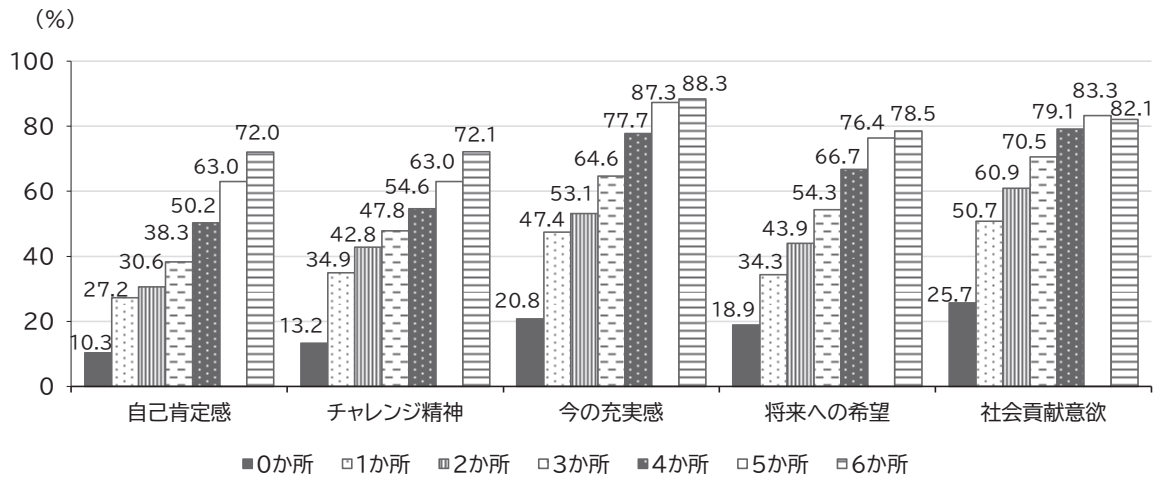


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(小学生保護者)
 ※ 就労状況に関して、父母のいずれかが無回答無回答・無効回答の場合は、「無回答・無効回答」に分類

(2) こども・若者の居場所づくり

- すべてのこども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。
- 中高生の通学形態の広域化・多様化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、様々なニーズに応じた居場所が求められています。
- こどもが自由に思いきり外で遊ぶことができるよう、身近な遊び場でもある公園等の環境整備を進める必要があります。
- 居場所を多く持つこどもは、自己肯定感・チャレンジ精神・将来への希望など、積極的な姿勢を有する傾向にあります。こども・若者が自分に合った複数の居場所を持てるよう、多様な居場所づくりを進める必要があります。
- 本市では、中高校生世代が気軽に集い、自由な活動や仲間と交流する機会、社会体験プログラムの提供などを行うため、青少年の地域活動拠点づくり事業を実施しています。

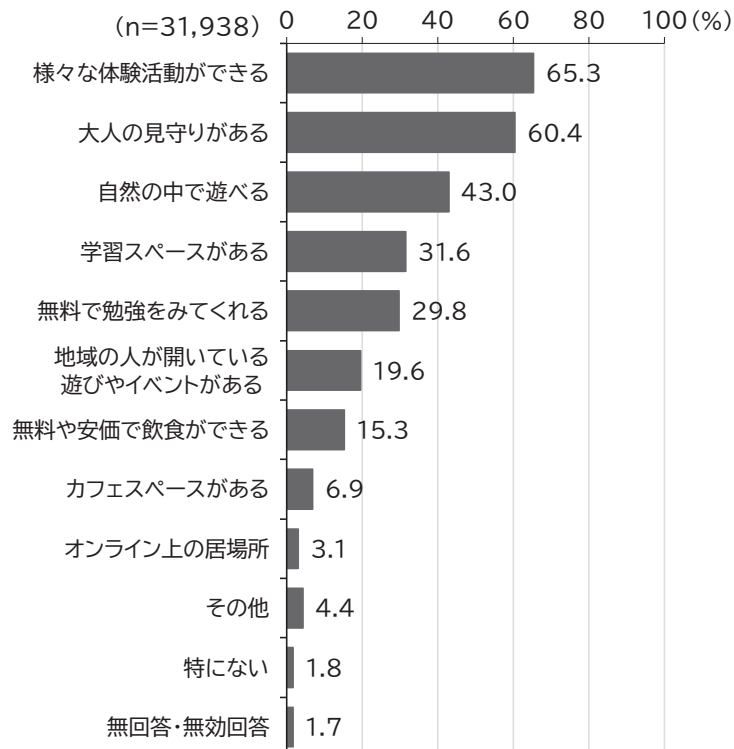
図表 4-21 居場所の数と自己認識の関係



(出典) 内閣府「令和4年度 子供・若者白書」

- 「ニーズ調査」(小学生保護者)では、保護者が小学生の居場所に望むこととして、「様々な体験活動ができる」「大人の見守りがある」など、体験活動や安全性の割合が高くなっています。

図表 4-22 小学生の居場所利用を促すこと



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、小学生保護者)

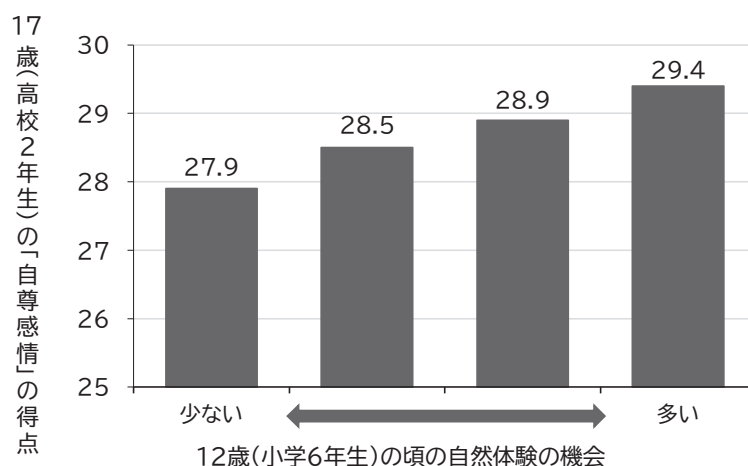
- こども食堂等の地域の取組が推進されており、居場所を必要とするこどもへの周知が求められています。

- こども・若者が自分に合ったたくさんの居場所が持てるよう、青少年の地域活動拠点をはじめとするこども・若者の居場所の運営者の連携を進めることや、普及啓発、広報の充実を図る必要があります。

(3) 多様な体験活動の必要性

- 未来を担うこども・若者に様々な体験機会を提供するため、本市では、横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター等の青少年関連施設において各種プログラムを実施すると共に、青少年指導員や青少年関係団体、プレイパーク等の活動を支援しています。
- 小学生の頃に体験活動（自然・社会・文化的体験）を多くしていたこどもは、その後高校生の時に自尊感情や外向性、精神的な回復力が高くなる傾向が見られます。

図表 4-23 体験活動の影響



(出典) 株式会社浜銀総合研究所 (令和2年度文部科学省委託調査)「青少年の体験活動に関する調査研究」

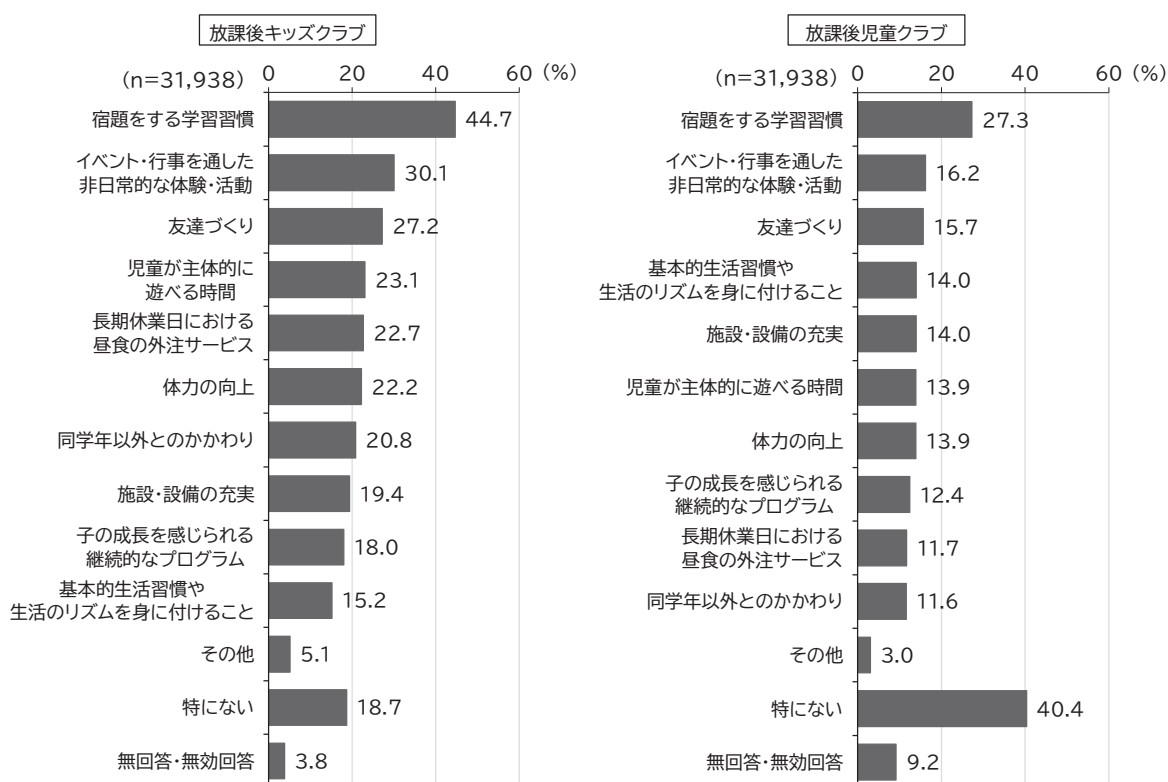
- 保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡などによる、こどもの体験格差が指摘されています。こどもの健やかな成長のためには、家庭環境等こどもの置かれた状況によらず、多様な体験ができることが重要であり、社会全体でこども・若者の体験活動を支援する必要があります。

(4) 放課後の居場所の充実

- すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である、「放課後キッズクラブ」と生活の場である「放課後児童クラブ」の安定的な運営を確保し、放課後児童施策を推進していく必要があります。

- 小学生の放課後の時間は、異年齢児等との関わりなどを通じて、こどもたちが道徳や社会性を養うと共に、発達段階に応じた主体的な活動ができるものとしていく必要があります、放課後児童健全育成事業に携わる職員の人材育成や、プログラムの充実等による質の向上が求められています。
- 市内すべての小学校に設置されている放課後キッズクラブでは、学校と連携しこどもたちが思い思いに過ごせる活動場所の確保や、より良い環境づくりを進める必要があります。
- 障害のあるこども、発達に特性のあるこども、外国につながるこどもへの支援にあたっては、学校との情報共有や関係者との連携を進め、こどもと家族に寄り添い、個々の特性を理解し一人ひとりに応じた支援を行っていくことが求められています。
- 共働き家庭等の増加や、働き方の多様化に応じた居場所づくりが求められていると共に、家庭環境や社会環境によって、こどもたちの体験活動の機会に格差が生じないように、地域・学校の実情や特色に応じた、多様な活動を促進することが期待されています。
- 「ニーズ調査」(小学生保護者)では、放課後の居場所に対して保護者が今後望むこととして、「宿題をする学習習慣」「イベント・行事を通した非日常的な体験・活動」「友達づくり」に加え、「児童が主体的に遊べる時間」「基本的生活習慣や生活のリズムを身に付けること」「長期休業日における昼食の外注サービス」などの割合も高くなっています。

図表 4-24 放課後の居場所へ今後望むこと

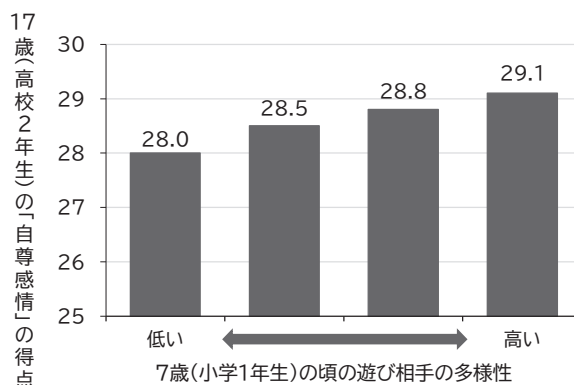


(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度、小学生保護者)

(5) 地域における支援の充実

- こども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要です。7歳の頃の遊び相手の多様性が高いほど、17歳の「自尊感情」の得点が高くなるなど、小学生の頃の異年齢や家族以外の大人と関わった経験は、その後の成長に良い影響があることが示唆されています。

図表 4-25 遊びの影響



(出典) 株式会社浜銀総合研究所 (令和2年度文部科学省委託調査)「青少年の体験活動に関する調査研究」

- 地域では青少年指導員やこども会等の青少年団体が、多様な活動を通じてこども・若者の健全育成や支援に取り組んでいます。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「こども・若者を見守る目」を醸成すると共に、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境をつくる必要があります。
- 地域における青少年育成の担い手の高齢化や新たな担い手不足などが課題となっており、人材確保や普及啓発などに取り組む必要があります。

(6) こども・若者の人権擁護と意見の反映

- こども・若者に関する施策の実施にあたっては、当事者であるこども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めると共に、こども・若者の社会参画を促進していくことが求められています。
- こども・若者が社会参画し、自らの意見を表明する機会を保障することは大人の責務ですが、意見表明の機会が設けられている事例は多い状況とは言えません。
- こどもは自分の思いや考えを対外的に主張する力が十分ではない場合もあり、一見すると問題がなさそうなこどもでも、実は悩みを抱えていたり、本人が問題と認識していない場合があります。また、悩み事を相談するには、こどもとの信頼関係の構築が不可欠です。地域の身近な存在の大人たちが、日々こどもたちと接する中で、変化に気づき、深刻な状況にならないよう、こども・若者に寄り添い、耳を傾けることが重要です。
- こどもへの性加害などこどもの人権が侵害される事態も生じており、こども・若者の人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

施策の目標・方向性

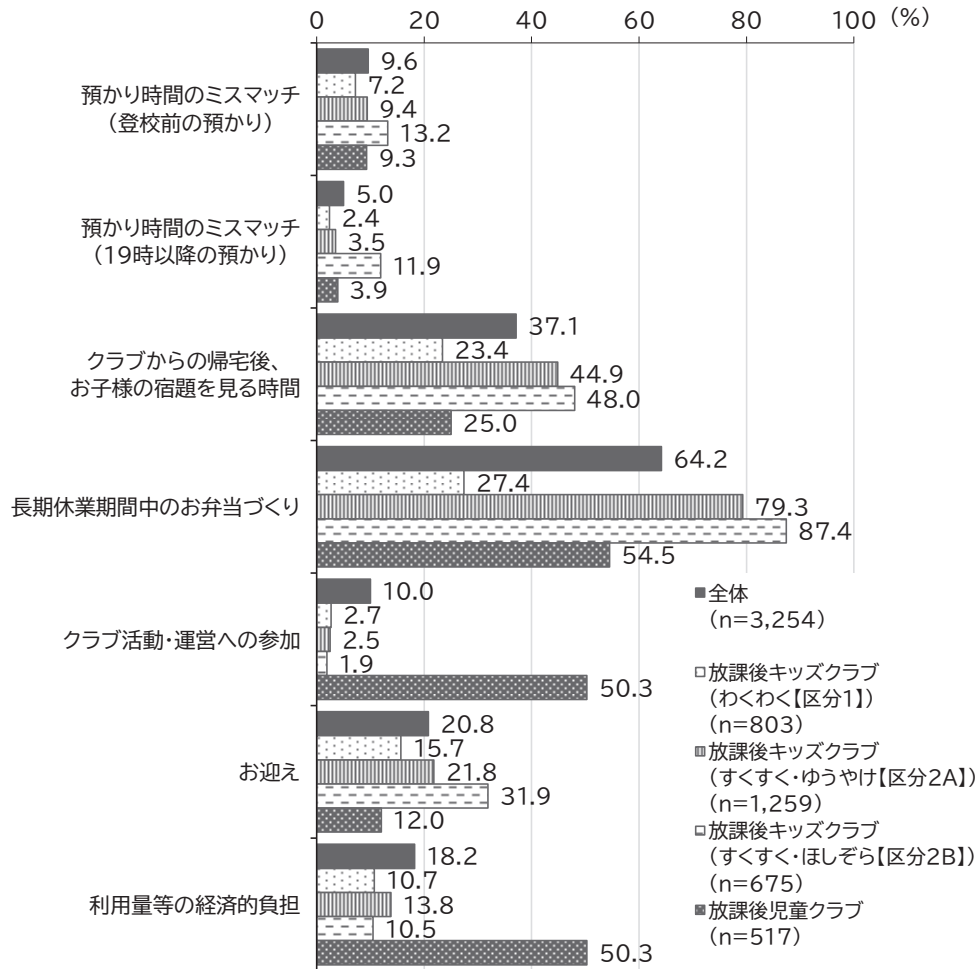
(1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり

- こども・保護者・事業者の意見を聴きながら、放課後の居場所づくりを進めることで、年齢や保護者の就労状況等にかかわらず、すべてのこどもたちのウェルビーイングを支えられるように取り組んでいきます。
- こどもたちの安全・安心な放課後の居場所を確保すると共に、放課後児童健全育成事業所等の職員の人材育成に取り組むほか、DXの推進等により、こどもの育成支援に注力できる環境づくりを進めることで、更なる質の向上を図ります。
- 人材確保の支援にあたっては、事業の認知度の向上や職員の労働環境の整備等の様々な手法により、人材を確保しやすくなるような取組を進めていきます。
- 放課後の時間を過ごすこどもたちが、家庭環境や経済状況によらず、様々な学びや体験活動を通して、創造力や好奇心、自己肯定感等を育むことができるように、地域や企業、団体と連携・協働して、体験活動の機会の充実を図ります。
- 放課後キッズクラブの活動場所の確保にあたっては、こどもたちがより安全・安心な環境で過ごせるよう、学校等との連携を一層促進し、学校施設の更なる活用に取り組んでいきます。また、障害のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこども、外国につながるこどもなど、配慮が必要なこどもへの支援について、学校・関係者と協力し、放課後の居場所におけるインクルージョンを推進していきます。

(2) いわゆる「小1の壁」の打破

- 「小1の壁」を打破するため、すべてのこどもが放課後等に過ごす多様な居場所を確保すると共に、共働き家庭の増加等に伴う多岐に渡ったニーズに対応するため、きめ細やかな支援を行っていきます。
- 給食がない長期休業期間中のお弁当づくりなど、小学校入学を機に保護者に生じる新たな負担を軽減・解消する支援を行うことにより、子育て世代の「ゆとり」を生み出し、子育てと仕事を両立できる環境を整えていきます。

図表 4-26 保護者が感じる負担



(出典) 横浜市「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査」(令和5年度)

○ 放課後キッズクラブや放課後児童クラブを利用する保護者へのアンケートなどを踏まえて、子育て世代のニーズをとらえながら、活動内容の充実や経済的負担の軽減等、幅広い対応策を推進していきます。

(3) こども・若者の成長を支える基盤づくり

○ こども・若者の健全な成長のためには、家庭や学校以外の第三の居場所が大切です。こども・若者は、多様な体験や、様々な世代の人との交流の中で自己決定力を身に付けていきます。すべてのこども・若者のウェルビーイングを支えるため、多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進等を進めます。

○ 居場所は、孤独や孤立の問題とも深く関係しています。当事者であるこども・若者の声を聴きながら、その視点に立ち、身近に多くの居場所が持てるよう取り組んでいきます。

○ 青少年の育成支援に係る中間支援組織である(公財)よこはまユースが中心となり、青少年の地域活動拠点や市民利用施設等の地域資源が連携することで、体験活動等のプログラムの提供、地域の大人と交流する機会やボランティアなど社会体験等の充実を図ります。

- プレイパークや青少年関連施設等において、自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。
- こども食堂等の地域主体の取組が一層推進され、こどもにとって安心できる居場所となり、また、こどもに対して居場所の情報が周知されるよう、運営団体が地域や行政等と連携を図れる体制作りを進めます。
- 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
- 学校給食法の趣旨を踏まえ、中学校給食の利用を原則とし、すべての生徒に満足してもらえる給食を提供します。また、全員給食の実施により、子育て世代の「ゆとり」を生み出し、子育てと仕事を両立できる環境を整えていきます。

(4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり

- 地域では、青少年指導員や民生委員・児童委員、こども会等の青少年団体、こども食堂、学習・生活支援、プレイパーク、市民利用施設のスタッフなど多様な人材や団体が、こども・若者と接点を持っています。地域の人材や団体が相互に連携することで、それぞれの活動の幅が広がると共に、こども・若者の複合的な支援につながるよう取組を進めます。
- こども・若者の育成・支援に取り組む人材や団体に対し、講座や研修会等を通じ意識や知識の向上を図ると共に、交流の機会等をつくることで、育成・支援の輪を広げます。
- こども・若者を取り巻きリスクが多様化する中、青少年の地域活動拠点など、誰もが気軽に来られる場を充実させ、スタッフなどが日常的な関わりを通じて関係性を構築し、コミュニケーションを促進することで、課題を早期に発見し、必要に応じ関係機関につなぐなど、健やかな成長を支援します。
- すべての大人が地域の中でこどもたちを見守り、支える環境づくりが進むよう、普及啓発に取り組めます。
- 青少年指導員等地域の育成・支援者を増やすため、広報によって活動状況の周知を図る人材の確保に努めます。

(5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

- こども・若者に関する施策・事業の推進にあたっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくと共に、当事者のニーズに合った効果的なものとするため、アンケートやヒアリングなどにより、こども・若者の声を聴く機会を設けると共に、その意見を反映する取組を進めます。
- こども・若者の意見を聴く方法については、ワークショップの開催やファシリテーターを置くなど、内容に応じてこどもたちが意見を表明しやすい手法により実施します。
- こどもや若者の意見には、大人が気づくことができない新たな視点や発想があることを認識し、その思いや発言を真摯に受け止め、耳を傾ける姿勢が重要です。
- こども・若者の視点に立ち、その人権を守るため、関係団体や事業者等に対し、こどもの人権擁護に関する研修等を実施します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかという楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合 ※利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合	63%	70%
多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

主な事業・取組

放課後児童育成事業

すべての子どもたちに安全・安心な居場所を確保し、豊かな放課後を過ごせるよう、「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」の2つの事業を実施します。

両事業において、DXの推進により、こどもの育成支援に注力できる環境を整備すると共に、職員の人材育成や活動場所の確保、プログラムの充実を進めることで、更なる質の向上を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
市が実施する人材育成に係る研修を受講した人数	3,373人/年	5,200人/年

放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進

「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」において、障害のある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもなど、配慮を必要とする児童の受入れの促進につながるよう、研修や支援の充実に取り組んでいきます。

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供 小学生の朝の居場所づくり事業

子育て世代にゆとりを創出し、子どもと向き合う時間を充実させることにつながるよう、すべての放課後キッズクラブ・放課後児童クラブで、小学校の長期休業期間中の昼食提供を進めていきます。また、小学校の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
昼食利用率	— 【令和6年度新規】	70%

子ども・若者の居場所づくり

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の成長を支援すると共に、社会参画に向かう力を養成するため、子どもたちが安心して気軽に集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を充実します。また、子どもが抱える悩みや問題が深刻な状況にならないよう、拠点のスタッフが個々の状況に応じた対応をすることで、セーフティネットとしての役割を果たします。

子ども・若者が身近な地域に多くの居場所を持てるよう、様々な地域資源と連携した取組を進めると共に、居場所についての広報・普及啓発に取り組めます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
青少年の地域活動拠点等の利用者数	50,316人/年	71,309人/年

こども・青少年の体験活動の推進

すべてのこどもが、自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、青少年関連施設や野外活動センター等における体験活動プログラムの充実を図ります。また、身近な地域で様々な体験活動ができるよう、青少年指導員やこども会等青少年団体の活動を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
自然・科学体験等プログラム実施回数	3,532回/年	3,680回/年

プレイパーク支援事業

公園等の一部を活用してこどもの創造力を生かした自由な遊びができる「プレイパーク」の活動を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
プレイパーク利用人数	10万人/年	10万人/年

安全・安心な公園づくり

地域の憩いの場であり、こどもたちの遊び場でもある身近な公園等を市民が安全で安心して快適に利用できるよう区局一体となって新設・再整備や、施設改良、維持管理を進めます。

【令和5年度実績】

公園の新設・再整備：55か所

こどもログハウスリノベーション

こどもログハウスは、こどもたちが身近な場所で、木のぬくもりを感じ自由に遊ぶことのできる屋内施設として各区に整備され、多くのこどもたちで賑わっています。夏の暑さ対策のため長寿命化工事と併せて空調などの整備を進めると共に、活用の検討を進め、こどもの居場所としての更なる魅力向上を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
空調設備等暑さ対策工事が完了した施設の数	3館	18館

子どもの文化体験推進事業

より多くの子どもたちが身近な場所における文化体験を通じて、表現力やコミュニケーション力を育めるよう、音楽や美術、演劇などのプログラムを実施します。2024（令和6）年度は新規事業として放課後キッズクラブを中心に実施し、2025（令和7）年度以降は地域の子どもたちが集まる様々な場所へ実施場所を拡充していきます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
参加者数	— 【令和6年度新規】	7,000人/年

子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業

子どもがスポーツを好きになるよう、その意識を育み、体力向上へとつなげるため、次世代を担う子どもたちが気軽にスポーツに親しむ様々な機会を提供し、子どものスポーツ実施率の向上や、スポーツを楽しみたいと思う子どもの割合の向上を図ります。

【令和5年度実績】

- ①多様な人と関わり、運動・スポーツを楽しみたいと思う子どもの割合 85.5%
- ②子どもの週3回以上（授業以外）のスポーツ実施率 44.8%

子どもと港とのふれあい機会の創出

重要文化財帆船日本丸を活用し、青少年の錬成や海事思想の普及のため、宿泊での海洋教室に加え、親子展帆やロープ教室を実施します。また、横浜みなと博物館において、横浜港や海、船に関する理解と知識の増進のため、ボランティアによるワンポイント解説や、親子の海図教室を実施します。

横浜港見学会は、青少年等に横浜港への理解や関心を深めてもらうことを目的に実施しています。

新本牧ふ頭整備事業や横浜港への理解を深める機会として、大黒ふ頭のスカイウォークを開放し、市内小学校等の課外授業や社会科見学会などを受入れます。

【令和5年度実績】

帆船日本丸を活用した錬成事業（海洋教室等）：18回

横浜みなと博物館小中学校団体入館：430校

横浜港見学会：約1,100人

スカイウォーク社会科見学等：約400人

MICE次世代育成事業

国際会議等の開催に合わせ、こどもたちを対象に最先端の技術や情報に触れられる講演やワークショップ等を開催することで、専門性の高い内容を楽しく学ぶ機会を提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
参加者数	93人/年	422人/年

横浜トリエンナーレ事業

横浜トリエンナーレ会場等に来場した親子連れが、事前予約なしで当日気軽にアートを体験でき、文化芸術にふれあい親しむきっかけとなるようなアートワークショップを開催します。

横浜美術館会場内に、乳幼児向け休憩スペースや入場までの待ち時間を短縮することもファスト・トラック（親子連れ優先レーン）を設置し、子育て世代がゆとりを持って鑑賞しやすい環境を整えます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
アートワークショップ参加者数	12,386人/展覧会	15,000人/展覧会

フェスティバルによるにぎわい創出事業

2024（令和6）年度から開催する、音楽を中心とした新たなフェスティバル「Live！横浜」において、民間イベント等と連携しながら公共空間等を活用したステージを街なかに展開し、親子で気軽に楽しめる体験型プログラムや多彩なジャンルによるライブパフォーマンスの鑑賞機会を提供します。また、プロによるこども・若者向けワークショップなど、次世代育成の取組を展開し、すべてのこども・若者が参加しやすく親しみやすいフェスティバルとなるよう充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
次世代育成ワークショップの参加者数	— 【令和6年度新規】	4,000人（5か年）

芸術文化教育プログラム推進事業

アーティストが学校を訪問し、授業の一環として、次世代を担うこどもたちに音楽、美術、演劇、ダンス、伝統芸能等の芸術文化に触れたり創造活動を体験したりする機会を提供することにより、文化の多様性に気づき、表現力や他者とのコミュニケーション力、多様な価値観を理解する心などを養うことを目的とします。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
参加者数	13,554人/年	15,200人/年

文化施設運営事業

専門的な文化施設（横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、大佛次郎記念館）で、美術・音楽・古典芸能・大衆芸能・文芸など様々なジャンルにおいて、子どもたちが自ら文化芸術の体験をする機会を創出します。

（事業例：こどものアトリエ、こどもの日コンサート、横浜こども狂言会、こども寄席、中高生ビブリオバトル）

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
事業数	12事業	15事業

子どもアドベンチャーカレッジ事業

子どもアドベンチャーカレッジは、市内の小学生に向けて「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」及び「社会参加のきっかけづくり」の場と機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関などの協力を得て実施する、夏休み体験学習プログラムです。

子どもたちの主体的な学びのきっかけとして、地域・社会の様々な活動の体験を通じて、学びが将来どのように役立つかを考える機会を提供し、生涯学び続ける姿勢を育成します。

【令和5年度実績】

「子どもアドベンチャーカレッジ」の参加者数：1,458人

思春期保健指導事業（基本施策1の再掲）

プレコンセプションケアの取組の一つとして、区福祉保健センターや学校等で、思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性等について正しい知識の普及を図り、思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年

地域等と連携した子どもの心身の健やかな成長支援（基本施策1の再掲）

地域にいる健康、医療などの専門家を外部講師として活用し、市立学校の児童・生徒に対して、薬物乱用防止教育、性に関する指導等について正しい知識の普及を図り、子どもの心身の健やかな成長を支援します。

中学校給食事業

2026（令和8）年度から中学校給食の利用を原則とし、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供を行います。地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。

また、全員給食に伴い、アレルギー代替食の提供を始めるほか、汁物を食缶方式へと変更し、汁物の具材を充実させることに加え、生徒の意見を聞きながら一層食べやすい献立づくりを目指します。

こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援

こども食堂等の地域主体の取組が一層推進され、こどもにとって安心できる居場所が創設・継続されるよう支援します。また、運営団体同士の連携強化や居場所を必要とするこどもに対して情報が広く周知されること等を目的に、運営団体と地域・行政等とのネットワーク構築を進めます。

【令和5年度実績】

地域におけるこどもの居場所の把握数：341 か所

こども・若者の意見を反映した事業の実施

こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくため、青少年の地域活動拠点や青少年施設等において、ワークショップなどを開催し、中高生等によるイベントの企画立案・運営など、こども・若者の視点を取り入れた事業を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
青少年の地域活動拠点等において、こども・若者の意見を聴き、かつその結果をフィードバックした割合	— 【令和6年度新規】	100%

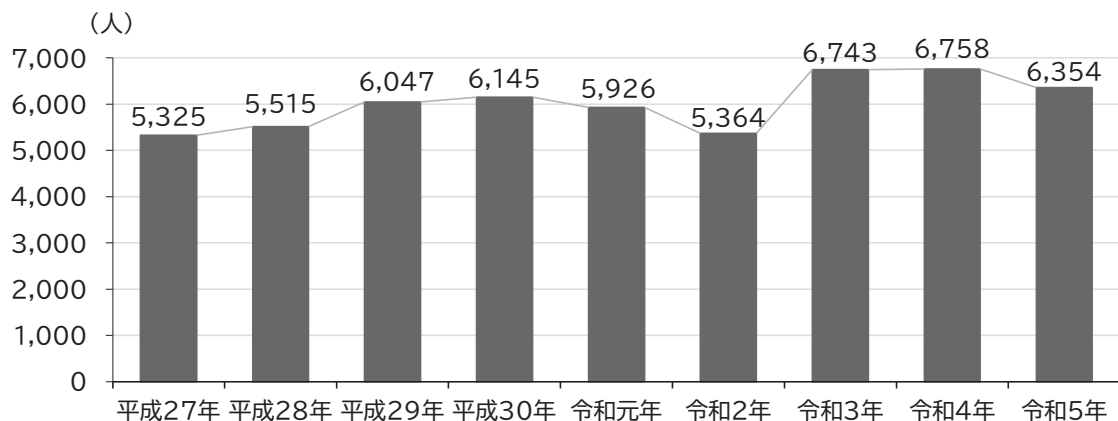
基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

現状と課題

(1) 地域における療育や保護者支援の充実

- 障害やその療育等について多くの情報が様々な媒体を通じて行き交うようになり、保護者や学校・保育所等が、障害のあることとの関わり方等について悩みや不安を感じるが増えています。そうした悩みや不安に寄り添い解消するために、適切な情報提供や診療を含む支援の体制づくりが求められています。
- 地域療育センターの新規利用児が増加する中、利用者への初期支援は充実しつつあります。3歳未満の児童や集団療育を卒園した児童（学齢児）を含め、必要とするこどもが、必要な支援を適切な時期に受けられるような支援のあり方が求められています。

図表 4-27 地域療育センターの新規利用申し込み者数



(出典) 横浜市こども青少年局資料

- 障害児の支援は、本人だけでなく保護者への支援も有効であると考えられています。保護者が児童へのかかわり方を学ぶペアレントトレーニングや、障害児を育てた経験のある保護者と相談できるペアレントメンター等の実施等の保護者支援が求められています。

(2) 障害児施設等における支援の充実

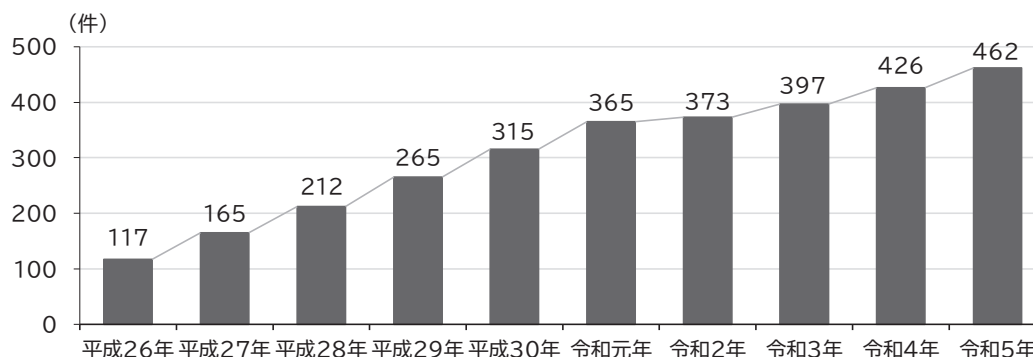
- 障害児通所支援は、ニーズの増大に対応して事業所数が年々増加しており、数多くある事業所の中からそれぞれの児童の特性や保護者のニーズに合った支援を行うことができる事業所を選ぶことが難しくなっています。また、提供されるサービスの質の維持・向上だけでなく、事業所の事務効率化や運営の適正化に向けた支援を行う必要があります。特に、虐待の防止に向けた具体的な取組の実施や、重症心身障害児や医療的ケア児等が安心して利用できる体制を充実させる必要があります。

- 事業所の不足等により、全国平均に比して障害児相談支援の利用率が低い状況が続いています。障害児本人の意見を尊重し必要なサービスを受けられるようにするためにも、障害児相談支援の充実が求められています。
- 障害児入所施設において強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう個室化を行う等児童の生活環境改善を図るほか、職員による支援の質を高めるためにもメンタルケアなどにより勤務環境を向上する必要があります。
- 成人期が近づくにつれ利用できるサービスや暮らし方が変わっていくため、早い段階から成人期を見据えた支援を行うことが重要です。特に障害児入所施設に入所している児童に対しては、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう支援を充実させる必要があります。

(3) 医療的ケア児・重症心身障害児等への支援の充実

- 医療技術の進歩により医療的ケア児等が増加しています。
- 医療的ケア児等が安心して生活できるように、医療・福祉・教育等の多分野に渡る相談・調整を行うコーディネーターを配置し、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。
- 医療的ケア児等の保育・教育施設等での受入れを推進しています。これらを継続しつつ、医療的ケア児等の将来を見据え、保育・教育・福祉分野における受入れをさらに推進していく必要があります。
- 家族の負担軽減のために病院での一時的な受入れを行うことに加えて、より気軽に利用できる預け先を増やすことが求められています。
- 必要な支援へつなげるために、医療的ケア児等の実態を継続して把握する仕組みづくりが求められています。
- 小児がん等の慢性疾病によって療養を必要とする児童等の健全な育成と自立の促進を図るための取組を推進していく必要があります。

図表 4-28 メディカルショートステイの登録件数



(出典) 横浜市こども青少年局資料

(4) 療育と教育との連携の推進等による切れ目のない支援

- 将来の自立に向けて切れ目のない支援を実現するため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所と学校の連携をさらに深めるなど、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。
- 医療・福祉分野等におけるトランジションの課題を整理しつつ、18歳の壁など児童から成人へとスムーズに移行できるよう、切れ目のない支援が求められています。

(5) こどもの意見を聴く取組等の推進と障害への理解促進

- こどもの意見を聴く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置きながら、その手法等実施に向けた検討を進めていく必要があります。
- 幼少期・学齢期から様々な場面で障害や医療的ケアの有無にかかわらず、人と人が出会い、つながることを通して、障害への社会全体の理解を深めていくことも重要です。

施策の目標・方向性

(1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実

- 地域療育センターにおいて、療育を必要とする児童やその保護者が必要な支援を適切な時期に受けられるよう、ひろば事業などの初期支援や診療、療育等の充実を図ります。また、児童発達支援センターとして地域における障害児支援の中核的な役割を担うため、地域支援に係る取組を強化します。
- ペアレントトレーニングやペアレントメンター等、保護者支援に係る取組について、保護者のニーズに即した取組を実施し、地域訓練会等の既存の取組と共に推進します。

(2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実

- 幼稚園・保育所・地域療育センター等の関係機関等と学校との情報共有や連携を推進し、障害のあるこどもの就学支援の充実を図ります。
- 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で学校と障害児通所支援事業所をはじめとする地域の関係施設・関係機関とが支援の目標共有等を行うことにより、連携を強化し、切れ目のない支援に取り組みます。
- 保護者の就労等によるニーズの多様化を踏まえたサービスの充実を図ります。
- 研修などを通じた人材育成の支援や事業所への訪問による指導の実施を通して、障害児通所支援事業等のサービスの質の向上を図ります。

(3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実

- 障害児相談支援事業所を増加し、障害児相談支援を必要とする人が障害児相談支援を受けられることを目指します。
- 学齢前期から学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児及び保護者が、自立した成人期を迎えられるよう、相談支援体制の充実を目指します。

(4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進

- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めると共に、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上させるための支援の充実を図ります。
- 早い段階から成人期を見据えて、入所児童の意向等を確認しながら障害児入所施設から成人期の地域での生活へスムーズに移行できるようにします。

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実

- 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活を支援するために市内方面別に多機能型拠点の整備を進めます。また、在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整し、関係機関と連携した支援の充実を図ります。
- 医療的ケアが対応可能な医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実を図ります。また、成人期につながる受入れ先の充実に取り組みます。
- 一人ひとりの状態や状況に合った医療的ケア児等のレスパイトサービスなどの新たな施策を検討します。
- 医療的ケア児等にとって必要なサービスの利用状況等を把握するために、実態を継続的に把握する仕組みづくりを検討します。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減と生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受入れを引き続き行います。
- 小児がん等の慢性疾病によって療養を必要とする児童等への相談支援を継続的に実施すると共に、児童等のニーズを踏まえた健全育成と自立促進の取組を進めます。

(6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

- 障害のあるこどもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるよう、こどもの思いを受け止めながら施策を進めると共に、障害の区別なく共に暮らす社会を目指して、市民の障害への理解を促進します。特に、乳幼児期、学齢期から相互理解に向けた教育や取組を進めていきます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域療育センターと 保育所等の地域の関係機関 との連携が図られている	地域療育センターが 実施する保育所等への 巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等に通う医療的 ケア児への支援力が 強化され、医療的ケア児が 安心して通園できる	保育所等医療的ケア児 支援看護師研修受講者 アンケートで研修内容が 日頃の業務に活用できると 回答した割合	91.8%	100%

主な事業・取組

地域療育センター運営事業

様々な専門職が連携して実施する「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし、自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、地域で成長していくことを支える「地域支援」等の役割を果たすために、利用申込後の初期支援の充実を図るほか、国が定める児童発達支援センターの機能や役割等を踏まえながら支援の充実に取り組みます。主な取組として、区福祉保健センターとの連携や保育所や学校等への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
巡回訪問実施回数	2,496回	3,500回

保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進（基本施策3の再掲）

障害のあるこどもに関する保育・教育施設等の利用相談において、保護者へ施設の情報を提供するなど、保護者に寄り添った対応を行い、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。

また、保育士・教諭等を対象とした障害のあるこどもへの理解を深めるスキルアップ研修等を実施すると共に、障害のあるこどもの受入れ園に対する環境整備等を充実していきます。

放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（基本施策4の再掲）

「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」において、障害のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこどもなど、配慮を必要とする児童の受入れの促進につながるよう、研修や支援の充実に取り組んでいきます。

障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進

利用を希望する人が障害児相談支援を利用できるようにするため、障害児相談支援事業所の拡充を推進します。

また、学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
障害児相談支援事業所数	119か所	220か所

保護者教室の開催

特別な支援が必要なこどもの保護者を対象として、こどもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える保護者教室を開催し、子育ての不安解消につなげます。

【令和5年度実績】

年間開催数：7回

療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実

こどもの就学にあたり、幼稚園・保育所・地域療育センター等の関係機関と学校との情報共有や、円滑な引継ぎ等を行うことにより連携を推進します。

一人ひとりの教育的ニーズに的確に答え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。併せて、障害のあるなしにかかわらず、可能な限り子どもたちが共に学ぶ機会の充実に取り組み、相互に認めあい、支えあい、誇りを持って生きられる社会を目指します。

併せて、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上や地域で学校と障害児通所支援事業所をはじめとする地域の関係施設・関係機関との連携強化等に取り組みます。

【令和5年度実績】

個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につながっていると感じている保護者の割合：94.7%

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

障害児が療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に安心して過ごすことができる場を確保するため、保護者のニーズや国の動向等も踏まえながら、重症心身障害児を支援できる障害児通所支援事業所を拡充します。また、集団指導や運営指導等によるサービス提供状況の確認・指導に加えて、研修などを通じた人材育成の支援や、事業所間及び学校をはじめとする地域の関係機関並びに地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所数	11 か所	18 か所
②主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	33 か所	36 か所

障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進

障害児入所施設において、障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう、老朽化した施設で居室の個室化を図るなど再整備を進めると共に、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上させるための支援の充実を図ります。

また、早い段階から成人期を見据え、入所児童の意向等を確認しながら入所児童が成人期の生活へスムーズに移行できるようにします。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
18 歳を超えて福祉型障害児入所施設に 在籍する入所者数	0 人	0 人

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

医療的ケア児・者や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活を支援するため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。また、地域における更なる支援の充実に向けて、医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。受入体制の充実を図るため、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行う際に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。

一人ひとりの状態や状況に合ったレスパイトサービスなどの検討により、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者の利用サービスの充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①コーディネーターの配置	10 人	12 人
②支援者の養成	241 人（累計）	541 人（累計）

メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児・者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な人も増えていることから、重症心身障害児・者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
①協力医療機関数	11 病院	11 病院
②利用登録者数	462 人	660 人

保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（基本施策3の再掲）

医療的ケアを日常的に必要とするこどもの特性や成長に合わせ寄り添った支援を行えるよう、保育・教育施設等の理解を深める研修を実施すると共に、制度や環境整備の充実を図り、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。

また、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な医療的ケア児サポート保育園の認定を推進していきます。

想定事業量	直近の現状値	令和 11 年度
医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12 園	拡充

育成医療給付事業

身体に障害を有する児童または現存する疾患を放置すると障害を残す恐れのある児童の医療費の自己負担分を助成します。

法に基づき医療費の自己負担を公費負担により軽減することで、必要な受療が促され、こどもの健康回復及び維持が期待できます。

【令和5年度実績】

対象者数：134 人

小児がん患者のがん対策の推進

小児がん患者の医療の質の向上に向けて、横浜市小児がん連携病院※と連携し、小児がん患者の長期フォローアップ、相談支援の充実等に取り組みます。

長期に渡る入院や入退院の繰り返しにより、同世代との交流が制限されてしまう小児がん患者等を対象に交流の機会を提供します。

小児がんの理解促進のため、市民向け動画を作成し、映画館での広告上映やSNSを通じて広報を推進します。

※小児がんに対応する専門性の高い診療を行う市内3病院（神奈川県立こども医療センター、済生会横浜市南部病院、横浜市立大学附属病院）を「横浜市小児がん連携病院」に指定

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
横浜市小児がん連携病院へのチャイルドライフスペシャリストなどの配置	4人	5人

小児慢性特定疾病医療給付事業

慢性疾患により長期に渡り療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。また、病気を抱えながらも児童や家族が安心して自立した生活を送ることができるよう、ニーズに沿った取組を充実させます。

【令和5年度実績】

対象者数：2,768人

こどもの意見を聴く取組の推進

言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置き、必要な手法や配慮等を検討しながら、障害のあるこどもの意見を聴く取組を推進します。

市民の障害理解の促進

世界自閉症啓発デーに合わせ、一般社団法人横浜市自閉症協会と横浜市の協働により、自閉症をはじめとする発達障害について普及啓発を実施します。よこはまコスモワールド大観覧車をはじめとした、市内ランドマーク施設のブルーライトアップを実施するほか、市立図書館にて発達障害に関する書籍の特集展示と、発達障害の理解に役立つパネル展示を行います。また、企業等の協力により自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作し、市営地下鉄車内ビジョン、市YouTube公式チャンネル等で公開します。

また、国が定める障害者週間（毎年12月3日から12月9日まで）等を契機として、市民の障害への理解を深めるための啓発活動等を実施します。

施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

現状と課題

(1) 養育環境に課題を抱える家庭のこども・若者

- 家族の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで、困難や課題を抱えるこども・若者が存在します。
- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えているこども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- 家庭が抱える問題がこども・若者に表出したものもあることから、課題の解決には、世帯全体を支援する必要があります。世帯全体を支援するためには、行政の支援だけでなく、地域における日頃の見守り活動などにより、早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことも重要です。
- 地域でこども・若者の育成に関わる人材（青少年指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員等）と連携して取り組むことが必要です。
- こどもが家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活・学習習慣を身に付けるための機会の確保が必要です。
- 2024（令和6）年4月1日施行の改正児童福祉法では、虐待リスクが高いなど養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供すると共に児童や保護者の相談に対応することなどが求められています。
- こどもの健やかな成長のためには様々な体験活動が重要であるため、困難や課題を抱えるこども・若者を含め、すべてのこどもが多様な体験機会を確保できるよう配慮することが必要です。
- 市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、2023（令和5）年度 3,692人と10年間で約2.6倍に増加しています。今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されます。
- 外国にルーツがあるこども・若者は、生活・家庭環境、言語や文化・習慣の違いによる生きづらさや進学・就労へのハンディキャップがあることも見受けられます。

(2) ひきこもり等困難を抱えるこども・若者

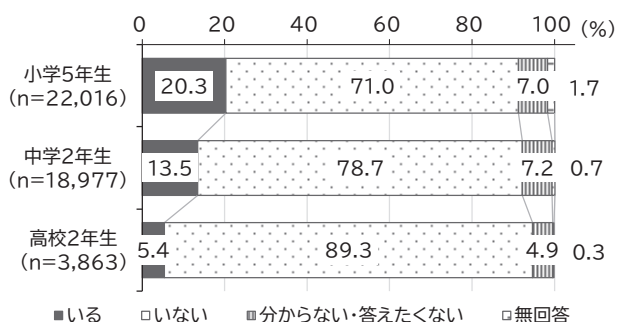
- ひきこもりは誰にも起こりうることであり、2022（令和4）年度の本市調査では、15歳から39歳までのこども・若者のうち、ひきこもり状態にある人は約13,000人と推計されています。また、公的な相談機関等の利用意向が低く、相談に有用性を感じている人も少ない状況です。さらに、公的な支援機関そのものや支援内容の認知度が低い状況です。
- 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことで、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められています。

- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の提供など、本人の心身の状態に応じた支援が必要です。
- 相談の敷居を下げるためにも、専門家による支援だけでなく、経験者等同じ経験をしている人同士の支えあいによるサポートも必要です。
- ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の理解促進が必要です。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要です。
- 本人に対してだけではなく、家族に対する支援も重要です。
- 地域の当事者会、家族会等からは人材や活動場所の確保など、安定した運営に向けた支援が求められています。
- 困難を抱える状態に合っても、自身の悩みごとや困りごとをうまく話すことができないこども・若者が一定数存在します。支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型で支援を提供する取組を推進する必要があります。
- 高校中退者等に対する学校教育からの切れ目のない就労支援が必要です。

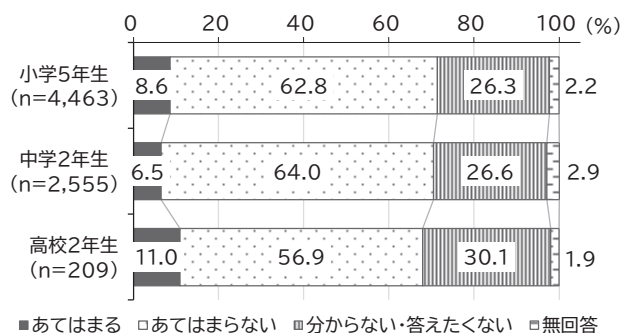
(3) ヤングケアラー・若者ケアラー

- 子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを各種支援に努めるべき対象としています。年齢や成長に見合わない重い責任や負担が日常化することで学業や友人関係に支障がでてしまうなど、こども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。
- ケアが日常化することで、こどもにとって成長に必要な機会が奪われている状況が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況です。
- 本市調査では、市内の家族の世話をしているこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもは、小学5年生で 8.6%（全体の 1.7%）、中学2年生で 6.5%（全体の 0.9%）、高校2年生で 11.0%（全体の 0.6%）となっており、人口から見たヤングケアラーの可能性のあるこどもの推定数は約 3,000 人です。

図表 4-29 家族のお世話をしているこどもの割合（2章・再掲）



図表 4-30 世話をしている家族がいると回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思う割合（2章・再掲）



（出典）横浜市「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」

- ヤングケアラーの背景にある家庭が抱える課題は多様であることから、見守りや支援等に当たっては、こどもの意向に寄り添いながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、家族に対する適切なアセスメントを行い、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。
- ヤングケアラーに関する課題は、若者ケアラーとして18歳以降も続いたり、18歳以降に同様の課題を新たに抱えることもあることから、ヤングケアラーと若者ケアラーへの支援の取組は一体的に行っていく必要があります。

施策の目標・方向性

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
 - 困難を抱えるこども・若者やその家族に相談機関や支援内容等を周知すると共に、地域住民に向けては、早期発見の必要性の意識啓発に取り組みます。
 - 困難を抱えるこども・若者が適切な支援機関につながるよう、小学校、中学校、高校及び大学等に対して、支援施策の理解促進に取り組みます。
 - 困難を抱えるこども・若者やその家族を孤立させないよう、青少年指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員など、様々な地域人材と連携し、早期に適切な支援につなげます。
 - 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体への困難を抱える若者に対する理解促進を図ります。
 - 関係機関や民間団体等と連携し、困難を抱えるこども・若者への支援方法の共有や質の向上を図ります。
 - 不安や悩みごとを抱えるこども・若者に気づきを促し、いつでも気軽に相談できるようSNSによる相談を実施します。

- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
 - 年齢によらない切れ目のない支援や、当事者のみならず、その家族も含めた支援が必要であるため、引き続き、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
 - 背景にある家庭が抱える多様な課題や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。
 - 生活困窮状態にある、あるいは養育環境に課題があるなど、様々な事情から支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基礎的な生活習慣を身に付けるための寄り添い型生活支援事業や、高校等への進学・中退防止に向けた寄り添い型学習支援事業を実施します。
 - 青少年相談センターを中心に、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの3機関が連携し、若者の自立を支援していきます。
 - 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について総合相談を行うと共に、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行います。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援の中核機関としての取組を強化します。
 - 地域ユースプラザは、青少年相談センターの支所的機能を有する身近な地域の相談機関として、困難を抱える若者に関する総合相談、居場所の提供及び社会体験プログラムを実施します。また、区役所等に出張し、専門相談等を実施することで、地域での相談を充実させます。地域で若者の支援活動を行っている団体との連携や、相談支援に協力していただける応援パートナーの養成等を行い、包括的な支援ネットワークを構築します。

- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供します。
- 長期に渡って不登校やひきこもり状態に合った若者を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けて、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し、他人との関わり方の習得などを行い、若者の社会的、経済的自立に向けた支援を行います。
- ヤングケアラーについては、関係部署や支援団体、地域と連携し、こども・若者の思いや意向に寄り添いながら、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

(3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携

- いじめ、不登校、日本語指導が必要なこどもなど、困難を抱えやすいこどもの育ちや学びを支えていくための支援を、地域や、学校などの関係機関と連携して進めていきます。
- こども、教育、福祉等の関係機関や就労支援機関等と連携しながら、進学時や就労前後の継続的な支援を行っています。
- 若年無業や将来的な生活困窮の予防を図るため、高校等の在学中から就職活動の支援などの出張相談を行います。
- 高校中退防止や進路未決定者への支援の充実を図ります。
- 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校や家族会、当事者会などの民間団体と連携して、困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組みます。
- 当事者会や家族会などの民間団体等の活動支援を強化します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
若者が社会参加している	青少年相談センター、 地域コースプラザ、 若者サポートステーション の支援による改善者数	1,539 人/年	7,700 人 (累計)
こども・若者の不安や悩み が軽減している	よこはま子ども・若者相談室 の利用者アンケートで 「気持ち軽くなった」 と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラーを社会全体 で見守り、支える環境 づくりができている	ヤングケアラー 支援研修等の受講者数	998 人/年	6,000 人 (累計)

主な事業・取組

青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。新たに、不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等の取組を進め、支援の充実を図ります。また、若者支援に携わる関係機関及び地域団体を対象に研修を実施し、こども・若者が抱える困難や課題について地域支援者の理解を深めると共に、相談支援のスキルアップを図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①電話相談及び個別支援件数	18,481 件/年	93,000 件 (累計)
②支援者向け研修受講者数	1,528 人/年	7,640 人 (累計)

地域コースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
新規利用者数	620 人/年	3,100 人 (累計)

若者サポートステーション事業

「若者サポートステーション」において、働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
就労訓練参加者数	85人/年	430人(累計)

困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）

来所や電話相談につながりにくい子ども・若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもり、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応し、必要に応じて青少年相談センターの支援につなげます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
相談対応件数	2,656件/年 【9月から事業開始】	5,110件/年

ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーの様々な負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めるため、ピアサポート等の悩み相談を行う支援団体や当事者同士で悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを実施する団体に補助をすると共に、SNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

また、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修を実施すると共に、庁内及び関係機関との支援体制を構築します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等がヤングケアラーに関する研修から得た知識、情報を基に、学校内で普及、啓発を図ると共に、教育相談に取り組みます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
ヤングケアラー支援団体数	2団体	9団体

子ども・若者の意見を聴く取組の推進

青少年相談センター、地域ユースプラザ、SNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）の利用者に対して、それぞれアンケートを行い、子ども・若者の意見を聴取します。いただいた意見を事業内容に反映させるなど、ニーズをよりの確に踏まえ、支援の充実に取り組んでいきます。

【令和5年度実績】

アンケート実施数：1回/年

※各事業においてそれぞれ実施

教育相談の充実

児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるような仕組みづくりを推進します。

また、各小中学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置することで、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見に努めます。

2029（令和 11）年度開設予定の教育センターにおいて、児童生徒・保護者の利便性の向上のための教育相談のワンストップ化を行います。

【令和5年度実績】

スクールカウンセラーの人数：59人

保護者教室の開催（基本施策5の再掲）

特別な支援が必要なこどもの保護者を対象として、こどもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える保護者教室を開催し、子育ての不安解消につなげます。

【令和5年度実績】

年間開催数：7回

不登校児童生徒支援事業

中学校の特別支援教室等を活用した校内ハートフル事業や学校外の居場所である教育支援センターの機能拡充、ICTやオンラインを活用した支援など、民間とも連携しながら一人ひとりの特性や状態に応じた重層的な支援を進め、不登校児童生徒の安心できる居場所と一人ひとりに合った学びの機会の確保を目指します。

また、保護者向け講演会や保護者同士の情報交換会を実施するなど、不登校児童生徒及び保護者を孤立させないよう、支援します。

不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり

地域の主体的な取組への支援や既存施設の活用など、不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの多様な居場所づくりを進めていきます。

地域等と連携したいじめ等の防止

児童生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化している中、学校だけでなく、地域等と連携して、児童生徒の健やかな育ちを見守るべく、学校運営協議会や地域学校協働活動、放課後学び場、よこはま学援隊等において、研修の実施や新たな見守り体制構築の支援等により、地域ぐるみの体制を構築していきます。

こどもが抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援につないでいくため、小学校と放課後児童健全育成事業所等が必要な情報を共有し、連携して小学生の見守りを推進していきます。

こども家庭センターでは、個別の悩みや困りごとを抱えるこども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えると共に、地域の中での見守りや、こどもたちの安全・安心を守る取組を推進します。

「横浜子ども会議」では、中学校ブロックの取組やいじめについての話し合いを中心に、保護者や地域と共に「社会総がかり」でいじめの未然防止の取組を進めます。

外国につながるこどもたちへの支援事業

学校の授業が分からなかったり、悩みを抱えたりする外国につながるこどもたちを支援する取組を国際交流ラウンジが中心となって行っていきます。学習支援教室や居場所づくりなど、外国につながるこどもたちへの支援の充実を図っていきます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
国際交流ラウンジが学習支援教室をはじめとする外国につながるこどもたちへの支援を行っている取組数	7件	20件

日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による初期の集中的な支援体制の更なる充実を図っていくと共に、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図っていきます。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、教職員、担当教員による支援が不可欠であることを踏まえ、教職員、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでいきます。

【令和5年度実績】

日本語支援拠点施設入級者数（プレクラス参加人数）：374人

研修受講教員数：1,804人

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題があるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の自立に向けてたくましく生き抜く力を身に付けることができるよう、それぞれの状況に応じた適切な生活支援や学習支援等を実施します。

【令和5年度実績】

寄り添い型生活支援事業の実施か所数：21 か所

寄り添い型学習支援事業

様々な事情から、生活困窮や養育困難などの課題を抱えている世帯のこどもを対象に、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援を行います。学力の向上に加え、将来自立した生活を送れるようにするための様々な部分での成長を促します。また、進学後の中退防止の取組として、居場所や学び直しの場の提供、高校等への登校の継続への動機付け等を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
寄り添い型学習支援事業利用児童の 高校進学率	98.4%	99%

放課後学び場事業

家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない小中学生に対して、放課後等に学習支援を実施し、こどもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、こどもたちの自己肯定感や将来の夢をはぐくんでいきます。

【令和5年度実績】

放課後学習支援の実施校数：小学校37校、中学校69校

経済的に困難を抱える世帯への就学援助等

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小中学校及び義務教育学校の個別支援学級に通学する人の経済的負担を軽減することを目的とした就学奨励費の支給や、高等学校への修学が経済的に困難で、学業優秀な生徒に対する給付型奨学金制度を実施します。

【令和5年度実績】

高校生向け給付型奨学金支給者数：2,000人／年

自殺対策事業

第2期横浜市自殺対策計画（2024（令和6）年度～2028（令和10）年度）では、「子ども・若者の自殺対策の強化」を重点施策に位置付け、若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実や、こどものSOSや悩みを受け止める取組を推進しています。

学校や家庭、地域における、こどもの悩みを受け止める体制づくりを進めるために、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる、「ゲートキーパー」の養成を推進します。また、様々な不安や悩みを抱える人を相談につなげるため、インターネットを活用した相談事業を実施します。

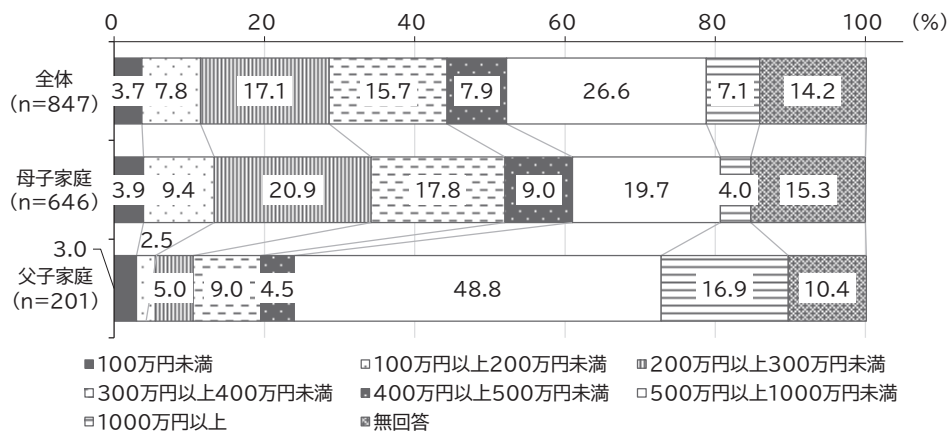
想定事業量	直近の現状値	令和10年度
①ゲートキーパー研修等受講者数	21,569人 (累計)	36,000人(累計)
②インターネットを活用した相談事業 (相談先表示クリック数)	133,887回	130,000回

現状と課題

(1) ひとり親家庭の生活状況

- 「国勢調査」(2020(令和2)年)では、本市における20歳未満のこどもがいるひとり親家庭(ほかの家族等との同居を含む。)は22,635世帯、そのうち、母子家庭が19,481世帯、父子家庭が3,154世帯となっています。
- 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査」(2023(令和5)年度)によると、児童扶養手当や養育費なども含んだ年間世帯総収入の平均は、母子家庭で401万円、父子家庭で694万円となっています。

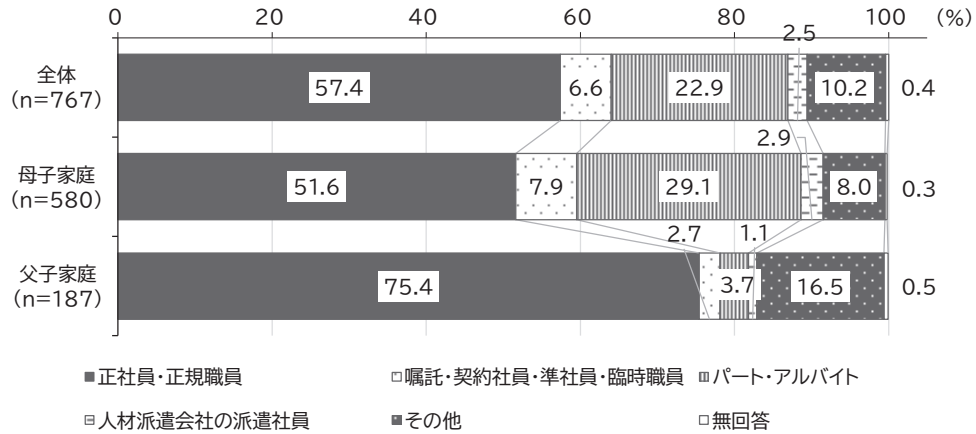
図表 4-31 ひとり親家庭の年間世帯収入



(出典) 横浜市「ひとり親世帯のアンケート調査」(令和5年度)

- また、母子家庭の89.8%、父子家庭の93.0%が就労していますが、就労していると回答した方のうち、母子家庭では非正規雇用での就労が4割近くを占め、就職してもパートや契約社員等の不安定な雇用条件で働いているため、正規雇用に比べ安定した収入を得ることが難しい状況にある家庭が一定の割合あると考えられます。さらに、母子家庭では収入や教育費、家賃など生活費に関する悩みが多く、父子家庭では「炊事・洗濯などの家事が十分にできない」ことや、「周りに相談する相手がない」といった悩みが多い傾向にあります。

図表 4-32 現在の仕事の就業形態



(出典) 横浜市「ひとり親世帯のアンケート調査 (令和5年度)」

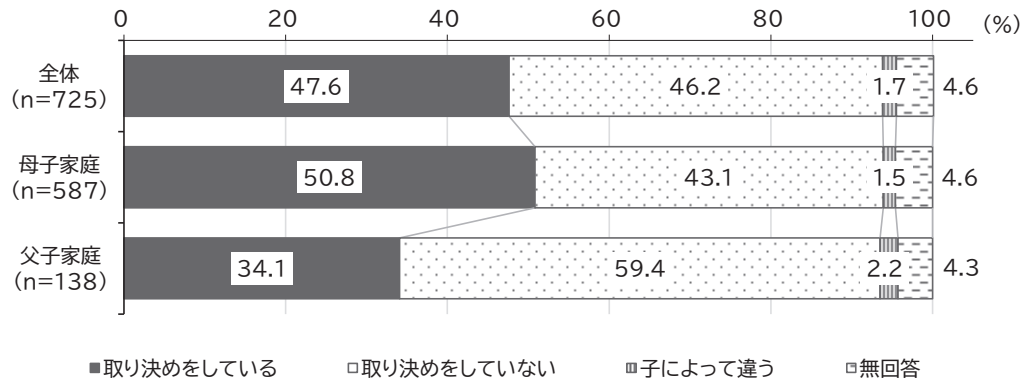
- 「国民生活基礎調査」(2022 (令和4) 年) によると、ひとり親家庭の相対的貧困率⁴は 44.5% と、依然高い水準にあります。
- ひとり親家庭の親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい状況にあります。日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要です。
- ひとり親家庭の子どもにとって、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響や進学への悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。また、親が時間的制約を抱えて就労することに起因する経済的困窮や進学への断念も課題です。

(2) ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

- ひとり親家庭の子どもが心身共に健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれます。しかし、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。
- 民法改正を踏まえ、父母による子どもの養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう啓発・支援する必要があります。養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」「子によって違う」)は 49.3%となっており、離別親が、親の責務として子どもの養育費を支払うこと、及びその取り決めを行うことの重要性について、啓発及び補助をさらに推進する必要があります。親子交流については、子どもの利益のため、子どもの立場に立って調整していく必要があります。

⁴ 貧困線 (等価可処分所得の中央値の半分) に満たない世帯員の割合。

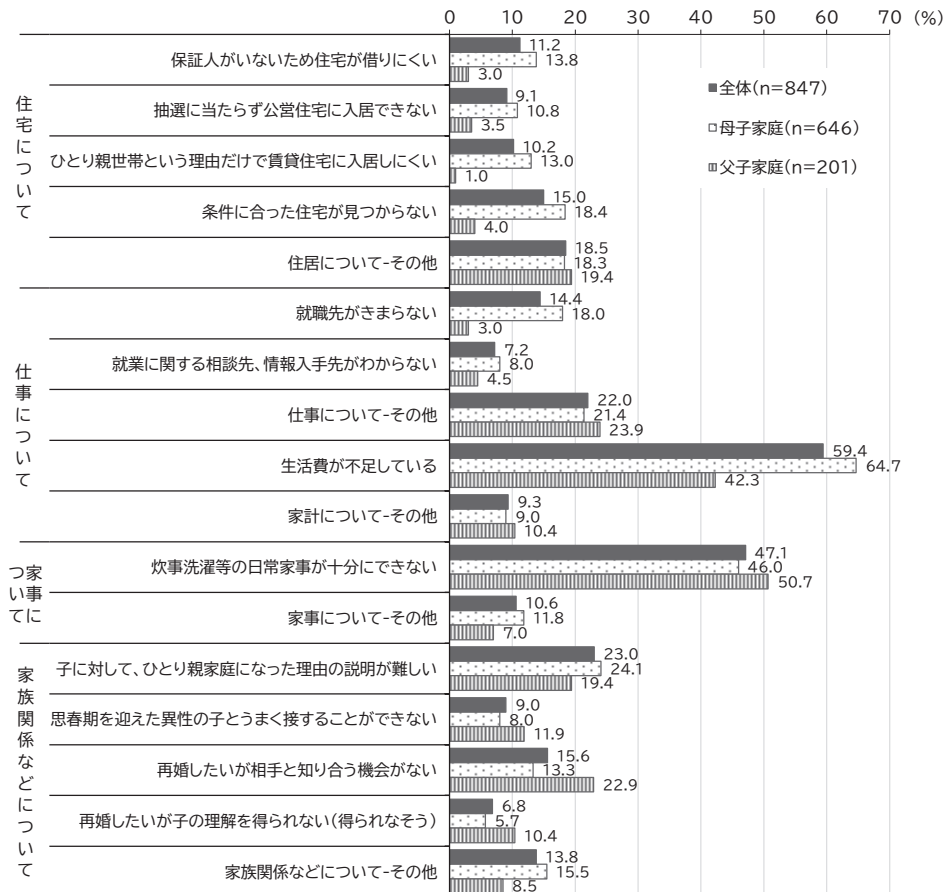
図表 4-33 養育費の取り決めについて



(出典) 横浜市「ひとり親世帯のアンケート調査」(令和5年度)

○ ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われていたため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい傾向があり、様々なアプローチを続ける必要があります。

図表 4-34 ひとり親世帯になった時に困ったこと

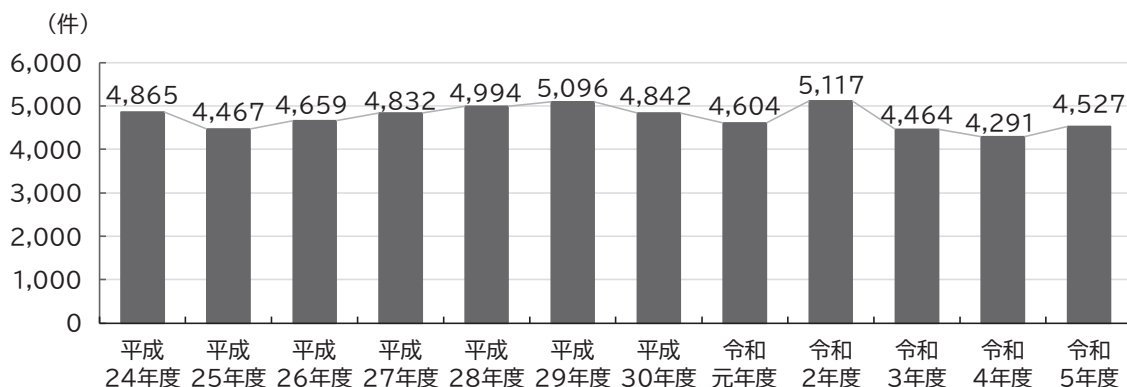


(出典) 横浜市「ひとり親世帯のアンケート調査」(令和5年度)

(3) DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

- 2023（令和5）年度のDV相談件数は 4,527 件でした。過去5年間を見ると、4,000～5,000 の間で推移しています。

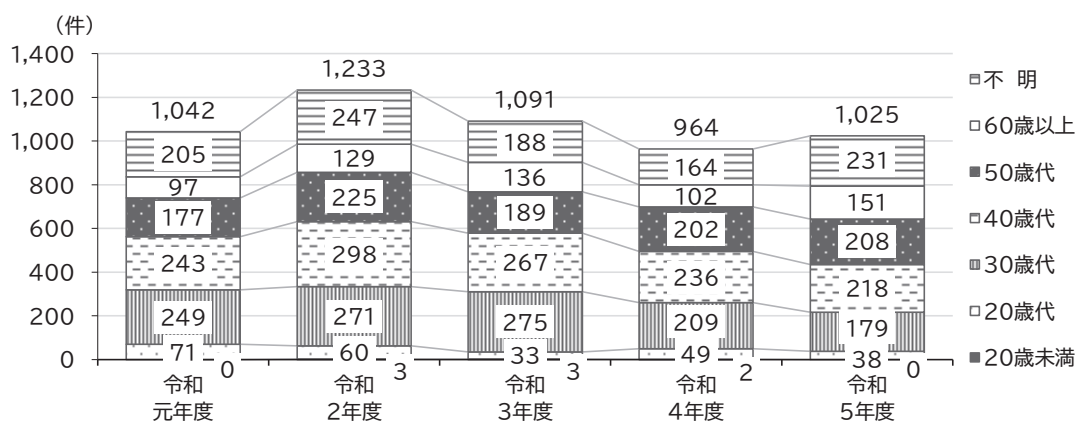
図表 4-35 DV相談件数の推移



（出典）横浜市こども青少年局資料

- 一方で、女性緊急一時保護件数は、2019（令和元）年度の211件を境に減少傾向が続いています。その理由として、通信制限や外出制限、仕事や学校の中断等があり、現状の女性緊急一時保護の仕組みが相談者のニーズとマッチしないことが考えられます。こうしたニーズにも応えながら、相談者の安全性が確保できる支援策が必要です。
- こどもの面前でのDVは、こどもへの心理的虐待にあたります。DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が同時に行われている場合があります。直接の被害を受けていないこどもであっても、慢性的な暴力が存在している家庭で育ったこどもたちは、心理的なダメージを受け、正常な発達が阻害されると言われています。
- 2019（令和元）年6月に改正された児童虐待防止法では、児童虐待とDV対策との連携強化が規定されました。DV相談部門と児童相談所や区役所といった児童虐待部門の連携強化により、適切な支援へのつながりが必要です。
- また、DV被害者支援の一環として、DV加害者更生のための支援が求められています。
- DV相談支援センターでは、若年層（20歳代以下）からの相談件数が少なく、2023（令和5）年度は全体の約4%でした。若年層が相談に繋がりのしやすい環境づくりや、若年層に向けた啓発・予防教育が求められています。

図表 4-36 横浜市DV相談支援センターにおける年齢別相談件数



(出典) 横浜市こども青少年局資料

- これまで、困難な問題を抱える女性の支援は売春防止法を根拠としてきましたが、2024(令和6)年4月からは、新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を根拠として支援に取り組みます。新法の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な問題を抱える女性の支援を、包括的かつ切れ目なく行う必要があります。

施策の目標・方向性

(1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援

- ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による「経済的支援」のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、問題解決に向けて寄り添いながら、「子育て・生活支援」、「就業支援」「養育費の確保」等が適切に行われるよう取り組みます。
- 多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していきます。
- 当事者同士の交流や仲間づくりを推進すると共に、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。また、当事者同士のつながりによる孤立感の解消や、特に父子家庭が抱える困難に着目した、情報提供や交流の機会づくりを推進します。
- 施策の推進にあたってはひとり親特有の課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の充実も含め総合的な支援と共に、関係機関や支援者が相互に連携した支援を推進します。

(2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供

- 親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、こども自身が将来の自立に向けた力を身に付けられるよう、生活・学習の支援を行います。
- 養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親との親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。
- こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

(3) DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援

- 横浜市DV相談支援センターにおける相談支援、区福祉保健センターにおける女性が抱える様々な問題に対する相談支援、一時保護を含めた自立支援を実施します。
- 女性に対する支援を行っている民間団体との協働による、生きづらさを抱える女性への継続的な支援を実施します。
- 女性緊急一時保護の受入先を確保すると共に、女性緊急一時保護中の安全確保と自立に向けた支援を実施します。
- 母子生活支援施設において、緊急に保護等の支援が必要なDV被害女性とその同伴児や、生活リスクを抱える母子に対し、一時的な保護と安定した生活に向けた相談・支援を実施します。また、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に、妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。
- 女性緊急一時保護をためらう相談者に対して、DVや困難な状況の深刻化を防ぐため、短期間の一時的な居場所の提供と、気持ちの整理や今後の生活を考えるための相談支援を実施します。

- DV被害者等への相談支援及び自立支援において、関係機関や民間団体と連携すると共に、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。
- 若年層の女性に向けては、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することで、相談に繋がりがやすい環境づくりを進めます。

(4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

- 区役所や関係機関などで相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図ると共に、相談対応の充実を図ります。
- DV被害の相談支援に関わる職員の専門的知識・技術の向上と体制の強化を図ります。
- DV被害者を適切な相談支援につなげるため、効果的な広報・啓発を実施します。
- DV被害者支援の一環として、「加害者更生プログラム」を行っている民間団体の活動を支援すると共に、連携した取組を進めます。
- 若年層を対象として、SNSを活用したデートDV（交際相手からの暴力）相談や理解促進のための講座等を実施します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (累計)
ひとり親家庭のこどもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
DV等被害者が、適切に相談支援に繋がっている	DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

主な事業・取組

児童扶養手当

ひとり親家庭などの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

【令和5年度実績】

受給者数：15,566人

ひとり親家庭自立支援給付金事業

<自立支援教育訓練給付金事業>

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

【令和5年度実績】

支給人数：70人

<高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

【令和5年度実績】

高等職業訓練促進給付金等事業支給人数：262人

入学準備金等貸付人数：10人、住宅支援貸付人数：20人

<高等学校卒業程度認定試験合格支援事業>

ひとり親家庭の親又はこどもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

【令和5年度実績】

支給人数：8人

母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。

日常生活支援事業（ヘルパー派遣）

ひとり親家庭の親が、疾病、職業訓練、就職活動などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

【令和5年度実績】

支援家庭：延べ243家庭

養育費確保支援事業

調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
養育費確保にかかる補助件数	93件/年	120件/年

思春期・接続期支援事業

親子共に大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子どもを養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子どもへの学習支援と親への相談支援を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
利用世帯数（子どもの学習支援）	96世帯/年	120世帯/年

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営すると共に、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

保育所等への優先的な入所

未就学児のいるひとり親世帯が安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、子どもの福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

【令和5年度実績】

母子父子福祉資金貸付人数：242人、寡婦福祉資金貸付人数：5人

ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている子どもについて、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担分に相当する額を助成します。

【令和5年度実績】

対象者数：35,035人

こどもの意見を聴く取組の推進

ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていきます。

住宅確保の支援

<市営住宅の申込時の優遇>

子育て世帯等が安心して暮らせる住まいを確保できるよう、以下の取組を進めます。

- ・入居者募集にあたり、母子・父子世帯、DV被害者世帯及び子育て世帯に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇をする。
- ・入居者資格の審査にあたり、中学校卒業までのこどもがいる世帯について、収入基準の緩和をする。
- ・DV被害者は、単身入居の年齢要件の緩和をする。
- ・DV被害者世帯は、離婚が成立していなくても、配偶者と別世帯としての申込みを認める。

【令和5年度実績】

倍率優遇（母子・父子世帯：625件、DV被害者：8世帯、子育て世帯：140世帯）

年齢緩和（DV被害者：2世帯）

<住宅セーフティネット事業>

民間賃貸住宅の空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組み、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの確保につなげます。

【令和5年度実績】

登録住宅戸数（子育て者対象・累計）10,476戸

女性相談保護事業

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区福祉保健センターにおいて女性の抱える様々な問題に対しての相談や緊急的な一時保護を含めた自立支援を、民間団体と連携しながら行います。また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や自立支援のための取組として、一時的な居場所の提供等の支援を民間団体への補助により実施します。さらに、女性を取巻く複雑・多様化する課題により適切に対応するため、相談員の専門性の向上・人材育成、体制強化に取り組みます。

DV被害者支援

こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行います。

DV被害者が、DVの行為を受けていることやDVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発を図ると共に、相談や公的支援に適切につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。併せて、DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体の活動を支援します。また、児童相談所や区役所等が行う児童虐待対応との連携強化を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
DVに関する相談件数	4,527件/年	5,000件/年

女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が一時保護中の安全確保と適切な自立に向けた支援等が受けられるよう取り組みます。

【令和5年度実績】

補助団体数：4団体

母子生活支援施設緊急一時保護事業

DVからの避難や経済的困窮等から緊急の保護を要する母子を、母子生活支援施設を活用して一時的に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護すると共に、相談・支援を行い、母子の福祉の向上を図ります。

また、母子生活支援施設緊急一時保護の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
延べ利用世帯数	66世帯/年	92世帯/年

若年女性支援モデル事業

民間団体と協働し、SNS等のICTを活用したアウトリーチや繁華街などの巡回により、公的な支援に繋がりにくいと思われる若年女性に対して、声掛けや相談支援を行います。また、相談窓口における電話、メール、SNS等のICTを活用した相談や面談の実施、一時的に安心・安全な居場所の支援が必要と判断した場合の居場所確保等を通じて、若年女性の自立を支援します。

デートDV防止事業

デートDVは、重大なストーカー事件や、将来のDV・児童虐待につながる可能性があるため、生徒・教員向けの「予防教育」、チャット「相談」窓口、「被害・加害者回復プログラム」、「広報・啓発」を総合的に推進し、予防から回復まで切れ目ない支援を実施します。

【令和5年度実績】

啓発講座実施回数：24回

啓発講座延べ受講人数：2,635人

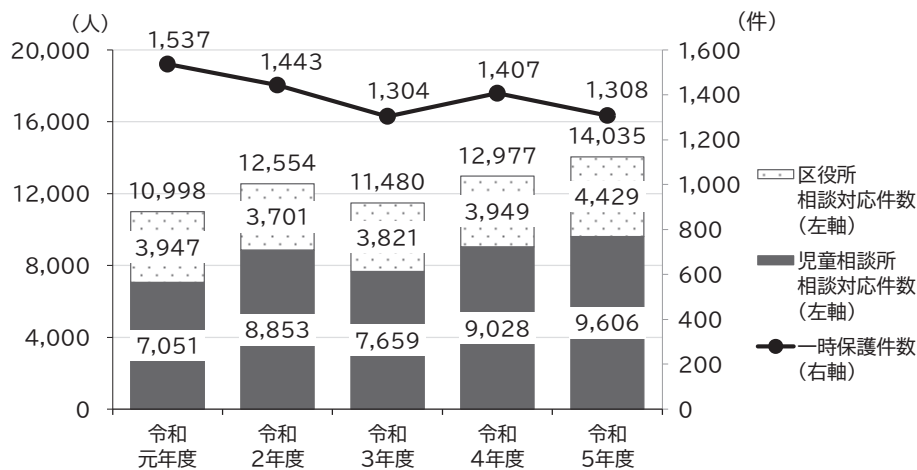
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

現状と課題

(1) 児童虐待対応

- 本市では、「横浜市子供を虐待から守る条例（2014（平成26）年制定、2021（令和3）年改正）」に保護者、市民、行政、関係機関の責務を明記し、条例に基づきこどもの命を守るための施策を総合的に推進しています。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加し、2023（令和5）年度は14,035件となっています。2018（平成30）年度以降、要保護児童⁵の児童虐待による死亡事例は発生していませんが、心中や出産直後の遺棄による死亡事例など、要保護児童としての関わりがない死亡事例や、重篤事例は依然発生しています。

図表 4-37 児童虐待相談の対応件数と一時保護件数の推移



（出典）横浜市「横浜市における児童虐待の対応状況」

※ 令和4・5年度の児童虐待相談の対応件数については、令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、児童虐待の通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース（虐待非該当ケース）を除外し修正・精査した件数。それ以前の令和元～3年度については、虐待非該当ケースを含む件数を参考数値として掲載している点に留意。

- 児童虐待の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実と、専門性の高い人材の育成と確保が必要です。
- 子ども家庭総合支援拠点機能を2021・2022（令和3・4）年度の2か年で全区整備し、児童虐待対応の専任化や心理職などの専門職の配置により、初期対応の迅速化や継続支援の充実など、相談対応機能が強化されています。地域との連携や協働をより一層推進させると共に、市民に向けた啓発や関係機関ネットワークの更なる強化が必要です。

⁵ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3第8項）で、要保護児童対策地域協議会の対象児童として区や児童相談所で継続支援を行っている。

- 2024（令和6）年4月1日の改正児童福祉法の施行により、市町村の努力義務としてすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が規定され、すべての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることが定められました。
- 本市においては、各区のこども家庭支援課にこども家庭センター機能を整備します。こども家庭センター機能の全区設置へ向けて妊産婦、こども、その家庭からの相談を受け止め、一体的な支援を行う体制を構築していきます。
- 児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等の改正の内容や国の対策、増加する児童虐待相談対応件数、本市での死亡・重篤事例等の発生状況を踏まえ、児童虐待防止対策の更なる強化が必要です。
- こどもの健康や発達、学業などを脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階でこどもと家族のパートナーとなって支援を行い、長期の親子分離を回避するアーリーヘルプ（予防と法的介入の隙間を埋める早期支援）が重要です。
- 弱い立場に置かれたこどもは、性的な虐待にあってもそれを被害であると認識できないことや、認識できても現状では声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい場合があるため、こども自身に性被害を理解してもらうことや、相談しやすい窓口の周知、支援体制の強化が必要です。

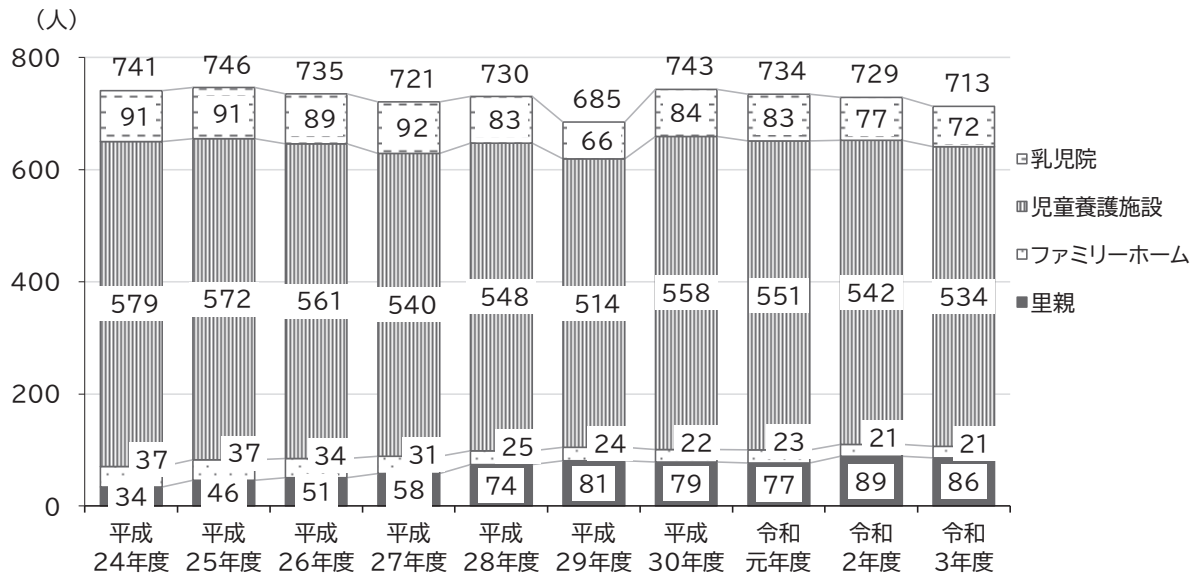
（2） 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化

- 児童虐待相談対応件数が増加する中、迅速・的確で組織的な対応が行えるよう、児童相談所の体制強化や、区役所の機能の強化、職員の専門性の向上が必要です。
- 全国の児童虐待死亡事例のうち、0歳児の死亡人数は約5割を占めています。予期しない妊娠や特定妊婦の支援強化など、課題解決に向けた取組が必要です。
- 2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行により、一時保護に際して、2025（令和7）年度からは司法審査が導入される予定です。
- 2023（令和5）年4月の改正児童福祉法の施行により、児童相談所の管轄区域内の人口を概ね50万人以内とする方針が示されています。

（3） 社会的養育の推進

- 社会的養育とは、こどもの福祉のために、こどもへの直接の支援はもとより、社会がこどもの養育に対して保護者（家庭）と共に責任を持ち、家庭を支援することです。（新しい社会的養育ビジョン）
- 里親等への委託数は増加傾向ですが、更なる家庭養育の推進に向け、里親委託の促進や委託後の支援の充実のための里親支援センターの設立、ファミリーホームの増設など、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要となっています。

図表 4-38 施設入所・里親委託児童数の推移



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、横浜市「横浜市統計書」

- 横浜型児童家庭支援センターでは区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うと共に、子育て短期支援事業による一時的な預かりなど、きめ細やかな支援を行う必要があります。
- 施設においても、専門的なケアを必要とするこどもや中高年齢児のための施設の多機能化・高機能化や、施設職員等の専門性の向上が必要です。
- 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要です。

(4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組

- 児童福祉施設や里親への措置を検討する際や一時保護開始時等にこどもの意見を聴取する機会を確保していく必要があります。また、施設入所・里親等への委託など、社会的養護の対象となっているこどもの意見表明を支援する取組が必要です。
- 児童相談所では、一時保護や施設入所措置、里親委託等を実施する際、こども自身の意見を丁寧に聴取したうえで、方針決定を行う必要があります。このため、絵や写真入りのスライド・動画を用いて丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認するなどの取組を行っています。
- 一時保護所においては、こどもの意見表明の機会を確保するため、各一時保護所に月1回、弁護士がアドボケイトとして訪問しています。また、こどもの権利擁護の視点を踏まえ、一時保護所の運営に助言をいただき、必要な改善を図っています。
- 一時保護所の平均入所日数は長期化傾向にあり、保護期間の短縮化が必要となっていますが、その一方で、個々の事情により長期化せざるを得ない場合もあり、こどもの権利擁護のため、一時保護所の環境改善や学習支援が必要です。
- 2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行により、一時保護所の新たな設備・運営基準が定

められ、定員超過への対応や一時保護の際のこどもの権利擁護、個別的なケアを更に推進していく必要があります。より過ごしやすい生活環境に向けた改善やデジタル教材を活用した学習の推進、一時保護所からの小・中学校在籍校への通学支援など、こどもの生活や学習に係る権利擁護の取組が求められています。

- 虐待を受け弱い立場にあるこどもは、これまでの経験から自ら声を上げにくく、児童相談所や区をはじめこどもに関わる機関は、より丁寧にこどもの声に耳を傾け、こどもが自己の意見を表明する機会を多く設ける必要があります。

施策の目標・方向性

(1) 児童虐待対策の総合的な推進

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」並びに児童虐待の未然防止から発生時における対応、再発防止及び児童の自立に向けた支援に至るまでの対応をまとめた「横浜市の児童虐待に対する8つの対策」をもとに、支援策の充実、組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「こども家庭センター」機能を18区のこども家庭支援課に段階的に設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画（サポートプラン）の作成や地域における子育て支援の基盤づくりを行います。
- 児童虐待防止や体罰によらない子育て、こどもの最善の利益についての市民意識の醸成や啓発活動を実施します。

(2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化

- 予期しない妊娠や子育ての不安、こども本人からの相談の対応など、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むと共に、親子関係の再構築や養育改善のための支援の充実を図り、児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。
- 児童相談所及び区役所と関係機関との連携の更なる推進を図り、要保護児童対策地域協議会のネットワークの更なる強化に取り組みます。
- 児童相談所の体制強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成を進めます。
- アーリーヘルプの実践として、保育所や学校などのこどもにとって身近な機関に対し、児童相談所と区役所による助言等の支援機能強化を進めていきます。
- 児童相談所職員がこどもや保護者と向きあう時間をさらに確保するために、DXをさらに進めていきます。
- 一時保護に際して、2025（令和7）年度からは司法審査が導入される予定となっており、引き続き法的対応力を強化します。
- 児童相談所の管轄区域については、2026（令和8）年度の東部児童相談所の新設による見直しと共に、今後の社会情勢や人口動態を踏まえながら検討を進めていきます。
- 一時保護施設の設備・運営基準に関する条例を2024（令和6）年に制定し、入所している児童一人ひとりの権利を尊重した運営や施設の環境改善など、基準を踏まえた具体的な取組を進めていきます。

(3) 社会的養育の推進

- こどもの家庭養育優先の原則が明記された児童福祉法及び2017（平成29）年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。国から策定を求められた都道府県社会的養育推進計画について、本市では「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度から11年度）」として取り組んでいますが、国からの通知を受けて2024（令和6）年度に見直しを行った同計画後期分（令和7年度から11年度）の数値目標等を踏まえ、社会的養育を推進していきます。
- 本市における里親登録者数は増加傾向にあるものの、まだ不足しています。引き続き児童相談所、こどもの権利擁護課、里親フォスタリング機関が連携し、里親登録者数の確保を進めていくと共に、里親支援センターの設置及びファミリーホームの増設を進めていきます。
- 里親委託の推進に伴い、児童養護施設等においては専門的なケアを必要とする児童や中高年齢児のための施設の多機能化や高機能化を進めていきます。
- 各区の横浜型児童家庭支援センターでは、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うと共に、こどもの短期間の預かりや一時的な預かり等きめ細かな支援を行います。
- 児童養護施設等の退所者への就労や進学への支援、生活相談など、安定した生活を送るための継続した支援体制を構築します。施設等退所者へのヒアリング結果、及び、社会的養護経験者の支援ニーズ等を詳細に把握するための実態調査の結果を踏まえ、施設退所後に必要な支援を充実させていきます。

(4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

- 児童相談所は、一時保護や施設入所、里親委託等を実施する際に行うこどもの意見聴取について、こどもの意見を反映しやすくするために、引き続き、絵や写真入りのスライド・動画を用いた説明など年齢や発達に応じた相応の配慮を行います。
- 一時保護所では、アドボケイトによる訪問の取組について、さらに第三者性を高めるなどの改善を行っていきます。
- 一時保護所の設備・運営基準の条例化に伴い、引き続き、生活環境の改善や在籍校への通学支援などの取組の充実を図り、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進します。
- 児童相談所は、こどもの意見を適切に聴取する機会を確保しながら、複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員の確保と育成を行います。また、弁護士によるこどもの人権に関する研修会を実施し、こどもの人権を深く理解し擁護できる職員を育成します。区役所においても、こども本人からの相談に適切に対応できるよう、研修等を通して人材育成を行うと共に、こどもが意見表明しやすい環境の整備に努めます。
- 里親委託や児童福祉施設入所中のこどもに対し、こどもの意見表明の機会を確保し、こどもにとってより適切な養育環境を目指すため、こどもの意見表明支援事業を実施します。また、事業実施のための意見表明支援員を育成していきます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
こどもの安心安全が保障されている社会の実現 (虐待死の根絶)	児童虐待による死亡者数	2人	0人
こどもと保護者の心理・社会的孤立の解消	①こども家庭センター設置数 ②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	①3か所 【令和6年度】 ② —	①18か所 ②30,000件
こどもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	①里親委託率 ②里親登録者数 ③ファミリーホーム設置数	①20.7% ②277組 ③8か所	①36.3% ②324組 ③10か所

主な事業・取組

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実に努めます。

また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
個別ケース検討会議	1,942件/年	2,035件/年

区役所における人材育成

要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区の調整担当者に対し、法定の担当者研修を実施します。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を適切に果たし、虐待対応力の向上を図ることを目的に児童福祉の専門家を派遣するスーパーバイザー派遣事業を行います。さらに、区の児童虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修等を実施し、こどもの権利擁護の推進を図ると共に児童虐待対応における専門性強化に取り組めます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
調整担当者研修受講者	累計126人	累計240人

妊娠・出産相談支援事業（基本施策1の再掲）

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた人が、電話やメール、SNSで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させると共に、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件/年	640件/年

こども家庭センター機能の設置（基本施策2の再掲）

改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
実施か所数	3か所 【令和6年度】	18か所

学校との連携強化

要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に向けて、学校と区役所・児童相談所は、密な情報連携を推進します。

児童生徒を取り巻く課題への対応において、区役所等はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする学校との連携を強化します。

医療機関との連携強化

横浜市子育てSOS連絡会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）及び各区児童虐待防止連絡会（要保護児童対策地域協議会実務者会議）への医師・産科医師の参加や、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催を通じ、医療機関と児童相談所や区こども家庭支援課との連携強化の充実を図ります。

児童虐待防止の広報・啓発

こどもの最善の利益が考慮され、体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り社会全体で子育てを行う意識が醸成されるよう、広報啓発の取組を推進します。

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①家庭訪問回数	3,725回/年	5,490回/年
②ヘルパー派遣回数	8,575回/年	9,504回/年

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、ペアレント・トレーニング等を実施すると共に、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
参加者実人数	—	300人/年

児童相談所等の相談・支援策の充実

こどもの権利擁護のため、こどもの意見を適切に聴取する機会を確保しながら、複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員を確保・育成します。また今後、実施される一時保護の実施の際の司法審査に対応するため、より法的対応力の強化を図り、児童虐待の重篤化防止のため、アーリーヘルプに取り組んでいきます。

2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、一時保護所の新たな設備・運営基準が定められ、引き続き定員超過改善のための取組や学習支援の取組を進めます。

また、児童相談所の管轄区域の見直しや環境改善などを行うため、新たな児童相談所の整備の検討を行います。

一貫した社会的養護体制の充実

様々な理由により家庭で暮らすことのできないこどもが、落ち着いた環境の中で安定した生活を送ることができるよう、里親家庭や施設等の養育環境の充実及び支援体制の強化に取り組みます。

より専門的なケアを必要とするこどもの受入れや、入所等児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、養育者の専門性の向上を図ります。

また、施設等を退所し、進学・就職するこどもが社会的にも経済的にも自立できるよう、施設等や関係機関が連携し、入所中から退所後まで継続した支援体制を構築します。

里親等委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことができない児童が、里親等の家庭で生活を送ることができるよう、里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を行い、里親等への委託を進めます。里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、里親制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①里親制度説明会の参加人数	154人/年	190人/年
②ファミリーホームの設置か所数	8か所	10か所

子育て短期支援事業

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、こどもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
①ショートステイ利用者数	646人/年	845人/年
②トワイライトステイの利用者数	4,832人/年	5,738人/年

こどもの意見を聴く取組の推進

社会的養護下における児童の意見が、年齢及び発達に応じて尊重されるよう、こどもの意見表明支援事業を実施し、「こどもが意見を表明する機会」を確保することで、こどもの心身の健やかな成長と自立を図ります。

【令和6年度新規】

施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

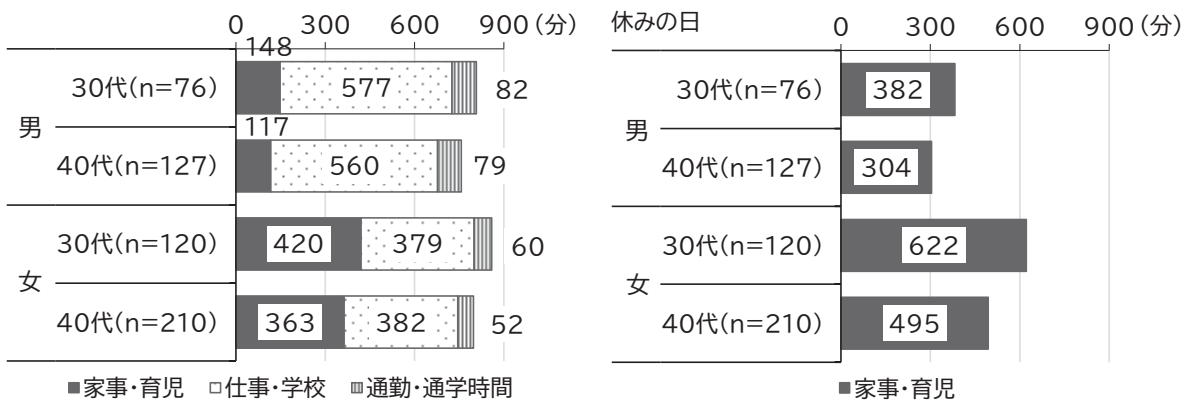
基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

現状と課題

(1) 仕事と家庭生活の両立を取り巻く状況

- 保育所等での受入枠確保や誰もが働きやすい職場づくりに関する企業の取組等により、共働き世帯が増加し、また、男性の長時間労働は改善の傾向が見られます。男性の家事・育児等に充てる時間は増加傾向にあるものの、女性の家事・育児等に充てる時間は、男性を大きく上回っており、家庭生活の負担がいまだ女性に偏っている現状があります。

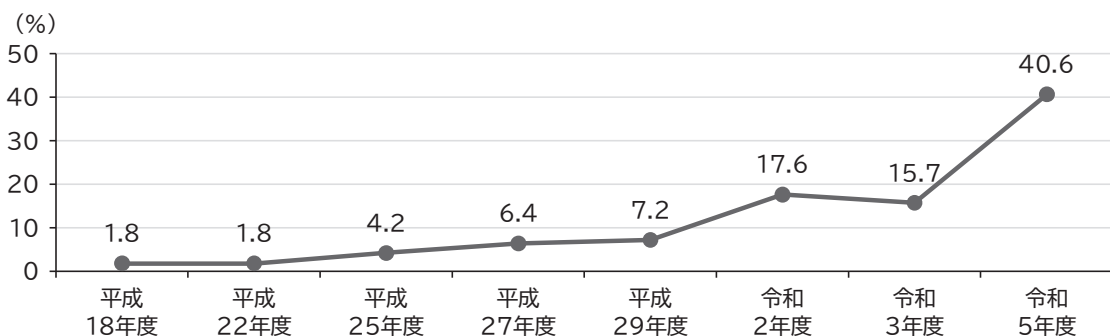
図表 4-39 生活の中で各活動に費やしている時間



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和4年度)」

- 男性が育児休業を取得することに対する市民意識は肯定的な考え方が高くなっており、男性の育児休業取得率は、近年で上昇し、2023(令和5)年度は40.6%となっています。一方で、取得期間は1か月未満が65.9%を占めています。

図表 4-40 育児休業取得率



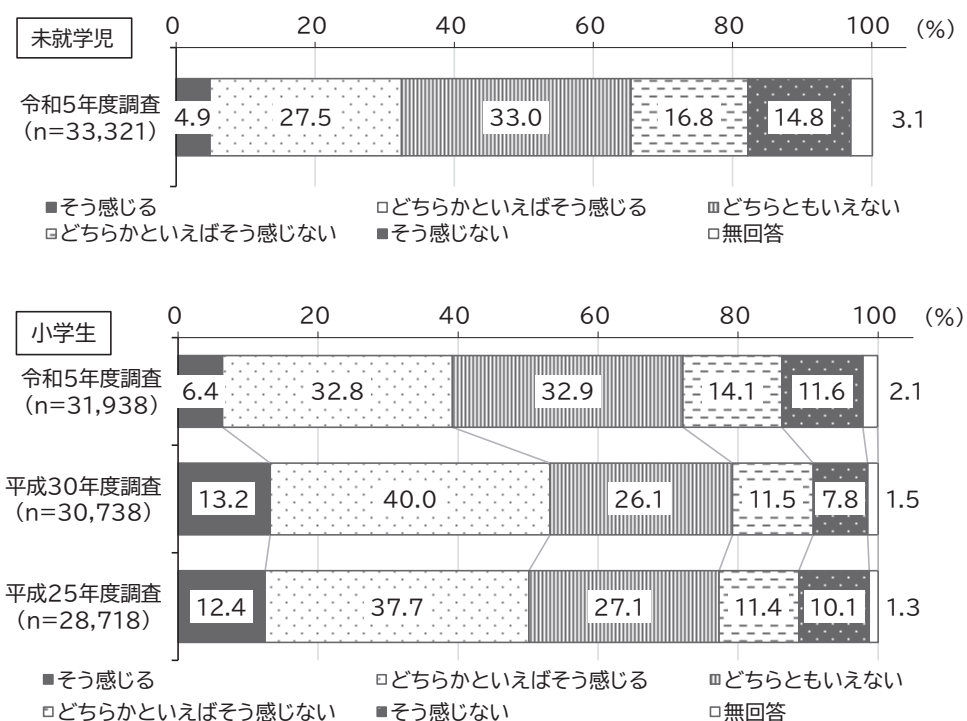
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する事業所調査報告書」

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者)によると、育児休業を取得しなかった男性について、その理由として、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが挙げられています。近年の深刻な労働力不足なども背景に、制度はあっても利用しづらい職場環境やワーク・ライフ・バランスの実践に取り組むことが難しい職場が存在していることが伺えます。
- 晩婚化・晩産化などを背景として、育児・介護(ダブルケア)と仕事を同時期に担う人が増えていることも想定され、複数のケアと仕事を両立できる環境づくりの必要性も高まっています。
- 夫婦が相互に協力しながら子育てをすることやすべての子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を職場が応援すると共に、子育て家庭の多様な現状や悩みを理解し、支援する地域社会を作っていく必要があります。

(2) こどもや子育てをめぐる社会的な環境

- 「ニーズ調査」(未就学児保護者、小学生保護者)によると、「子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられている」と感じている人(「そう感じる」「どちらかといえばそう感じる」の合計)は、未就学児の保護者で32.4%、小学生の保護者で39.2%と、半数に満たないのが現状です。また、市民意見交換会では、「こどもが騒ぐと冷たい視線を感じる」「こどもが大事にされていることを実感できる世の中になってほしい」との声が寄せられています。

図表 4-41 子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(未就学児保護者、小学生保護者)

- 安心して子育てをしていくためには、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮など、周囲からの協力が自然と行われることが重要であり、子育て家庭が置かれている環境や負担感等に関する理解の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。
- こどもや子育て世帯・妊娠中の方の目線で安全・安心・快適に生活を送ることができる環境の整備や、インクルーシブな居場所の更なる充実が求められています。
- ジェンダーに関わる無意識の思い込みにとらわれることなく、こども一人ひとりの個性や思いを尊重しながら、こどもの育ちを見守る環境づくりが必要です。

(3) こども・若者の意見表明の機会の確保と施策反映の必要性

- 2023（令和5）年4月に施行されたこども基本法では、こどもの成長に対する支援にとどまらず、こどもが関わる幅広い分野において、こどもの視点に立った施策の推進が求められています。
- こども大綱では、すべてのこども・若者が、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できることを目指すとされています。
- 2024（令和6）年6月に制定された横浜市こども・子育て基本条例では、こども基本法の精神にのっとり、市がこども・子育てに関する施策を推進するにあたっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。
- こどもの意見表明の機会を確保するためには、市の施策や取組について、こどもに対する分かりやすい情報提供が必要です。また、こども・若者の意見を真剣に受け止め、聴いた意見がどのように扱われたのかをフィードバックするなど、自分の意見が社会にどのような影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識の高まりや次の意見表明にもつながっていくため、意見の施策反映のプロセスを示すことも重要です。
- こどもの意見聴取や施策への反映は、対象となるこどもや施策の内容に応じて、適切な手法やタイミングを工夫・選択すると共に、継続的に取り組むことが必要です。
- 疾病や障害のあるこどもや社会的養護下のこどもなど、意見を聞かれにくい状況にあるこども・若者の意見表明に対し、きめ細かなサポートを行うことが必要です。

施策の目標・方向性

(1) 多様で柔軟な働き方と子育ての推進

- 子育て期における仕事と家事・育児等の調和が実現され、ライフステージが変化していく中でも、いきいきと活躍し、豊かな生活を送ることができるよう、企業に対する支援や認定等を通じて、多様で柔軟な働き方の推進など、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた取組を促進します。
- 男性の家事・育児等への参画を促し、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し、男女が共に主体的に子育てを楽しみ、こどもの成長に関わっていくことができる社会の実現に向けた啓発や取組を、働き方の多様化なども考慮して進めます。

(2) こどもを大切に作る社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり

- こどもや子育てにやさしい「こどもまんなか」社会の実現に向けて、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、こどもや子育て中の方々に応援する取組が広がるよう、市として各施策・事業を展開することや社会的な気運醸成の取組を進めます。
- 本市の持つ地域資源や図書館等の公共施設を効果的に活用し、多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、こどもの豊かな創造性や感性を育みながら、健やかな成長の原点となる遊びや体験活動を提供します。
- こどもやその家族が生活するための基盤として、子育て家庭に配慮した居住空間の認定や祖父母との世代間での支え合いによる子育てしやすい環境づくり、交通機関等のバリアフリー化、誰もが快適に利用できる公園整備など、安全・安心な環境の中で、親子が楽しみながら子育てができるまちづくりを推進していきます。
- こどもが巻き込まれる事故を防ぐため、日常生活や身の回りの環境に潜む危険に気づくきっかけとなるよう、こどもの事故予防に関する啓発に取り組みます。また、児童生徒の通学路等での見守りや交通安全教室など、こどもを事件や事故から守るための取組を推進します。

(3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

- より良い施策・事業の推進のため、施策・事業の目的や内容、意見を聴くこどもの状況などを考慮しつつ、様々な手法を組み合わせながら、こどもの声を聴く機会を確保していきます。また、こどもが意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。
- こどもの意見表明の機会を適切に確保する前提として、市の取組について、こどもの視点に立った、分かりやすい情報提供に努めます。
- 第3期計画期間を通じて、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映方法について、先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めます。
- こどもと直接関わることでできる基礎自治体として、意見を聞かれにくい立場にあるこども・若者を含め、すべてのこども・若者の意見表明の機会をより適切に確保していくことや施策へ反映していくことができるよう、継続的に検討を進めます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上*
こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、2026（令和8）年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定する。

主な事業・取組

共に子育てをするための家事・育児支援

男女が共に主体的にワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しみ、暮らすことができる社会の実現に向け、身近な地域での父親育児支援講座を実施します。併せて、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
地域における父親育児支援講座の参加者数	965人/年	5,500人（累計）

男性の家事・育児への参画推進

性別役割分担に関する意識改革を進め、男性の家事・育児への参画を推進するため、夫婦やパートナー同士で家事・育児のあり方について話し合うきっかけづくりや、基本的な家事スキルを学ぶ講座等を実施します。

【令和5年度実績】

講座開催回数：2回

誰もが働きやすい職場環境づくりの推進

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定し、認定企業の取組を市民や市内企業に対し広報・PRします。

また、企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方、女性活躍推進の重要性、具体的な方策等について情報提供するためのセミナーを開催します。

【令和5年度実績】

よこはまグッドバランス企業 認定企業数：233社（令和6年4月1日時点）

セミナー開催回数：6回

企業を対象としたセミナー等の実施

中小企業等の人材確保・定着、生産性向上に向けて、多様で柔軟な働き方を推進し、様々な人が働きやすい職場環境の整備を支援するため、市内中小企業を対象とした普及・啓発セミナー等を実施します。

【令和5年度実績】

セミナー開催（WEB・会場）：2回

子育て応援アプリ「パマトコ」（基本施策2の再掲）

「子育て応援アプリ『パマトコ』」を通じて、子育てに関する手続きのオンライン化を図ると共に、子育てに必要な情報を集約し、保護者・こども一人ひとりに合わせて提供します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
対象となるこどもの年齢	未就学児まで 【令和6年度】	中学生まで

子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成（よこはま楽家事応援団）

子育て応援アプリ「パマトコ」のコンテンツの一つとして、ネットスーパーや時短家電などの情報を集約・発信し、利用を促進することで、子育て家庭の家事負担軽減を図り、時間的・心理的なゆとり創出につなげていきます。

祖父母世代に向けた孫育て支援

市民活動や地域貢献として子育て支援に関わりを持つきっかけをつくり、地域の中でこどもを育てる気運を高めること等を目的とした広報物を作成し、啓発を行います。

【令和5年度実績】

孫育てに関する啓発リーフレット配布：約700部

結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供

結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」のための環境づくりに取り組むため、結婚を希望する独身・未婚者等に向け、結婚や結婚後の生活、自身の将来展望、ライフプランについて考える機会を提供します。

【令和5年度実績】

結婚応援セミナー実施回数：1回

次世代重点分野立地促進助成事業

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち」の実現や脱炭素社会の推進に向け、子育て、脱炭素、モビリティ分野の次世代を担う重点分野の企業の市内進出等を助成金により支援し、横浜経済の持続的成長に資する企業の集積を図ります。

【令和5年度実績】

子育て分野立地件数：1件

福祉のまちづくり推進事業

「横浜に関わるすべての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ベビーカーでの移動など子育て家庭などにも配慮した環境の整備や、様々な世代で思いやりの気持ちを育む福祉教育などを通じて、福祉のまちづくりを推進します。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数	154 駅（累計）	155 駅（累計）

障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

車いす使用者や妊産婦等、移動に配慮が必要な人が、幅の広い駐車区画や優先駐車区画を利用しやすくなるよう、障害者等用駐車区画利用証を交付する制度を開始しました。ウェブサイトや広報物等により制度の浸透を図り、当該駐車区画の適正利用を推進します。

【令和6年度新規】

地域の総合的な移動サービス検討

子育て世代をはじめ誰もが移動しやすい環境を整えていくため、2025（令和7）年度までに新制度の運用を開始し、バスネットワークの維持や地域に適したきめ細かな移動サービスの充実に向けた取組をさらに進めていきます。

地域子育て応援マンションの認定

バリアフリーや遮音性に配慮したファミリー向けのマンションに、地域向けの子育て支援施設（認可保育所、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場等）を併設したものを「横浜市地域子育て応援マンション」として認定し、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの確保につなげます。

【令和5年度実績】

累計認定戸数：6,743 戸

断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進

<省エネ住宅住替え補助>

子育て世代を対象に、最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住み替えに要する費用の一部を補助することで、「省エネ性能のより高い住宅」の普及等の促進を図りながら、子育て世代の市内転入や定住の促進につなげていきます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
子育て世帯の居住する住宅のうち、 一定のバリアフリー性能及び断熱性能を 有する住宅の割合	21.8%	30%

安全・安心な公園づくり（基本施策4の再掲）

地域の憩いの場であり、こどもたちの遊び場でもある身近な公園等を市民が安全で安心して快適に利用できるよう区局一体となって新設・再整備や、施設改良、維持管理を進めます。

【令和5年度実績】

公園の新設・再整備：55か所

読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実

市民利用施設等で活動する読み聞かせや朗読等のボランティアの活動を支援し、地域全体で読書活動を推進します。また日頃、読書になじみのないこどもに読書の楽しさや読書活動を啓発するための読書イベントを開催します。

新たな図書館像を示した「横浜市図書館ビジョン」に基づき、「未来を担う子どもたちのための図書館」を実現するための取組を進めていきます。中央図書館1階では、親子連れやこどもたちが楽しく学べる、居心地の良い「のげやま子ども図書館」を整備します。2024（令和6）年度に乳幼児とその保護者が安心して遊び絵本を読んで過ごすことができる「親子フロア」を先行整備し、2025（令和7）年度以降にこどもたちが楽しく学べる「子どもフロア」を整備します。

【令和5年度実績】

市民が読書に親しむ全市的な機会の創出：「二十歳の市民を祝うつどい」でのブックリスト配布、こども向け読書イベント「よこはま読書パーク」の開催

読み聞かせ、朗読等ボランティア活動推進のための支援回数：25回

「横浜市図書館ビジョン」の策定

新たなサービスや機能が充実した図書館情報システムへの更新

横浜トリエンナーレ事業（基本施策4の再掲）

横浜トリエンナーレ会場等に来場した親子連れが、事前予約なしで当日気軽にアートを体験でき、文化芸術にふれあい親しむきっかけとなるようなアートワークショップを開催します。

横浜美術館会場内に、乳幼児向け休憩スペースや入場までの待ち時間を短縮することもファスト・トラック（親子連れ優先レーン）を設置し、子育て世代がゆとりを持って鑑賞しやすい環境を整えます。

想定事業量	直近の現状値	令和11年度
アートワークショップ参加者数	12,386人／展覧会	15,000人／展覧会

子育て世代のスポーツ活動支援事業

子育て世代が気軽に安心してスポーツに取り組める環境を作るため、親子で共に楽しめるスポーツ体験会を開催します。

また、託児付きスポーツイベントの開催や、民間企業と連携した、子育て世代のスポーツの定着に向けた取組を実施します。

【令和5年度実績】

働く世代・子育て世代の週1回以上のスポーツ実施率：42.5%

地域防犯活動支援事業

各区で実施される防犯活動への支援や、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、「子どもあんぜんフェスタ」等をはじめとするイベントでの広報・啓発活動、こども・安全安心マップへの防犯情報の掲載などを通じて、地域におけるこどもの見守り活動への理解を深めるなど、こどもの安全対策を推進します。

【令和5年度実績】

防犯啓発イベント実施回数：62回

こどもの交通安全対策の推進

<交通安全教育の推進>

本市の幼児交通安全教育指導員が保育所・幼稚園を訪問し、幼児向けに交通安全の基本ルールなどを指導します。また、保護者に向けては、幼児同乗自転車に乗るときのポイントやルール等の講習・啓発を行い、小学生に向けては、衝突・巻き込み・死角実験などの疑似体験を交えながら、街中での正しい歩き方や自転車の正しい乗り方について指導します。

【令和5年度実績】

幼児交通安全教育訪問指導回数：307回

保護者向け交通安全教室実施回数：23回

はまっ子交通あんぜん教室の実施回数：272回

<子どもの通学路交通安全対策>

通学路におけるこどもの交通事故死ゼロに向けて、道路局と教育委員会事務局が連携しながら、通学路の安全点検や授業の教材として「こども・交通事故データマップ」の活用を進め、交通安全対策に取り組みます。

【令和5年度実績】

こども・交通事故データマップの閲覧回数：141万8千回

よこはま学援隊事業

PTA、自治会など関係機関と連携し、よこはま学援隊（学校の校舎、校門、通学路における見守り活動等を行う保護者や地域住民のボランティア）による登下校時の見守り活動への支援を行います。

【令和5年度実績】

申請校数：253校

安全教育・防災対策の推進

学校安全教育を推進するため、小学校・中学校・義務教育学校を対象に学校安全教育推進校を指定し、「横浜市防災教育の指針・指導資料」等を活用した授業実践、地域や近隣校と連携した防災訓練の実施等を行います。

【令和5年度実績】

学校安全教育推進事業実施校数：4校

こどもの意見を聴く取組の推進

こども基本法、こども大綱及び「横浜市こども・子育て基本条例」に基づき、こども・若者の声が施策・事業等に反映されるよう、従来を主たる対象とした意見聴取や検討の機会に、こども・若者が主体的に参画し、積極的に意見を表明することができる仕組みを検討し、取り組めます。

意見を聞かれにくい立場にあるこども・若者を含め、すべてのこども・若者の意見表明の機会をより適切に確保していくことができるよう、市の取組に関してこどもに対し分かりやすい情報提供を行います。また、横浜市子ども・子育て会議の意見を踏まえて、継続的に検討・実践・改善を進め、施策・事業の推進にこども・若者の声を反映していきます。

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

1 量の見込み・確保方策について

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、2023（令和5）年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出すると共に、それに対応する確保方策を定めます。

<参考> 量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2020（令和2）年の国勢調査の結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

（単位：人）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～5歳	0歳	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
	1歳	22,276	22,570	22,738	23,014	23,294
	2歳	23,508	22,237	22,530	22,699	22,972
	3～5歳	76,330	73,427	70,572	68,054	67,253
	小計	144,740	141,029	138,909	137,118	137,086
6～11歳		175,155	170,861	165,054	159,780	154,257
12～17歳		191,371	190,061	188,763	186,984	183,868
合計		511,266	501,951	492,726	483,882	475,211

2 保育・教育に関する施設・事業

確保方策に関する施設・事業は以下のとおりです。

○ 幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。また、在園児の長時間預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

○ 保育所

保護者の就労などにより、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

○ 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設です。幼保連携型や幼稚園型などがあります。

○ 地域型保育事業

施設（原則20人以上）より少人数で、保育が必要な3歳未満のこどもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などがあります。

○ 横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した、保育が必要な主に3歳未満のこどもを保育する施設です。

○ 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業です。従業員のこども以外のこどもを受け入れる地域枠を設置することができます。

（※確保方策においては、立入調査の結果により問題がないと判断された施設の地域枠分とします。）

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

(単位:人)

年度		令和7年度					令和8年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		51.1%					52.1%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132
	私学助成幼稚園					17,669					16,112
	地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21	
	計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244

年度		令和9年度					令和10年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		52.0%					51.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,546	12,403	12,945	45,834	16,463	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791
	私学助成幼稚園					14,553					12,997
	地域型保育・横浜保育室	671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19	
	計	6,217	14,466	14,848	45,854	31,016	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788

年度		令和11年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		51.7%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122
	私学助成幼稚園					11,439
	地域型保育・横浜保育室	683	2,223	1,935	18	
	計	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561

参考 ニーズ割合

教育・保育給付認定区分	年齢	ニーズ割合
3号	0歳	26.1%
	1歳	64.7%
	2歳	64.8%
2号	3-5歳	63.5%

1号	3-5歳	36.5%
----	------	-------

※1「教育・保育給付認定区分」

- 1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がないこどもに相当するもの
- 2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこどもに相当するもの
- 3号:満3歳未満であって保育の必要性があるこどもに相当するもの

(2) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

区	年齢	ニーズ割合	年度		令和7年度					令和8年度				
			給付認定区分		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
			年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
鶴見区	0歳	27.1%	量の見込み		558	1,227	1,333	4,306	1,865	550	1,246	1,316	4,122	1,818
	1歳	68.9%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	510	1,084	1,198	4,306	767	503	1,098	1,183	4,122	723
	2歳	68.9%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	1,404	/	/	/	/	1,324
	(2号)	68.0%		地域型保育・横浜保育室	48	143	135	0	/	47	148	133	0	/
	3-5歳 (1号)	32.0%		計	558	1,227	1,333	4,306	2,171	550	1,246	1,316	4,122	2,047
神奈川区	0歳	27.6%	量の見込み		447	1,030	1,086	3,429	1,443	451	1,048	1,078	3,313	1,392
	1歳	68.6%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	400	889	951	3,429	861	403	902	944	3,313	817
	2歳	68.6%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	703	/	/	/	/	667
	(2号)	70.4%		地域型保育・横浜保育室	47	141	135	0	/	48	146	134	0	/
	3-5歳 (1号)	29.6%		計	447	1,030	1,086	3,429	1,564	451	1,048	1,078	3,313	1,484
西区	0歳	28.9%	量の見込み		221	456	486	1,462	669	225	484	501	1,467	671
	1歳	70.6%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	195	396	427	1,462	559	197	417	438	1,467	562
	2歳	70.6%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	100	/	/	/	/	101
	(2号)	68.8%		地域型保育・横浜保育室	26	60	59	0	/	28	67	63	0	/
	3-5歳 (1号)	31.2%		計	221	456	486	1,462	659	225	484	501	1,467	663
中区	0歳	25.8%	量の見込み		201	459	505	1,578	892	200	461	498	1,536	857
	1歳	62.3%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	168	370	417	1,578	479	167	371	411	1,536	433
	2歳	64.9%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	747	/	/	/	/	674
	(2号)	65.3%		地域型保育・横浜保育室	33	89	88	0	/	33	90	87	0	/
	3-5歳 (1号)	34.7%		計	201	459	505	1,578	1,226	200	461	498	1,536	1,107
南区	0歳	26.0%	量の見込み		251	554	588	1,923	1,333	255	573	596	1,906	1,257
	1歳	62.2%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	227	489	524	1,923	591	230	503	530	1,906	542
	2歳	62.2%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	944	/	/	/	/	867
	(2号)	64.3%		地域型保育・横浜保育室	24	65	64	0	/	25	70	66	0	/
	3-5歳 (1号)	35.7%		計	251	554	588	1,923	1,535	255	573	596	1,906	1,409
港南区	0歳	25.5%	量の見込み		336	737	799	2,695	1,542	333	756	805	2,629	1,534
	1歳	63.0%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	313	650	705	2,695	1,214	310	664	709	2,629	1,115
	2歳	63.0%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	1,032	/	/	/	/	947
	(2号)	61.7%		地域型保育・横浜保育室	23	87	94	0	/	23	92	96	0	/
	3-5歳 (1号)	38.3%		計	336	737	799	2,695	2,246	333	756	805	2,629	2,062
保土ヶ谷区	0歳	24.8%	量の見込み		320	672	739	2,655	1,224	312	687	737	2,566	1,217
	1歳	62.1%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	301	629	701	2,655	589	293	640	699	2,566	509
	2歳	62.2%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	2,041	/	/	/	/	1,762
	(2号)	65.8%		地域型保育・横浜保育室	19	43	38	0	/	19	47	38	0	/
	3-5歳 (1号)	34.2%		計	320	672	739	2,655	2,630	312	687	737	2,566	2,271
旭区	0歳	25.7%	量の見込み		335	790	857	3,030	1,684	332	796	849	2,906	1,634
	1歳	63.4%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	291	660	716	3,030	1,860	288	664	709	2,906	1,644
	2歳	63.4%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	914	/	/	/	/	808
	(2号)	63.0%		地域型保育・横浜保育室	44	130	141	0	/	44	132	140	0	/
	3-5歳 (1号)	37.0%		計	335	790	857	3,030	2,774	332	796	849	2,906	2,452
磯子区	0歳	27.1%	量の見込み		249	543	587	1,996	1,242	252	559	592	1,949	1,202
	1歳	62.9%	確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	222	480	526	1,996	713	224	492	529	1,949	666
	2歳	62.9%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	753	/	/	/	/	704
	(2号)	62.5%		地域型保育・横浜保育室	27	63	61	0	/	28	67	63	0	/
	3-5歳 (1号)	37.5%		計	249	543	587	1,996	1,466	252	559	592	1,949	1,370

(単位:人)

令和9年度					令和10年度					令和11年度					区
3号		2号	1号		3号		2号	1号		3号		2号	1号		
0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	
541	1,265	1,300	3,939	1,770	532	1,284	1,284	3,755	1,723	524	1,303	1,268	3,571	1,677	鶴見区
495	1,112	1,169	3,939	679	487	1,126	1,155	3,755	635	480	1,141	1,141	3,571	592	
				1,244					1,164					1,085	
46	153	131	0		45	158	129	0		44	162	127	0		
541	1,265	1,300	3,939	1,923	532	1,284	1,284	3,755	1,799	524	1,303	1,268	3,571	1,677	神奈川区
455	1,066	1,069	3,196	1,342	459	1,084	1,061	3,080	1,291	461	1,099	1,053	2,963	1,244	
406	915	936	3,196	773	409	928	929	3,080	729	410	939	922	2,963	685	
				631					595					559	
49	151	133	0		50	156	132	0		51	160	131	0		西区
455	1,066	1,069	3,196	1,404	459	1,084	1,061	3,080	1,324	461	1,099	1,053	2,963	1,244	
230	512	517	1,472	673	235	540	533	1,477	675	240	569	549	1,484	675	
200	438	450	1,472	565	203	458	462	1,477	568	206	480	474	1,484	571	
				102					103					104	中区
30	74	67	0		32	82	71	0		34	89	75	0		
230	512	517	1,472	667	235	540	533	1,477	671	240	569	549	1,484	675	
199	463	491	1,494	822	198	465	484	1,452	787	196	467	478	1,410	750	
166	372	405	1,494	386	165	373	399	1,452	340	163	374	394	1,410	293	南区
				602					529					457	
33	91	86	0		33	92	85	0		33	93	84	0		
199	463	491	1,494	988	198	465	484	1,452	869	196	467	478	1,410	750	
259	592	603	1,889	1,181	263	611	611	1,872	1,105	268	631	618	1,854	1,029	港南区
233	517	535	1,889	494	236	531	541	1,872	445	239	547	546	1,854	396	
				789					712					633	
26	75	68	0		27	80	70	0		29	84	72	0		
259	592	603	1,889	1,283	263	611	611	1,872	1,157	268	631	618	1,854	1,029	保土ヶ谷区
330	775	811	2,562	1,527	327	794	817	2,496	1,519	326	812	822	2,430	1,511	
307	678	713	2,562	1,016	304	692	717	2,496	916	303	705	720	2,430	817	
				862					778					694	
23	97	98	0		23	102	100	0		23	107	102	0		旭区
330	775	811	2,562	1,878	327	794	817	2,496	1,694	326	812	822	2,430	1,511	
305	702	735	2,477	1,210	298	717	733	2,388	1,203	291	733	729	2,299	1,195	
286	651	697	2,477	429	279	662	695	2,388	348	272	674	691	2,299	268	
				1,483					1,205					927	磯子区
19	51	38	0		19	55	38	0		19	59	38	0		
305	702	735	2,477	1,912	298	717	733	2,388	1,553	291	733	729	2,299	1,195	
329	802	841	2,781	1,585	326	808	832	2,657	1,535	325	813	824	2,533	1,487	
285	668	702	2,781	1,428	282	672	694	2,657	1,212	281	675	687	2,533	997	磯子区
				702					596					490	
44	134	139	0		44	136	138	0		44	138	137	0		
329	802	841	2,781	2,130	326	808	832	2,657	1,808	325	813	824	2,533	1,487	
254	575	597	1,902	1,162	256	591	601	1,854	1,123	262	608	606	1,807	1,083	磯子区
225	504	532	1,902	619	226	516	535	1,854	572	230	528	538	1,807	526	
				655					606					557	
29	71	65	0		30	75	66	0		32	80	68	0		
254	575	597	1,902	1,274	256	591	601	1,854	1,178	262	608	606	1,807	1,083	

区	年齢	二一ズ割合	年度		令和7年度					令和8年度				
			給付認定区分		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
			年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
金沢区	0歳	23.1%	量の見込み		270	536	607	2,091	1,328	257	546	605	2,031	1,266
	1歳	60.5%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	266	504	579	2,091	1,552	253	511	577	2,031	1,391
	2歳	62.8%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	283	/	/	/	/	254
	3-5歳 (2号) (1号)	63.3%		地域型保育・横浜保育室	4	32	28	0	/	4	35	28	0	/
		36.7%		計	270	536	607	2,091	1,835	257	546	605	2,031	1,645
港北区	0歳	28.4%	量の見込み		847	1,849	1,902	5,831	2,388	847	1,897	1,910	5,648	2,336
	1歳	71.9%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	755	1,585	1,663	5,809	1,879	755	1,621	1,669	5,627	1,786
	2歳	71.9%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	835	/	/	/	/	794
	3-5歳 (2号) (1号)	70.1%		地域型保育・横浜保育室	92	264	239	22	/	92	276	241	21	/
		29.9%		計	847	1,849	1,902	5,831	2,714	847	1,897	1,910	5,648	2,580
緑区	0歳	27.4%	量の見込み		319	685	727	2,516	1,553	320	700	730	2,406	1,506
	1歳	63.7%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	292	544	580	2,516	1,288	292	555	582	2,406	1,172
	2歳	63.7%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	841	/	/	/	/	766
	3-5歳 (2号) (1号)	60.3%		地域型保育・横浜保育室	27	141	147	0	/	28	145	148	0	/
		39.7%		計	319	685	727	2,516	2,129	320	700	730	2,406	1,938
青葉区	0歳	24.0%	量の見込み		449	1,040	1,089	3,893	2,606	448	1,060	1,095	3,717	2,529
	1歳	60.5%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	383	897	944	3,893	2,347	382	912	948	3,717	2,103
	2歳	60.5%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	1,593	/	/	/	/	1,428
	3-5歳 (2号) (1号)	58.1%		地域型保育・横浜保育室	66	143	145	0	/	66	148	147	0	/
		41.9%		計	449	1,040	1,089	3,893	3,940	448	1,060	1,095	3,717	3,531
都筑区	0歳	26.0%	量の見込み		391	902	954	3,052	2,112	390	917	956	2,947	2,049
	1歳	64.6%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	357	804	856	3,052	1,613	356	815	857	2,947	1,428
	2歳	64.6%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	1,814	/	/	/	/	1,607
	3-5歳 (2号) (1号)	58.6%		地域型保育・横浜保育室	34	98	98	0	/	34	102	99	0	/
		41.4%		計	391	902	954	3,052	3,427	390	917	956	2,947	3,035
戸塚区	0歳	25.0%	量の見込み		523	1,123	1,182	3,806	2,557	508	1,141	1,187	3,692	2,493
	1歳	64.4%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	456	935	992	3,806	457	443	948	995	3,692	432
	2歳	64.4%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	2,499	/	/	/	/	2,360
	3-5歳 (2号) (1号)	59.3%		地域型保育・横浜保育室	67	188	190	0	/	65	193	192	0	/
		40.7%		計	523	1,123	1,182	3,806	2,956	508	1,141	1,187	3,692	2,792
栄区	0歳	24.9%	量の見込み		167	380	395	1,249	1,091	171	397	407	1,238	1,042
	1歳	62.3%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	140	307	328	1,249	716	143	319	337	1,238	710
	2歳	62.3%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	209	/	/	/	/	207
	3-5歳 (2号) (1号)	57.4%		地域型保育・横浜保育室	27	73	67	0	/	28	78	70	0	/
		42.6%		計	167	380	395	1,249	925	171	397	407	1,238	917
泉区	0歳	24.8%	量の見込み		241	526	582	2,031	1,111	238	530	571	1,936	1,104
	1歳	59.0%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	213	459	513	2,031	1,417	210	462	503	1,936	1,313
	2歳	59.0%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	112	/	/	/	/	104
	3-5歳 (2号) (1号)	60.4%		地域型保育・横浜保育室	28	67	69	0	/	28	68	68	0	/
		39.6%		計	241	526	582	2,031	1,529	238	530	571	1,936	1,417
瀬谷区	0歳	23.5%	量の見込み		156	353	394	1,475	921	160	366	397	1,427	905
	1歳	56.1%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	131	279	321	1,475	901	134	288	323	1,427	786
	2歳	56.1%		私学助成幼稚園	/	/	/	/	845	/	/	/	/	738
	3-5歳 (2号) (1号)	60.0%		地域型保育・横浜保育室	25	74	73	0	/	26	78	74	0	/
		40.0%		計	156	353	394	1,475	1,746	160	366	397	1,427	1,524
全市合計	0歳	26.1%	量の見込み		6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812
	1歳	64.7%	確保 方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132
	2歳	64.8%		私学助成幼稚園	0	0	0	0	17,669	0	0	0	0	16,112
	3-5歳 (2号) (1号)	63.5%		地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22	/	666	1,982	1,887	21	/
		36.5%		計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244

(単位:人)

令和9年度					令和10年度					令和11年度					区
3号		2号	1号		3号		2号	1号		3号		2号	1号		
0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	
244	556	603	1,972	1,203	231	566	601	1,912	1,141	217	575	599	1,853	1,076	金沢区
240	518	575	1,972	1,230	227	525	573	1,912	1,069	213	531	571	1,853	909	
				225					196					167	
4	38	28	0		4	41	28	0		4	44	28	0		港北区
244	556	603	1,972	1,455	231	566	601	1,912	1,265	217	575	599	1,853	1,076	
847	1,945	1,918	5,466	2,283	847	1,993	1,926	5,284	2,230	847	2,041	1,935	5,102	2,177	
755	1,657	1,675	5,446	1,693	755	1,693	1,681	5,265	1,600	755	1,730	1,687	5,084	1,507	緑区
				753					712					670	
92	288	243	20		92	300	245	19		92	311	248	18		
847	1,945	1,918	5,466	2,446	847	1,993	1,926	5,284	2,312	847	2,041	1,935	5,102	2,177	青葉区
321	715	733	2,296	1,459	322	730	736	2,186	1,412	323	744	738	2,074	1,365	
292	566	584	2,296	1,056	292	577	586	2,186	941	292	587	587	2,074	825	
				691					615					540	都筑区
29	149	149	0		30	153	150	0		31	157	151	0		
321	715	733	2,296	1,747	322	730	736	2,186	1,556	323	744	738	2,074	1,365	
447	1,080	1,101	3,541	2,452	446	1,100	1,107	3,364	2,376	446	1,121	1,115	3,188	2,302	戸塚区
381	927	952	3,541	1,859	380	942	956	3,364	1,615	380	958	962	3,188	1,370	
				1,263					1,098					932	
66	153	149	0		66	158	151	0		66	163	153	0		栄区
447	1,080	1,101	3,541	3,122	446	1,100	1,107	3,364	2,713	446	1,121	1,115	3,188	2,302	
389	932	958	2,841	1,987	388	947	960	2,736	1,924	386	960	961	2,631	1,860	
355	826	858	2,841	1,244	354	837	859	2,736	1,059	352	846	859	2,631	875	泉区
				1,399					1,192					985	
34	106	100	0		34	110	101	0		34	114	102	0		
389	932	958	2,841	2,643	388	947	960	2,736	2,251	386	960	961	2,631	1,860	瀬谷区
493	1,159	1,192	3,579	2,428	478	1,177	1,197	3,466	2,363	462	1,197	1,202	3,353	2,299	
430	961	998	3,579	407	417	974	1,001	3,466	382	403	989	1,004	3,353	356	
				2,221					2,082					1,943	全市合計
63	198	194	0		61	203	196	0		59	208	198	0		
493	1,159	1,192	3,579	2,628	478	1,177	1,197	3,466	2,464	462	1,197	1,202	3,353	2,299	
175	414	419	1,227	993	179	431	431	1,216	944	181	449	443	1,205	893	金沢区
146	331	346	1,227	704	149	343	355	1,216	698	150	356	364	1,205	692	
				205					203					201	
29	83	73	0		30	88	76	0		31	93	79	0		泉区
175	414	419	1,227	909	179	431	431	1,216	901	181	449	443	1,205	893	
235	534	560	1,841	1,097	232	538	549	1,746	1,090	228	542	540	1,652	1,082	
207	465	493	1,841	1,209	204	468	483	1,746	1,105	200	471	475	1,652	1,002	瀬谷区
				96					88					80	
28	69	67	0		28	70	66	0		28	71	65	0		
235	534	560	1,841	1,305	232	538	549	1,746	1,193	228	542	540	1,652	1,082	金沢区
164	379	400	1,379	889	168	392	403	1,331	873	171	405	405	1,283	856	
137	297	325	1,379	672	140	306	327	1,331	557	142	315	328	1,283	441	
				630					523					415	全市合計
27	82	75	0		28	86	76	0		29	90	77	0		
164	379	400	1,379	1,302	168	392	403	1,331	1,080	171	405	405	1,283	856	
6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561	全市合計
5,546	12,403	12,945	45,834	16,463	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122	
0	0	0	0	14,553	0	0	0	0	12,997	0	0	0	0	11,439	
671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19		683	2,223	1,935	18		
6,217	14,466	14,848	45,854	31,016	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561	

3 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	基本施策
(1) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	1
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	1
(3) 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	7、8
(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会 ○親子関係形成支援事業	1、8
(5) 病児保育事業	○病児保育事業	3
(6) 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○統括支援員 ○母子保健コーディネーター ○こども支援員	1、2、3
(7) 時間外保育事業	○延長保育事業（夕延長）	3
(8) 放課後児童健全育成事業	○放課後キッズクラブ（一部） ○放課後児童クラブ	4
(9) 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所等子育てひろば（常設）、幼稚園等はまっ子広場（常設） ○その他（非常設の親子の居場所：子育て支援者、保育所等子育てひろば（市立非常設）、幼稚園等はまっ子広場（非常設）、子育てサロン）	2
(10) 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での預かり保育 ○保育所での一時保育 ○乳幼児一時預かり ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム ○24時間型緊急一時保育 ○休日一時保育	2、3

(1) 妊婦に対して健康診断を実施する事業

本市事業		妊婦健康診査事業				
対象年齢		—				
単位		延べ受診回数(回/年)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
	確保方策	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
鶴見区	量の見込み	24,313	24,568	24,823	25,078	25,375
	確保方策	24,313	24,568	24,823	25,078	25,375
神奈川区	量の見込み	21,131	21,353	21,574	21,796	22,054
	確保方策	21,131	21,353	21,574	21,796	22,054
西区	量の見込み	10,157	10,263	10,370	10,476	10,600
	確保方策	10,157	10,263	10,370	10,476	10,600
中区	量の見込み	10,289	10,397	10,504	10,612	10,738
	確保方策	10,289	10,397	10,504	10,612	10,738
南区	量の見込み	13,141	13,279	13,417	13,555	13,715
	確保方策	13,141	13,279	13,417	13,555	13,715
港南区	量の見込み	14,674	14,828	14,982	15,136	15,315
	確保方策	14,674	14,828	14,982	15,136	15,315
保土ヶ谷区	量の見込み	14,024	14,171	14,318	14,465	14,636
	確保方策	14,024	14,171	14,318	14,465	14,636
旭区	量の見込み	15,735	15,900	16,065	16,231	16,423
	確保方策	15,735	15,900	16,065	16,231	16,423
磯子区	量の見込み	12,047	12,174	12,300	12,427	12,574
	確保方策	12,047	12,174	12,300	12,427	12,574
金沢区	量の見込み	10,935	11,050	11,165	11,280	11,413
	確保方策	10,935	11,050	11,165	11,280	11,413
港北区	量の見込み	36,768	37,154	37,539	37,925	38,374
	確保方策	36,768	37,154	37,539	37,925	38,374
緑区	量の見込み	14,293	14,443	14,593	14,743	14,917
	確保方策	14,293	14,443	14,593	14,743	14,917
青葉区	量の見込み	22,026	22,257	22,488	22,719	22,988
	確保方策	22,026	22,257	22,488	22,719	22,988
都筑区	量の見込み	16,794	16,971	17,147	17,323	17,528
	確保方策	16,794	16,971	17,147	17,323	17,528
戸塚区	量の見込み	22,485	22,721	22,957	23,193	23,468
	確保方策	22,485	22,721	22,957	23,193	23,468
栄区	量の見込み	8,163	8,249	8,335	8,420	8,520
	確保方策	8,163	8,249	8,335	8,420	8,520
泉区	量の見込み	10,789	10,902	11,015	11,129	11,260
	確保方策	10,789	10,902	11,015	11,129	11,260
瀬谷区	量の見込み	8,066	8,151	8,236	8,320	8,419
	確保方策	8,066	8,151	8,236	8,320	8,419

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業				
対象年齢		0歳				
単位		訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	22,626 100.0%	22,795 100.0%	23,069 100.0%	23,351 100.0%	23,567 100.0%
	確保方策	22,626 100.0%	22,795 100.0%	23,069 100.0%	23,351 100.0%	23,567 100.0%
鶴見区	量の見込み	1,815 100.0%	1,844 100.0%	1,873 100.0%	1,907 100.0%	1,931 100.0%
	確保方策	1,815 100.0%	1,844 100.0%	1,873 100.0%	1,907 100.0%	1,931 100.0%
神奈川区	量の見込み	1,520 100.0%	1,558 100.0%	1,598 100.0%	1,635 100.0%	1,672 100.0%
	確保方策	1,520 100.0%	1,558 100.0%	1,598 100.0%	1,635 100.0%	1,672 100.0%
西区	量の見込み	751 100.0%	773 100.0%	793 100.0%	814 100.0%	830 100.0%
	確保方策	751 100.0%	773 100.0%	793 100.0%	814 100.0%	830 100.0%
中区	量の見込み	730 100.0%	735 100.0%	741 100.0%	752 100.0%	758 100.0%
	確保方策	730 100.0%	735 100.0%	741 100.0%	752 100.0%	758 100.0%
南区	量の見込み	977 100.0%	989 100.0%	1,001 100.0%	1,019 100.0%	1,030 100.0%
	確保方策	977 100.0%	989 100.0%	1,001 100.0%	1,019 100.0%	1,030 100.0%
港南区	量の見込み	1,270 100.0%	1,272 100.0%	1,281 100.0%	1,278 100.0%	1,277 100.0%
	確保方策	1,270 100.0%	1,272 100.0%	1,281 100.0%	1,278 100.0%	1,277 100.0%
保土ヶ谷区	量の見込み	1,126 100.0%	1,138 100.0%	1,152 100.0%	1,169 100.0%	1,176 100.0%
	確保方策	1,126 100.0%	1,138 100.0%	1,152 100.0%	1,169 100.0%	1,176 100.0%
旭区	量の見込み	1,260 100.0%	1,255 100.0%	1,259 100.0%	1,263 100.0%	1,263 100.0%
	確保方策	1,260 100.0%	1,255 100.0%	1,259 100.0%	1,263 100.0%	1,263 100.0%

本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
磯子区	量の見込み	966 100.0%	962 100.0%	964 100.0%	967 100.0%	967 100.0%
	確保方策	966 100.0%	962 100.0%	964 100.0%	967 100.0%	967 100.0%
金沢区	量の見込み	930 100.0%	927 100.0%	931 100.0%	939 100.0%	941 100.0%
	確保方策	930 100.0%	927 100.0%	931 100.0%	939 100.0%	941 100.0%
港北区	量の見込み	2,776 100.0%	2,824 100.0%	2,878 100.0%	2,941 100.0%	2,984 100.0%
	確保方策	2,776 100.0%	2,824 100.0%	2,878 100.0%	2,941 100.0%	2,984 100.0%
緑区	量の見込み	1,137 100.0%	1,142 100.0%	1,152 100.0%	1,163 100.0%	1,176 100.0%
	確保方策	1,137 100.0%	1,142 100.0%	1,152 100.0%	1,163 100.0%	1,176 100.0%
青葉区	量の見込み	1,801 100.0%	1,805 100.0%	1,824 100.0%	1,841 100.0%	1,857 100.0%
	確保方策	1,801 100.0%	1,805 100.0%	1,824 100.0%	1,841 100.0%	1,857 100.0%
都筑区	量の見込み	1,427 100.0%	1,435 100.0%	1,450 100.0%	1,467 100.0%	1,485 100.0%
	確保方策	1,427 100.0%	1,435 100.0%	1,450 100.0%	1,467 100.0%	1,485 100.0%
戸塚区	量の見込み	1,779 100.0%	1,786 100.0%	1,809 100.0%	1,829 100.0%	1,847 100.0%
	確保方策	1,779 100.0%	1,786 100.0%	1,809 100.0%	1,829 100.0%	1,847 100.0%
栄区	量の見込み	709 100.0%	707 100.0%	714 100.0%	722 100.0%	727 100.0%
	確保方策	709 100.0%	707 100.0%	714 100.0%	722 100.0%	727 100.0%
泉区	量の見込み	926 100.0%	921 100.0%	921 100.0%	921 100.0%	920 100.0%
	確保方策	926 100.0%	921 100.0%	921 100.0%	921 100.0%	920 100.0%
瀬谷区	量の見込み	726 100.0%	722 100.0%	728 100.0%	724 100.0%	726 100.0%
	確保方策	726 100.0%	722 100.0%	728 100.0%	724 100.0%	726 100.0%

(3) 子育て短期支援事業

本市事業			①ショートステイ、トワイライトステイ				
対象年齢			0歳～(おおむね)12歳				
単位			延べ利用者数(人/年)				
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	ショートステイ	量の見込み	712	746	779	812	845
		確保方策	712	746	779	812	845
	トワイライトステイ	量の見込み	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
		確保方策	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
鶴見区	ショートステイ	量の見込み	56	58	61	63	66
		確保方策	56	58	61	63	66
	トワイライトステイ	量の見込み	400	412	424	436	448
		確保方策	400	412	424	436	448
神奈川区	ショートステイ	量の見込み	45	47	50	52	54
		確保方策	45	47	50	52	54
	トワイライトステイ	量の見込み	327	336	346	355	364
		確保方策	327	336	346	355	364
西区	ショートステイ	量の見込み	22	23	24	25	26
		確保方策	22	23	24	25	26
	トワイライトステイ	量の見込み	157	162	166	171	175
		確保方策	157	162	166	171	175
中区	ショートステイ	量の見込み	23	24	25	26	28
		確保方策	23	24	25	26	28
	トワイライトステイ	量の見込み	168	172	177	181	186
		確保方策	168	172	177	181	186
南区	ショートステイ	量の見込み	31	32	33	35	36
		確保方策	31	32	33	35	36
	トワイライトステイ	量の見込み	220	227	233	239	246
		確保方策	220	227	233	239	246
港南区	ショートステイ	量の見込み	41	43	45	46	48
		確保方策	41	43	45	46	48
	トワイライトステイ	量の見込み	293	302	310	319	328
		確保方策	293	302	310	319	328
保土ヶ谷区	ショートステイ	量の見込み	37	39	40	42	44
		確保方策	37	39	40	42	44
	トワイライトステイ	量の見込み	266	274	282	290	298
		確保方策	266	274	282	290	298
旭区	ショートステイ	量の見込み	43	45	47	49	51
		確保方策	43	45	47	49	51
	トワイライトステイ	量の見込み	313	322	331	340	349
		確保方策	313	322	331	340	349

本市事業			①ショートステイ、トワイライトステイ				
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
磯子区	ショートステイ	量の見込み	30	32	33	34	36
		確保方策	30	32	33	34	36
	トワイライトステイ	量の見込み	217	224	230	237	243
		確保方策	217	224	230	237	243
金沢区	ショートステイ	量の見込み	31	32	34	35	37
		確保方策	31	32	34	35	37
	トワイライトステイ	量の見込み	224	230	237	244	250
		確保方策	224	230	237	244	250
港北区	ショートステイ	量の見込み	77	80	84	88	91
		確保方策	77	80	84	88	91
	トワイライトステイ	量の見込み	554	570	587	603	619
		確保方策	554	570	587	603	619
緑区	ショートステイ	量の見込み	37	39	41	43	44
		確保方策	37	39	41	43	44
	トワイライトステイ	量の見込み	268	276	284	292	300
		確保方策	268	276	284	292	300
青葉区	ショートステイ	量の見込み	60	63	65	68	71
		確保方策	60	63	65	68	71
	トワイライトステイ	量の見込み	431	443	456	469	481
		確保方策	431	443	456	469	481
都筑区	ショートステイ	量の見込み	47	50	52	54	56
		確保方策	47	50	52	54	56
	トワイライトステイ	量の見込み	341	351	361	372	382
		確保方策	341	351	361	372	382
戸塚区	ショートステイ	量の見込み	60	63	66	69	71
		確保方策	60	63	66	69	71
	トワイライトステイ	量の見込み	433	446	459	471	484
		確保方策	433	446	459	471	484
栄区	ショートステイ	量の見込み	22	23	24	25	26
		確保方策	22	23	24	25	26
	トワイライトステイ	量の見込み	159	164	169	173	178
		確保方策	159	164	169	173	178
泉区	ショートステイ	量の見込み	28	30	31	33	34
		確保方策	28	30	31	33	34
	トワイライトステイ	量の見込み	205	211	217	223	229
		確保方策	205	211	217	223	229
瀬谷区	ショートステイ	量の見込み	22	23	24	25	26
		確保方策	22	23	24	25	26
	トワイライトステイ	量の見込み	158	163	167	172	178
		確保方策	158	163	167	172	178

本市事業		②母子生活支援施設緊急一時保護事業				
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)				
単位		延べ利用世帯数(世帯/年)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	92	92	92	92	92
	確保方策	92	92	92	92	92
鶴見区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
神奈川区	量の見込み	6	6	7	7	7
	確保方策	6	6	7	7	7
西区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
中区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
港南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
保土ヶ谷区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
旭区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
磯子区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
金沢区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
港北区	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
緑区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
青葉区	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
都筑区	量の見込み	6	6	5	5	5
	確保方策	6	6	5	5	5
戸塚区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
栄区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
泉区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
瀬谷区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

本市事業			①育児支援家庭訪問事業				
対象年齢			0歳～17歳				
単位			育児支援家庭訪問:訪問世帯数(世帯/年) 育児支援ヘルパー:延べ派遣回数(回/年)				
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	家庭訪問	量の見込み	407	407	407	407	407
		確保方策	407	407	407	407	407
	ヘルパー	量の見込み	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
		確保方策	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	16	16	16	16	16
		確保方策	16	16	16	16	16
	ヘルパー	量の見込み	516	516	516	516	516
		確保方策	516	516	516	516	516
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	11	11	11	11	11
		確保方策	11	11	11	11	11
	ヘルパー	量の見込み	110	110	110	110	110
		確保方策	110	110	110	110	110
西区	家庭訪問	量の見込み	14	14	14	14	14
		確保方策	14	14	14	14	14
	ヘルパー	量の見込み	5	7	9	12	14
		確保方策	5	7	9	12	14
中区	家庭訪問	量の見込み	16	16	16	16	16
		確保方策	16	16	16	16	16
	ヘルパー	量の見込み	123	123	123	124	124
		確保方策	123	123	123	124	124
南区	家庭訪問	量の見込み	24	24	24	24	24
		確保方策	24	24	24	24	24
	ヘルパー	量の見込み	70	70	70	70	70
		確保方策	70	70	70	70	70
港南区	家庭訪問	量の見込み	28	28	28	28	28
		確保方策	28	28	28	28	28
	ヘルパー	量の見込み	300	300	300	300	300
		確保方策	300	300	300	300	300
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	14	14	14	14	14
		確保方策	14	14	14	14	14
	ヘルパー	量の見込み	167	168	168	168	168
		確保方策	167	168	168	168	168
旭区	家庭訪問	量の見込み	34	34	34	34	34
		確保方策	34	34	34	34	34
	ヘルパー	量の見込み	257	257	256	256	256
		確保方策	257	257	256	256	256

本市事業			①育児支援家庭訪問事業				
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
磯子区	家庭訪問	量の見込み	15	15	15	15	15
		確保方策	15	15	15	15	15
	ヘルパー	量の見込み	151	151	150	150	150
		確保方策	151	151	150	150	150
金沢区	家庭訪問	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	ヘルパー	量の見込み	103	103	103	104	104
		確保方策	103	103	103	104	104
港北区	家庭訪問	量の見込み	38	38	38	38	38
		確保方策	38	38	38	38	38
	ヘルパー	量の見込み	7	7	7	7	7
		確保方策	7	7	7	7	7
緑区	家庭訪問	量の見込み	8	8	8	8	8
		確保方策	8	8	8	8	8
	ヘルパー	量の見込み	104	104	104	104	104
		確保方策	104	104	104	104	104
青葉区	家庭訪問	量の見込み	20	20	20	20	20
		確保方策	20	20	20	20	20
	ヘルパー	量の見込み	97	97	96	96	96
		確保方策	97	97	96	96	96
都筑区	家庭訪問	量の見込み	55	55	55	55	55
		確保方策	55	55	55	55	55
	ヘルパー	量の見込み	15	15	15	15	15
		確保方策	15	15	15	15	15
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	27	27	27	27	27
		確保方策	27	27	27	27	27
	ヘルパー	量の見込み	80	81	81	81	81
		確保方策	80	81	81	81	81
栄区	家庭訪問	量の見込み	24	24	24	24	24
		確保方策	24	24	24	24	24
	ヘルパー	量の見込み	2	4	5	6	7
		確保方策	2	4	5	6	7
泉区	家庭訪問	量の見込み	24	24	24	24	24
		確保方策	24	24	24	24	24
	ヘルパー	量の見込み	27	28	28	28	28
		確保方策	27	28	28	28	28
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	21	21	21	21	21
		確保方策	21	21	21	21	21
	ヘルパー	量の見込み	91	91	90	90	90
		確保方策	91	91	90	90	90

本市事業			②養育支援家庭訪問事業				
対象年齢			0歳～17歳				
単位			延べ実施回数(回/年)				
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	家庭訪問	量の見込み	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
		確保方策	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
	ヘルパー	量の見込み	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
		確保方策	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	339	363	386	409	432
		確保方策	339	363	386	409	432
	ヘルパー	量の見込み	740	753	766	779	792
		確保方策	740	753	766	779	792
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	269	287	305	324	342
		確保方策	269	287	305	324	342
	ヘルパー	量の見込み	538	548	557	567	576
		確保方策	538	548	557	567	576
西区	家庭訪問	量の見込み	127	136	145	153	162
		確保方策	127	136	145	153	162
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288
中区	家庭訪問	量の見込み	141	151	161	170	180
		確保方策	141	151	161	170	180
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288
南区	家庭訪問	量の見込み	184	196	209	221	234
		確保方策	184	196	209	221	234
	ヘルパー	量の見込み	404	411	418	425	432
		確保方策	404	411	418	425	432
港南区	家庭訪問	量の見込み	240	257	273	290	306
		確保方策	240	257	273	290	306
	ヘルパー	量の見込み	471	479	488	496	504
		確保方策	471	479	488	496	504
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	226	242	257	273	288
		確保方策	226	242	257	273	288
	ヘルパー	量の見込み	471	479	488	496	504
		確保方策	471	479	488	496	504
旭区	家庭訪問	量の見込み	269	287	305	324	342
		確保方策	269	287	305	324	342
	ヘルパー	量の見込み	538	548	557	567	576
		確保方策	538	548	557	567	576

本市事業			②養育支援家庭訪問事業				
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
磯子区	家庭訪問	量の見込み	184	196	209	221	234
		確保方策	184	196	209	221	234
	ヘルパー	量の見込み	404	411	418	425	432
		確保方策	404	411	418	425	432
金沢区	家庭訪問	量の見込み	198	211	225	238	252
		確保方策	198	211	225	238	252
	ヘルパー	量の見込み	404	411	418	425	432
		確保方策	404	411	418	425	432
港北区	家庭訪問	量の見込み	453	483	514	545	576
		確保方策	453	483	514	545	576
	ヘルパー	量の見込み	942	959	975	992	1,008
		確保方策	942	959	975	992	1,008
緑区	家庭訪問	量の見込み	226	242	257	273	288
		確保方策	226	242	257	273	288
	ヘルパー	量の見込み	471	479	488	496	504
		確保方策	471	479	488	496	504
青葉区	家庭訪問	量の見込み	368	393	418	443	468
		確保方策	368	393	418	443	468
	ヘルパー	量の見込み	740	753	766	779	792
		確保方策	740	753	766	779	792
都筑区	家庭訪問	量の見込み	297	317	337	358	378
		確保方策	297	317	337	358	378
	ヘルパー	量の見込み	606	616	627	637	648
		確保方策	606	616	627	637	648
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	368	393	418	443	468
		確保方策	368	393	418	443	468
	ヘルパー	量の見込み	740	753	766	779	792
		確保方策	740	753	766	779	792
栄区	家庭訪問	量の見込み	127	136	145	153	162
		確保方策	127	136	145	153	162
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288
泉区	家庭訪問	量の見込み	170	181	193	204	216
		確保方策	170	181	193	204	216
	ヘルパー	量の見込み	337	342	348	354	360
		確保方策	337	342	348	354	360
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	127	136	145	153	162
		確保方策	127	136	145	153	162
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288

本市事業		③要保護児童対策地域協議会 (児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)				
対象年齢		0歳～17歳				
単位		要保護児童対策地域協議会における 個別ケース検討会議件数(件/年)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
	確保方策	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
鶴見区	量の見込み	157	158	159	160	162
	確保方策	157	158	159	160	162
神奈川区	量の見込み	124	125	126	127	128
	確保方策	124	125	126	127	128
西区	量の見込み	57	58	58	58	59
	確保方策	57	58	58	58	59
中区	量の見込み	67	67	68	68	69
	確保方策	67	67	68	68	69
南区	量の見込み	85	86	86	87	88
	確保方策	85	86	86	87	88
港南区	量の見込み	109	110	111	112	113
	確保方策	109	110	111	112	113
保土ヶ谷区	量の見込み	101	102	103	104	105
	確保方策	101	102	103	104	105
旭区	量の見込み	121	122	123	124	125
	確保方策	121	122	123	124	125
磯子区	量の見込み	85	86	86	87	88
	確保方策	85	86	86	87	88
金沢区	量の見込み	88	89	89	90	91
	確保方策	88	89	89	90	91
港北区	量の見込み	207	208	210	212	214
	確保方策	207	208	210	212	214
緑区	量の見込み	102	103	104	105	106
	確保方策	102	103	104	105	106
青葉区	量の見込み	170	171	173	174	176
	確保方策	170	171	173	174	176
都筑区	量の見込み	132	134	135	136	137
	確保方策	132	134	135	136	137
戸塚区	量の見込み	164	166	167	168	170
	確保方策	164	166	167	168	170
栄区	量の見込み	60	60	61	61	62
	確保方策	60	60	61	61	62
泉区	量の見込み	77	78	79	79	80
	確保方策	77	78	79	79	80
瀬谷区	量の見込み	60	60	61	61	62
	確保方策	60	60	61	61	62

本市事業		④親子関係形成支援事業				
対象年齢		18歳未満の児童とその保護者				
単位		実人数(人/年)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	271	275	284	291	300
	確保方策	30	90	150	210	300
鶴見区	量の見込み	22	22	23	23	24
	確保方策	調整中				24
神奈川区	量の見込み	17	17	18	18	19
	確保方策	調整中				19
西区	量の見込み	7	8	8	8	9
	確保方策	調整中				9
中区	量の見込み	9	9	10	10	10
	確保方策	調整中				10
南区	量の見込み	12	12	12	13	13
	確保方策	調整中				13
港南区	量の見込み	15	15	16	16	17
	確保方策	調整中				17
保土ヶ谷区	量の見込み	14	14	14	15	15
	確保方策	調整中				15
旭区	量の見込み	17	17	18	18	18
	確保方策	調整中				18
磯子区	量の見込み	12	12	12	13	13
	確保方策	調整中				13
金沢区	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保方策	調整中				13
港北区	量の見込み	27	28	29	30	32
	確保方策	調整中				32
緑区	量の見込み	14	14	15	15	16
	確保方策	調整中				16
青葉区	量の見込み	24	24	25	25	26
	確保方策	調整中				26
都筑区	量の見込み	19	19	19	20	20
	確保方策	調整中				20
戸塚区	量の見込み	22	23	23	24	25
	確保方策	調整中				25
栄区	量の見込み	8	8	9	9	9
	確保方策	調整中				9
泉区	量の見込み	11	11	11	12	12
	確保方策	調整中				12
瀬谷区	量の見込み	8	9	9	9	9
	確保方策	調整中				9

(5) 病児保育事業

本市事業		病児保育事業				
対象年齢		0歳～11歳				
単位		実施箇所数(か所)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保方策	30	30	30	30	30
鶴見区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
神奈川区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
西区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
中区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
旭区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
磯子区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港北区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
緑区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
都筑区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
戸塚区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

(6) 利用者支援に関する事業

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 こども家庭センター型:統括支援員、 母子保健コーディネーター、こども支援員)					
対象年齢			0歳～17歳					
単位			実施箇所数(か所)					
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	28	28	28	28	28	
		確保方策	28	28	28	28	28	
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18	
		確保方策	18	18	18	18	18	
	統括支援員	量の見込み	18	18	18	18	18	
		確保方策	調整中	18	18	18	18	
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18	
		確保方策	18	18	18	18	18	
	こども支援員	量の見込み	18	18	18	18	18	
		確保方策	18	18	18	18	18	
	鶴見区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	2	2	2	2	2
保育・教育コンシェルジュ		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
統括支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
母子保健コーディネーター		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
こども支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
神奈川区		横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	西区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
保育・教育コンシェルジュ		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
統括支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
母子保健コーディネーター		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
こども支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 こども家庭センター型:統括支援員、 母子保健コーディネーター、こども支援員)					
			年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
保育・教育コンシェルジュ		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
統括支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
母子保健コーディネーター		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
こども支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
港南区		横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	2	2	2	2	2
保育・教育コンシェルジュ		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
統括支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
母子保健コーディネーター		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
こども支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 こども家庭センター型:統括支援員、 母子保健コーディネーター、こども支援員)				
			年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
旭区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 こども家庭センター型:統括支援員、 母子保健コーディネーター、こども支援員)				
			年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
緑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
青葉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
都筑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
戸塚区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 こども家庭センター型:統括支援員、 母子保健コーディネーター、こども支援員)					
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
栄区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	泉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
保育・教育コンシェルジュ		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
統括支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
母子保健コーディネーター		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
こども支援員		量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
瀬谷区		横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	調整中	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	

(7) 時間外保育事業

本市事業		延長保育事業(夕延長)				
対象年齢		0歳～5歳				
単位		利用者数(人/月)				
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
	確保方策	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
鶴見区	量の見込み	268	259	250	242	236
	確保方策	268	259	250	242	236
神奈川区	量の見込み	246	239	232	225	218
	確保方策	246	239	232	225	218
西区	量の見込み	176	171	166	161	156
	確保方策	176	171	166	161	156
中区	量の見込み	160	156	151	147	142
	確保方策	160	156	151	147	142
南区	量の見込み	176	171	166	161	156
	確保方策	176	171	166	161	156
港南区	量の見込み	232	226	219	213	206
	確保方策	232	226	219	213	206
保土ヶ谷区	量の見込み	132	128	124	121	117
	確保方策	132	128	124	121	117
旭区	量の見込み	68	66	64	62	60
	確保方策	68	66	64	62	60
磯子区	量の見込み	174	169	164	159	154
	確保方策	174	169	164	159	154
金沢区	量の見込み	132	128	124	121	117
	確保方策	132	128	124	121	117
港北区	量の見込み	702	682	662	642	622
	確保方策	702	682	662	642	622
緑区	量の見込み	167	162	157	153	148
	確保方策	167	162	157	153	148
青葉区	量の見込み	317	308	299	290	281
	確保方策	317	308	299	290	281
都筑区	量の見込み	149	145	140	136	132
	確保方策	149	145	140	136	132
戸塚区	量の見込み	261	253	246	238	231
	確保方策	261	253	246	238	231
栄区	量の見込み	108	105	102	99	96
	確保方策	108	105	102	99	96
泉区	量の見込み	126	123	119	116	112
	確保方策	126	123	119	116	112
瀬谷区	量の見込み	100	98	95	92	89
	確保方策	100	98	95	92	89

(8) 放課後児童健全育成事業

本市事業		放課後キッズクラブ(一部)・放課後児童クラブ					
対象年齢		6~11歳					
単位		量の見込み:対象児童数(人)、確保方策:定員数(人)					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
全市	量の見込み	計	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600
		1年生	10,576	10,159	9,742	9,326	8,905
		2年生	9,869	9,665	9,461	9,257	9,047
		3年生	7,552	7,442	7,332	7,221	7,100
		4年生	4,067	4,028	3,989	3,950	3,907
		5年生	1,953	1,954	1,954	1,955	1,939
		6年生	830	799	767	737	702
	確保方策	42,437	41,463	40,487	39,514	38,482	
鶴見区	量の見込み	計	2,887	2,800	2,713	2,626	2,529
		1年生	897	851	805	759	711
		2年生	807	786	765	744	722
		3年生	614	603	592	581	568
		4年生	322	320	318	316	313
		5年生	164	163	162	161	158
		6年生	83	77	71	65	57
	確保方策	3,516	3,410	3,304	3,198	3,079	
神奈川区	量の見込み	計	2,533	2,436	2,339	2,242	2,150
		1年生	771	730	689	648	607
		2年生	714	689	664	639	614
		3年生	537	523	509	495	483
		4年生	306	296	286	276	266
		5年生	146	142	138	134	132
		6年生	59	56	53	50	48
	確保方策	3,085	2,967	2,849	2,730	2,618	
西区	量の見込み	計	969	965	961	957	949
		1年生	297	290	283	276	268
		2年生	281	278	275	272	270
		3年生	205	207	209	211	213
		4年生	113	115	117	119	118
		5年生	55	56	57	58	58
		6年生	18	19	20	21	22
	確保方策	1,180	1,175	1,170	1,165	1,156	

本市事業		放課後キッズクラブ(一部)・放課後児童クラブ					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
中区	量の見込み	計	720	688	656	625	593
		1年生	254	239	224	209	195
		2年生	224	214	204	194	186
		3年生	136	132	128	124	118
		4年生	66	64	62	60	59
		5年生	30	30	30	30	27
		6年生	10	9	8	8	8
	確保方策	877	838	799	761	723	
南区	量の見込み	計	1,509	1,483	1,457	1,431	1,403
		1年生	463	446	429	412	395
		2年生	410	407	404	401	400
		3年生	325	323	321	319	315
		4年生	176	176	176	176	174
		5年生	92	91	90	89	87
		6年生	43	40	37	34	32
	確保方策	1,838	1,806	1,774	1,743	1,709	
港南区	量の見込み	計	1,870	1,839	1,808	1,777	1,750
		1年生	569	550	531	512	493
		2年生	537	527	517	507	499
		3年生	407	403	399	395	393
		4年生	224	222	220	218	217
		5年生	100	103	106	109	109
		6年生	33	34	35	36	39
	確保方策	2,277	2,240	2,202	2,164	2,131	
保土ヶ谷区	量の見込み	計	1,946	1,924	1,902	1,880	1,854
		1年生	576	563	550	537	524
		2年生	534	533	532	531	528
		3年生	406	409	412	415	416
		4年生	252	246	240	234	230
		5年生	130	126	122	118	114
		6年生	48	47	46	45	42
	確保方策	2,370	2,343	2,316	2,290	2,258	
旭区	量の見込み	計	2,286	2,256	2,226	2,196	2,163
		1年生	681	663	645	627	610
		2年生	651	643	635	627	617
		3年生	504	500	496	492	486
		4年生	267	267	267	267	268
		5年生	120	123	126	129	133
		6年生	63	60	57	54	49
	確保方策	2,784	2,747	2,711	2,674	2,634	

本市事業		放課後キッズクラブ(一部)・放課後児童クラブ					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
磯子区	量の見込み	計	1,487	1,441	1,395	1,349	1,294
		1年生	455	432	409	386	363
		2年生	400	393	386	379	370
		3年生	333	323	313	303	291
		4年生	165	164	163	162	160
		5年生	92	90	88	86	81
		6年生	42	39	36	33	29
	確保方策	1,811	1,755	1,699	1,643	1,576	
金沢区	量の見込み	計	1,705	1,635	1,565	1,495	1,424
		1年生	491	468	445	422	400
		2年生	471	455	439	423	407
		3年生	369	357	345	333	320
		4年生	203	196	189	182	176
		5年生	120	112	104	96	89
		6年生	51	47	43	39	32
	確保方策	2,076	1,991	1,906	1,821	1,734	
港北区	量の見込み	計	3,998	3,868	3,738	3,608	3,478
		1年生	1,199	1,145	1,091	1,037	981
		2年生	1,180	1,133	1,086	1,039	992
		3年生	867	845	823	801	781
		4年生	461	453	445	437	431
		5年生	210	212	214	216	215
		6年生	81	80	79	78	78
	確保方策	4,869	4,711	4,552	4,394	4,236	
緑区	量の見込み	計	1,745	1,709	1,673	1,637	1,598
		1年生	538	516	494	472	449
		2年生	484	477	470	463	456
		3年生	382	376	370	364	359
		4年生	193	195	197	199	198
		5年生	102	102	102	102	100
		6年生	46	43	40	37	36
	確保方策	2,125	2,081	2,037	1,994	1,946	
青葉区	量の見込み	計	2,793	2,736	2,679	2,622	2,559
		1年生	828	800	772	744	718
		2年生	805	787	769	751	732
		3年生	615	606	597	588	576
		4年生	354	345	336	327	316
		5年生	134	141	148	155	160
		6年生	57	57	57	57	57
	確保方策	3,401	3,332	3,263	3,193	3,115	

本市事業		放課後キッズクラブ(一部)・放課後児童クラブ					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
都筑区	量の見込み	計	2,071	2,054	2,037	2,020	1,998
		1年生	646	625	604	583	560
		2年生	594	589	584	579	571
		3年生	464	461	458	455	450
		4年生	228	233	238	243	247
		5年生	100	106	112	118	125
		6年生	39	40	41	42	45
	確保方策	2,522	2,501	2,481	2,460	2,433	
戸塚区	量の見込み	計	2,805	2,756	2,707	2,658	2,612
		1年生	878	842	806	770	736
		2年生	781	772	763	754	746
		3年生	617	609	601	593	587
		4年生	307	311	315	319	323
		5年生	158	159	160	161	162
		6年生	64	63	62	61	58
	確保方策	3,416	3,356	3,297	3,237	3,181	
栄区	量の見込み	計	1,057	1,052	1,047	1,042	1,035
		1年生	341	329	317	305	292
		2年生	291	292	293	294	295
		3年生	227	229	231	233	233
		4年生	121	123	125	127	128
		5年生	52	55	58	61	64
		6年生	25	24	23	22	23
	確保方策	1,287	1,281	1,275	1,269	1,261	
泉区	量の見込み	計	1,460	1,399	1,338	1,277	1,209
		1年生	410	393	376	359	340
		2年生	408	393	378	363	345
		3年生	312	302	292	282	272
		4年生	184	175	166	157	150
		5年生	100	94	88	82	75
		6年生	46	42	38	34	27
	確保方策	1,778	1,704	1,629	1,555	1,472	
瀬谷区	量の見込み	計	1,006	1,006	1,004	1,004	1,002
		1年生	282	277	272	268	263
		2年生	297	297	297	297	297
		3年生	232	234	236	237	239
		4年生	125	127	129	131	133
		5年生	48	49	49	50	50
		6年生	22	22	21	21	20
	確保方策	1,225	1,225	1,223	1,223	1,220	

(9) 地域子育て支援拠点事業

本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 保育所等子育てひろば(常設)、幼稚園等はまっ子広場(常設) (エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所等子育てひろば(市立非常設)、幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)					
対象年齢		0歳~2歳					
単位		延べ利用者数(人/月)					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
全市	量の見込み	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
	確保方策	計	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
		ア	25,964	27,128	28,292	29,456	30,620
		イ	10,361	10,973	11,455	11,937	12,419
		ウ	4,724	5,204	5,384	5,566	5,730
		エ	20,724	22,244	24,194	26,142	28,109
鶴見区	量の見込み	3,901	4,201	4,502	4,803	5,104	
	確保方策	計	3,901	4,201	4,502	4,803	5,104
		ア	1,168	1,254	1,340	1,426	1,512
		イ	658	803	818	833	848
		ウ	161	185	190	195	200
		エ	1,914	1,959	2,154	2,349	2,544
神奈川区	量の見込み	4,036	4,284	4,531	4,778	5,026	
	確保方策	計	4,036	4,284	4,531	4,778	5,026
		ア	1,955	2,033	2,111	2,189	2,267
		イ	492	501	510	519	528
		ウ	290	314	319	324	329
		エ	1,299	1,436	1,591	1,746	1,902
西区	量の見込み	2,006	2,206	2,407	2,607	2,807	
	確保方策	計	2,006	2,206	2,407	2,607	2,807
		ア	737	780	823	866	909
		イ	163	169	305	311	317
		ウ	257	300	304	308	312
		エ	849	957	975	1,122	1,269
中区	量の見込み	2,146	2,323	2,499	2,675	2,851	
	確保方策	計	2,146	2,323	2,499	2,675	2,851
		ア	833	876	919	962	1,005
		イ	147	150	283	286	289
		ウ	259	282	306	310	314
		エ	907	1,015	991	1,117	1,243
南区	量の見込み	2,531	2,740	2,950	3,160	3,370	
	確保方策	計	2,531	2,740	2,950	3,160	3,370
		ア	956	999	1,042	1,085	1,128
		イ	659	801	813	825	837
		ウ	108	131	135	179	184
		エ	808	809	960	1,071	1,221

本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 保育所等子育てひろば(常設)、幼稚園等はまっ子広場(常設) (エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所等子育てひろば(市立非常設)、幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
港南区	量の見込み	3,761	3,802	3,844	3,886	3,928	
	確保方策	計	3,761	3,802	3,844	3,886	3,928
		ア	1,991	2,069	2,147	2,225	2,303
		イ	400	412	424	436	448
		ウ	276	321	328	335	342
		エ	1,094	1,000	945	890	835
保土ヶ谷区	量の見込み	3,055	3,235	3,416	3,596	3,776	
	確保方策	計	3,055	3,235	3,416	3,596	3,776
		ア	1,431	1,509	1,587	1,665	1,743
		イ	549	567	585	603	621
		ウ	115	139	144	149	154
		エ	960	1,020	1,100	1,179	1,258
旭区	量の見込み	3,720	3,875	4,031	4,187	4,343	
	確保方策	計	3,720	3,875	4,031	4,187	4,343
		ア	2,054	2,132	2,210	2,288	2,366
		イ	330	339	348	357	366
		ウ	305	328	332	336	340
		エ	1,031	1,076	1,141	1,206	1,271
磯子区	量の見込み	2,698	2,826	2,954	3,082	3,210	
	確保方策	計	2,698	2,826	2,954	3,082	3,210
		ア	757	800	843	886	929
		イ	816	834	852	870	1,018
		ウ	206	228	231	294	298
		エ	919	964	1,028	1,032	965
金沢区	量の見込み	2,742	2,759	2,775	2,791	2,807	
	確保方策	計	2,742	2,759	2,775	2,791	2,807
		ア	783	826	869	912	955
		イ	599	614	629	644	659
		ウ	312	336	341	346	351
		エ	1,048	983	936	889	842
港北区	量の見込み	7,249	7,792	8,334	8,876	9,419	
	確保方策	計	7,249	7,792	8,334	8,876	9,419
		ア	2,814	2,900	2,986	3,072	3,158
		イ	1,613	1,637	1,661	1,685	1,709
		ウ	371	393	456	460	464
		エ	2,451	2,862	3,231	3,659	4,088

本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 保育所等子育てひろば(常設)、幼稚園等はまっ子広場(常設) (エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所等子育てひろば(市立非常設)、幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)					
年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
緑区	量の見込み	3,139	3,276	3,412	3,549	3,685	
	計	3,139	3,276	3,412	3,549	3,685	
	確保方策	ア	1,945	2,023	2,101	2,179	2,257
		イ	496	505	514	523	532
		ウ	340	364	369	374	399
		エ	358	384	428	473	497
青葉区	量の見込み	4,989	5,441	5,893	6,345	6,797	
	計	4,989	5,441	5,893	6,345	6,797	
	確保方策	ア	1,733	1,819	1,905	1,991	2,077
		イ	1,094	1,112	1,130	1,148	1,166
		ウ	466	489	493	497	561
		エ	1,696	2,021	2,365	2,709	2,993
都筑区	量の見込み	5,023	5,359	5,695	6,031	6,367	
	計	5,023	5,359	5,695	6,031	6,367	
	確保方策	ア	2,561	2,647	2,733	2,819	2,905
		イ	695	713	731	749	767
		ウ	380	404	409	414	419
		エ	1,387	1,595	1,822	2,049	2,276
戸塚区	量の見込み	4,181	4,446	4,710	4,974	5,238	
	計	4,181	4,446	4,710	4,974	5,238	
	確保方策	ア	1,975	2,061	2,147	2,233	2,319
		イ	324	463	472	481	490
		ウ	164	207	212	217	222
		エ	1,718	1,715	1,879	2,043	2,207
栄区	量の見込み	2,204	2,339	2,474	2,610	2,745	
	計	2,204	2,339	2,474	2,610	2,745	
	確保方策	ア	767	810	853	896	939
		イ	321	327	333	469	475
		ウ	222	246	251	256	261
		エ	894	956	1,037	989	1,070
泉区	量の見込み	2,285	2,376	2,467	2,558	2,649	
	計	2,285	2,376	2,467	2,558	2,649	
	確保方策	ア	834	877	920	963	1,006
		イ	443	452	461	470	609
		ウ	262	285	289	293	297
		エ	746	762	797	832	737
瀬谷区	量の見込み	2,107	2,269	2,431	2,593	2,756	
	計	2,107	2,269	2,431	2,593	2,756	
	確保方策	ア	670	713	756	799	842
		イ	562	574	586	728	740
		ウ	230	252	275	279	283
		エ	645	730	814	787	891

(10) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業

本市事業				(ア)幼稚園での預かり保育(1号) (イ)幼稚園での預かり保育(2号) (ウ)保育所での一時保育 (エ)乳幼児一時預かり (オ)親と子のつどいの広場での一時預かり (カ)横浜子育てサポートシステム (キ)24時間型緊急一時保育 (ク)休日一時保育					
対象年齢				(ア)(イ):3~5歳 (ウ)~(オ)(キ)(ク):0~5歳 (カ):0~11歳					
単位				延べ利用者数(人/年)					
年度				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
		確保方策		184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
		確保方策		1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
	その他	量の見込み			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
		計			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
		ウ			114,710	123,045	133,960	144,856	156,714
		エ			118,309	131,751	139,820	147,890	155,952
		オ			7,644	7,974	8,309	8,641	8,973
		カ			75,585	76,759	80,719	84,702	87,730
		キ			1,426	1,440	1,455	1,469	1,484
		ク			393	397	401	405	409
	鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	10,949	13,799	16,649	19,499	22,349
			確保方策		10,949	13,799	16,649	19,499	22,349
幼稚園(2号)		量の見込み	イ	73,435	77,026	80,617	84,208	87,799	
		確保方策		73,435	77,026	80,617	84,208	87,799	
その他		量の見込み			25,698	27,580	29,462	31,345	33,227
		計			25,698	27,580	29,462	31,345	33,227
		ウ			9,298	9,972	10,855	11,736	12,695
		エ			9,590	10,677	11,329	11,981	12,633
		オ			620	646	673	700	727
		カ			6,127	6,221	6,541	6,863	7,107
		キ			0	0	0	0	0
		ク			63	64	64	65	65
神奈川区		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,351	10,258	11,165	12,072	12,979
			確保方策		9,351	10,258	11,165	12,072	12,979
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	96,894	102,872	108,850	114,828	120,806	
		確保方策		96,894	102,872	108,850	114,828	120,806	
	その他	量の見込み			22,139	23,761	25,383	27,004	28,626
		計			22,139	23,761	25,383	27,004	28,626
		ウ			7,711	8,289	9,040	9,791	10,607
		エ			7,953	8,875	9,435	9,996	10,555
		オ			514	537	561	584	607
		カ			5,080	5,171	5,447	5,725	5,938
		キ			713	720	727	734	742
		ク			168	169	173	174	177

本市事業				(ア)幼稚園での預かり保育(1号) (イ)幼稚園での預かり保育(2号) (ウ)保育所での一時保育 (エ)乳幼児一時預かり (オ)親と子のつどいの広場での一時預かり (カ)横浜子育てサポートシステム (キ)24時間型緊急一時保育 (ク)休日一時保育					
年度				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,203	7,123	7,043	6,963	6,883	
		確保方策		7,203	7,123	7,043	6,963	6,883	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	54,192	59,063	63,934	68,805	73,676	
		確保方策		54,192	59,063	63,934	68,805	73,676	
	その他	量の見込み		計	10,611	11,388	12,165	12,943	13,720
		確保方策	ウ	3,849	4,127	4,492	4,856	5,252	
			エ	3,970	4,419	4,688	4,958	5,227	
			オ	256	267	279	290	301	
			カ	2,536	2,575	2,706	2,839	2,940	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			10,611	11,388	12,165	12,943	13,720		
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,751	8,225	7,699	7,173	6,647	
		確保方策		8,751	8,225	7,699	7,173	6,647	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,869	64,165	65,461	66,757	68,053	
		確保方策		62,869	64,165	65,461	66,757	68,053	
	その他	量の見込み		計	10,048	10,784	11,520	12,256	12,992
		確保方策	ウ	3,645	3,908	4,254	4,598	4,974	
			エ	3,759	4,185	4,440	4,695	4,949	
			オ	243	253	264	274	285	
			カ	2,401	2,438	2,562	2,689	2,784	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			10,048	10,784	11,520	12,256	12,992		
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,569	7,653	7,737	7,821	7,905	
		確保方策		7,569	7,653	7,737	7,821	7,905	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,842	68,756	73,670	78,584	83,498	
		確保方策		63,842	68,756	73,670	78,584	83,498	
	その他	量の見込み		計	13,840	14,854	15,867	16,881	17,895
		確保方策	ウ	5,020	5,383	5,859	6,334	6,850	
			エ	5,178	5,764	6,115	6,466	6,817	
			オ	334	349	363	378	392	
			カ	3,308	3,358	3,530	3,703	3,836	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			13,840	14,854	15,867	16,881	17,895		
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,282	12,591	12,900	13,209	13,518	
		確保方策		12,282	12,591	12,900	13,209	13,518	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	109,650	114,716	119,782	124,848	129,914	
		確保方策		109,650	114,716	119,782	124,848	129,914	
	その他	量の見込み		計	18,219	19,553	20,888	22,222	23,557
		確保方策	ウ	6,328	6,803	7,421	8,039	8,711	
			エ	6,527	7,285	7,746	8,207	8,668	
			オ	422	441	460	480	499	
			カ	4,170	4,244	4,473	4,700	4,876	
			キ	713	720	728	735	742	
ク			59	60	60	61	61		
計			18,219	19,553	20,888	22,222	23,557		

本市事業				(ア)幼稚園での預かり保育(1号) (イ)幼稚園での預かり保育(2号) (ウ)保育所での一時保育 (エ)乳幼児一時預かり (オ)親と子のつどいの広場での一時預かり (カ)横浜子育てサポートシステム (キ)24時間型緊急一時保育 (ク)休日一時保育					
年度				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	13,703	14,313	14,923	15,533	16,143	
		確保方策		13,703	14,313	14,923	15,533	16,143	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,722	112,861	114,000	115,139	116,278	
		確保方策		111,722	112,861	114,000	115,139	116,278	
	その他	量の見込み			15,945	17,113	18,281	19,449	20,617
		計			15,945	17,113	18,281	19,449	20,617
		確保方策	ウ		5,784	6,202	6,750	7,297	7,892
			エ		5,965	6,641	7,045	7,450	7,854
			オ		385	402	419	435	452
			カ		3,811	3,868	4,067	4,267	4,419
キ				0	0	0	0	0	
ク				0	0	0	0	0	
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,681	9,759	9,837	9,915	9,993	
		確保方策		9,681	9,759	9,837	9,915	9,993	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	178,966	184,473	189,980	195,487	200,994	
		確保方策		178,966	184,473	189,980	195,487	200,994	
	その他	量の見込み			17,702	18,999	20,296	21,592	22,889
		計			17,702	18,999	20,296	21,592	22,889
		確保方策	ウ		6,421	6,885	7,494	8,101	8,762
			エ		6,622	7,372	7,822	8,271	8,720
			オ		428	446	465	483	502
			カ		4,231	4,296	4,515	4,737	4,905
キ				0	0	0	0	0	
ク				0	0	0	0	0	
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,615	6,042	6,469	6,896	7,323	
		確保方策		5,615	6,042	6,469	6,896	7,323	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	61,322	59,777	58,232	56,687	55,142	
		確保方策		61,322	59,777	58,232	56,687	55,142	
	その他	量の見込み			13,357	14,336	15,314	16,293	17,271
		計			13,357	14,336	15,314	16,293	17,271
		確保方策	ウ		4,845	5,195	5,654	6,113	6,612
			エ		4,997	5,563	5,902	6,241	6,580
			オ		323	337	351	365	379
			カ		3,192	3,241	3,407	3,574	3,700
キ				0	0	0	0	0	
ク				0	0	0	0	0	
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,286	7,754	8,222	8,690	9,158	
		確保方策		7,286	7,754	8,222	8,690	9,158	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	89,086	88,541	87,996	87,451	86,906	
		確保方策		89,086	88,541	87,996	87,451	86,906	
	その他	量の見込み			13,387	14,368	15,349	16,329	17,310
		計			13,387	14,368	15,349	16,329	17,310
		確保方策	ウ		4,856	5,207	5,667	6,126	6,627
			エ		5,008	5,575	5,915	6,255	6,594
			オ		324	337	351	365	379
			カ		3,199	3,249	3,416	3,583	3,710
キ				0	0	0	0	0	
ク				0	0	0	0	0	

本市事業				(ア)幼稚園での預かり保育(1号) (イ)幼稚園での預かり保育(2号) (ウ)保育所での一時保育 (エ)乳幼児一時預かり (オ)親と子のつどいの広場での一時預かり (カ)横浜子育てサポートシステム (キ)24時間型緊急一時保育 (ク)休日一時保育					
年度				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	13,511	13,744	13,977	14,210	14,443	
		確保方策		13,511	13,744	13,977	14,210	14,443	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,477	120,738	129,999	139,260	148,521	
		確保方策		111,477	120,738	129,999	139,260	148,521	
	その他	量の見込み		計	37,998	40,782	43,564	46,349	49,132
		確保方策	ウ	13,778	14,775	16,081	17,385	18,804	
			エ	14,211	15,821	16,784	17,749	18,713	
			オ	918	958	997	1,037	1,077	
			カ	9,079	9,216	9,690	10,166	10,526	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			12	12	12	12	12		
計			37,998	40,782	43,564	46,349	49,132		
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,563	10,065	10,567	11,069	11,571	
		確保方策		9,563	10,065	10,567	11,069	11,571	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	114,072	113,780	113,488	113,196	112,904	
		確保方策		114,072	113,780	113,488	113,196	112,904	
	その他	量の見込み		計	16,082	17,260	18,438	19,616	20,794
		確保方策	ウ	5,833	6,255	6,808	7,360	7,960	
			エ	6,016	6,698	7,106	7,514	7,922	
			オ	389	405	422	439	456	
			カ	3,844	3,902	4,102	4,303	4,456	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			16,082	17,260	18,438	19,616	20,794		
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,519	17,177	16,835	16,493	16,151	
		確保方策		17,519	17,177	16,835	16,493	16,151	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	222,519	227,871	233,223	238,575	243,927	
		確保方策		222,519	227,871	233,223	238,575	243,927	
	その他	量の見込み		計	24,940	26,766	28,593	30,420	32,247
		確保方策	ウ	9,046	9,700	10,557	11,413	12,345	
			エ	9,330	10,386	11,019	11,652	12,285	
			オ	603	629	655	681	707	
			カ	5,961	6,051	6,362	6,674	6,910	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			24,940	26,766	28,593	30,420	32,247		
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	20,721	19,022	17,323	15,624	13,925	
		確保方策		20,721	19,022	17,323	15,624	13,925	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	175,679	171,977	168,275	164,573	160,871	
		確保方策		175,679	171,977	168,275	164,573	160,871	
	その他	量の見込み		計	20,384	21,877	23,371	24,864	26,357
		確保方策	ウ	7,371	7,905	8,606	9,304	10,065	
			エ	7,602	8,464	8,982	9,499	10,016	
			オ	491	512	534	555	576	
			カ	4,857	4,932	5,185	5,441	5,635	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			63	64	64	65	65		
計			20,384	21,877	23,371	24,864	26,357		

本市事業				(ア)幼稚園での預かり保育(1号) (イ)幼稚園での預かり保育(2号) (ウ)保育所での一時保育 (エ)乳幼児一時預かり (オ)親と子のつどいの広場での一時預かり (カ)横浜子育てサポートシステム (キ)24時間型緊急一時保育 (ク)休日一時保育					
年度				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,626	13,825	16,024	18,223	20,422	
		確保方策		11,626	13,825	16,024	18,223	20,422	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	162,115	170,164	178,213	186,262	194,311	
		確保方策		162,115	170,164	178,213	186,262	194,311	
	その他	量の見込み		計	25,080	26,917	28,754	30,591	32,428
		確保方策	ウ	9,087	9,745	10,606	11,467	12,403	
			エ	9,372	10,434	11,071	11,707	12,343	
			オ	605	632	658	684	710	
			カ	5,988	6,078	6,391	6,705	6,943	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			28	28	28	28	29		
計			25,080	26,917	28,754	30,591	32,428		
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	3,346	4,349	5,352	6,355	7,358	
		確保方策		3,346	4,349	5,352	6,355	7,358	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	78,306	84,037	89,768	95,499	101,230	
		確保方策		78,306	84,037	89,768	95,499	101,230	
	その他	量の見込み		計	10,002	10,735	11,468	12,200	12,933
		確保方策	ウ	3,628	3,890	4,234	4,577	4,951	
			エ	3,742	4,166	4,420	4,673	4,927	
			オ	242	252	263	273	283	
			カ	2,390	2,427	2,551	2,677	2,772	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			10,002	10,735	11,468	12,200	12,933		
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,410	5,959	6,508	7,057	7,606	
		確保方策		5,410	5,959	6,508	7,057	7,606	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	99,171	108,584	117,997	127,410	136,823	
		確保方策		99,171	108,584	117,997	127,410	136,823	
	その他	量の見込み		計	12,602	13,525	14,448	15,371	16,294
		確保方策	ウ	4,571	4,902	5,335	5,767	6,238	
			エ	4,714	5,248	5,568	5,888	6,207	
			オ	305	318	331	344	357	
			カ	3,012	3,057	3,214	3,372	3,492	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			12,602	13,525	14,448	15,371	16,294		
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	10,776	10,259	9,742	9,225	8,708	
		確保方策		10,776	10,259	9,742	9,225	8,708	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	96,716	99,802	102,888	105,974	109,060	
		確保方策		96,716	99,802	102,888	105,974	109,060	
	その他	量の見込み		計	10,033	10,768	11,503	12,238	12,973
		確保方策	ウ	3,639	3,902	4,247	4,592	4,966	
			エ	3,753	4,178	4,433	4,688	4,942	
			オ	242	253	263	274	284	
			カ	2,399	2,435	2,560	2,684	2,781	
			キ	0	0	0	0	0	
ク			0	0	0	0	0		
計			10,033	10,768	11,503	12,238	12,973		

第6章 計画の推進体制等について

1 様々な主体による計画の推進

- 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織に加え、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO法人、ボランティア及び民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」（2013（平成25）年制定）で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者及び保育・教育関係者などから構成される「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象とした大規模なニーズ調査の実施や、市内全区における子育て中の方による市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。計画の推進にあたっては、子育て当事者と意見交換を行うことができるような機会を取り入れていきます。
- これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切に、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。こども基本法に基づく「市町村こども計画」となる本計画の推進にあたっては、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。
- 横浜市こども・子育て基本条例において「すべてのこどもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される」ことが基本理念として定められると共に、本市としてこどもが関わる施策に対するこどもの意見反映の取組を進めていくことが改めて明記されました。
- 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせた意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。
- 横浜市こども・子育て基本条例の施行に合わせ、条例第12条に定める、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。計画期間を通じて、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映方法について、先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

3 計画の点検・評価等

- 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、刻々と変化する社会情勢や、市として新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。第3期計画の推進にあたっては、引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- こども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐に渡っており、保育士、幼稚園教諭、児童福祉司、保健師及び助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- こども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、こども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱えるこどもや保護者を的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- さらに、本市の多様なこども・子育て支援は、子育て経験者、ボランティア及び地縁組織など、地域で活動する様々な担い手により支えられています。
- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、こどもが地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
- 今後は、専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められます。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- 併せて、こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 本市では第2期計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、こどもたち本人に向けた広報・啓発や、障害児・者への情報提供、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。
- 本市では、子育て世帯の声を踏まえて、スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を2024（令和6）年度にリリースしました。このアプリは、多言語にも対応しています。今後も、必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めていきます。
- こどもたち本人に対しては、まずは市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることについて、周知していくことが必要です。横浜市こども・子育て基本条例や本計画に関する周知を進めていきます。
- こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。

参考資料

1 利用ニーズ把握のための調査

(1) 調査の目的

第3期計画を策定するにあたり、子育て家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象者

ア 未就学児調査：市内在住の小学校入学前の児童の保護者 64,416 件

イ 小学生調査：市内在住の小学校就学児童の保護者 65,892 件

合計：130,308 件

※ 小学生調査では、こども本人向けの質問を記載した調査票を同封（回答対象はあて名のお子さんが小学4～6年生）。小学生調査 65,892 件のうち、あて名のお子さんが小学4～6年生の方は 33,068 件、回収数は 12,445 件（回収率 37.6%）。

(3) 標本抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

(4) 調査期間

2023（令和5）年 10月1日（日）～10月31日（火）

(5) 回収状況

未就学児調査：回収数 33,321 件（回収率 51.7%）

小学生調査：回収数 31,938 件（回収率 48.5%）

合計：回収数 65,259 件（回収率 50.1%）

(6) 主な調査項目

○家族の状況

○保護者の就労状況

○放課後の過ごし方

○子育ての悩みごと・相談先

○教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用意向 等

※ ニーズ調査結果報告書は横浜市ホームページに掲載しています。

2 こども本人へのヒアリング調査

(1) 調査の目的

第3期計画を策定するにあたり、社会や時代の変化をとらえ青少年の地域活動拠点づくり事業を効果的に実施するため、また社会的養護経験者への支援の充実を検討するためヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査対象者

- ア 青少年の地域活動拠点づくり事業の利用者
- イ 「よこはま Port For」を現在利用している、または過去に利用したことがある社会的養護経験者

(3) 調査期間

- ア 2023（令和5）年8月15日（火）、9月9日（土）、9月15日（金）
- イ 2023（令和5）年10月

(4) 対象者数

- ア 合計30人
 - ※ 書面提出者6名を含む
- イ 合計5人

(5) 主な調査項目

- ア 利用時間や曜日、周知方法、施設・設備について、各拠点の活動について等
- イ 「よこはま Port For」の利用状況、社会的養護経験者の困りごとや不安、支援ニーズ等

※ ヒアリング調査報告書は横浜市こども青少年局ホームページに掲載しています。

3 子育て中の方によるグループトーク

(1) 目的

第3期計画の策定に向けて、子育てしていて困ったこと、嬉しいこと、わかってほしいこと、あったらいいことなど、子育ての本音を話しあい、お話を聞かせていただいて、次期計画の策定に生かすため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

(2) 名称

グループトーク「みんなで話そう、つながろう！横浜での子育て」

(3) 実施時期

2023（令和5）年10月から12月

(4) 参加者数

合計193人（18区合計）

(5) 主な内容

横浜での子育てについて、3つのテーマごとに個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな」

テーマ③「感想シェア」

※ グループトーク開催報告は横浜市こども青少年局ホームページに掲載しています。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）素案

令和6年10月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061

Email：kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(令和7年度～11年度)

素案

(令和6年10月)

横 浜 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	策定の経緯及び第4期計画における主な取組	1

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1	社会的背景	5
2	ひとり親家庭の現状	7
3	ひとり親家庭の課題状況	10

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1	基本理念	16
2	支援の視点	16
3	支援における取組の方向性	16
4	支援における取組の柱	17

第4章 支援の具体的事業・計画

	ひとり親家庭自立支援計画事業体系図	19
1	子育てや生活支援	20
2	就業の支援	23
3	経済的支援	25
4	養育費確保の支援	28
5	相談機関や情報提供の充実	29
6	こどもへのサポート	31

第5章 計画推進にあたっての指標

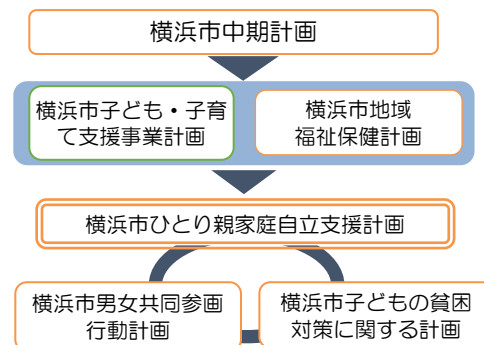
参考資料

	第4期計画の振り返り	34
	横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要	42
	ヒアリング等調査結果の概要	44
	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会	48

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



本市では、ひとり親家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するように、平成15年度から、それぞれ5か年間の「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。※

第5期計画は、第4期計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査
- ・ 支援者・当事者団体及びひとり親家庭のこどもへのヒアリング等の実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定します。

※第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年に改定された国基本方針との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行い、期間を令和6年度末まで2か年延長しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

3 計画の経緯及び第4期計画における主な取組

平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱	児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 *都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる	
平成15年4月	国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度） *母子家庭施策の総合的な展開 *自立支援計画の基本となるべき事項	
平成16年3月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成15年度～平成19年度）	

平成 20 年 4 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度）</p> <p>*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的支援を実施</p> <p>*就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化</p>
平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 24 年 4 月	<p>民法等の改正法施行</p> <p>*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化</p>
平成 25 年 3 月	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行</p> <p>*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等</p> <p>国の基本方針の対象期間の延長 (平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長)</p>
平成 26 年 1 月	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律施行</p> <p>子どもの貧困が社会問題化</p>
平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）
平成 26 年 8 月	<p>子供の貧困対策に関する大綱閣議決定</p> <p>父子への支援拡充</p>
平成 26 年 10 月	<p>母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ</p> <p>*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>
平成 27 年 10 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度）</p> <p>*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。</p> <p>①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>
平成 30 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 31 年度～令和 4 年度）
令和 2 年 3 月	<p>国の基本方針（対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度）</p> <p>*①ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充③母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給等、支援施策の拡充等</p>
令和 3 年 3 月	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策
令和 5 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画の改定（平成 31 年度～令和 6 年度）
令和 5 年 12 月	<p>こども大綱閣議決定</p> <p>共同親権の法制化</p>
令和 6 年 5 月	民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立

第4期計画（平成30～令和6年度）期間内に実施した主な取組内容

＜国＞国制度 ＜市＞本市独自制度

年度	計画における分野	取組内容
平成30	養育費確保の支援	養育費セミナー：実施回数の増（年4回→年6回） ※ひとり親サポートよこはま実施事業
令和元	相談・情報提供	父子家庭の交流事業：父子がともに参加できるイベントを開催するなど、父子家庭の父どうしの交流の機会をつくる事業を開始＜市＞
令和2	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：中学1年生の子を持つひとり親家庭を対象に、子への学習支援（家庭教師の派遣）と親への相談支援を実施＜市＞
	相談・情報提供	SNSの活用：ひとり親サポートよこはまでLINEアカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の情報提供を開始＜市＞ ※ひとり親サポートよこはま実施事業
	経済的支援	ひとり親世帯フードサポート事業：フードバンク等から提供を受けた食品の配布会を、各区月1回程度実施する事業を開始＜市＞
令和3	就業の支援	高等職業訓練促進給付金：対象講座の拡充（受講期間1年以上→6か月以上、情報関連資格取得講座等の追加）＜国＞
	経済的支援	住宅支援資金貸付事業：新規実施＜国＞ ※市社協実施事業
	養育費確保の支援	養育費確保支援事業：公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始＜国＞
	相談・情報提供	ひとり親の親講座：ひとり親家庭の親または離婚を検討中の親を対象に、離婚が子に与える影響や、離婚に関わる法律知識などを学べる講座を新規実施＜市＞
令和4	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：専門実践教育訓練給付金の支給上限額を増額（1年あたり20万円→40万円）＜国＞
		高卒認定試験合格支援事業：受講開始時補助金の支給制度を追加＜国＞
令和5	生活の支援	日常生活支援事業：利用者負担を最大300円から0円に無償化＜市＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：利用者の定員を80名から100名に増員＜市＞
	就業の支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：支給上限額を引き上げ＜国＞
令和6	こどもへのサポート・経済的支援	ひとり親家庭受験料補助事業：高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料を補助＜国＞
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金事業：対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃、専門実践教育訓練の対象講座の修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加で支給（最大85%の支給）＜国＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充＜市＞

■ 本計画における用語の定義

・母子家庭

母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）

・父子家庭

父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

・寡婦

かつて母子家庭の母であって、こどもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方

・ひとり親家庭

母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

① 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」（以下、「本市調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

② 「全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）」〈厚生労働省実施〉（以下、「全国調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

③ 「国勢調査（令和2年）」〈総務省実施〉

対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

■ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。また、食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

こうした中、本市においても、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」等の必要な施策を講じてきました。

物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があります。ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

こうした、ひとり親家庭における世帯全体の複合的な課題については、家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭、特に母子家庭の住宅確保に向けた現状については、持ち家率が低く、民間賃貸住宅に居住し、家賃を負担している場合が多くなっていますが、所得の低さから、家賃の負担が家計に重くのしかかっていると考えられます。一方、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

本市においては、住宅の確保について、市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

令和6年3月に、政府は離婚時の共同親権導入を含む民法改正案を閣議決定し、国会において、5月に可決、成立しました。当該改正案は、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるため、令和8年までに施行される予定です。

離婚後の共同親権の導入により、「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされるため、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

一方で、DVや虐待など「子の利益を害する」場合は、必ず単独親権としなければならないこと、共同親権の場合でも急迫の事情がある場合には単独で親権を行使できることが定められています。

今後制定される、こどもと同居するなど一方の親だけで決定できる「急迫の事情」や「日常の行為」について周知するガイドラインを踏まえて、適切な親権行使を支援できるよう相談支援の取組を強化していくことが必要です。

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。また、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立支援を図るため、令和6年度には、ひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）を見直しました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

また、同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことや、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重することや、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくことの重要性が明記されています。

このことを踏まえて、本計画におけるこどもへの施策については、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要です。

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635世帯で、内訳は母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785世帯で、内訳は母子家庭14,842世帯、父子家庭1,943世帯となっています。

令和5年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が73.8%、死別が14.4%、未婚が6.6%、母子家庭では、離婚が77.2%、死別が9.1%、未婚が8.5%、父子家庭では、離婚が62.7%、死別が31.3%、その他が0.5%となっています。

<参考>

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む。）

(単位：世帯)	令和2年	平成27年	平成22年
母子世帯	19,481	22,803	24,311
父子世帯	3,154	3,588	4,566
合計	22,635	26,391	28,877

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（ほかの家族との同居なし）

(単位：世帯)	令和2年	平成27年	平成22年
母子世帯	14,842	17,600	18,401
父子世帯	1,943	2,124	2,742
合計	16,785	19,724	21,143

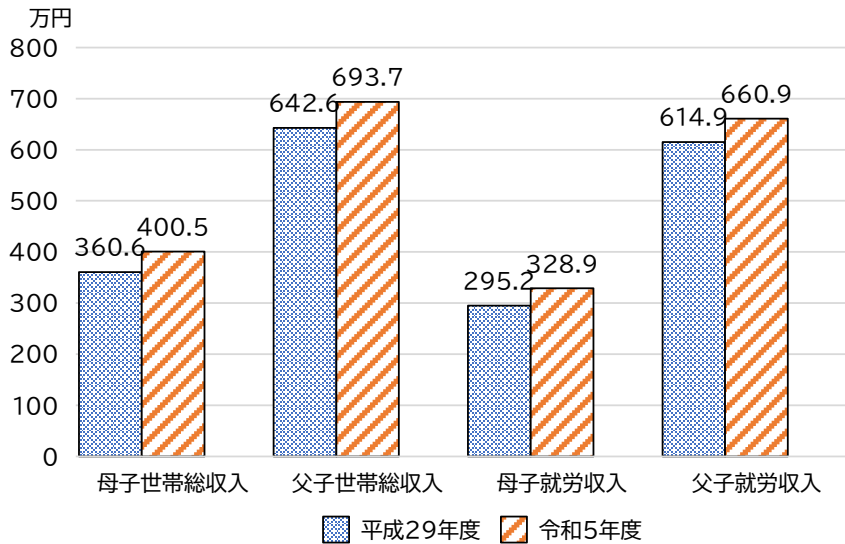
(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和5年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、本市調査によると、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっていて、母子家庭・父子家庭共に低く、特に母子家庭が著しく低いことが分かります。

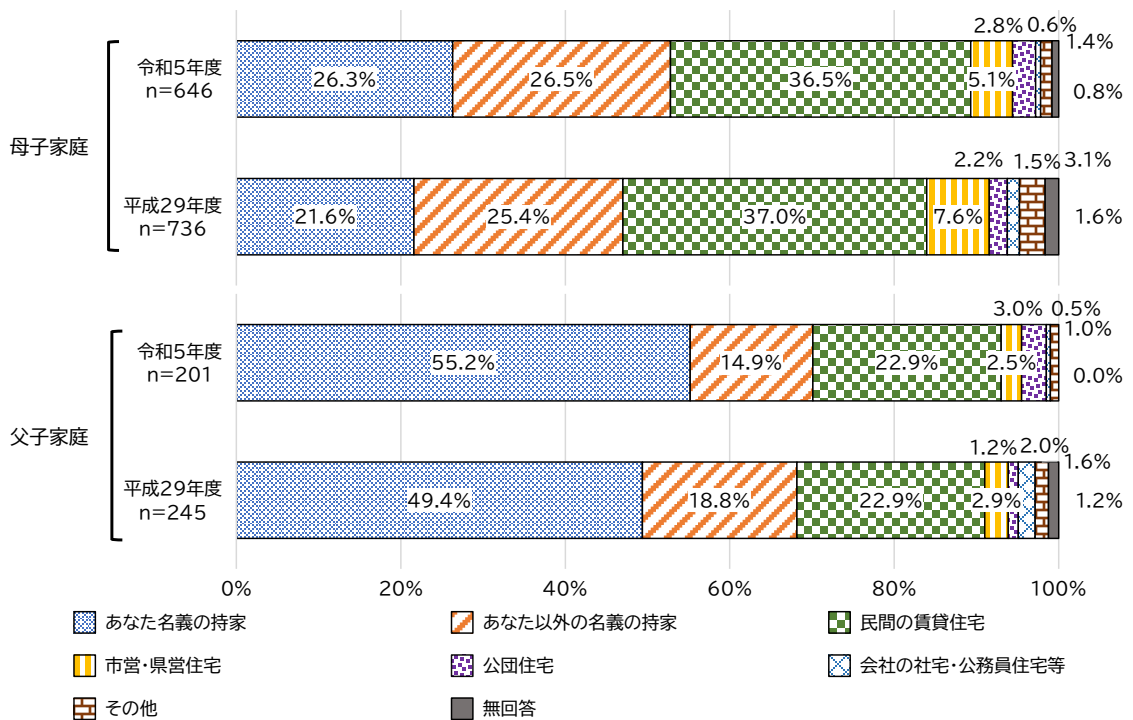
年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は473万円（前回432万円）ですが、母子家庭の平均収入は401万円（前回361万円）、父子家庭の平均収入は694万円（前回643万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は前回の平成29年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約5割が400万円未満となっています。

住居の状況は、「賃貸住宅」は、母子家庭で44.4%、父子家庭で28.4%、「自身の名義の持ち家」「本人以外の名義の持ち家」は、母子家庭で52.8%、父子家庭で70.1%となっていますが、令和4年国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、「持ち家」は72.3%、「賃貸住宅」は19.7%となっており、母子家庭、父子家庭ともに、「賃貸住宅」の比率が高くなっています。



【図1 母子家庭及び父子家庭の年間の世帯総収入及び稼働収入(就労収入)】



【図2 母子家庭及び父子家庭の住居の状況】

(3) ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親43.7歳、父親48.3歳、ひとり親になった時の年齢は、母親36.7歳、父親43.1歳となっています。

家族や親族等との同居について、「いる」は28.0%にとどまっています。「同居している人」については、「父母」が81.4%と多くなっています。

(4) ひとり親家庭のこどもについて

ひとり親家庭のこどもの人数は、「1人」が53.8%、「2人」が34.9%、「3人」が9.7%、「4人」が1.4%となっています。また、母子家庭のこどもの数は平均1.60人で、父子家庭では1.55人となっています。

こどもの就学・就業状況は、「7-12歳（小学生）」のこどもがいる世帯が28.4%で最も多く、次いで「16-18歳」が23.7%となりました。「0-6歳（小学校入学前）」のこどもは12.0%ですが、母子家庭では13.5%、父子家庭では6.8%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.4%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭は父子家庭に比べ、「生活費が不足している」の割合が高く、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、本市調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、41.6%と多くの人々が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。一方、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは46.0%、調査回答時点は23.4%、父子家庭では、ひとり親になったときは50.7%、調査回答時点では26.4%と時間の経過により減少する傾向があります。

(6) 福祉制度の認知・利用希望

ひとり親に関する福祉制度の認知状況については、「児童扶養手当」が85.8%、「ひとり親家庭等医療費助成」が73.7%と認知度が高くなっています。

しかし、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」、「養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金」、「ひとり親の親講座」、「父子交流事業（シングルファザーのしゃべり場）」、「夜間電話相談」の認知度は1割以下と低くなっています。

また、今後利用したい制度については、「無料法律相談」の37.5%といった養育費や親権等に関すること、「ひとり親サポートよこはま」の35.4%や「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の34.2%といった就業支援に関すること、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」の31.4%といったこどもへの学習支援に関することなどへの希望が高い状況となっています。

3 ひとり親家庭の課題状況

(1) 子育てや生活支援

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢期が多く、日々の生活においての家事の援助や保育や放課後児童施策等の子育て支援が必要となっています。

本市調査における就職や求職時に求める支援策は、「放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること」が26.9%、「延長保育、休日保育、病児後保育が充実すること」が21.0%、「仕事を探したり、受講、通学時などに一時的にこどもを預かってもらうこと」が19.8%となっています。就業支援のため、乳幼児の保育及び学齢期の児童の放課後の居場所の充実は重要です。

育児等の協力を期待できる親族との同居は、28.0%であり、ひとり親家庭になった時に困ったこととして、「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%と、ヘルパー派遣等による家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

また、親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい状況にあるため、日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要です。

本市調査やヒアリングにおいては、家事・育児以外にも、親または子の疾病や障害など、様々な困難を抱えて悩んでいるとの回答がありました。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯があり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要です。支援者へのヒアリングでは、親の身体的・精神的負担の軽減のためのレスパイト（休養）や一時保育の充実が必要であるとの課題認識をいただいています。

ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われているため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい課題があり、さまざまなアプローチを続ける必要があります。

(2) 就業の支援

令和5年度本市調査によると、本市のひとり親の就業率は、母子家庭が89.8%（前回86.3%）、父子家庭が93.0%（前回89.4%）と前回調査より、高くなっています。

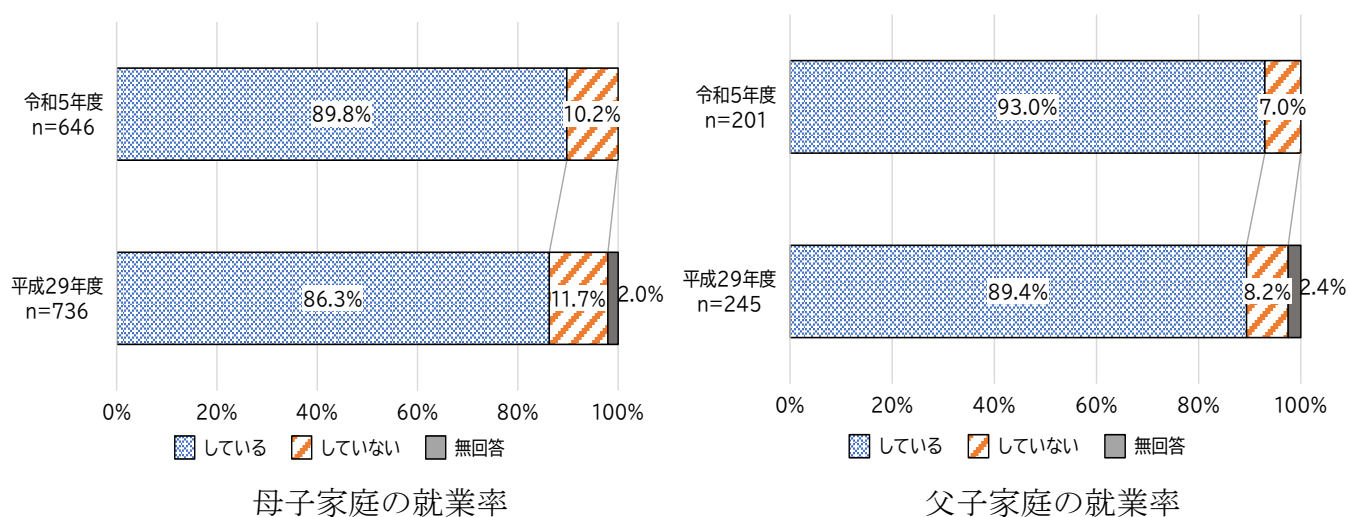
また、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が51.6%（前回44.6%）と前回調査より増加しているものの、「パート・アルバイト」29.1%（前回34.6%）、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」7.9%（前回9.0%）、「人材派遣会社の派遣社員」2.9%（前回5.0%）を合わせた非正規職員も約5割となっています。

さらに、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたいと考えています。

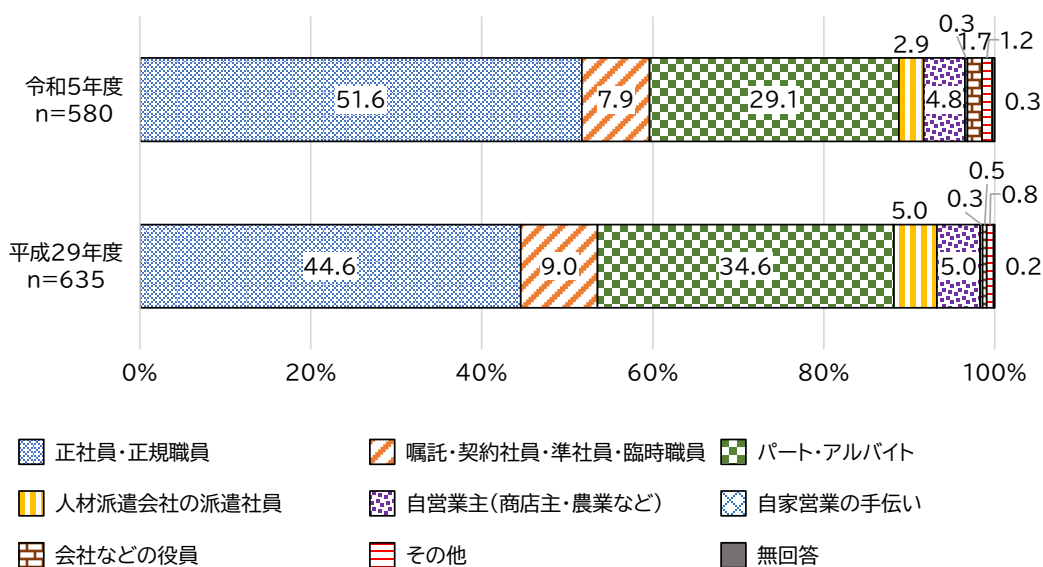
近年、テレワークやフレックスタイム制度等を活用した就業形態の多様化が進んでおり、制度の利用を希望されるひとり親が増えてきています。

本市調査の自由意見やヒアリングからも「こどもとの時間をとりたい」「在宅ワークであれば残業もできるため、収入を増やせる」「こどもや自分の病気の時に有休を認める制度が欲しい」など、多様な働き方や制度拡充を希望するひとり親は多くなっています。

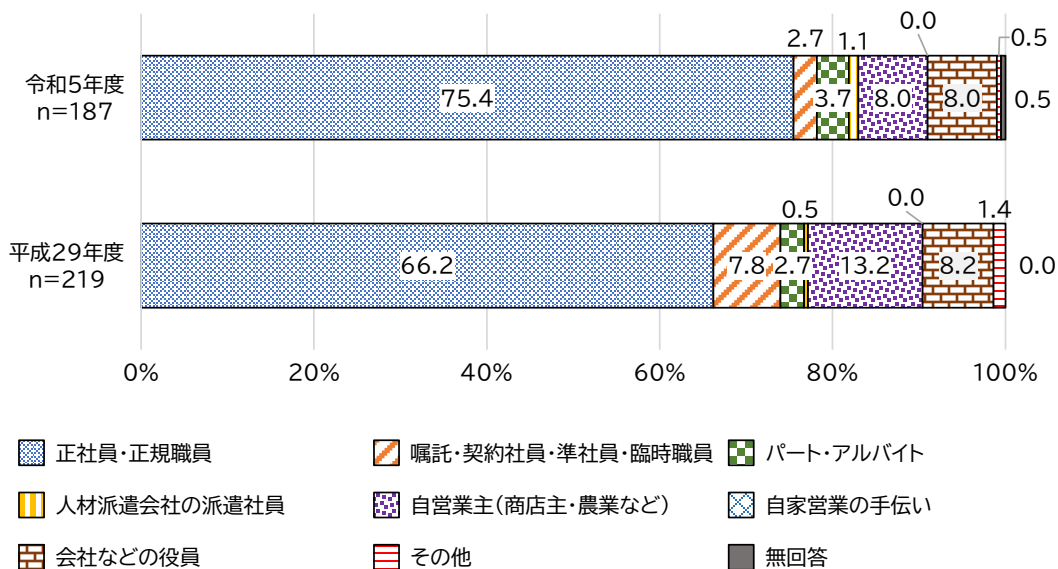
子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援や、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。



【図3 ひとり親家庭における就業率】



母子家庭の就業形態



父子家庭の就業形態

【図4 ひとり親家庭における就業形態】

(3) 経済的支援

令和5年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼりました。母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

また、ひとり親の就労収入は増加していますが、児童扶養手当の受給額の減額

や停止が心配で、働き控えを考える方もいます。また、児童扶養手当の支給停止により、手当と連動した様々な支援策から外れることも、ひとり親家庭の負担になっています。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

(4) 養育費確保の支援

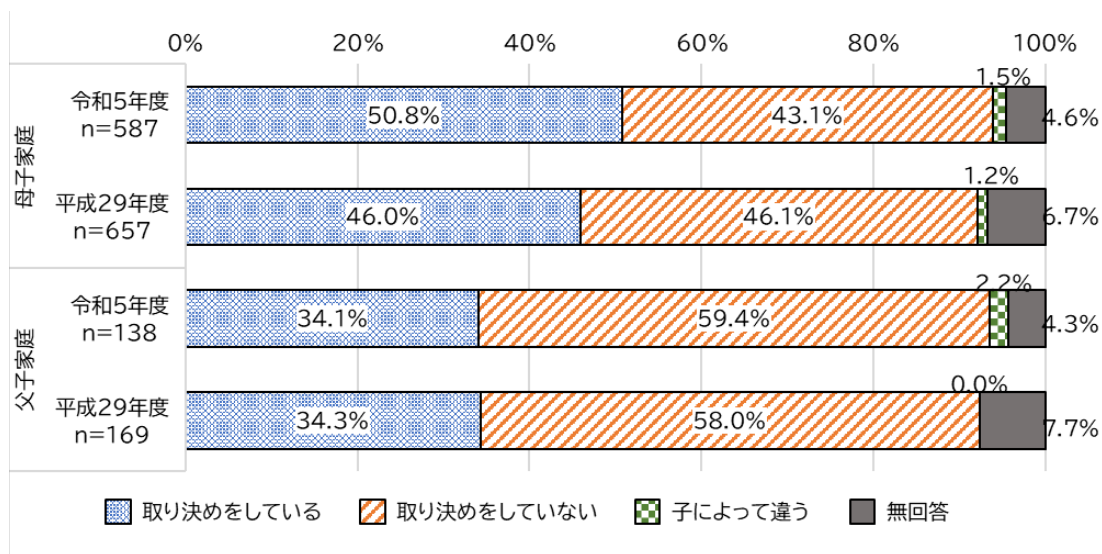
離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「子によって違う」を含めて、「養育費の取り決めをしている」と回答した母子家庭は52.3%（前回47.2%）、父子家庭は36.3%（前回34.3%）と半数近くの世帯で取り決めをしていません。また、受領状況について「現在も受けている」は母子家庭で36.5%、父子家庭で7.2%、「受けたことがあるが現在は受けていない」は母子家庭で15.3%、父子家庭で5.1%となっています。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手と関わりたくない」「相手に支払う意思がないと思った」「相手に支払う能力がないと思った」「取り決めの交渉がわずらわしい」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

こどもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。こどもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっかりと確保することが必要です。

本市においては、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談や、養育費セミナー等の開催等による啓発の取組を行ってきました。また、令和3年度から①公正証書の作成や調停により、養育費の取り決めを行う際の費用を補助する、②養育費保証契約の契約時費用を補助する、2つの方法による養育費確保支援事業を開始しました。さらに、令和6年度から、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用への補助を実施しています。

事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。



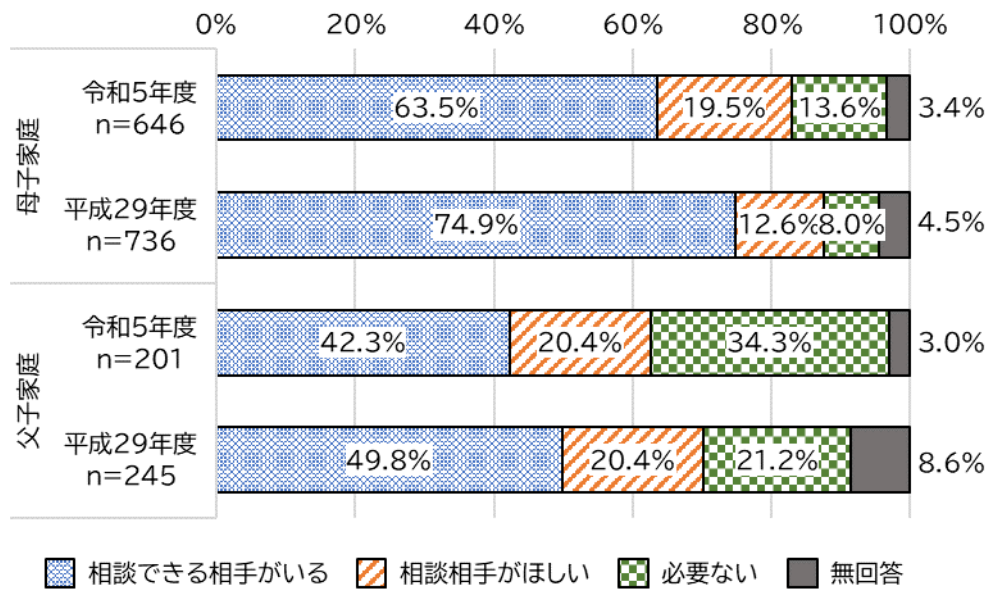
【図5 母子家庭及び父子家庭の養育費の取り決めの有無】

(5) 相談・情報提供

令和5年本市調査では、「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくことは有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないことや、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であり、相談相手が見つかりづらいといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

また、多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。



【図6 母子家庭及び父子家庭の相談相手の有無】

(6) こどもへのサポート

母子・父子を問わず、親との離死別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、そのことがこどもの精神面に与える影響や進学への悩みなど、こどもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行う必要が生じていたり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合があります。

また、全国調査等によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。

こどもへのヒアリングやアンケート調査では、「進路の選択をするときに、学費のことを考えることはある」といった声もありました。

どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。

そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及び子どもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子どもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

基本理念のもと、ひとり親家庭に対して包括的な支援が進むよう、次の3つを、支援にあたって大切にしたい視点とします。

(1) 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

(2) こどもの視点

こどもに届く支援、こどもの視点に立った支援

(3) 地域支援の視点

ひとり親家庭やこどもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

3 支援における取組の方向性

3つの視点を踏まえ、次の2つの方向性を重視して、取組を進めます。

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等、時間や場所にとらわれない相談支援を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

さらに、特に父子家庭が抱える困難に着目した、分かりやすい情報提供や交流の機会づくりを推進します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。

また、養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。

支援の実施にあたっては、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

4 支援における取組の柱

3つの視点、2つの方向性を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策を推進します。

(1) 子育てや生活支援

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

また、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等、地域で支援に関わる関係者の方々や、こどもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

(2) 就業の支援

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）を中心に行います。

(3) 経済的支援

安定した生活を維持し、こどもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成等の各種制度を着実に実施するとともに、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

(4) 養育費確保の支援

こどもの養育について、婚姻関係の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たすことが、令和6年5月の

民法改正で明記されました。

養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

また、ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

(6) こどもへのサポート

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、こどもの相談支援を行います。また、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。

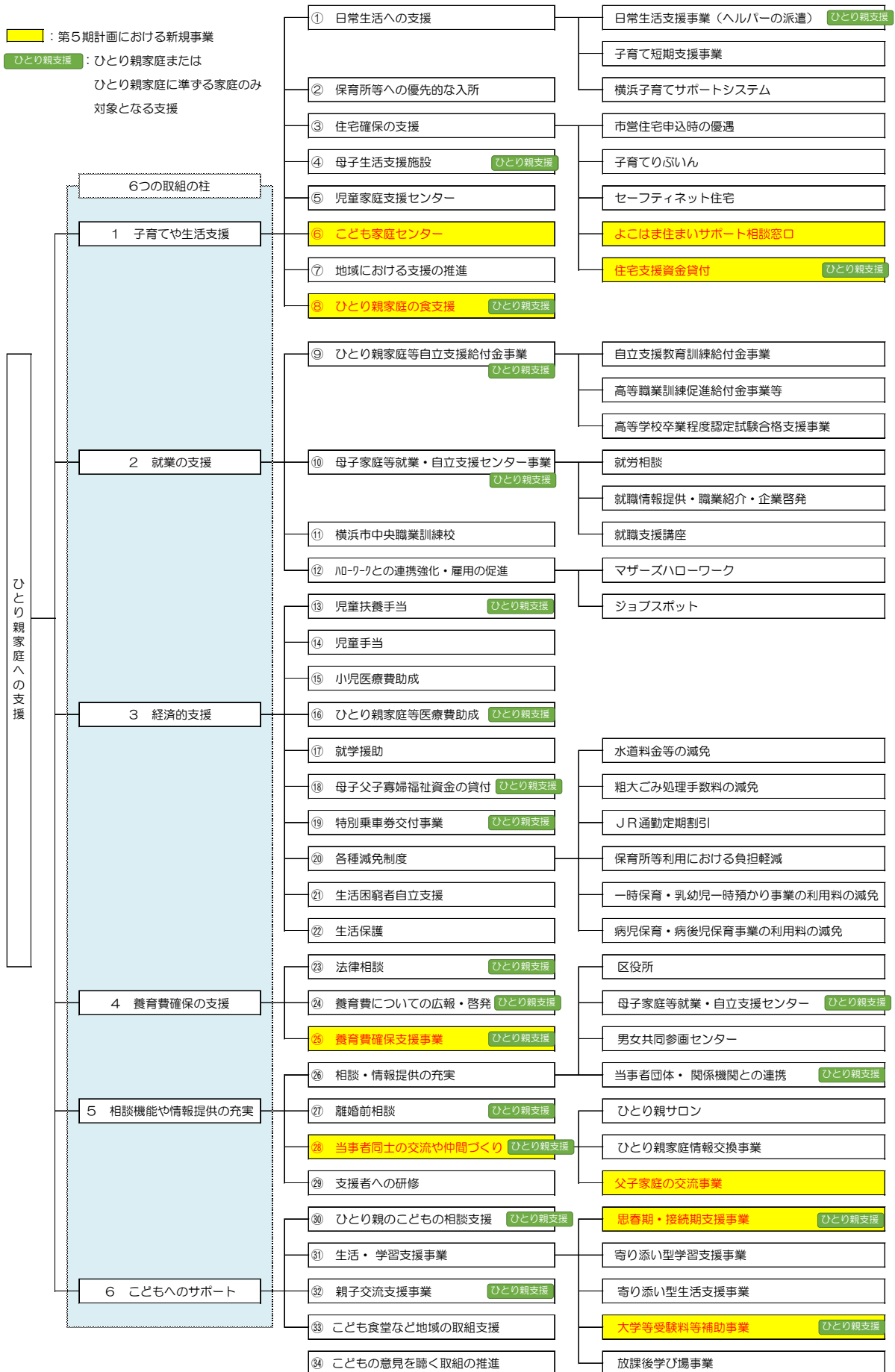
さらに、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援や、こども食堂など身近な地域における居場所づくりなど、こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。

【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】

基本理念	支援の視点	支援における取組の方向性・柱
ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます	1 自立を支援する視点	2つの方向性 1 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化 2 こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供
	2 こどもの視点	
	3 地域支援の視点	6つの取組の柱 1 子育てや生活支援 2 就業の支援 3 経済的支援 4 養育費確保の支援 5 相談機能や情報提供の充実 6 こどもへのサポート

第4章 支援の具体的事業・取組

ひとり親家庭自立支援計画事業体系図



1 子育てや生活支援

1 日常生活への支援

● 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）

ひとり親支援

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

● 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターでこどもを預かります。

（担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課）

● 横浜子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、こどもを預かって欲しい人とこどもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行うこどもの預け・預かりをサポートします。

また、ひとり親家庭等においては、利用料の一部を助成します。

（担当部署：こども青少年局地域子育て支援課）

2 保育所等への優先的な入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所等入所時の優先度をアップします。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育認定課）

3 住宅確保の支援

● 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

（担当部署：建築局市営住宅課）

● 子育てりぶいん

18歳未満のこどもがいる世帯が安心して入居できるよう、横浜市が認定した子育て環境に適した賃貸住宅に対し、家賃補助を行います。

（担当部署：建築局住宅政策課）

● セーフティネット住宅

子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給しています。

さらに一定の要件を満たす住宅に対しては、家賃や家賃債務保証料等の補助を行い、入居者の経済的な負担軽減を図ります。

(担当部署：建築局住宅政策課)

● よこはま住まいサポート相談窓口

住まいの確保にお困りの方などからの相談に対して、家賃の一部を補助する各種制度住宅等の紹介や福祉支援機関の案内などを行うことにより、相談者の個々の状況に応じた支援を実施します。

(担当部署：建築局住宅政策課)

● 住宅支援資金貸付

ひとり親支援

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課 [※事業主体は横浜市社会福祉協議会])

4

母子生活支援施設 《対象：母子》

ひとり親支援

18歳未満のこどもを養育している母子家庭、または母子家庭に準じる世帯で、様々な事情から支援を必要としている場合に、こどもと一緒に入所できる施設です。母子が、自立した生活を送ることができるよう、日常生活や就労、子育て等の支援を行います。

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のアフターケアを行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

5

児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、こどもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

6

こども家庭センター

「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

7

地域における支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

8

ひとり親家庭の食支援（フードサポート事業）

ひとり親支援

物価高騰等の影響により困窮に陥りやすいひとり親世帯に対し、フードバンク等から提供された食料品を配布する活動を支援します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

2 就業の支援

9

ひとり親家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

● 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

10

母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

● 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

● 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

1 1

横浜市中央職業訓練校

これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

(担当部署：横浜市中央職業訓練校)

1 2

ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化し、雇用の促進します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課及び健康福祉局生活支援課)

● マザーズハローワーク

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

● ジョブスポット

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭を含む生活困窮世帯への就労を支援します。

3 経済的支援

1 3 児童扶養手当

ひとり親支援

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

★令和6年11月分から所得制限限度額の引上げ及び第三子加算を拡充

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

1 4 児童手当

18歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

★令和6年10月分から支給対象児童を高校生年代まで拡充し、所得制限を撤廃

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

1 5 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

1 6 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

1 7 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費等、修学旅行費などを援助します。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

1 8 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

20 各種減免制度

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

● 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方、生活保護を受けているひとり親世帯）

● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除になります。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。（対象：児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯）

● 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、負担軽減を行っています。

● 一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の減免

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者のリフレッシュの場合に利用できる一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の負担軽減を行っています。

● 病児保育・病後児保育事業の利用料の減免

病気又は病気回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により、一時的に保育する病児保育・病後児保育事業の利用料の負担軽減を行っています。

21 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就労支援や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。

（担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課）

22 生活保護

病気や障害などで就労できない、就労していても必要な生活費を得られない、年金や手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない、不動産、自動車、預貯金など直ちに活用できる資産がない、などさまざまな事情により生活が困難な世帯に対し、最低限度の生活を保障しながら、就労支援などの自立に向けた支援を行います。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

4 養育費確保の支援

23 法律相談

ひとり親支援

離婚に関する法律相談や養育費、親権に関する事などについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

24 養育費についての広報・啓発

ひとり親支援

養育費は、こどもの成長のために必要不可欠であり、こどもの親として義務であること等について、広報・啓発を強化するほか、養育費セミナー等を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

25 養育費確保支援事業

ひとり親支援

調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。また、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用への補助を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

5 相談機能や情報提供の充実

26 相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報提供の充実を図ります。

● 区役所

区子ども家庭支援課をはじめとした窓口や、子育て応援アプリ「パマトコ」等での全般的相談・情報提供のほか、「ひとり親家庭のしおり」等の配布により、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。また、「子ども家庭相談」にて、妊娠期から思春期のお子さんの困りごと等の育児相談への相談支援機能の強化に取り組みます。

● 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親支援

離婚前後の生活の不安、ひとり親が使える制度、就労、こどものことなどについての個別相談、電話相談の実施や情報の提供を行います。また、ひとり親家庭に関係した情報を集約し、ホームページやメールマガジン、SNSを活用した情報発信を行います。

● 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デスク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実施しています。

● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

当事者団体が、ひとり親家庭が必要とする情報を、メールマガジン、SNS等で発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・関係機関との連携により、多面的な支援の輪を広げていきます。

（担当部署：子ども青少年局子ども家庭課）

27 離婚前相談

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

- **ひとり親サロン**

専門家による家計管理等の講習会や生活に関する相談、リフレッシュセミナー（ヨガやクリスマスコンサートなど）を実施します。

- **ひとり親家庭情報交換事業**

ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭が抱える悩みを共有し、相互に助け合う仲間づくりを支援します。

- **父子家庭の交流事業**

父子家庭の当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供のため、父子家庭を対象とした交流会を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

6 こどもへのサポート

30 ひとり親のこどもの相談支援

ひとり親支援

こどもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

また、ひとり親のこどもが相談しやすい窓口やツールなど、様々な機会 でひとり親のこどもが気軽に相談できるような支援を進めます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

31 生活・学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とするこどもに対し、学習支援や生活支援を行います。

● 思春期・接続期支援事業

ひとり親支援

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯を中心とした生活困窮者世帯等の中学生を対象に、将来の自立に向けた高等学校等への進学支援や基本的な生活スキルの習得に向けた支援を提供します。

また高校等に行っていないこどもも含めた高校生世代に対し、中退防止の取り組み及び、将来の選択肢の幅を広げるための講座、居場所の設置などの支援を提供します。

(担当部署：健康福祉局生活支援課)

● 寄り添い型生活支援事業

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を広げ自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施します。

(担当部署：こども青少年局青少年育成課)

● 大学等受験料等補助事業

ひとり親支援

ひとり親家庭に対し、進学へのチャレンジを後押しするため、大学等を受験する際の受験料等の一部を補助します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小中学生を対象に、放課後等に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を学校等で実施しています。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

3 2 親子交流支援事業

ひとり親支援

親子交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、こどもの健全やかな育ちにつながる親子交流の支援に取り組みます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

3 3 こども食堂など地域の取組支援

こども食堂等の地域の自主的な取組が、こどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

3 4 こどもの意見を聴く取組の推進

ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

令和11年度の数値目標は、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）にあわせ、設定しています。

【指標1】 就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により 就労に至ったひとり親の数	345 人/年	1,800 人 (5か年累計)

【指標2】 こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで 「将来の夢や就職について目標がある」と 回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】 横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握（5年に1度実施）

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率 （「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

● 計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びにこどもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。

参考資料

第4期計画の振り返り

第4期の主な取組

○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣を行う日常生活支援事業の拡充や、子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給するセーフティネット住宅や住宅支援資金貸付事業を開始しました。

保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の要点から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施しました。

自立支援教育訓練給付金の支給上限額を増額したほか、対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃しました。

また、高等職業訓練促進給付金の対象講座を拡充し、高等学校卒業家庭認定試験合格支援事業の支給上限額を引き上げました。

○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付について拡充を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施しました。

さらに、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布しました。

課題

○ 日常生活支援事業についてはニーズが高まっており、引き続き、十分な財源や事業者の安定的な確保が必要です。

○ 市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

○ ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。

○ 子育てと就労の両立を支援するために、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援や、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

○ 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要です。

○ 経済的支援は、大きな支援になっている一方、こどもが大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先が限られるなど厳しい現状もあるため、中長期的な展望をもって、自立を支援していく必要があります。

○ 児童扶養手当の支給停止により、手当と連動した様々な支援策の対象から外れることが、ひとり親家庭の負担になっていることから、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

○ 就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援が必要です。

第4期の主な取組

○ 養育費確保の支援

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談を実施したほか、養育費セミナーの実施回数を増やして周知しました。

また、公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始しました。

○ 相談・情報提供

区役所子ども家庭支援課等に「ひとり親家庭のしおり」を配架し、ひとり親家庭の方に関連する福祉制度や相談窓口を周知しました。

離婚に関わる法律知識などを学べるひとり親の親講座や父子家庭の父同士の交流事業を開始しました。

また、ひとり親サポートよこはまでSNSアカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の情報提供を開始しました。

○ こどもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭のこどもに対する、生活・学習支援を実施しました。

また、高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料補助を開始しました。

課題

○ 共同親権の法制化を踏まえて、養育費確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

○ 離婚前及び離婚時の情報提供について、制度等周知の取組の強化が必要です。

○ 事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子の健やかな成長を後押しすることが求められています。

○ 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。

○ 多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

○ どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援、進学及び就職にむけた支援を行うことが必要です。

○ こども食堂など身近な地域における居場所づくりなど、地域の見守り機能の取組が広がるよう、推進していく必要があります。

平成30年度～令和5年度実績一覧

	項目	内容	所管課等							
				平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1 子育てや生活支援	1) 日常生活への支援	日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。	子ども青少年局 子ども家庭課	日常生活支援事業利用者:382人 母子:297人 寡婦:0人 父子:85人	日常生活支援事業利用者:101人 母子:73人 寡婦:0人 父子:28人	日常生活支援事業利用者:86人 母子:79人 寡婦:0人 父子:7人	日常生活支援事業利用者:161人 母子:117人 寡婦:0人 父子:44人	日常生活支援事業利用者:207人 母子:165人 寡婦:0人 父子:42人	日常生活支援事業利用者:242人 母子:189人 寡婦:0人 父子:53人
		子育て短期支援事業	保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	利用者数:延べ5688人	利用者数:延べ5952人	利用者数:延べ5723人	利用者数:延べ5478人	利用者数:延べ5142人	利用者数:延べ5478人
		子育てサポートシステム	地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。	子ども青少年局 地域子育て支援課	援助活動件数:59,401件	援助活動件数:60,908件	援助活動件数:36,896件	援助活動件数:45,114件	援助活動件数:46,586件 ※令和5年1月～ひとり親家庭等支援事業開始:助成金支払件数44件	援助活動件数:66,619件 ※ひとり親家庭等支援事業:助成金支払件数574件
	2) 保育所等への優先的な入所	保育所等への優先的な入所	未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所等入所時の優先度をアップします。	区福祉保健センター 子ども青少年局 保育・教育認定課	保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしているひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。					
	3) 住宅確保の支援	市営住宅申込時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。	建築局市営住宅課	募集戸数 子育て世帯専用: 118戸 子育て支援倍率優遇:123戸	募集戸数 子育て世帯専用: 80戸 子育て支援倍率優遇:252戸	募集戸数 子育て世帯専用: 83戸 子育て支援倍率優遇:223戸	募集戸数 子育て世帯専用: 60戸 子育て支援倍率優遇:126戸	募集戸数 子育て世帯専用: 56戸 子育て支援倍率優遇:105戸	募集戸数 子育て世帯専用: 87戸 子育て支援倍率優遇:126戸
		民間住宅あんしん入居	家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。★令和2年度をもって事業終了とし、新たな住宅セーフティネット制度に統合しました。	建築局住宅政策課	利用件数:19件	利用件数:26件	利用件数:14件	-	-	-
		子育てりびいん	18歳未満の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、横浜市が認定した子育て環境に適した賃貸住宅に対し、家賃補助を行います。	建築局住宅政策課	管理戸数:372戸	管理戸数:372戸	管理戸数:372戸	管理戸数:372戸	管理戸数:344戸	管理戸数:312戸
		セーフティネット住宅	子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給しています。さらに一定の要件を満たす住宅に対しては、家賃や家賃債務保証料等の補助を行い、入居者の経済的な負担軽減を図ります。	建築局住宅政策課	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:10戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:49戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:69戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:100戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:173戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:288戸
		住宅支援金貸付	児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	-	-	貸付件数:8件	貸付件数:33件	貸付件数:30件

		項目	内容	所管課等								
					平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	子育てや生活支援	4) 母子生活支援施設	施設の運営と環境整備	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	8か所(134世帯)	8か所(129世帯)	8か所(105世帯)	8か所(117世帯)	8か所(121世帯)	8か所(121世帯)	
			アフターケアのための職員配置	母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援を担当する職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	職員配置:7人	職員配置:7人	職員配置:7人	職員配置:8人	職員配置:8人	職員配置:7人	
		5) 児童家庭支援センター	児童家庭支援センター	児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	12施設	15施設	17施設	17施設	18施設	18施設	
		6) 子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター	区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び区福祉保健センターと地域子育て支援拠点との一層の連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。	子ども青少年局 地域子育て支援課	母子保健コーディネーター配置 区数 6区	母子保健コーディネーター配置 区数 11区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	
		7) 地域力による支援の推進	ひとり親サロンの地域展開	同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。	子ども青少年局 子ども家庭課	回数:12回 参加者:147人	回数:8回 参加者:68人	回数:5回 参加者:40人	回数:9回 参加者:68人	回数:10回 参加者:95人	回数:10回 参加者:85人	
		8) ひとり親家庭の食支援	フードサポート事業(ばくサポ)	新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布し、食生活を支援するとともに、フードロスを削減します。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	-	延べ743世帯	延べ468世帯	延べ6,092世帯	延べ6,025世帯	
2	就業の支援		自立支援教育訓練給付金事業	主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。	子ども青少年局 子ども家庭課	支給:68人	支給:56人	支給:36人	支給:55人	支給:66人	支給:70人	
			9) ひとり親家庭等自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要な住宅支援資金の貸付を行います。	子ども青少年局 子ども家庭課	支給:106人	支給:94人	支給:98人	支給:145人	支給:227人	支給:262人
			高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。	子ども青少年局 子ども家庭課	支給:2人	支給:3人	支給:4人	支給:5人	支給:7人	支給:8人	

	項目	内容	所管課等	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2 就業の支援	10) 母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	支援者数:278人 就労者数:196人	支援者数:230人 就労者数:147人	支援者数:354人 就労者数:117人	支援者数:410人 就労者数:147人	支援者数:404人 就労者数:191人	支援者数:396人 就労者数:225人
		就職情報の提供・職業紹介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	子ども青少年局 子ども家庭課	職業紹介:25人 企業訪問:12社	職業紹介:4人 企業訪問:8社	職業紹介:8人 企業訪問:17社	職業紹介:13人 企業訪問:14社	職業紹介:9人 企業訪問:9社	職業紹介:8人 企業訪問:29社
		就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。	子ども青少年局 子ども家庭課	介護職員初任者研修: 5人受講	介護職員初任者研修: 5人受講	介護職員初任者研修: 4人受講	介護職員初任者研修: 4人受講	介護職員初任者研修: 5人受講	介護職員初任者研修: 3人受講
		11) 横浜市中央職業訓練校	横浜市中央職業訓練校	これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親に、就職に役立つ知識や技術を身につけるための職業訓練、就職支援を行います。	横浜市中央職業訓練校	ひとり親家庭向けの科目の設定、ひとり親家庭への優先枠を設けた科目の設定、募集ちらしを区子ども家庭支援課、母子家庭等就業・自立支援センター等に配布等を行っています。				
12) ハローワークとの連携強化・雇用の促進	マザーズハローワーク	求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	児童扶養手当現況確認時に、出張窓口の設定や、リーフレットの配架等を実施するなど、連携を図っています。						
	ジョブスポット	横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭を含む生活困窮世帯への就労を支援します。	区福祉保健センター 健康福祉局生活支援課 子ども青少年局 子ども家庭課	各区生活支援課において就労支援が必要な方に必要なサービスが届けられるよう、適切な案内を行っていきます。また児童扶養手当現況確認時に、出張窓口の設定や、リーフレットの配架等を実施するなど、連携を図っています。						
3 経済的な支援	13) 児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 ★令和6年11月分から所得制限限度額の引上げ及び第三子加算を拡充	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	児童扶養手当受給者数:18,708人	児童扶養手当受給者数:18,041人	児童扶養手当受給者数:17,426人	児童扶養手当受給者数:16,995人	児童扶養手当受給者数:16,286人	児童扶養手当受給者数:15,566人
	14) 児童手当	児童手当	18歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 ★令和6年10月分から支給対象児童を高校生年代まで拡充し、所得制限を撤廃	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	児童手当受給者数:290,837人	児童手当受給者数:286,598人	児童手当受給者数:282,644人	児童手当受給者数:278,636人	児童手当受給者数:243,816人	児童手当受給者数:233,402人

	項目	内容	所管課等	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3 経済的な支援	15) 小児医療費助成	小児医療費助成	健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。	区福祉保健センター保険年金課 健康福祉局医療援助課	受給対象者: 278,631人	受給対象者: 313,252人	受給対象者: 314,879人	受給対象者: 317,649人	受給対象者: 307,741人	受給対象者: 432,657人
	16) ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が、医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。	区福祉保健センター保険年金課 健康福祉局医療援助課	受給対象者: 41,211人	受給対象者: 40,482人	受給対象者: 36,547人	受給対象者: 37,925人	受給対象者: 36,568人	受給対象者: 35,035人
	17) 就学援助	就学援助	お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	認定者数:34,218人	認定者数:32,785人	認定者数:32,355人	認定者数:31,751人	認定者数:30,442人	認定者数:28,894人
	18) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	件数:503件 金額: 252,196,800円	件数:440件 金額: 224,807,000円	件数:350件 金額: 181,695,900円	件数:296件 金額: 155,312,008円	件数:300件 金額: 158,238,141円	件数:246件 金額: 138,373,250円
	19) 特別乗車券交付事業	特別乗車券交付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。	子ども青少年局 子ども家庭課	特別乗車券交付枚数: 16,923枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 335枚	特別乗車券交付枚数: 16,312枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 315枚	特別乗車券交付枚数: 14,899枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 286枚	特別乗車券交付枚数: 14,261枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 268枚	特別乗車券交付枚数: 13,512枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 247枚	特別乗車券交付枚数: 12,827枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 242枚
	※) 寡婦（夫）控除のみなし適用	寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。 ※ 令和3年度の住民税から、未婚のひとり親に対しても税制上の控除が適用されることとなったため、「寡婦（夫）控除のみなし適用」は原則終了	子ども青少年局 子ども家庭課	横浜市独自に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、未婚であっても税制度の寡婦（夫）控除等が適用されたものとみなして、対象家庭の刑事的負担の軽減を図りました。			※国の税制改正により、令和3年度の住民税（所得税は令和2年分）から、未婚のひとり親に対して税制上の控除が適用されることになりました。 この税制改正により、横浜市独自の「寡婦（夫）控除のみなし適用」については、原則終了しました。		
	21) 生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就労支援や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。	区福祉保健センター健康福祉局生活支援課	新規相談件数 6,062件 ※内ひとり親 327件	新規相談件数 6,907件 ※内ひとり親 313件	新規相談件数 26,977件 ※内ひとり親 700件	新規相談件数 16,804件 ※内ひとり親 464件	新規相談件数 9,954件 ※内ひとり親 358件	新規相談件数 8,174件 ※内ひとり親 436件
	22) 生活保護	生活保護	働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。	区福祉保健センター健康福祉局生活支援課	3,423世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)	3,168世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)	2,901世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)	2,728世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)帯	2,574世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)帯	2,480世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)帯

	項目	内容	所管課等							
				平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4 養育費確保の支援	23) 法律相談	法律相談	離婚に関する法律相談や養育費、親権に関することなどについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	法律相談: 162人626件(内 養育費139件)	法律相談: 156人587件(内 養育費132件)	法律相談: 159人902件(内 養育費133件)	法律相談: 166人951件(内 養育費151件)	法律相談: 157人912件(内 養育費134件)	法律相談: 140人948件(内 養育費124件)
	24) 養育費についての広報・啓発	養育費についての 広報・啓発	養育費は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等について、広報・啓発を強化するほか、養育費セミナー等を実施します。	子ども青少年局 子ども家庭課	養育費セミナー6 回86人	養育費セミナー5 回82人	養育費セミナー5 回58人	養育費セミナー5 回69人 養育費確保支援 事業利用者39人	養育費セミナー6 回60人 養育費確保支援 事業利用者80人	養育費セミナー6 回85人 養育費確保支援 事業利用者93人
	25) 養育費確保支援事業	養育費確保支援事業	調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。また、ADR（裁判外紛争解決手続）や弁護士費用への補助を行います。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	-	-	公正証書等の作成費用補助:35 件 養育費保証契約 の費用補助:4件	公正証書等の作成費用補助:74 件 養育費保証契約 の費用補助:6件	公正証書等の作成費用補助:90 件 養育費保証契約 の費用補助:3件
5 相談機能や情報提供の充実	26) 相談・情報提供の充実	相談・情報提供の 充実	ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報の強化を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進しました。					
	27) 離婚前相談	離婚前相談	DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。	区福祉保健センター 子ども家庭支援課	電話相談:194件 法律相談:102件	電話相談:170件 法律相談:80件	電話相談:194件 法律相談:98件	電話相談:167件 法律相談:108件	電話相談:170件 法律相談:98件	電話相談:186件 法律相談:97件
	28) 当事者同士の交流や仲間づくり	ひとり親サロン(再掲)	専門家による家計管理等の講習会や生活に関する相談、リフレッシュセミナー（ヨガやクリスマスコンサートなど）を実施します。	子ども青少年局 子ども家庭課	回数:12回 参加者:147人	回数:8回 参加者:68人	回数:5回 参加者:40人	回数:9回 参加者:68人	回数:10回 参加者:95人	回数:10回 参加者:85人
		ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭が抱える悩みを共有し、相互に助け合う仲間づくりを支援します。	子ども青少年局 子ども家庭課	参加者:81人	参加者:52人	参加者:42人	参加者:67人	参加者:105人	参加者:97人
		父子家庭の交流事業	父子家庭の当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供のため、父子家庭を対象とした交流会を実施します。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	参加者:6人	- ※新型コロナウイルスのため実施なし	参加者:2人	参加者:3人	参加者:2人
29) 支援者への研修	支援者への研修	母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進しました。						

	項目	内容	所管課等	年度						
				平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
6 子ども自身へのサポート	30) ひとり親のこどもの相談支援	ひとり親のこどもの相談支援	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。	子ども青少年局こども家庭課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任こども家庭支援担当職員研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進しました。					
	思春期・接続期支援事業	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。	子ども青少年局こども家庭課	二区 延べ319人	一区 延べ144人	子への支援:53人 親への支援:48人	子への支援:61人 親への支援:55人	子への支援:74人 親への支援:64人	子への支援:96人 親への支援:73人	
	寄り添い型学習支援事業	生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。	区福祉保健センター 健康福祉局生活支援課	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	
	31) 生活・学習支援事業	寄り添い型生活支援事業	生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を広げ自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施します。	子ども青少年局青少年育成課	延べ11,346人	延べ11,514人	延べ14,167人	延べ16,458人	延べ18,214人	延べ24,196人
	放課後学び場事業	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小中学生を対象に、放課後等に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を学校等で実施しています。	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	55校	86校	92校	93校	105校	106校	
	32) 親子交流支援事業	親子交流支援事業	親子交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、こどもの健やかな育ちにつながる親子交流の支援に取り組めます。	子ども青少年局こども家庭課	ひとり親家庭のしおりや啓発資料にて、相談先の紹介(家庭問題情報センター(FPIC)・法テラス等)を実施しました。					
	33) 子ども食堂など地域の取組支援	子ども食堂など地域の取組支援	子ども食堂等の地域の自主的な取組が、こどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	子ども青少年局地域子育て支援課	子どもの居場所づくり立上げ等支援補助金 交付団体数 1団体	子どもの居場所づくり立上げ等支援補助金 交付団体数 7団体	- ※新型コロナウイルスのため実施なし	子どもの居場所づくり活動支援補助金 交付団体数 12団体	子どもの居場所づくり活動支援補助金 交付団体数 12団体	子どもの居場所づくり活動支援補助金 交付団体数 11団体

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年1月24日から2月5日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から同一世帯上、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。(その他の家族がいる場合を含む。)

	今回（令和5年度）			〈参考〉前回（平成29年度）		
	調査票送付数	回収数	回収率	調査票送付数	回収数	回収率
母子家庭	2,900	646	22.3%	2,600	736	28.3%
父子家庭	1,100	201	18.3%	1,000	245	24.5%
合計	4,000	847	21.2%	3,600	981	27.3%

2 結果の概要

() 内は、平成29年度調査

		全体	母子家庭	父子家庭
1 ひとり親 になった理由	離別	73.8% (73.9%)	77.2% (77.0%)	62.7% (64.5%)
	死別	14.4% (15.4%)	9.1% (10.2%)	31.3% (31.0%)
	未婚	6.6% (5.7%)	8.5% (7.5%)	0.5% (0.4%)
	別居、その他	5.2% (5.0%)	5.1% (5.3%)	5.5% (4.1%)
2 住居の状 況	賃貸住宅	40.5% (41.7%)	44.4% (46.8%)	28.4% (27.0%)
	持ち家	33.2% (28.5%)	26.3% (21.6%)	55.2% (49.4%)
	本人以外の名 義の持ち家	23.7% (23.8%)	26.5% (25.4%)	14.9% (18.8%)
	会社の社宅 等、その他	2.5% (5.9%)	2.8% (6.2%)	1.5% (4.8%)
	1か月あたり の住居費	8.6万円 (7.4万 円)	7.9万円 (6.7万 円)	10.5万円 (9.2万 円)
3 平均年間世帯総収入 (※ 1)		473万円 (432万 円)	401万円 (361万 円)	694万円 (643万 円)
4 平均年間就労収入※ (※ 1)		413万円 (379万 円)	329万円 (295万 円)	661万円 (615万 円)
5 就業率		90.6% (87.1%)	89.8% (86.3%)	93.0% (89.4%)

6 就業形態	正社員・正規職員	57.4% (50.1%)	51.6% (44.6%)	75.4% (66.2%)
	パート・アルバイト	22.9% (26.5%)	29.1% (34.6%)	3.7% (2.7%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	6.6% (8.7%)	7.9% (9.0%)	2.7% (7.8%)
	人材派遣会社の派遣社員	2.5% (3.9%)	2.9% (5.0%)	1.1% (0.5%)
	自営業主（商店主・農業など）	5.6% (7.1%)	4.8% (5.0%)	8.0% (13.2%)
	会社などの役員	3.3% (2.5%)	1.7% (0.5%)	8.0% (8.2%)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.2%)	1.5% (1.3%)	0.5% (1.4%)
7 平均就業時間		33 時間 (35 時間)	32 時間 (33 時間)	37 時間 (41 時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事 (事務的な仕事)	事務的な仕事 (事務的な仕事)	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)
	上位 2 位	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)	管理的な仕事 (管理的な仕事)
	上位 3 位	営業・販売の仕事 (サービスの仕 事・資格なし)	営業・販売の仕事 (サービスの仕 事・資格なし)	事務的な仕事 (建設の仕事)
9 養育費	取り決め率	49.3% (44.6%)	52.3% (47.2%)	36.3% (34.3%)
	受領率 (※ 2)	44.3% (38.6%)	51.8% (45.5%)	12.3% (11.9%)
	1 か月あたり の受領額 (※ 2)	6.0 万円(5.5 万 円)	6.3 万円 (5.8 万 円)	2.4 万円 (2.3 万 円)
10 親子交流	取り決め率	33.8% (31.6%)	32.7% (30.4%)	38.4% (36.1%)
	実施率 (※ 2)	64.4% (59.2%)	62.2% (58.3%)	73.9% (62.7%)

※ 1 総支給額

※ 2 過去に受領または実施していた場合を含む。

ヒアリング等調査結果の概要

1 ヒアリング等状況

		ヒアリング対象	実施日
1	支援者・支援者団体	民生委員・児童委員協議会、 主任児童委員連絡会	8月2日 8月6日 8月13日
2		市社会福祉協議会事務局	6月18日
3		市立保育園	7月9日
4		市内私立幼稚園	7月22日
5		小・中学校（教育委員会事務局）	6月19日
6		母子生活支援施設（アンケート実施）	6月
7		横浜市男女共同参画センター横浜	7月26日
8		区こども家庭支援課社会福祉職	6月27日
9	当事者団体	一般財団法人 横浜市ひとり親家庭福祉会	6月25日
10		一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	8月25日
11	こどもの意見	①アンケート（回答者数86名） ②座談会（参加者数6名）	①7月 ②8月25日

2 当事者団体及び支援者団体への主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・こどもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- ・今後より一層必要と考えられる支援の内容 等

3 当事者団体及び支援者団体へのヒアリングから見てきた状況

（子育てや生活支援について）

- ひとり親家庭福祉会やこども食堂等は、食支援等をきっかけに身近な相談先となり、有効だが、スポット的に支援が不足している地域があるため、地域資源として、そういった団体を作っていく必要がある（支援者）

- ひとり親の負担を軽減するためのレスパイト施設や、休日利用ができる子の預かり施設を増やしていくべきと考える。(支援者)
- DV被害や障害、生活困窮等、複合的な課題を抱えているひとり親世帯も多く、保育園の送迎・訪問看護・育児支援・家事支援・経済管理等様々なサービスが必要である。(支援者)
- こども食堂等での、食をきっかけとしたひとり親家庭のこどもの居場所づくりは有効である。「つながっている」という精神的な支援が大切。(支援者)

(就業の支援について)

- 本人に働く意欲があっても、こどもが不登校、障害がある場合など、なかなか働くことができない。こどもと過ごす時間をもっと多く取りたいことから、テレワークを望むが、在宅ワークのスキルがないことや、在宅ワークができる自宅環境や設備等もないため、難しいのが現状である。(当事者)
- 仕事をするこどもとの時間が取れず、こどもが犠牲になるという考えではなく、仕事を頑張る姿を見せて、こどもと一緒に頑張ることで、こども自身の自己肯定感を高めていけるとよい。(当事者)

(経済的支援について)

- ひとり親家庭の親が実親と不仲で頼れる人がいないという相談も多い。そういった場合の居住支援やシェアハウスで住民同士が助け合うような環境があればよい。(支援者)
- 生活費や教育費など、金銭的な課題が一番と感じる。教育費については、学生支援機構など無償の奨学金のメニューはあるが、入学後の支給になるため、入学前に一時的に必要となる入学金や前期学費など100万円程度は捻出しなければならない。つなぎローンがもっと必要である。(当事者)

(養育費確保の支援について)

- 養育費支払いに対して、親子交流を引き合いに出してこられると困ることがある。弁護士費用は高いため、間に行政機関や公的機関等に入ってほしい。(当事者)

(相談・情報提供について)

- フルタイム勤務、子に障害がある場合など、時間的、精神的な余裕がなく、支援に結びつかない場合がある。スマートフォン等で支援(相談・物資・交流)に繋がれるとよい。(支援者)
- 地域や学校等で、ひとり親家庭の父や母が、他の父親や母親と、日頃からちょっとした悩みを話せるような交流機会を提供することが有効である。(支援者)
- 思春期の女子を父子家庭の父が育てることに課題をもっている家庭は多く、父子家庭への情報や交流機会の提供が必要と考える。(支援者)
- 区役所、学校、民生委員でより連携して対応していく必要がある。情報共有が重要。(支援者)

(こどもへのサポートについて)

- 家庭内の親子関係の不和があった場合、こどもへのサポートが難しい場合がある。主任児童委員、民生委員、学校のスクールカウンセラー、地域の居場所、SNS相談等がこどもの支えになればと思う。(支援者)
- 親のニーズにばかり目を向けるのではなく、こども目線を重視した施策が必要と考える。(支援者)

4 こどもへのヒアリング結果

小学1年生から大学1年生までのひとり親家庭(母子家庭)のこども6名を対象に、毎日の生活の中で感じている事、将来について思っている事などについて、グループトーク形式のヒアリングを実施しました。

ヒアリング対象者：小学1年生女子、小学3年生男子、小学3年生女子、
中学2年生女子、高校3年生女子、大学1年生男子

(親の仕事について)

- 休みなしで仕事・子育てをしていることがすごい、でも大変そうだなと感じる。(中学2年生)
- 親が働いているときには、きょうだいとテレビを見るなどして過ごしていたが、寂しいときはあった。親は忙しそうだから、ゆっくり休んで欲しいと思っている。(高校3年生)
- いつも大変そうに仕事をしている。でも仕事を頑張っているところは好き。(小学3年生)
- もっと長い休みがとれたらいいのにと思うことがある。(小学3年生)

(日々の生活について思うこと)

- 中学生の時に、給食ではなく弁当だったことで親に負担をかけたと思う。(大学1年生)
- 進路については、短大に行く予定だが、学費が心配。親子でお金の相談もした。最終的にはやりたいことや学校の雰囲気短大を選んだ。(高校3年生)
- 今のままでいい。(小学3年生)
- ひとりでお留守番したことはない。放課後キッズクラブに親が迎えに来てくれる。家ではお話ししてくれるのでさみしくない。(小学1年生、小学3年生)

(ひとり親家庭のこどもとして思うこと)

- 進路の選択をするときに、学費のことを考えたりすることはあるが、我慢ではない。自然にそう思っている。(中学2年生)
- あまり他の家庭と比べたことはない。やりたいことをやらせてもらえていると思っている。(大学1年生)

5 こどもへのアンケート結果

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭におけるこどもの困りごとや意見等の把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年7月11日から7月31日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

調査対象：令和2年から令和6年の間に「横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の学習支援を受けた又は受ける予定のひとり親家庭 353 世帯

回収状況：回答者数 86 名（回収率 24.3%）

内訳：母子家庭 82 名、父子家庭 4 名

中学1年 37 名、中学2年 22 名、中学3年 10 名、

高校1年 12 名、高校2年 3 名、不明・未回答 2 名

2 結果の概要

【関心があること・打ち込んでいること】※複数回答可

友達との遊びや活動・ゲーム 55名

部活や習い事 50名

ひとりで遊ぶゲーム 32名

【現在困っていること】※複数回答可

勉強や進路のこと 47名

困っていることはない 27名

お金のこと 16名

【困っていることを相談できる人】※複数回答可

母親 55名

友達 53名

学校の先生 21名

祖父母 15名 (参考：相談できる人はいない 3名)

【あったらいいなと思う支援や手助け】※複数回答可

家庭教師や塾代の支援 43名

学習用品の支給支援 29名

食品の配布 25名

仲間づくりや学習の場など、居場所の提供 21名

食事の場の提供（こども食堂など） 21名

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

■委員

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職
1	川田 悦子	マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官
2	篠原 恵一	母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長
3	丹羽 麻子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長
4	濱田 静江	社会福祉法人たすけあいゆい 理事長
5	本間 春代	本間法律事務所 弁護士
6	松浦 正義	横浜市民生委員児童委員協議会理事 緑区民生委員児童委員協議会会長
7	道下 久美子	一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長
8	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
9	渡邊 修一	NPO法人 サステナブルネット 理事長

10	竹内 弥生	緑区こども家庭支援課長
11	鋪 歆奈	戸塚区こども家庭支援課長
12	森田 和枝	泉区和泉保育園長
13	近堂 次郎	横浜市中央職業訓練校長（経済局雇用労働課長）
14	伊藤 泰毅	健康福祉局生活支援課長
15	石津 啓介	建築局住宅政策課担当課長
16	末吉 和弘	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長

■事務局

	氏名	所属・役職
1	秋野 奈緒子	こども青少年局こども福祉保健部長
2	藤浪 博子	こども青少年局こども家庭課長

横浜市こども青少年局こども家庭課

令和6年10月発行

横浜市中区本町 6-50-10

Eメール kd-katei@city.yokohama.lg.jp

電話番号：045-671-2390 FAX 番号：045-681-0925

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/plan/jiritsu-shien.html>